

東北電原運第27号

令和元年12月16日

原子力規制委員会 殿

仙台市青葉区本町一丁目7番1号

東北電力株式会社

取締役社長 社長執行役員

原田 宏哉

女川原子力発電所原子炉施設
保安規定変更認可申請について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の24第1項の規定により、下記のとおり女川原子力発電所原子炉施設保安規定の変更認可を申請いたします。

記

1. 変更の内容

昭和58年9月20日付58資庁第13045号で認可を受け、別表のとおり変更認可を受けた女川原子力発電所原子炉施設保安規定の記述を、別添の女川原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表の変更後欄のとおり変更する。(ただし、下線は含まない。)

2. 変更理由

(1) 女川1号炉廃止措置に伴う変更

女川1号炉は、平成30年12月21日をもって運転終了し、令和元年7月29日に核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の34第2項の規定に基づき、廃止措置計画認可を申請した。

廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、女川原子力発電所原子炉施設保安規定を運転段階と廃止措置段階に分編化し、関連する条文の変更および新規条文の追加を行う。

(変更する条文)

第1条（目的）、第3条（品質保証計画）、第4条（保安に関する組織）、第5条（保安に関する職務）、第6条（原子炉施設保安委員会）、第7条（原子炉施設保安運営委員会）、第9条の2（電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の職務等）、第11条（構成および定義）、第11条の2（原子炉の運転期間）、第12条（原子炉の運転員の確保）、第17条（地震・火災等発生時の対応）、第22条（制御棒のスクラム機能）、第24条（ほう酸水注入系）、第25条（原子炉熱的制限値）、第26条（原子炉熱出力および炉心流量）、第27条（計測および制御設備）、第28条（原子炉再循環ポンプ）、第29条（ジェットポンプ）、第30条（主蒸気安全弁および主蒸気逃がし安全弁）、第31条（格納容器内の原子炉冷却材漏えい率）、第33条（原子炉冷却材中のよう素131濃度）、第34条（原子炉停止時冷却系その1）、第37条（原子炉冷却材温度および原子炉冷却材温度変化率）、第39条（非常用炉心冷却系その1）、第40条（非常用炉心冷却系その2）、第41条（原子炉隔離時冷却系）、第43条（格納容器および格納容器隔離弁）、第45条（サブプレッションプールの平均水温）、第46条（サブプレッションプールの水位）、第51条（非常用ガス処理系）、第52条（残留熱除去冷却海水系）、第53条（非常用補機冷却水系および非常用補機冷却海水系）、第54条（原子炉補機冷却水系および原子炉補機冷却海水系）、第55条（高圧炉心スプレー補機冷却水系および高圧炉心スプレー補機冷却海水系）、第58条（中央制御室非常用換気空調系）、第61条（非常用ディーゼル発電機その1）、第62条（非常用ディーゼル

発電機その2), 第63条(非常用ディーゼル発電機燃料油等), 第64条(直流電源その1), 第65条(直流電源その2), 第66条(所内電源系統その1), 第67条(所内電源系統その2), 第70条(複数の制御棒引き抜きを伴う検査), 第78条(異常時の措置), 第86条(使用済燃料の貯蔵), 第88条(放射性固体廃棄物の管理), 第89条(放射性液体廃棄物の管理), 第90条(放射性気体廃棄物の管理), 第91条(放出管理用計測器の管理), 第93条(管理区域の設定および解除), 第94条(管理区域内における区域区分), 第98条(保全区域), 第103条(放射線計測器類の管理), 第108条の2(原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価および長期保守管理方針), 第110条の2(緊急作業従事者の選定), 添付1(原子炉がスクラムした場合の運転操作手順), 添付2(管理区域図), 添付3(保全区域図), 添付4(長期保守管理方針)

(追加する条文)

第201条(目的), 第202条(基本方針), 第202条の2(関係法令および保安規定の遵守), 第202条の3(安全文化の醸成), 第203条(品質保証計画), 第204条(保安に関する組織), 第205条(保安に関する職務), 第206条(原子炉施設保安委員会), 第207条(原子炉施設保安運営委員会), 第208条(廃止措置主任者の選任), 第209条(廃止措置主任者の職務等), 第211条(構成および定義), 第212条(原子炉施設の運転員の確保), 第213条(巡視), 第214条(マニュアルの作成), 第215条(引継および通知), 第216条(原子炉の運転停止に関する恒久的な措置), 第217条(地震・火災等発生時の対応), 第217条の2(電源機能喪失時等の体制の整備), 第218条(安全貯蔵), 第219条(工事の計画および実施), 第220条(工事完了の報告), 第256条(使用済燃料プールの水位・水温), 第273条(施設運用上の基準の確認), 第274条(施設運用上の基準を満足しない場合), 第276条(施設運用上の基準に関する記録), 第280条(新燃料の運搬), 第281条(新燃料の貯蔵), 第286条(使用済燃料の貯蔵), 第287条(使用済燃料の運搬), 第288条(放射性固体廃棄物の管理),

第288条の2（放射性廃棄物でない廃棄物の管理），第288条の3（事故由来放射性物質の降下物の影響確認および所外搬出等の管理），第289条（放射性液体廃棄物の管理），第290条（放射性気体廃棄物の管理），第291条（放出管理用計測器の管理），第292条（頻度の定義），第293条（管理区域の設定および解除），第294条（管理区域内における区域区分），第295条（管理区域内における特別措置），第296条（管理区域への出入管理），第297条（管理区域出入者の遵守事項），第298条（保全区域），第299条（周辺監視区域），第300条（線量の評価），第301条（床，壁等の除染），第302条（外部放射線に係る線量当量率等の測定），第303条（放射線計測器類の管理），第304条（管理区域外等への搬出および運搬），第305条（発電所外への運搬），第306条（協力企業の放射線防護），第307条（頻度の定義），第308条（保守管理計画），第308条の3（溶接事業者検査の実施），第309条（原子力防災組織），第310条（原子力防災組織の要員），第310条の2（緊急作業従事者の選定），第311条（原子力防災資機材の整備），第312条（通報経路），第313条（緊急時演習），第314条（通報），第315条（緊急時体制の発令），第316条（応急措置），第317条（緊急時における活動），第317条の2（緊急作業従事者の線量管理等），第318条（緊急時体制の解除），第319条（所員への保安教育），第320条（協力企業従業員への保安教育），第321条（記録），第322条（報告），添付2－2（管理区域図），添付2－3（保全区域図）

(2) 放射性廃棄物でない廃棄物の管理に伴う変更

旧原子力安全・保安院指示文書「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（N I S A - 1 1 1 a - 0 8 - 1）（平成20・04・21 原院第1号）を受け、関連する次の条文の追加・変更を行う。

（追加する条文）

第88条の2（放射性廃棄物でない廃棄物の管理）

（変更する条文）

第3条（品質保証計画）

第88条の2（事故由来放射性物質の降下物の影響確認）

(3) 記載の適正化

- a. 女川1号炉廃止措置に伴い変更する条文のうち、第30条（主蒸気安全弁および主蒸気逃がし安全弁）、第61条（非常用ディーゼル発電機その1）の記載について、東通原子力発電所との記載の整合を図る。
- b. 第88条（放射性固体廃棄物の管理）の記載について、読み替えとの整合を図る。
- c. 第108条（保守管理計画）の記載について、本文と注釈との整合を図る。
- d. 第119条（所員への保安教育）の記載について、表現の統一を図る。

3. 施行期日

本規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。ただし、女川1号炉廃止措置に伴う変更については、第4条 図4 発電所の保安に関する組織および、第204条 図204 発電所の保安に関する組織への変更を行う日から施行する。

以 上

女川原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可の経緯

	認 可 年 月 日	認 可 証 番 号
1	昭和59年7月24日	59資庁第9848号
2	昭和63年2月4日	62資庁第16331号
3	平成元年2月27日	元資庁第679号
4	平成元年3月31日	元資庁第3497号
5	平成元年5月9日	元資庁第4554号
6	平成2年2月19日	2資庁第1412号
7	平成2年3月23日	2資庁第1878号
8	平成5年4月16日	5資庁第3048号
9	平成5年10月7日	5資庁第10275号
10	平成6年9月26日	6資庁第9665号
11	平成7年7月19日	7資庁第8462号
12	平成7年12月6日	7資庁第12272号
13	平成11年4月20日	平成11・02・18資第15号
14	平成12年1月26日	平成11・12・21資第31号
15	平成12年5月19日	平成12・04・12資第23号
16	平成13年1月5日	平成12・08・31資第8号
17	平成13年2月23日	平成13・01・19原第1号
18	平成13年3月30日	平成13・03・23原第2号
19	平成13年7月25日	平成13・07・02原第12号
20	平成13年10月11日	平成13・09・19原第1号
21	平成13年12月18日	平成13・11・29原第7号
22	平成14年7月15日	平成14・06・21原第2号
23	平成14年10月22日	平成14・09・27原第6号
24	平成15年3月19日	平成15・03・11原第9号
25	平成15年7月1日	平成15・06・26原第6号
26	平成16年5月20日	平成15・12・24原第18号
27	平成16年8月31日	平成16・08・11原第13号
28	平成16年12月17日	平成16・11・17原第11号
29	平成17年11月28日	平成17・11・07原第4号
30	平成18年2月22日	平成18・01・27原第12号
31	平成18年10月27日	平成18・10・12原第4号
32	平成19年6月12日	平成19・05・18原第3号
33	平成19年12月13日	平成19・09・28原第35号
34	平成19年12月13日	平成19・11・30原第20号
35	平成20年6月18日	平成20・05・28原第8号
36	平成20年8月22日	平成20・07・11原第8号
37	平成20年12月12日	平成20・10・31原第4号
38	平成21年10月14日	平成21・08・17原第5号
39	平成22年1月22日	平成21・12・17原第1号
40	平成23年6月1日	平成23・04・08原第35号

	認 可 年 月 日	認 可 証 番 号
41	平 成 23 年 6 月 1 日	平成23・04・22原第10号
42	平 成 23 年 6 月 15 日	平成23・05・19原第16号
43	平 成 24 年 9 月 6 日	20120731原第68号
44	平 成 25 年 7 月 5 日	原管 B 発第1307047号
45	平 成 26 年 1 月 28 日	原管 B 発第1401281号
46	平 成 26 年 5 月 21 日	原規規発第1405212号
欠番	—	—
48	平 成 26 年 6 月 24 日	原規規発第1406241号
49	平 成 28 年 3 月 24 日	原規規発第1603245号
50	平 成 29 年 6 月 30 日	原規規発第1706302号
51	平 成 30 年 2 月 6 日	原規規発第1802067号
52	平 成 31 年 2 月 15 日	原規規発第1902153号
53	令 和 元 年 6 月 3 日	原規規発第19060310号

女川原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表

変更前	変更後	理由
<p data-bbox="338 443 1121 583">女川原子力発電所 原子炉施設保安規定</p> <p data-bbox="611 936 842 978">令和元年7月</p> <p data-bbox="531 1041 931 1094">東北電力株式会社</p>	<p data-bbox="1525 443 2309 583">女川原子力発電所 原子炉施設保安規定</p> <p data-bbox="1774 936 2050 978">令和__年__月</p> <p data-bbox="1718 1041 2119 1094">東北電力株式会社</p>	

変更前	変更後	理由
	<p style="text-align: center;">第1編</p> <p style="text-align: center;"><u>運転段階の発電用原子炉施設編</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(2号炉および3号炉に係る保安措置)</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>運転段階とは、原子力発電所の運転を始める前に、新燃料を搬入する時点から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の24第1項の規定に基づき認可を受け、廃止措置を実施する前までの段階をいう。</p> </div>	<p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 （1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定することから、運転段階の保安活動を第1編の規定とし、1号炉に係る記載を削除する）</p>

変更前	変更後	理由
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>（目的） 第1条 この規定は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）第43条の3の24第1項の規定に基づき、女川原子力発電所発電用原子炉施設（以下「原子炉施設」という。）の保安のために必要な措置（以下「保安活動」という。）を定め、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）または発電用原子炉（以下「原子炉」という。）による災害の防止を図ることを目的とする。</p> <p style="text-align: center;">第2章 品質保証</p> <p>（品質保証計画） 第3条 第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下のとおり品質保証計画を定める。</p> <p>1. 目的 本品質保証計画は、発電所の安全を達成・維持・向上させるため、「原子力発電所における安全のための品質保証規程(JEAC4111-2009)」(以下「JEAC4111」という。)に従った品質マネジメントシステムに、安全文化を醸成するための活動を行う仕組みを含めた発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステム（以下「品質マネジメントシステム」という。）を確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>4. 品質マネジメントシステム 4.1 一般事項 (1) 第4条に定める発電所の保安に関する組織（以下「組織」という。）は、本品質保証計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、文書化し、実施し、維持する。また、その品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。</p> <p>2. 適用範囲 本品質保証計画は、発電所の保安活動に適用する。</p> <p>3. 定義 (1) 本品質保証計画における用語の定義は、JEAC4111の定義に従うものとする。 (2) 原子力施設情報公開ライブラリー 原子力施設の事故または故障等の情報ならびに信頼性に関する情報を共有し活用することにより、事故および故障等の未然防止を図ることを目的として、一般社団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベースのことをいう。(以下「ニューシア」という。)</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>（目的） 第1条 この規定第1編は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）第43条の3の24第1項の規定に基づき、<u>運転段階の女川原子力発電所2号炉および3号炉</u>発電用原子炉施設（以下、<u>本編において</u>「原子炉施設」という。）の保安のために必要な措置（以下、<u>本編において</u>「保安活動」という。）を定め、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）または発電用原子炉（以下「原子炉」という。）による災害の防止を図ることを目的とする。</p> <p style="text-align: center;">第2章 品質保証</p> <p>（品質保証計画） 第3条 第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下のとおり品質保証計画を定める。</p> <p>1. 目的 本品質保証計画は、発電所の安全を達成・維持・向上させるため、「原子力発電所における安全のための品質保証規程(JEAC4111-2009)」(以下「JEAC4111」という。)に従った品質マネジメントシステムに、安全文化を醸成するための活動を行う仕組みを含めた発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステム（以下、<u>本編において</u>「品質マネジメントシステム」という。）を確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>4. 品質マネジメントシステム 4.1 一般事項 (1) 第4条に定める発電所の保安に関する組織（以下、<u>本編において</u>「組織」という。）は、本品質保証計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、文書化し、実施し、維持する。また、その品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。</p> <p>2. 適用範囲 本品質保証計画は、発電所の保安活動に適用する。</p> <p>3. 定義 (1) 本品質保証計画における用語の定義は、JEAC4111の定義に従うものとする。 (2) 原子力施設情報公開ライブラリー 原子力施設の事故または故障等の情報ならびに信頼性に関する情報を共有し活用することにより、事故および故障等の未然防止を図ることを目的として、一般社団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベースのことをいう。(以下、<u>本編において</u>「ニューシア」という。)</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p>	<p>理由</p> <p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 （1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定することから、運転段階の保安活動を第1編の規定とし、1号炉に係る記載を削除する）</p> <p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 （1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定することから、運転段階の保安活動を第1編の規定とし、1号炉に係る記載を削除する）</p> <p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 （1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定することから、運転段階の保安活動を第1編の規定とし、1号炉に係る記載を削除する）</p>

女川原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表（令和元年度 東北電原運第27号）

東北電力株式会社

変更前					変更後					理由
表3-1 一次・二次文書一覧表					表3-1 一次・二次文書一覧表					
保安規定第3条の記載項目	一次文書名	承認者(管理箇所)	文書番号	第3条以外の関連条文	保安規定第3条の記載項目	一次文書名	承認者(管理箇所)	文書番号	第3条以外の関連条文	
4.2.2	原子力品質保証規程	社長 (原子力品質保証室)	原品-1	—	4.2.2	原子力品質保証規程	社長 (原子力品質保証室)	原品-1	—	
	二次文書名	承認者(管理箇所)	文書番号	第3条以外の関連条文		二次文書名	承認者(管理箇所)	文書番号	第3条以外の関連条文	
4.1 6.3	原子力QMS 品質に係る重要度分類要領	原子力部長 (原子力部)	原4-1	—	4.1 6.3	原子力QMS 品質に係る重要度分類要領	原子力部長 (原子力部)	原4-1	—	
4.1	原子力QMS プロセス適用要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品4-1	—	4.1	原子力QMS プロセス適用要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品4-1	—	
4.2.1 4.2.3 4.2.4	原子力QMS 文書管理・記録管理要領 ^{*1}	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品4-2	第121条	4.2.1 4.2.3 4.2.4	原子力QMS 文書管理・記録管理要領 ^{*1}	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品4-2	第121条	
5.3	原子力QMS 品質方針管理要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品5-1	—	5.3	原子力QMS 品質方針管理要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品5-1	—	
5.4.1	原子力QMS 品質目標管理要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品5-2	—	5.4.1	原子力QMS 品質目標管理要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品5-2	—	
5.5.1	原子力QMS 責任および権限要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品5-3	第5条, 第8条~第9条の3	5.5.1	原子力QMS 責任および権限要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品5-3	第5条, 第8条~第9条の3	
5.5.2	原子力QMS 情報取扱要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品5-4	—	5.5.2	原子力QMS 情報取扱要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品5-4	—	
5.5.4	原子力QMS 内部コミュニケーション要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品5-5	第6条, 第7条	5.5.4	原子力QMS 内部コミュニケーション要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品5-5	第6条, 第7条	
5.6	原子力QMS マネジメントレビュー要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品5-6	—	5.6	原子力QMS マネジメントレビュー要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品5-6	—	
6.2.2	原子力QMS 力量, 教育・訓練および認識要領	原子力部長 (原子力部)	原6-1	第119条, 第120条	6.2.2	原子力QMS 力量, 教育・訓練および認識要領	原子力部長 (原子力部)	原6-1	第119条, 第120条	
	原子力QMS 内部監査員の力量, 教育・訓練および認識要領	原子力考査室長 (原子力考査室)	原考6-1	—		原子力QMS 内部監査員の力量, 教育・訓練および認識要領	原子力考査室長 (原子力考査室)	原考6-1	—	
6.4 7.1 7.2.1 7.2.2 7.5	原子力QMS 業務の計画および 実施要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品7-1	—	6.4 7.1 7.2.1 7.2.2 7.5	原子力QMS 業務の計画および 実施要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品7-1	—	
7.1 7.5	原子力QMS 運転業務要領	原子力部長 (原子力部)	原7-1	第12条~第79条, 第85条, 第88条~第90条	7.1 7.5	原子力QMS 運転業務要領	原子力部長 (原子力部)	原7-1	第12条~第79条, 第85条, 第88条, 第89条, 第90条	
	原子力QMS 燃料管理要領	原子力部長 (原子力部)	原7-2	第19条~第21条, 第23条, 第25条~第27条, 第35条, 第70条, 第73条~第75条, 第80条~第84条, 第86条, 第87条		原子力QMS 燃料管理要領	原子力部長 (原子力部)	原7-2	第19条~第21条, 第23条, 第25条~第27条, 第35条, 第70条, 第73条~第75条, 第80条~第84条, 第86条, 第87条	
	原子力QMS 放射性廃棄物管理要領	原子力部長 (原子力部)	原7-3	第88条~第92条		原子力QMS 放射性廃棄物管理要領	原子力部長 (原子力部)	原7-3	第88条~第92条	
	原子力QMS 放射線管理要領	原子力部長 (原子力部)	原7-4	第93条~第107条		原子力QMS 放射線管理要領	原子力部長 (原子力部)	原7-4	第93条~第107条	
(省略)					(省略)					放射性廃棄物でない廃棄物の管理に伴う変更

変更前	変更後	理由
<p style="text-align: center;">第3章 体制および評価 第1節 保安管理体制</p> <p>（保安に関する組織） 第4条 発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。</p> <p>図4 発電所の保安に関する組織図</p> <p>（本店）</p> <ul style="list-style-type: none"> 社長 <ul style="list-style-type: none"> 管理責任者（原子力考査室長） <ul style="list-style-type: none"> 資材部長 土木建築部長 燃料部長 管理責任者（原子力本部長） <ul style="list-style-type: none"> 原子力部長 — ※1 <ul style="list-style-type: none"> 原子炉施設保安委員会 原子力品質保証室長 ※2 <ul style="list-style-type: none"> ※1 — 原子力技術訓練センター所長 <p>（女川原子力発電所）</p> <ul style="list-style-type: none"> ※2 — 所長 <ul style="list-style-type: none"> 発電用原子炉主任技術者 電気主任技術者 ボイラー・タービン主任技術者 原子炉施設保安運営委員会 品質保証部長 <ul style="list-style-type: none"> 品質保証総括課長 検査課長 総務部長 <ul style="list-style-type: none"> 総務課長 警備課長 技術統括部長 <ul style="list-style-type: none"> 技術課長 計画管理課長 防災課長 環境・燃料部長 <ul style="list-style-type: none"> 放射線管理課長 輸送・固体廃棄物管理課長 原子燃料課長 保全部長 <ul style="list-style-type: none"> 保全計画課長 工程管理課長 電気課長 計測制御課長 原子炉課長 タービン課長 土木建築部長 <ul style="list-style-type: none"> 土木課長 建築課長 発電部長 <ul style="list-style-type: none"> 発電管理課長 発電課長 	<p style="text-align: center;">第3章 体制および評価 第1節 保安管理体制</p> <p>（保安に関する組織） 第4条 発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。</p> <p>図4 発電所の保安に関する組織図</p> <p>（本店）</p> <ul style="list-style-type: none"> 社長 <ul style="list-style-type: none"> 管理責任者（原子力考査室長） <ul style="list-style-type: none"> 資材部長 土木建築部長 燃料部長 管理責任者（原子力本部長） <ul style="list-style-type: none"> 原子力部長 — ※1 <ul style="list-style-type: none"> 原子炉施設保安委員会 原子力品質保証室長 ※2 <ul style="list-style-type: none"> ※1 — 原子力技術訓練センター所長 <p>（女川原子力発電所）</p> <ul style="list-style-type: none"> ※2 — 所長 <ul style="list-style-type: none"> 発電用原子炉主任技術者 電気主任技術者 ボイラー・タービン主任技術者 原子炉施設保安運営委員会 品質保証部長 <ul style="list-style-type: none"> 品質保証総括課長 検査課長 総務部長 <ul style="list-style-type: none"> 総務課長 警備課長 技術統括部長 <ul style="list-style-type: none"> 技術課長 計画管理課長 防災課長 環境・燃料部長 <ul style="list-style-type: none"> 放射線管理課長 輸送・固体廃棄物管理課長 原子燃料課長 原子炉施設保安措置管理課長 保全部長 <ul style="list-style-type: none"> 保全計画課長 工程管理課長 電気課長 計測制御課長 原子炉課長 タービン課長 土木建築部長 <ul style="list-style-type: none"> 土木課長 建築課長 発電部長 <ul style="list-style-type: none"> 発電管理課長 発電課長 	<p>理由</p> <p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 （1号炉の廃止措置の実施に伴う組織整備）</p>

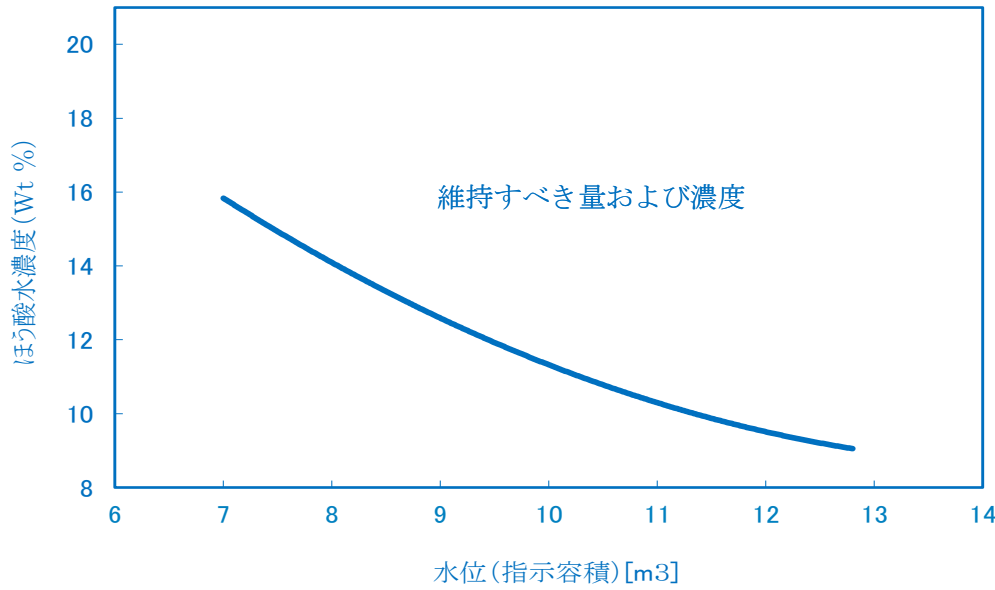
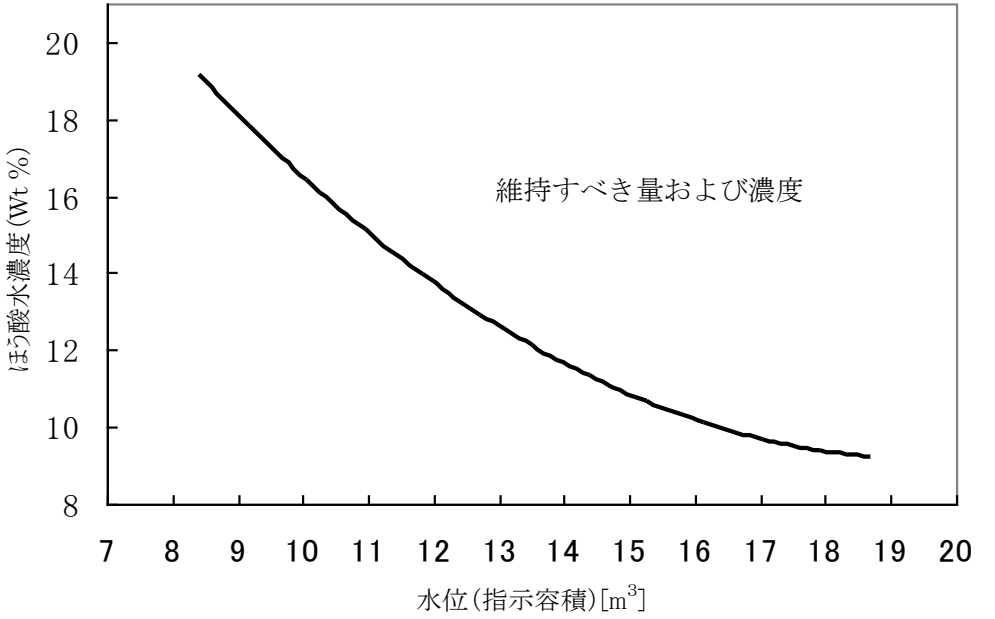
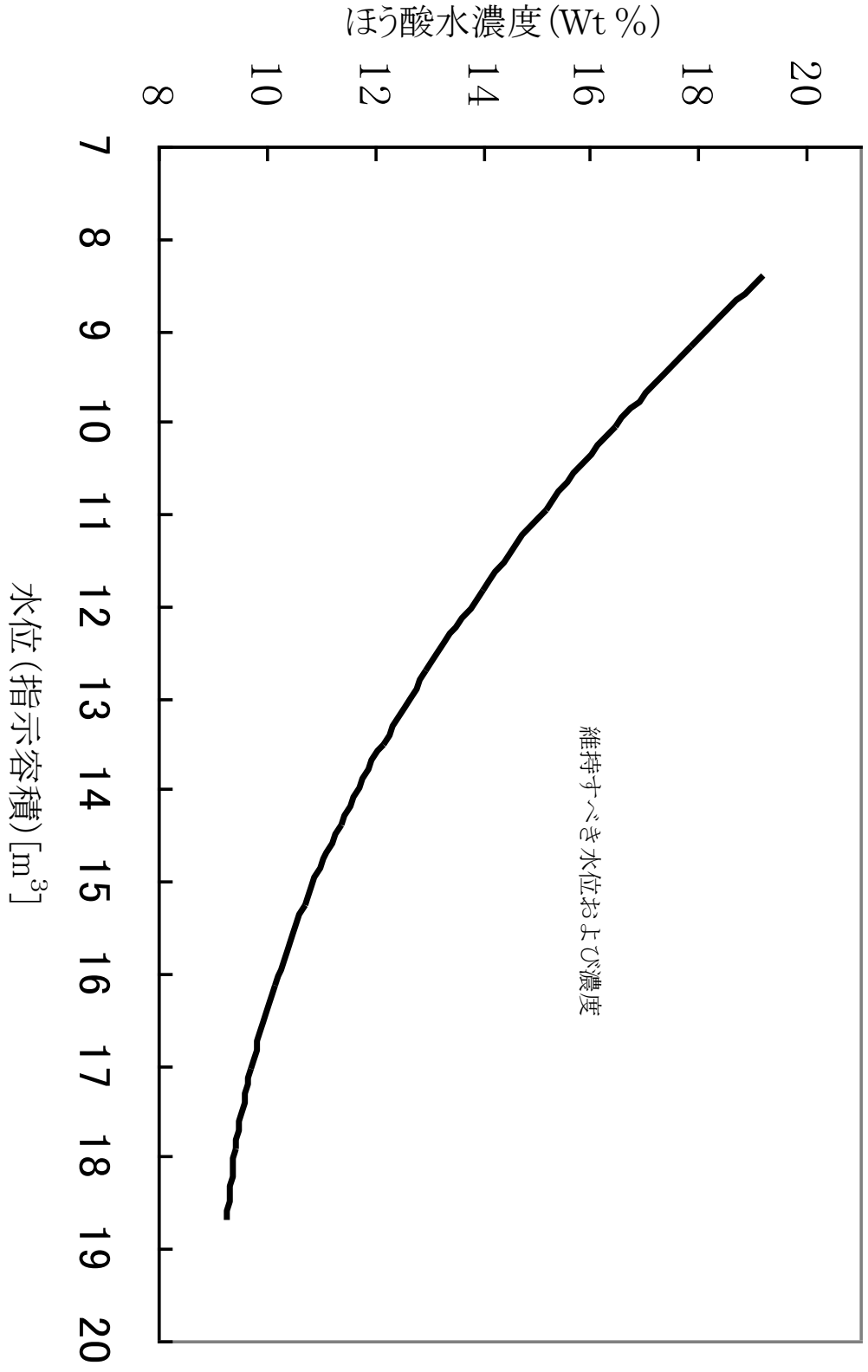
変更前	変更後	理由
<p>(保安に関する職務) 第5条 保安に関する職務は次のとおりとする。</p> <p>(中略)</p> <p>2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。 (1) 所長は、発電所における保安に関する業務を統括する。 (2) 品質保証部長は、品質保証総括課長および検査課長の所管する業務を統括する。 (3) 総務部長は、総務課長および警備課長の所管する業務を統括する。 (4) 技術統括部長は、技術課長、計画管理課長および防災課長の所管する業務を統括する。 (5) 環境・燃料部長は、放射線管理課長、輸送・固体廃棄物管理課長および原子燃料課長の所管する業務を統括する。</p> <p>(中略)</p> <p>(29) 第1項(9)および第2項(9)から(28)に定める職位は、所管業務に基づき緊急時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う。</p> <p>(30) 第1項(9)および第2項(9)から(28)に定める職位は、第1項(9)および第2項(9)から(29)に定める業務の遂行にあたって、所属員を指示・指導し、遂行に係る品質保証活動を行う。また、所属員は課長の指示・指導に従い業務を実施する。</p> <p>3. その他発電所の保安に間接的に関係する組織の長は、別途定められた「組織規程」に基づき所管業務を遂行する。</p> <p>(原子炉施設保安委員会) 第6条 本店に原子炉施設保安委員会（以下「保安委員会」という。）を設置する。</p> <p>(省略)</p> <p>(原子炉施設保安運営委員会) 第7条 発電所に原子炉施設保安運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。</p> <p>(省略)</p> <p>(電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の職務等) 第9条の2 電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者は、事業用電気工作物（原子力発電工作物）（以下「電気工作物」という。）の工事、維持および運用に関する保安の監督を誠実に行うことを任務とし、「ボイラー・タービン主任技術者および電気主任技術者の職務等運用要領」に基づき、次の職務を遂行する。</p> <p>(省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 運転管理</p> <p style="text-align: center;">第1節 通則</p> <p>(構成および定義) 第11条 本章における原子炉の状態の定義を表11のとおりとする。</p> <p>(中略)</p>	<p>(保安に関する職務) 第5条 保安に関する職務は次のとおりとする。</p> <p>(中略)</p> <p>2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。 (1) 所長は、発電所における保安に関する業務を統括する。 (2) 品質保証部長は、品質保証総括課長および検査課長の所管する業務を統括する。 (3) 総務部長は、総務課長および警備課長の所管する業務を統括する。 (4) 技術統括部長は、技術課長、計画管理課長および防災課長の所管する業務を統括する。 (5) 環境・燃料部長は、放射線管理課長、輸送・固体廃棄物管理課長、<u>原子燃料課長および廃止措置管理課長</u>の所管する業務を統括する。</p> <p>(中略)</p> <p>(29) 第1項(9)および第2項(9)から(28)に定める職位は、所管業務に基づき緊急時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う。<u>また、廃止措置管理課長は第2編第205条(保安に関する職務)の所管業務に基づき緊急時の措置を行う。</u></p> <p>(30) 第1項(9)および第2項(9)から(28)に定める職位は、第1項(9)および第2項(9)から(29)に定める業務の遂行にあたって、所属員を指示・指導し、遂行に係る品質保証活動を行う。また、所属員は課長の指示・指導に従い業務を実施する。</p> <p>3. その他発電所の保安に間接的に関係する組織の長は、別途定められた「組織規程」に基づき所管業務を遂行する。</p> <p>(原子炉施設保安委員会) 第6条 本店に原子炉施設保安委員会（以下、<u>本編において</u>「保安委員会」という。）を設置する。</p> <p>(省略)</p> <p>(原子炉施設保安運営委員会) 第7条 発電所に原子炉施設保安運営委員会（以下、<u>本編において</u>「運営委員会」という。）を設置する。</p> <p>(省略)</p> <p>(電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の職務等) 第9条の2 電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者は、事業用電気工作物（原子力発電工作物）（以下、<u>本編において</u>「電気工作物」という。）の工事、維持および運用に関する保安の監督を誠実に行うことを任務とし、「ボイラー・タービン主任技術者および電気主任技術者の職務等運用要領」に基づき、次の職務を遂行する。</p> <p>(省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 運転管理</p> <p style="text-align: center;">第1節 通則</p> <p>(構成および定義) 第11条 本章における原子炉の状態の定義を表11のとおりとする。</p> <p>(中略)</p>	<p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 （1号炉の廃止措置の実施に伴う組織整備）</p> <p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 （1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定することから、運転段階の保安活動を第1編の規定とし、1号炉に係る記載を削除する）</p>

変更前		変更後		理由
3. 用語の定義は、各条に特に定めがない場合は、次のとおりとする。		3. 用語の定義は、各条に特に定めがない場合は、次のとおりとする。		
管理的手段による確認	<p>系統・設備に対する確認事項を実際に直接的に確認するのではなく、次の事項から1つないし複数を選択して間接的に確認することをいう。ただし、実際に直接的に確認することを妨げるものではない。</p> <p>(1) 当該系統・設備において、その機能に影響を及ぼす警報が発生していないこと。</p> <p>(2) 当該系統・設備の必要な機器に電源が供給されていること。</p> <p>(3) 当該系統・設備が機能することを示す至近の記録を確認すること。</p> <p>(4) 当該系統・設備に対して施錠または区域管理等が実施されていること。</p>	管理的手段による確認	<p>系統・設備に対する確認事項を実際に直接的に確認するのではなく、次の事項から1つないし複数を選択して間接的に確認することをいう。ただし、実際に直接的に確認することを妨げるものではない。</p> <p>(1) 当該系統・設備において、その機能に影響を及ぼす警報が発生していないこと。</p> <p>(2) 当該系統・設備の必要な機器に電源が供給されていること。</p> <p>(3) 当該系統・設備が機能することを示す至近の記録を確認すること。</p> <p>(4) 当該系統・設備に対して施錠または区域管理等が実施されていること。</p>	
原子炉圧力	原子炉圧力容器ドーム部の圧力をいう。	原子炉圧力	原子炉圧力容器ドーム部の圧力をいう。	
原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業	原子炉建屋原子炉棟内 ^{※3} で照射された燃料の移動作業および新燃料または制御棒の移動の際に照射された燃料上を通過する作業をいう。なお、照射された燃料に係る作業の中止の措置が要求された場合であって、進行中の作業を安全な状態で終了させる場合を除く。	原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業	原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料の移動作業および新燃料または制御棒の移動の際に照射された燃料上を通過する作業をいう。なお、照射された燃料に係る作業の中止の措置が要求された場合であって、進行中の作業を安全な状態で終了させる場合を除く。	
スタック	通常の制御棒挿入・引抜操作を行った際に、制御棒が挿入または引き抜きができない状況が発生し、動作不能と判断できない状態をいう。なお、所定の位置で制御棒の位置を固定できない場合を含む。	スタック	通常の制御棒挿入・引抜操作を行った際に、制御棒が挿入または引き抜きができない状況が発生し、動作不能と判断できない状態をいう。なお、所定の位置で制御棒の位置を固定できない場合を含む。	
速やかに	可能な限り短時間で実施するものであるが、一義的に時間を決められないものであり、意図的に遅延させることなく行うことを意味する。なお、要求される措置を実施する場合には、上記趣旨を踏まえた上で、組織的に実施する ^{※4} 準備が整い次第行う活動を意味する。また、複数の「速やかに」実施することが要求される措置に規定されている場合は、いずれか一つの要求される措置を「速やかに」実施し、引き続き遅滞なく、残りの要求される措置を実施する。	速やかに	可能な限り短時間で実施するものであるが、一義的に時間を決められないものであり、意図的に遅延させることなく行うことを意味する。なお、要求される措置を実施する場合には、上記趣旨を踏まえた上で、組織的に実施する ^{※3} 準備が整い次第行う活動を意味する。また、複数の「速やかに」実施することが要求される措置に規定されている場合は、いずれか一つの要求される措置を「速やかに」実施し、引き続き遅滞なく、残りの要求される措置を実施する。	
制御棒が全挿入かつ除外	制御棒が全挿入された状態で、制御棒駆動機構を除外した状態をいう。	制御棒が全挿入かつ除外	制御棒が全挿入された状態で、制御棒駆動機構を除外した状態をいう。	
挿入可能な制御棒	制御棒駆動機構を除外していない制御棒をいう。	挿入可能な制御棒	制御棒駆動機構を除外していない制御棒をいう。	
制御棒駆動機構を除外	制御棒駆動水圧系の駆動水および排水の元弁を全閉することをいう。	制御棒駆動機構を除外	制御棒駆動水圧系の駆動水および排水の元弁を全閉することをいう。	
定検停止後の原子炉起動	定期検査のために原子炉を停止した後の原子炉起動をいう。	定検停止後の原子炉起動	定期検査のために原子炉を停止した後の原子炉起動をいう。	
定検停止時	定期検査のために原子炉が停止している期間をいう。	定検停止時	定期検査のために原子炉が停止している期間をいう。	
炉心変更	原子炉の状態が燃料交換において、原子炉圧力容器内における燃料の移動、制御棒の挿入・引抜および中性子源の移動をいう。ただし、炉心変更には、中性子検出器の移動、空セル（制御棒周辺の燃料4体が全て取り出されている状態）における制御棒の挿入・引抜および取付け・取外しは含まない。なお、炉心変更の中止の措置が要求された場合でも、進行中の移動操作を安全な状態で終了させることおよび制御棒の挿入は除外される。	炉心変更	原子炉の状態が燃料交換において、原子炉圧力容器内における燃料の移動、制御棒の挿入・引抜および中性子源の移動をいう。ただし、炉心変更には、中性子検出器の移動、空セル（制御棒周辺の燃料4体が全て取り出されている状態）における制御棒の挿入・引抜および取付け・取外しは含まない。なお、炉心変更の中止の措置が要求された場合でも、進行中の移動操作を安全な状態で終了させることおよび制御棒の挿入は除外される。	
<p>※3：原子炉建屋原子炉棟は1号炉においては「原子炉建屋」と読み替える。</p> <p>※4：関係者への連絡、各運転員への指示、手順の準備・確認等を行うこと。</p>		<p>※3：関係者への連絡、各運転員への指示、手順の準備・確認等を行うこと。</p>		<p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 （1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定することから、運転段階の保安活動を第1編の規定とし、1号炉に係る記載を削除する）</p>

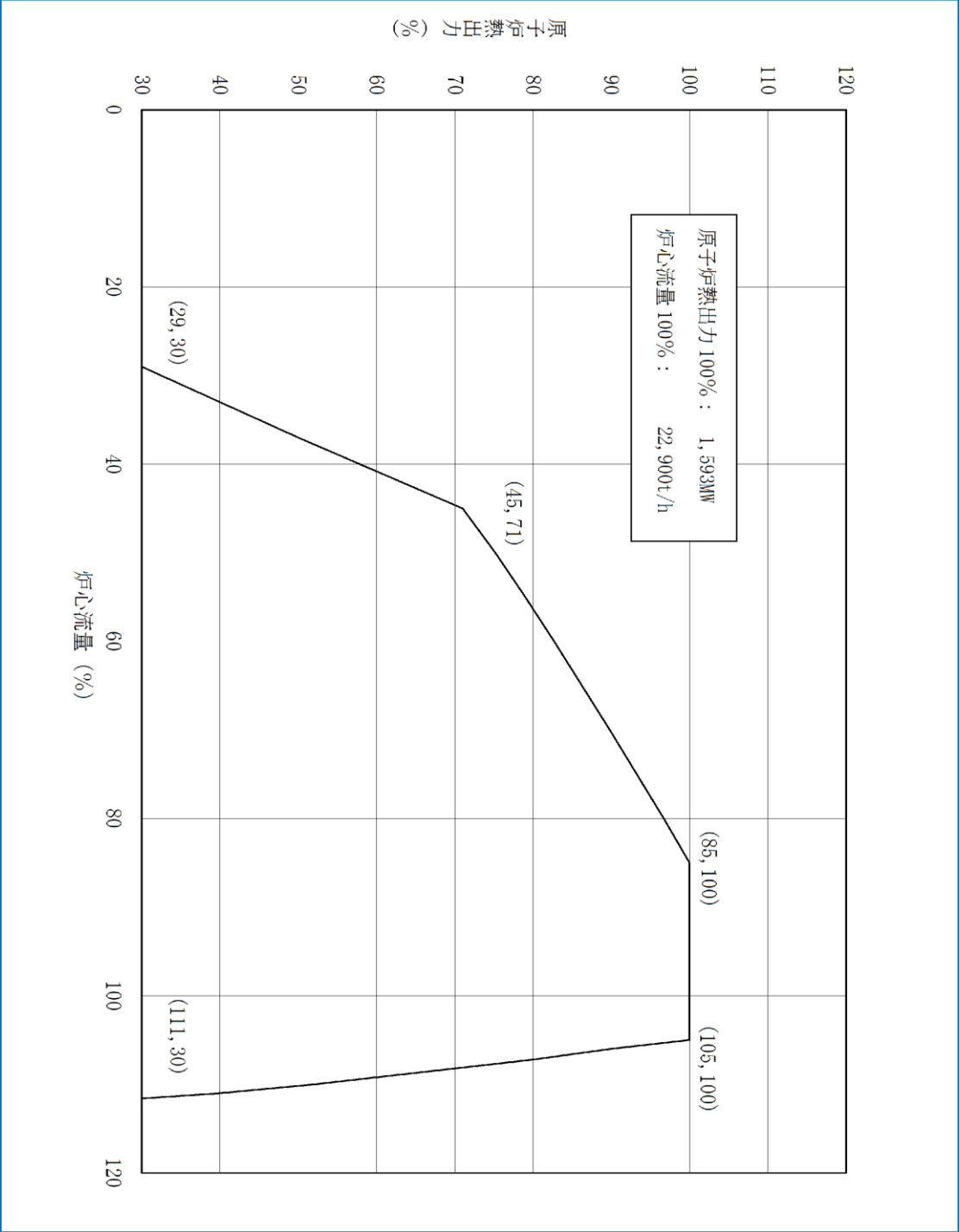
変更前	変更後	理由																																																						
<p>(原子炉の運転期間) 第11条の2 所長は、表11の2に定める原子炉の運転期間^{※1}の範囲内で運転を行う。なお、実用炉規則第49条第1項第2号に基づき、経済産業大臣および原子力規制委員会が定期検査を受けるべき時期を定めて承認している場合は、その承認を受けた時期の範囲内で運転を行う。</p> <p>表11の2</p> <table border="1" data-bbox="160 361 1228 478"> <tr> <td></td> <td>1号炉</td> <td>2号炉</td> <td>3号炉</td> </tr> <tr> <td>原子炉の運転期間</td> <td>13ヶ月</td> <td>13ヶ月</td> <td>13ヶ月</td> </tr> </table> <p>※1：原子炉の運転期間とは、定期検査が終了した日から、次回定期検査を開始するために原子炉を停止するまでの期間をいう。なお、「原子炉を停止する」とは、当該原子炉の主発電機の解列をいう。以下、本条において同じ。</p> <p>(原子炉の運転員の確保) 第12条 発電管理課長は、原子炉の運転に必要な知識を有する者を確保する。なお、原子炉の運転に必要な知識を有する者とは、原子炉の運転に関する実務の研修を受けた者をいう。</p> <p>(中略)</p> <p>表12-1</p> <table border="1" data-bbox="160 894 1288 1209"> <tr> <td rowspan="3">原子炉の状態</td> <td>中央制御室名</td> <td>1/2号炉</td> <td>3号炉</td> </tr> <tr> <td>運転、起動、高温停止の場合</td> <td>5名以上^{※2}</td> <td>3名以上</td> </tr> <tr> <td>冷温停止、燃料交換の場合</td> <td>3名以上^{※3}</td> <td>2名以上</td> </tr> </table> <p>表12-2</p> <table border="1" data-bbox="160 1272 1288 1587"> <tr> <td rowspan="3">原子炉の状態</td> <td>中央制御室名</td> <td>1/2号炉</td> <td>3号炉</td> </tr> <tr> <td>運転、起動、高温停止の場合</td> <td>3名以上^{※2}</td> <td>2名以上</td> </tr> <tr> <td>冷温停止、燃料交換の場合</td> <td>2名以上^{※3}</td> <td>1名以上</td> </tr> </table> <p>※1：発電副長の代務を行う発電管理副長を含む。 ※2：原子炉が1基以上該当する場合 ※3：原子炉が2基とも該当する場合</p>		1号炉	2号炉	3号炉	原子炉の運転期間	13ヶ月	13ヶ月	13ヶ月	原子炉の状態	中央制御室名	1/2号炉	3号炉	運転、起動、高温停止の場合	5名以上 ^{※2}	3名以上	冷温停止、燃料交換の場合	3名以上 ^{※3}	2名以上	原子炉の状態	中央制御室名	1/2号炉	3号炉	運転、起動、高温停止の場合	3名以上 ^{※2}	2名以上	冷温停止、燃料交換の場合	2名以上 ^{※3}	1名以上	<p>(原子炉の運転期間) 第11条の2 所長は、表11の2に定める原子炉の運転期間^{※1}の範囲内で運転を行う。なお、実用炉規則第49条第1項第2号に基づき、経済産業大臣および原子力規制委員会が定期検査を受けるべき時期を定めて承認している場合は、その承認を受けた時期の範囲内で運転を行う。</p> <p>表11の2</p> <table border="1" data-bbox="1347 361 2208 478"> <tr> <td></td> <td>2号炉</td> <td>3号炉</td> </tr> <tr> <td>原子炉の運転期間</td> <td>13ヶ月</td> <td>13ヶ月</td> </tr> </table> <p>※1：原子炉の運転期間とは、定期検査が終了した日から、次回定期検査を開始するために原子炉を停止するまでの期間をいう。なお、「原子炉を停止する」とは、当該原子炉の主発電機の解列をいう。以下、本条において同じ。</p> <p>(原子炉の運転員の確保) 第12条 発電管理課長は、原子炉の運転に必要な知識を有する者を確保する。なお、原子炉の運転に必要な知識を有する者とは、原子炉の運転に関する実務の研修を受けた者をいう。</p> <p>(中略)</p> <p>表12-1</p> <table border="1" data-bbox="1347 894 2475 1209"> <tr> <td rowspan="3">原子炉の状態</td> <td>中央制御室名</td> <td>2号炉</td> <td>3号炉</td> </tr> <tr> <td>運転、起動、高温停止の場合</td> <td>3名以上</td> <td>3名以上</td> </tr> <tr> <td>冷温停止、燃料交換の場合</td> <td>2名以上</td> <td>2名以上</td> </tr> </table> <p>表12-2</p> <table border="1" data-bbox="1347 1272 2475 1587"> <tr> <td rowspan="3">原子炉の状態</td> <td>中央制御室名</td> <td>2号炉</td> <td>3号炉</td> </tr> <tr> <td>運転、起動、高温停止の場合</td> <td>2名以上</td> <td>2名以上</td> </tr> <tr> <td>冷温停止、燃料交換の場合</td> <td>1名以上</td> <td>1名以上</td> </tr> </table> <p>※1：発電副長の代務を行う発電管理副長を含む。</p>		2号炉	3号炉	原子炉の運転期間	13ヶ月	13ヶ月	原子炉の状態	中央制御室名	2号炉	3号炉	運転、起動、高温停止の場合	3名以上	3名以上	冷温停止、燃料交換の場合	2名以上	2名以上	原子炉の状態	中央制御室名	2号炉	3号炉	運転、起動、高温停止の場合	2名以上	2名以上	冷温停止、燃料交換の場合	1名以上	1名以上	<p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 （1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定することから、運転段階の保安活動を第1編の規定とし、1号炉に係る記載を削除する）</p> <p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 （1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定することから、運転段階の保安活動を第1編の規定とし、1号炉に係る記載を削除する）</p> <p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 （1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定することから、運転段階の保安活動を第1編の規定とし、1号炉に係る記載を削除する）</p>
	1号炉	2号炉	3号炉																																																					
原子炉の運転期間	13ヶ月	13ヶ月	13ヶ月																																																					
原子炉の状態	中央制御室名	1/2号炉	3号炉																																																					
	運転、起動、高温停止の場合	5名以上 ^{※2}	3名以上																																																					
	冷温停止、燃料交換の場合	3名以上 ^{※3}	2名以上																																																					
原子炉の状態	中央制御室名	1/2号炉	3号炉																																																					
	運転、起動、高温停止の場合	3名以上 ^{※2}	2名以上																																																					
	冷温停止、燃料交換の場合	2名以上 ^{※3}	1名以上																																																					
	2号炉	3号炉																																																						
原子炉の運転期間	13ヶ月	13ヶ月																																																						
原子炉の状態	中央制御室名	2号炉	3号炉																																																					
	運転、起動、高温停止の場合	3名以上	3名以上																																																					
	冷温停止、燃料交換の場合	2名以上	2名以上																																																					
原子炉の状態	中央制御室名	2号炉	3号炉																																																					
	運転、起動、高温停止の場合	2名以上	2名以上																																																					
	冷温停止、燃料交換の場合	1名以上	1名以上																																																					

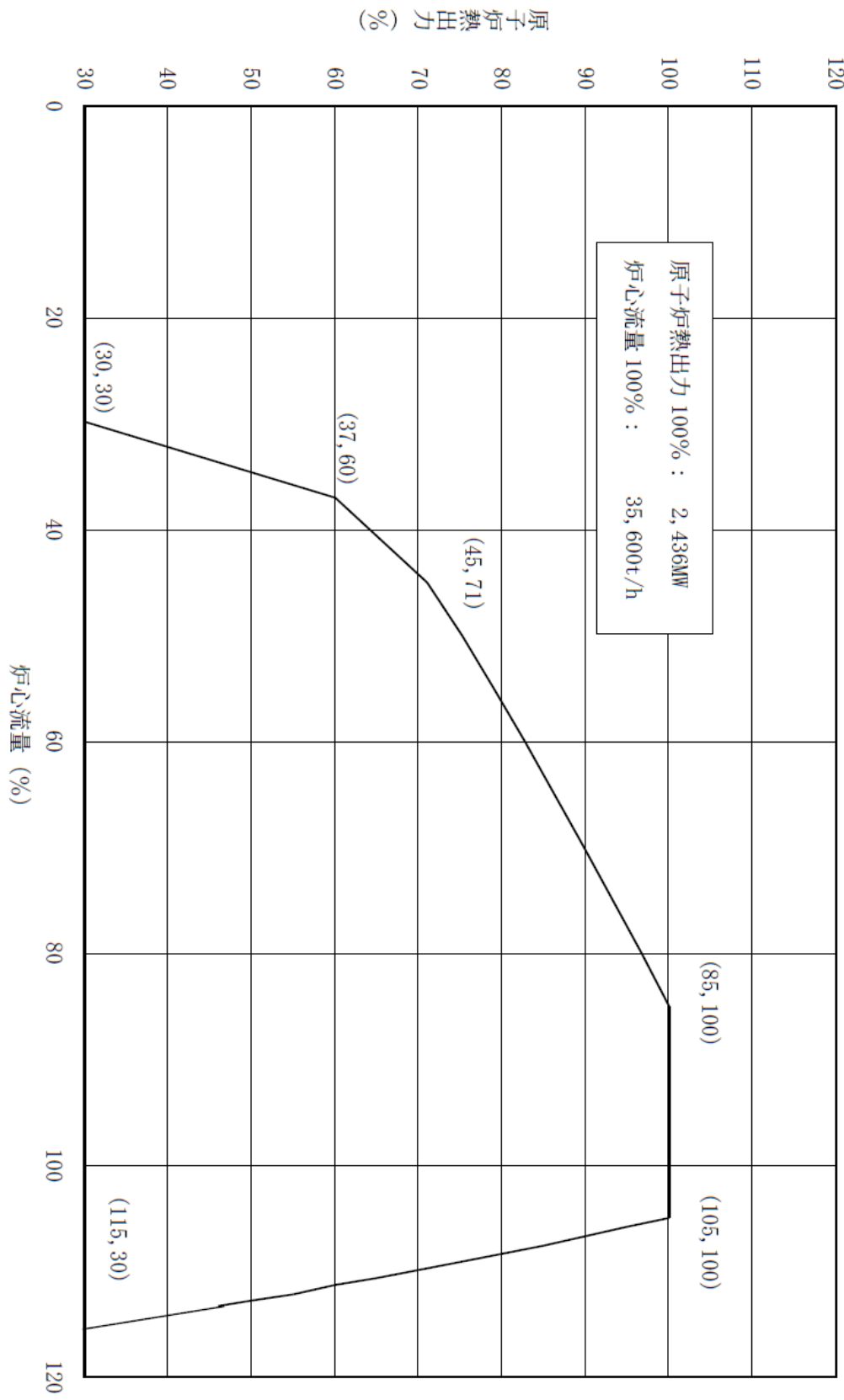
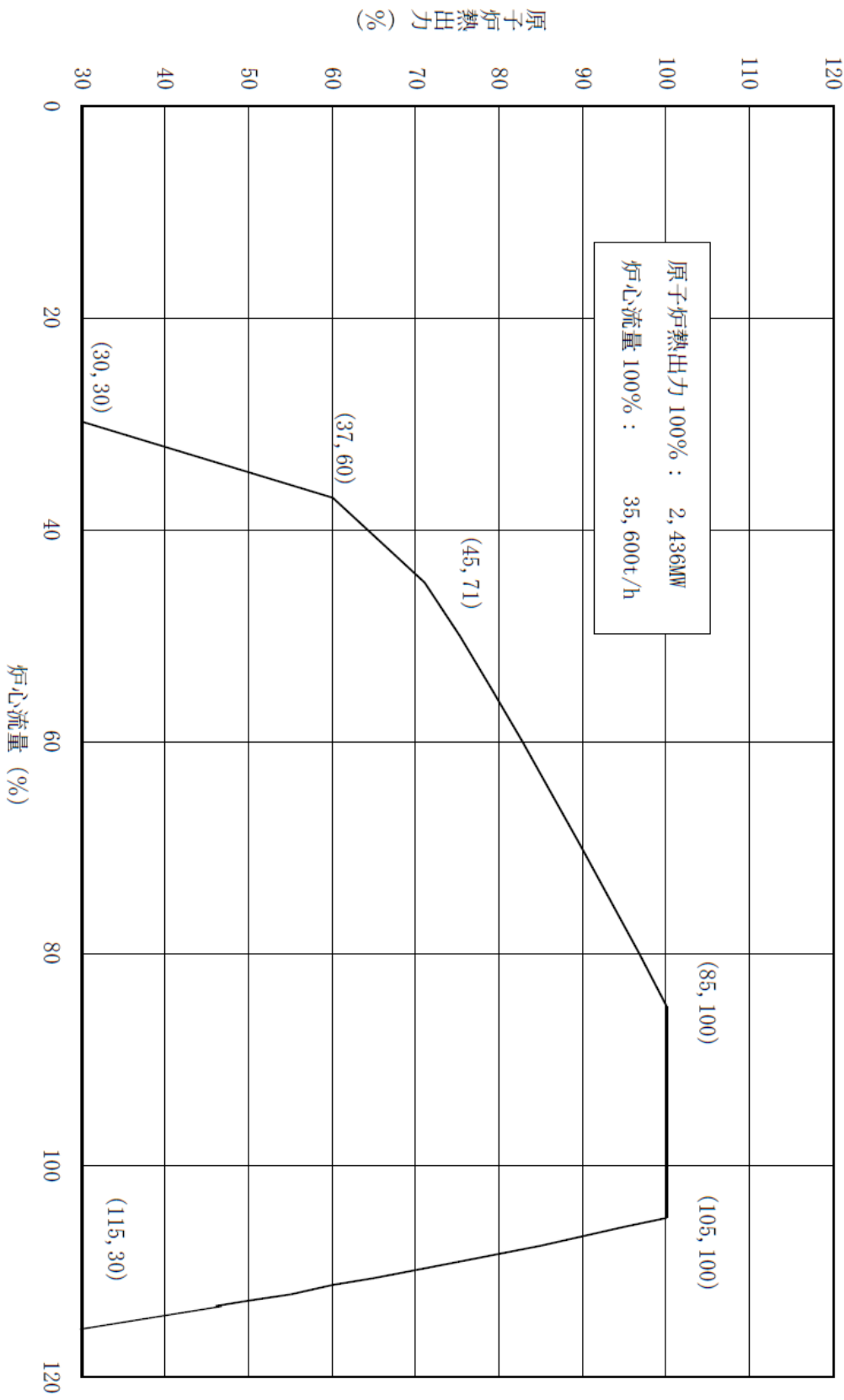
変更前	変更後	理由																						
<p>(地震・火災等発生時の対応) 第17条 各課長は、地震・火災が発生した場合は次の措置を講じるとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 防災課長は、初期消火活動を行う要員として、10名以上を常駐させるとともに、この要員に対する火災発生時の通報連絡体制を定める。</p> <p>(中略)</p> <p>表17</p> <table border="1" data-bbox="350 598 1113 730"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>化学消防自動車^{※4}</td> <td>1台^{※5}</td> </tr> <tr> <td>泡消火薬剤 (化学消防自動車保有分を含む)</td> <td>1500リットル以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p>	設備	数量	化学消防自動車 ^{※4}	1台 ^{※5}	泡消火薬剤 (化学消防自動車保有分を含む)	1500リットル以上	<p>(地震・火災等発生時の対応) 第17条 各課長は、地震・火災が発生した場合は次の措置を講じるとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 防災課長は、初期消火活動を行う要員として、10名以上(発電所合計数)を常駐させるとともに、この要員に対する火災発生時の通報連絡体制を定める。</p> <p>(中略)</p> <p>表17</p> <table border="1" data-bbox="1537 598 2300 730"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>化学消防自動車^{※4}</td> <td>1台^{※5}^{※6}</td> </tr> <tr> <td>泡消火薬剤 (化学消防自動車保有分を含む)</td> <td>1500リットル以上^{※6}</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p> <p>※6：発電所合計数</p>	設備	数量	化学消防自動車 ^{※4}	1台 ^{※5} ^{※6}	泡消火薬剤 (化学消防自動車保有分を含む)	1500リットル以上 ^{※6}	<p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 (1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定することから、運転段階の保安活動を第1編の規定とし、発電所合計数で管理することを明記する)</p>										
設備	数量																							
化学消防自動車 ^{※4}	1台 ^{※5}																							
泡消火薬剤 (化学消防自動車保有分を含む)	1500リットル以上																							
設備	数量																							
化学消防自動車 ^{※4}	1台 ^{※5} ^{※6}																							
泡消火薬剤 (化学消防自動車保有分を含む)	1500リットル以上 ^{※6}																							
<p>(制御棒のスクラム機能) 第22条 原子炉の状態が運転および起動において、制御棒のスクラム機能は、表22-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、制御棒駆動機構を除外した制御棒を除く。</p> <p>(中略)</p> <p>表22-2</p> <table border="1" data-bbox="163 1165 1291 1480"> <thead> <tr> <th></th> <th>項目</th> <th>判定値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1号炉</td> <td>全制御棒のスクラム時間の平均値 (90%挿入)</td> <td>3.5秒以下</td> </tr> <tr> <td>制御棒スクラムアキュムレータの圧力</td> <td>6.5MPa[gage]以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2号炉 および3号炉</td> <td>全制御棒のスクラム時間の平均値 (75%挿入)</td> <td>1.62秒以下</td> </tr> <tr> <td>制御棒スクラムアキュムレータの圧力</td> <td>10.5MPa[gage]以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(省略)</p>		項目	判定値	1号炉	全制御棒のスクラム時間の平均値 (90%挿入)	3.5秒以下	制御棒スクラムアキュムレータの圧力	6.5MPa[gage]以上	2号炉 および3号炉	全制御棒のスクラム時間の平均値 (75%挿入)	1.62秒以下	制御棒スクラムアキュムレータの圧力	10.5MPa[gage]以上	<p>(制御棒のスクラム機能) 第22条 原子炉の状態が運転および起動において、制御棒のスクラム機能は、表22-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、制御棒駆動機構を除外した制御棒を除く。</p> <p>(中略)</p> <p>表22-2</p> <table border="1" data-bbox="1350 1291 2270 1480"> <thead> <tr> <th></th> <th>項目</th> <th>判定値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>全制御棒のスクラム時間の平均値 (75%挿入)</td> <td>1.62秒以下</td> </tr> <tr> <td></td> <td>制御棒スクラムアキュムレータの圧力</td> <td>10.5MPa[gage]以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(省略)</p>		項目	判定値		全制御棒のスクラム時間の平均値 (75%挿入)	1.62秒以下		制御棒スクラムアキュムレータの圧力	10.5MPa[gage]以上	<p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 (1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定することから、運転段階の保安活動を第1編の規定とし、1号炉に係る記載を削除する)</p>
	項目	判定値																						
1号炉	全制御棒のスクラム時間の平均値 (90%挿入)	3.5秒以下																						
	制御棒スクラムアキュムレータの圧力	6.5MPa[gage]以上																						
2号炉 および3号炉	全制御棒のスクラム時間の平均値 (75%挿入)	1.62秒以下																						
	制御棒スクラムアキュムレータの圧力	10.5MPa[gage]以上																						
	項目	判定値																						
	全制御棒のスクラム時間の平均値 (75%挿入)	1.62秒以下																						
	制御棒スクラムアキュムレータの圧力	10.5MPa[gage]以上																						

変更前	変更後	理由																				
<p>(ほう酸水注入系) 第24条 原子炉の状態が運転および起動において、ほう酸水注入系は、表24-1で定める事項を運転上の制限とする。 2. ほう酸水注入系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 発電管理課長は、定検停止時に、ほう酸水注入系の機能を確認する。 (2) 発電課長は、定検停止後の原子炉起動前にほう酸水注入系の主要な手動弁と電動弁^{※1} <u>(2号炉および3号炉のみ)</u> が原子炉の状態に応じた開閉状態であることを確認する。 (3) 放射線管理課長は、原子炉の状態が運転および起動において、ほう酸水濃度を1ヶ月に1回測定し、その結果を発電管理課長に通知する。 (4) 発電課長は、原子炉の状態が運転および起動において、ほう酸水貯蔵タンクの水位および温度が図24-1, 2の範囲内にあることを毎日1回確認する。 (5) 発電課長は、原子炉の状態が運転および起動において、ほう酸水注入ポンプの吐出圧力が表24-2に定める値であることを1ヶ月に1回確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあることを確認する。 3. 発電課長は、ほう酸水注入系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表24-3の措置を講じる。</p> <p>表24-1</p> <table border="1" data-bbox="166 835 1285 974"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ほう酸水注入系</td> <td>(1) 1系列^{※2}が動作可能であること (2) 原子炉を冷温停止にするのに必要なほう酸水の量および濃度が確保されていること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：主要な手動弁と電動弁 <u>(2号炉および3号炉のみ)</u> とは、主要配管上の手動弁および電動弁ならびにこれらの配管に接続する配管上の手動弁のうち一次弁をいう。ここでいう主要配管とは、ほう酸水注入系に期待されている機能を達成するためのほう酸水貯蔵タンクからほう酸水注入ポンプまでの吸込配管およびほう酸水注入ポンプから原子炉圧力容器までの注入配管をいう。 ※2：1系列とは、ポンプ1台および必要な弁ならびに主要配管をいう。</p> <p>表24-2</p> <table border="1" data-bbox="166 1247 1285 1501"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>判定値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>(ほう酸水注入ポンプ吐出圧力)</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>1号炉</u></td> <td><u>9.1MPa[gage]以上</u></td> </tr> <tr> <td><u>2号炉および3号炉</u></td> <td>8.4MPa[gage]以上</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	ほう酸水注入系	(1) 1系列 ^{※2} が動作可能であること (2) 原子炉を冷温停止にするのに必要なほう酸水の量および濃度が確保されていること	項目	判定値	<u>(ほう酸水注入ポンプ吐出圧力)</u>		<u>1号炉</u>	<u>9.1MPa[gage]以上</u>	<u>2号炉および3号炉</u>	8.4MPa[gage]以上	<p>(ほう酸水注入系) 第24条 原子炉の状態が運転および起動において、ほう酸水注入系は、表24-1で定める事項を運転上の制限とする。 2. ほう酸水注入系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 発電管理課長は、定検停止時に、ほう酸水注入系の機能を確認する。 (2) 発電課長は、定検停止後の原子炉起動前にほう酸水注入系の主要な手動弁と電動弁^{※1}が原子炉の状態に応じた開閉状態であることを確認する。 (3) 放射線管理課長は、原子炉の状態が運転および起動において、ほう酸水濃度を1ヶ月に1回測定し、その結果を発電管理課長に通知する。 (4) 発電課長は、原子炉の状態が運転および起動において、ほう酸水貯蔵タンクの水位および温度が図24-1, 2の範囲内にあることを毎日1回確認する。 (5) 発電課長は、原子炉の状態が運転および起動において、ほう酸水注入ポンプの吐出圧力が表24-2に定める値であることを1ヶ月に1回確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあることを確認する。 3. 発電課長は、ほう酸水注入系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表24-3の措置を講じる。</p> <p>表24-1</p> <table border="1" data-bbox="1353 835 2472 974"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ほう酸水注入系</td> <td>(1) 1系列^{※2}が動作可能であること (2) 原子炉を冷温停止にするのに必要なほう酸水の量および濃度が確保されていること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：主要な手動弁と電動弁とは、主要配管上の手動弁および電動弁ならびにこれらの配管に接続する配管上の手動弁のうち一次弁をいう。ここでいう主要配管とは、ほう酸水注入系に期待されている機能を達成するためのほう酸水貯蔵タンクからほう酸水注入ポンプまでの吸込配管およびほう酸水注入ポンプから原子炉圧力容器までの注入配管をいう。 ※2：1系列とは、ポンプ1台および必要な弁ならびに主要配管をいう。</p> <p>表24-2</p> <table border="1" data-bbox="1353 1373 2472 1486"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>判定値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>ほう酸水注入ポンプ吐出圧力</u></td> <td>8.4MPa[gage]以上</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	ほう酸水注入系	(1) 1系列 ^{※2} が動作可能であること (2) 原子炉を冷温停止にするのに必要なほう酸水の量および濃度が確保されていること	項目	判定値	<u>ほう酸水注入ポンプ吐出圧力</u>	8.4MPa[gage]以上	<p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 (1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定することから、運転段階の保安活動を第1編の規定とし、1号炉に係る記載を削除する)</p> <p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 (1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定することから、運転段階の保安活動を第1編の規定とし、1号炉に係る記載を削除する)</p>
項目	運転上の制限																					
ほう酸水注入系	(1) 1系列 ^{※2} が動作可能であること (2) 原子炉を冷温停止にするのに必要なほう酸水の量および濃度が確保されていること																					
項目	判定値																					
<u>(ほう酸水注入ポンプ吐出圧力)</u>																						
<u>1号炉</u>	<u>9.1MPa[gage]以上</u>																					
<u>2号炉および3号炉</u>	8.4MPa[gage]以上																					
項目	運転上の制限																					
ほう酸水注入系	(1) 1系列 ^{※2} が動作可能であること (2) 原子炉を冷温停止にするのに必要なほう酸水の量および濃度が確保されていること																					
項目	判定値																					
<u>ほう酸水注入ポンプ吐出圧力</u>	8.4MPa[gage]以上																					

変更前	変更後	理由
<p>図24-1 1号炉</p>  <p>維持すべき量および濃度</p> <p>2号炉および3号炉</p>  <p>維持すべき量および濃度</p> <p>(省略)</p>	<p>図24-1</p>  <p>維持すべき水位および濃度</p> <p>(省略)</p>	<p>理由</p> <p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 （1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定することから、運転段階の保安活動を第1編の規定とし、1号炉に係る記載を削除する）</p>

変更前	変更後	理由																																																										
<p>(原子炉熱的制限値) 第25条 原子炉熱出力が30%以上において、最小限界出力比および燃料棒最大線出力密度は、表25-1で定める事項を運転上の制限とする。</p>	<p>(原子炉熱的制限値) 第25条 原子炉熱出力が30%以上において、最小限界出力比および燃料棒最大線出力密度は、表25-1で定める事項を運転上の制限とする。</p>																																																											
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>																																																											
<p>表25-1 1. 1号炉</p>	<p>表25-1</p>																																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="163 462 1053 504">項目</th> <th data-bbox="1053 462 1291 504">運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="163 504 1053 535">最小限界出力比</td> <td data-bbox="1053 504 1291 535"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="163 535 1053 609"> <p>サイクル初期から、サイクル末期よりさかのぼって炉心平均燃焼度で2,000MWd/t手前までの期間</p> </td> <td data-bbox="1053 535 1291 609"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="163 609 1053 640"> <p>9×9燃料のみが装荷されている場合以外</p> </td> <td data-bbox="1053 609 1291 640"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="163 640 1053 672"> <p>高燃焼度8×8燃料</p> </td> <td data-bbox="1053 640 1291 672">1.26以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="163 672 1053 703"> <p>9×9燃料(A型)</p> </td> <td data-bbox="1053 672 1291 703">1.28以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="163 703 1053 735"> <p>9×9燃料(B型)</p> </td> <td data-bbox="1053 703 1291 735">1.26以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="163 735 1053 766"> <p>9×9燃料のみが装荷されている場合</p> </td> <td data-bbox="1053 735 1291 766"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="163 766 1053 798"> <p>9×9燃料(A型)</p> </td> <td data-bbox="1053 766 1291 798">1.27以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="163 798 1053 829"> <p>9×9燃料(B型)</p> </td> <td data-bbox="1053 798 1291 829">1.25以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="163 829 1053 861"> <p>9×9燃料(B型)のみが装荷されている場合</p> </td> <td data-bbox="1053 829 1291 861">1.25以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="163 861 1053 892"> <p>9×9燃料(B型)のみが装荷されている場合以外</p> </td> <td data-bbox="1053 861 1291 892">1.25以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="163 892 1053 924"> <p>上記以外の期間</p> </td> <td data-bbox="1053 892 1291 924"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="163 924 1053 955"> <p>9×9燃料のみが装荷されている場合以外</p> </td> <td data-bbox="1053 924 1291 955"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="163 955 1053 987"> <p>高燃焼度8×8燃料</p> </td> <td data-bbox="1053 955 1291 987">1.37以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="163 987 1053 1018"> <p>9×9燃料(A型)</p> </td> <td data-bbox="1053 987 1291 1018">1.41以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="163 1018 1053 1050"> <p>9×9燃料(B型)</p> </td> <td data-bbox="1053 1018 1291 1050">1.39以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="163 1050 1053 1081"> <p>9×9燃料のみが装荷されている場合</p> </td> <td data-bbox="1053 1050 1291 1081"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="163 1081 1053 1113"> <p>9×9燃料(A型)</p> </td> <td data-bbox="1053 1081 1291 1113">1.38以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="163 1113 1053 1144"> <p>9×9燃料(B型)</p> </td> <td data-bbox="1053 1113 1291 1144">1.31以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="163 1144 1053 1176"> <p>9×9燃料(B型)のみが装荷されている場合</p> </td> <td data-bbox="1053 1144 1291 1176">1.35以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="163 1176 1053 1207"> <p>9×9燃料(B型)のみが装荷されている場合以外</p> </td> <td data-bbox="1053 1176 1291 1207">1.35以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="163 1207 1053 1239"> <p>燃料棒最大線出力密度</p> </td> <td data-bbox="1053 1207 1291 1239">44.0kW/m以下</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	最小限界出力比		<p>サイクル初期から、サイクル末期よりさかのぼって炉心平均燃焼度で2,000MWd/t手前までの期間</p>		<p>9×9燃料のみが装荷されている場合以外</p>		<p>高燃焼度8×8燃料</p>	1.26以上	<p>9×9燃料(A型)</p>	1.28以上	<p>9×9燃料(B型)</p>	1.26以上	<p>9×9燃料のみが装荷されている場合</p>		<p>9×9燃料(A型)</p>	1.27以上	<p>9×9燃料(B型)</p>	1.25以上	<p>9×9燃料(B型)のみが装荷されている場合</p>	1.25以上	<p>9×9燃料(B型)のみが装荷されている場合以外</p>	1.25以上	<p>上記以外の期間</p>		<p>9×9燃料のみが装荷されている場合以外</p>		<p>高燃焼度8×8燃料</p>	1.37以上	<p>9×9燃料(A型)</p>	1.41以上	<p>9×9燃料(B型)</p>	1.39以上	<p>9×9燃料のみが装荷されている場合</p>		<p>9×9燃料(A型)</p>	1.38以上	<p>9×9燃料(B型)</p>	1.31以上	<p>9×9燃料(B型)のみが装荷されている場合</p>	1.35以上	<p>9×9燃料(B型)のみが装荷されている場合以外</p>	1.35以上	<p>燃料棒最大線出力密度</p>	44.0kW/m以下	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1350 462 2240 504">項目</th> <th data-bbox="2240 462 2478 504">運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1350 504 2240 535">最小限界出力比</td> <td data-bbox="2240 504 2478 535"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1350 535 2240 567"> <p>高燃焼度8×8燃料</p> </td> <td data-bbox="2240 535 2478 567">1.24以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1350 567 2240 598"> <p>9×9燃料(A型)</p> </td> <td data-bbox="2240 567 2478 598">1.23以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1350 598 2240 630"> <p>9×9燃料(B型)</p> </td> <td data-bbox="2240 598 2478 630">1.22以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1350 630 2240 661">燃料棒最大線出力密度</td> <td data-bbox="2240 630 2478 661">44.0kW/m以下</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	最小限界出力比		<p>高燃焼度8×8燃料</p>	1.24以上	<p>9×9燃料(A型)</p>	1.23以上	<p>9×9燃料(B型)</p>	1.22以上	燃料棒最大線出力密度	44.0kW/m以下	<p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 (1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定することから、運転段階の保安活動を第1編の規定とし、1号炉に係る記載を削除する)</p>
項目	運転上の制限																																																											
最小限界出力比																																																												
<p>サイクル初期から、サイクル末期よりさかのぼって炉心平均燃焼度で2,000MWd/t手前までの期間</p>																																																												
<p>9×9燃料のみが装荷されている場合以外</p>																																																												
<p>高燃焼度8×8燃料</p>	1.26以上																																																											
<p>9×9燃料(A型)</p>	1.28以上																																																											
<p>9×9燃料(B型)</p>	1.26以上																																																											
<p>9×9燃料のみが装荷されている場合</p>																																																												
<p>9×9燃料(A型)</p>	1.27以上																																																											
<p>9×9燃料(B型)</p>	1.25以上																																																											
<p>9×9燃料(B型)のみが装荷されている場合</p>	1.25以上																																																											
<p>9×9燃料(B型)のみが装荷されている場合以外</p>	1.25以上																																																											
<p>上記以外の期間</p>																																																												
<p>9×9燃料のみが装荷されている場合以外</p>																																																												
<p>高燃焼度8×8燃料</p>	1.37以上																																																											
<p>9×9燃料(A型)</p>	1.41以上																																																											
<p>9×9燃料(B型)</p>	1.39以上																																																											
<p>9×9燃料のみが装荷されている場合</p>																																																												
<p>9×9燃料(A型)</p>	1.38以上																																																											
<p>9×9燃料(B型)</p>	1.31以上																																																											
<p>9×9燃料(B型)のみが装荷されている場合</p>	1.35以上																																																											
<p>9×9燃料(B型)のみが装荷されている場合以外</p>	1.35以上																																																											
<p>燃料棒最大線出力密度</p>	44.0kW/m以下																																																											
項目	運転上の制限																																																											
最小限界出力比																																																												
<p>高燃焼度8×8燃料</p>	1.24以上																																																											
<p>9×9燃料(A型)</p>	1.23以上																																																											
<p>9×9燃料(B型)</p>	1.22以上																																																											
燃料棒最大線出力密度	44.0kW/m以下																																																											
<p>2. 2号炉および3号炉</p>																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="163 1554 1053 1596">項目</th> <th data-bbox="1053 1554 1291 1596">運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="163 1596 1053 1627">最小限界出力比</td> <td data-bbox="1053 1596 1291 1627"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="163 1627 1053 1659"> <p>高燃焼度8×8燃料</p> </td> <td data-bbox="1053 1627 1291 1659">1.24以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="163 1659 1053 1690"> <p>9×9燃料(A型)</p> </td> <td data-bbox="1053 1659 1291 1690">1.23以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="163 1690 1053 1722"> <p>9×9燃料(B型)</p> </td> <td data-bbox="1053 1690 1291 1722">1.22以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="163 1722 1053 1753">燃料棒最大線出力密度</td> <td data-bbox="1053 1722 1291 1753">44.0kW/m以下</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	最小限界出力比		<p>高燃焼度8×8燃料</p>	1.24以上	<p>9×9燃料(A型)</p>	1.23以上	<p>9×9燃料(B型)</p>	1.22以上	燃料棒最大線出力密度	44.0kW/m以下	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1350 1554 2240 1596">項目</th> <th data-bbox="2240 1554 2478 1596">運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1350 1596 2240 1627">最小限界出力比</td> <td data-bbox="2240 1596 2478 1627"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1350 1627 2240 1659"> <p>高燃焼度8×8燃料</p> </td> <td data-bbox="2240 1627 2478 1659">1.24以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1350 1659 2240 1690"> <p>9×9燃料(A型)</p> </td> <td data-bbox="2240 1659 2478 1690">1.23以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1350 1690 2240 1722"> <p>9×9燃料(B型)</p> </td> <td data-bbox="2240 1690 2478 1722">1.22以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1350 1722 2240 1753">燃料棒最大線出力密度</td> <td data-bbox="2240 1722 2478 1753">44.0kW/m以下</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	最小限界出力比		<p>高燃焼度8×8燃料</p>	1.24以上	<p>9×9燃料(A型)</p>	1.23以上	<p>9×9燃料(B型)</p>	1.22以上	燃料棒最大線出力密度	44.0kW/m以下																																			
項目	運転上の制限																																																											
最小限界出力比																																																												
<p>高燃焼度8×8燃料</p>	1.24以上																																																											
<p>9×9燃料(A型)</p>	1.23以上																																																											
<p>9×9燃料(B型)</p>	1.22以上																																																											
燃料棒最大線出力密度	44.0kW/m以下																																																											
項目	運転上の制限																																																											
最小限界出力比																																																												
<p>高燃焼度8×8燃料</p>	1.24以上																																																											
<p>9×9燃料(A型)</p>	1.23以上																																																											
<p>9×9燃料(B型)</p>	1.22以上																																																											
燃料棒最大線出力密度	44.0kW/m以下																																																											
<p>(省略)</p>	<p>(省略)</p>																																																											

変更前	変更後	理由										
<p>(原子炉熱出力および炉心流量) 第26条 原子炉熱出力が30%以上において、原子炉熱出力および炉心流量は、表26-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>(中略)</p> <p>図26 1. 1号炉</p>  <table border="1"> <caption>図26 1号炉の原子炉熱出力と炉心流量の関係</caption> <thead> <tr> <th>炉心流量 (%)</th> <th>原子炉熱出力 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>29</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>45</td> <td>71</td> </tr> <tr> <td>85</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>105</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table>	炉心流量 (%)	原子炉熱出力 (%)	29	30	45	71	85	100	105	100	<p>(原子炉熱出力および炉心流量) 第26条 原子炉熱出力が30%以上において、原子炉熱出力および炉心流量は、表26-1で定める事項を運転上の制限とする。</p>	<p>理由</p> <p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 (1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定することから、運転段階の保安活動を第1編の規定とし、1号炉に係る記載を削除する)</p>
炉心流量 (%)	原子炉熱出力 (%)											
29	30											
45	71											
85	100											
105	100											

変更前	変更後	理由
<p>図2.6 2. 2号炉および3号炉</p>  <p>原子炉熱出力 (%)</p> <p>炉心流量 (%)</p> <p>原子炉熱出力 100% : 2,436MW 炉心流量 100% : 35,600t/h</p> <p>(30,30) (37,60) (45,71) (85,100) (115,30)</p>	<p>図2.6</p>  <p>原子炉熱出力 (%)</p> <p>炉心流量 (%)</p> <p>原子炉熱出力 100% : 2,436MW 炉心流量 100% : 35,600t/h</p> <p>(30,30) (37,60) (45,71) (85,100) (115,30)</p>	<p>理由</p> <p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 （1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定することから、運転段階の保安活動を第1編の規定とし、1号炉に係る記載を削除する）</p>

変更前	変更後	理由
<p>(計測および制御設備) 第27条 原子炉の状態に応じて、次の計測および制御設備^{*1}は、表27-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>(1) 原子炉保護系計装 (2) 中性子源領域モニタ計装(1号炉)、起動領域モニタ(中性子源領域)計装 (2号炉および3号炉) (3) 非常用炉心冷却系計装 (炉心スプレイ系計装(1号炉))、(低圧炉心スプレイ系計装(2号炉および3号炉))、(低圧注水系計装)、(高圧注水系計装(1号炉))、(高圧炉心スプレイ系計装(2号炉および3号炉))、(自動減圧系計装) (4) 格納容器隔離系計装 (主蒸気隔離弁計装、格納容器隔離系計装、原子炉建屋隔離系計装) (5) その他の計装 (非常用ディーゼル発電機計装、原子炉隔離時冷却系計装、原子炉再循環ポンプトリップ計装、制御棒引抜監視装置計装、(主タービン高水位トリップ計装(1号炉))、タービン駆動給水ポンプ・主タービン高水位トリップ計装 (2号炉および3号炉)、中央制御室外原子炉停止装置計装、中央制御室非常用換気空調系計装、事故時計装)</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p>	<p>(計測および制御設備) 第27条 原子炉の状態に応じて、次の計測および制御設備^{*1}は、表27-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>(1) 原子炉保護系計装 (2) 起動領域モニタ(中性子源領域)計装 (3) 非常用炉心冷却系計装 (低圧炉心スプレイ系計装、低圧注水系計装、高圧炉心スプレイ系計装、自動減圧系計装) (4) 格納容器隔離系計装 (主蒸気隔離弁計装、格納容器隔離系計装、原子炉建屋隔離系計装) (5) その他の計装 (非常用ディーゼル発電機計装、原子炉隔離時冷却系計装、原子炉再循環ポンプトリップ計装、制御棒引抜監視装置計装、タービン駆動給水ポンプ・主タービン高水位トリップ計装、中央制御室外原子炉停止装置計装、中央制御室非常用換気空調系計装、事故時計装)</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p>	<p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 (1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定することから、運転段階の保安活動を第1編の規定とし、1号炉に係る記載を削除する)</p>

変更前				変更後	理由																																
<p>表27-2 表27-2-1 計測および制御設備に係る確認（1号炉） 1. 原子炉保護系計装 表27-2-1-1 原子炉保護系計装に係る確認（1号炉）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要素</th> <th>設定値</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">1. 中間領域モニタ a. 中性子束高</td> <td rowspan="4">各レンジフルスケールの120/125%以下</td> <td>発電課長は、原子炉の状態が起動、高温停止^{*1}、低温停止^{*1}および燃料交換^{*1}において動作不能でないことを指示により確認する。^{*2}</td> <td>毎日1回</td> </tr> <tr> <td>発電課長は、中性子源領域モニタと中間領域モニタのオーバーラップを確認する。</td> <td>原子炉起動時（中性子源領域モニタを全引抜にする前までに）</td> </tr> <tr> <td>発電課長は、原子炉の状態が起動から運転へ入る時、中間領域モニタと平均出力領域モニタのオーバーラップを確認する。</td> <td>原子炉起動時</td> </tr> <tr> <td>計測制御課長は、チャンネル校正^{*3}（検出器を除く）および論理回路機能検査^{*4}を実施する。</td> <td>定検停止時</td> </tr> <tr> <td>b. 機器動作不能</td> <td>二</td> <td>計測制御課長は、論理回路機能検査を実施する。</td> <td>定検停止時</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">2. 平均出力領域モニタ a. 中性子束高</td> <td rowspan="4">120%以下</td> <td>発電課長は、原子炉の状態が運転および起動において動作不能でないことを指示により確認する。</td> <td>毎日1回</td> </tr> <tr> <td>発電課長は、原子炉の状態が起動から運転へ入る時、中間領域モニタと平均出力領域モニタのオーバーラップを確認する。</td> <td>原子炉起動時</td> </tr> <tr> <td>原子燃料課長は、原子炉の状態が運転において平均出力領域モニタのゲインを確認し、必要に応じて計測制御課長は校正を実施する。</td> <td>1週間に1回</td> </tr> <tr> <td>計測制御課長は、動作可能な局部出力領域モニタの校正を実施する。</td> <td> 燃焼度の増分が 1,000Mwd/t に1回 </td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>計測制御課長は、チャンネル校正（検出器を除く）および論理回路機能検査を実施する。</td> <td>定検停止時</td> </tr> </tbody> </table>				要素	設定値	項目	頻度	1. 中間領域モニタ a. 中性子束高	各レンジフルスケールの120/125%以下	発電課長は、原子炉の状態が起動、高温停止 ^{*1} 、低温停止 ^{*1} および燃料交換 ^{*1} において動作不能でないことを指示により確認する。 ^{*2}	毎日1回	発電課長は、中性子源領域モニタと中間領域モニタのオーバーラップを確認する。	原子炉起動時（中性子源領域モニタを全引抜にする前までに）	発電課長は、原子炉の状態が起動から運転へ入る時、中間領域モニタと平均出力領域モニタのオーバーラップを確認する。	原子炉起動時	計測制御課長は、チャンネル校正 ^{*3} （検出器を除く）および論理回路機能検査 ^{*4} を実施する。	定検停止時	b. 機器動作不能	二	計測制御課長は、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時	2. 平均出力領域モニタ a. 中性子束高	120%以下	発電課長は、原子炉の状態が運転および起動において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	発電課長は、原子炉の状態が起動から運転へ入る時、中間領域モニタと平均出力領域モニタのオーバーラップを確認する。	原子炉起動時	原子燃料課長は、原子炉の状態が運転において平均出力領域モニタのゲインを確認し、必要に応じて計測制御課長は校正を実施する。	1週間に1回	計測制御課長は、動作可能な局部出力領域モニタの校正を実施する。	燃焼度の増分が 1,000Mwd/t に1回			計測制御課長は、チャンネル校正（検出器を除く）および論理回路機能検査を実施する。	定検停止時		女川1号炉廃止措置に伴う変更 （1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定することから、運転段階の保安活動を第1編の規定とし、1号炉に係る記載を削除する）
要素	設定値	項目	頻度																																		
1. 中間領域モニタ a. 中性子束高	各レンジフルスケールの120/125%以下	発電課長は、原子炉の状態が起動、高温停止 ^{*1} 、低温停止 ^{*1} および燃料交換 ^{*1} において動作不能でないことを指示により確認する。 ^{*2}	毎日1回																																		
		発電課長は、中性子源領域モニタと中間領域モニタのオーバーラップを確認する。	原子炉起動時（中性子源領域モニタを全引抜にする前までに）																																		
		発電課長は、原子炉の状態が起動から運転へ入る時、中間領域モニタと平均出力領域モニタのオーバーラップを確認する。	原子炉起動時																																		
		計測制御課長は、チャンネル校正 ^{*3} （検出器を除く）および論理回路機能検査 ^{*4} を実施する。	定検停止時																																		
b. 機器動作不能	二	計測制御課長は、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時																																		
2. 平均出力領域モニタ a. 中性子束高	120%以下	発電課長は、原子炉の状態が運転および起動において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回																																		
		発電課長は、原子炉の状態が起動から運転へ入る時、中間領域モニタと平均出力領域モニタのオーバーラップを確認する。	原子炉起動時																																		
		原子燃料課長は、原子炉の状態が運転において平均出力領域モニタのゲインを確認し、必要に応じて計測制御課長は校正を実施する。	1週間に1回																																		
		計測制御課長は、動作可能な局部出力領域モニタの校正を実施する。	燃焼度の増分が 1,000Mwd/t に1回																																		
		計測制御課長は、チャンネル校正（検出器を除く）および論理回路機能検査を実施する。	定検停止時																																		

変更前				変更後		理由
要素	設定値	項目	頻度			女川1号炉廃止措置に伴う変更 （1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定することから、運転段階の保安活動を第1編の規定とし、1号炉に係る記載を削除する）
b. 下限	2%以上	計測制御課長は、動作可能な局部出力領域モニタの校正を実施する。	燃焼度の増分が 1,000MWd/tに1回			
		計測制御課長は、チャンネル校正（検出器を除く）および論理回路機能検査を実施する。	定検停止時			
c. 機器動作不能	二	計測制御課長は、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時			
3. 原子炉圧力高	7. 28MPa[gage]以下	発電課長は、原子炉の状態が運転および起動において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回			
		計測制御課長は、チャンネル校正および論理回路機能検査を実施する。	定検停止時			
4. 原子炉水位低（L3）	1, 301cm 以上（圧力容器零レベルより）	発電課長は、原子炉の運転状態が運転および起動において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回			
		計測制御課長は、チャンネル校正および論理回路機能検査を実施する。	定検停止時			
5. 主蒸気隔離弁閉	全開状態より 10%閉以下	計測制御課長は、チャンネル校正および論理回路機能検査を実施する。	定検停止時			
6. 格納容器圧力高	13. 7kPa[gage]以下	発電課長は、原子炉の状態が運転および起動において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回			
		計測制御課長は、チャンネル校正および論理回路機能検査を実施する。	定検停止時			
7. スクラム排出容器水位高	45L以下 (スクラム排出容器1個あたり)	計測制御課長は、チャンネル校正および論理回路機能検査を実施する。	定検停止時			
8. タービン主蒸気止め弁閉	全開状態より 10%閉以下 ^{*5}	発電課長は、原子炉熱出力30%相当以上でバイパス状態でないことの確認を行う。	起動時			
		計測制御課長は、チャンネル校正および論理回路機能検査を実施する。	定検停止時			
9. タービン蒸気加減弁急速閉	油圧 ^{*5}	発電課長は、原子炉熱出力30%相当以上でバイパス状態でないことの確認を行う。	起動時			
a. 油圧	5. 49MPa[gage]以上	計測制御課長は、チャンネル校正および論理回路機能検査を実施する。	定検停止時			
b. 電磁弁励磁位置	励磁位置 ^{*5}					
10. 主蒸気管放射能高	10×(通常運転時のバックグラウンド)以下	発電課長は、原子炉の運転状態が運転、起動において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回			
		計測制御課長は、チャンネル校正および論理回路機能検査を実施する。	定検停止時			

変更前				変更後	理由
要素	設定値	項目	頻度		女川1号炉廃止措置に伴う変更 （1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定することから、運転段階の保安活動を第1編の規定とし、1号炉に係る記載を削除する）
11.地震加速度大					
a.原子炉建屋地下2階床水水平(OP2.30m)	原子炉建屋地下2階床水平200Gal以下	計測制御課長は、チャンネル校正および論理回路機能検査を実施する。	定検停止時		
b.原子炉建屋1階床水平(OP15.00m)	原子炉建屋1階床水平200Gal以下				
c.原子炉建屋1階床鉛直(OP15.00m)	原子炉建屋1階床鉛直100Gal以下				
OP:女川原子力発電所工専用基準面					
12.原子炉モードスイッチ「停止」位置	二	計測制御課長は、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時		
13.スクラム回路	二	発電課長は、原子炉の状態が運転および起動において、自動スクラム論理回路が動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回		
		計測制御課長は、手動スクラム論理回路機能検査を実施する。	定検停止時		
※1：1体以上の燃料が装荷されているセルの制御棒が全挿入かつ除外されている場合または全燃料が取り出されている場合を除く。 ※2：「動作不能でないことを指示により確認する」とは、当該チャンネルの指示値に異常な変動がないことを確認すること、また可能であれば他のチャンネルの指示値と有意な差異がないことを確認することをいう。なお、トリップ状態にあるチャンネルについては、該当しない。以下、本条において同じ。 ※3：本条におけるチャンネル校正とは、センサがあらかじめ定められた信号（設定値）にて、許容範囲内で出力信号を発生するよう調整することをいう。 ※4：本条における論理回路機能検査とは、センサからの出力信号にて、論理回路の出力段に信号が発生することにより、その機能の健全性を確認することをいう。なお、確認は部分的な確認を積み重ねることにより、適用範囲を確認したとみなすことができる。 ※5：タービン入口蒸気第1段圧力が1.25MPa[gage]（原子炉熱出力の30%相当）以上で運転している時。					

変更前			変更後	理由
<p>2. 中性子源領域モニタ計装 表27-2-1-2 中性子源領域モニタ計装に係る確認（1号炉）</p>				
要素	項目	頻度		
1. 中性子源領域モニタ	発電課長は、動作可能な中性子源領域モニタ検出器が以下に存在していることを確認を行う。 a. 炉心変更が実施されている1/4炉心に挿入されていること。 および b. 炉心変更が実施されている1/4炉心に隣接するいずれかの1/4炉心に挿入されていること。	炉心変更中 ^{※1} の場合12時間に1回		女川1号炉廃止措置に伴う変更 （1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定することから、運転段階の保安活動を第1編の規定とし、1号炉に係る記載を削除する）
	発電課長は、計数率が3cps以上であることを確認を行う。	原子炉の状態が起動 ^{※2} 、高温停止、冷温停止および燃料交換 ^{※1} の場合は毎日1回、炉心変更中 ^{※1} の場合12時間に1回		
	発電課長は、原子炉の状態が起動 ^{※2} 、高温停止、冷温停止および燃料交換 ^{※1} において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回		
	計測制御課長は、チャンネル校正（検出器を除く）を実施する。	定検停止時		
<p>※1：中性子源領域モニタ周りの燃料が4体未満の場合は除く。 ※2：中間領域モニタがレンジ2以下である場合。</p>				

変更前	変更後	理由																												
<p>3. 非常用炉心冷却系計装 (1) 炉心スプレイ系計装 表27-2-1-3 (1) 炉心スプレイ系計装の確認 (1号炉)</p> <table border="1" data-bbox="151 359 1276 667"> <thead> <tr> <th>要素</th> <th>設定値</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 原子炉水位異常低 (L1)</td> <td>922cm 以上 (圧力容器零レベルより)</td> <td>(1) 発電課長は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。</td> <td>毎日1回</td> </tr> <tr> <td>2. 格納容器圧力高</td> <td>13.7kPa[gage]以下</td> <td rowspan="2">(2) 計測制御課長は、チャンネル校正を実施する。 (3) 電気課長は、論理回路機能検査を実施する。</td> <td rowspan="2">定検停止時</td> </tr> <tr> <td>3. 原子炉圧力低 (注入可)</td> <td>3.11MPa[gage]^{※1}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：動作値が、設定値に対して計器の許容誤差の範囲内であれば、運転上の制限を満足していないとは見なさない。</p> <p>(2) 低圧注水系計装 表27-2-1-3 (2) 低圧注水系計装の確認 (1号炉)</p> <table border="1" data-bbox="151 842 1276 1150"> <thead> <tr> <th>要素</th> <th>設定値</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 原子炉水位異常低 (L1)</td> <td>922cm 以上 (圧力容器零レベルより)</td> <td>(1) 発電課長は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。</td> <td>毎日1回</td> </tr> <tr> <td>2. 格納容器圧力高</td> <td>13.7kPa[gage]以下</td> <td rowspan="2">(2) 計測制御課長は、チャンネル校正を実施する。 (3) 電気課長は、論理回路機能検査を実施する。</td> <td rowspan="2">定検停止時</td> </tr> <tr> <td>3. 原子炉圧力低 (注入可)</td> <td>3.11MPa[gage]^{※1}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：動作値が、設定値に対して計器の許容誤差の範囲内であれば、運転上の制限を満足していないとは見なさない。</p>	要素	設定値	項目	頻度	1. 原子炉水位異常低 (L1)	922cm 以上 (圧力容器零レベルより)	(1) 発電課長は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	2. 格納容器圧力高	13.7kPa[gage]以下	(2) 計測制御課長は、チャンネル校正を実施する。 (3) 電気課長は、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時	3. 原子炉圧力低 (注入可)	3.11MPa[gage] ^{※1}	要素	設定値	項目	頻度	1. 原子炉水位異常低 (L1)	922cm 以上 (圧力容器零レベルより)	(1) 発電課長は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	2. 格納容器圧力高	13.7kPa[gage]以下	(2) 計測制御課長は、チャンネル校正を実施する。 (3) 電気課長は、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時	3. 原子炉圧力低 (注入可)	3.11MPa[gage] ^{※1}		<p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 (1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定することから、運転段階の保安活動を第1編の規定とし、1号炉に係る記載を削除する)</p>
要素	設定値	項目	頻度																											
1. 原子炉水位異常低 (L1)	922cm 以上 (圧力容器零レベルより)	(1) 発電課長は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回																											
2. 格納容器圧力高	13.7kPa[gage]以下	(2) 計測制御課長は、チャンネル校正を実施する。 (3) 電気課長は、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時																											
3. 原子炉圧力低 (注入可)	3.11MPa[gage] ^{※1}																													
要素	設定値	項目	頻度																											
1. 原子炉水位異常低 (L1)	922cm 以上 (圧力容器零レベルより)	(1) 発電課長は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回																											
2. 格納容器圧力高	13.7kPa[gage]以下	(2) 計測制御課長は、チャンネル校正を実施する。 (3) 電気課長は、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時																											
3. 原子炉圧力低 (注入可)	3.11MPa[gage] ^{※1}																													

変更前		変更後		理由																																				
<p><u>(3) 高圧注水系計装</u> 表27-2-1-3 (3) 高圧注水系計装に係る確認 (1号炉)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要素</th> <th>設定値</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 原子炉水位異常低 (L2)</td> <td>1,179cm 以上 (圧力容器零レベルより)</td> <td>(1) 発電課長は、原子炉の状態が運転、起動^{*1}および高温停止^{*1}において動作不能でないことを指示により確認する。</td> <td>毎日1回</td> </tr> <tr> <td>2. 格納容器圧力高</td> <td>13.7kPa[gage]以下</td> <td>(2) 計測制御課長は、チャンネル校正および論理回路機能検査を実施する。</td> <td>定検停止時</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：原子炉圧力が 1.04MPa[gage] 以上の場合。</p> <p><u>(4) 自動減圧系計装</u> 表27-2-1-3 (4) 自動減圧系計装に係る確認 (1号炉)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要素</th> <th>設定値</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 原子炉水位異常低 (L1)</td> <td>922cm 以上 (圧力容器零レベルより)</td> <td>(1) 発電課長は、原子炉の状態が運転、起動^{*1}および高温停止^{*1}において動作不能でないことを指示により確認する。</td> <td>毎日1回</td> </tr> <tr> <td>2. 格納容器圧力高</td> <td>13.7kPa[gage]以下</td> <td>(2) 計測制御課長は、チャンネル校正および論理回路機能検査を実施する。</td> <td>定検停止時</td> </tr> <tr> <td>3. 自動減圧系始動タイマ</td> <td>120 秒以下</td> <td>計測制御課長は、チャンネル校正および論理回路機能検査を実施する。</td> <td>定検停止時</td> </tr> <tr> <td>4. 炉心スプレイ系ポンプ出口圧力高</td> <td>0.69MPa[gage]^{*2}</td> <td>(1) 発電課長は、原子炉の状態が運転、起動^{*1}および高温停止^{*1}において動作不能でないことを指示により確認する。</td> <td>毎日1回</td> </tr> <tr> <td>5. 残留熱除去系ポンプ出口圧力高</td> <td>0.34MPa[gage]^{*2}</td> <td>(2) 計測制御課長は、チャンネル校正および論理回路機能検査を実施する。</td> <td>定検停止時</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：原子炉圧力が 0.77MPa[gage] 以上の場合。 ※2：動作値が、設定値に対して計器の許容誤差の範囲内であれば、運転上の制限を満足していないとは見なさない。</p>					要素	設定値	項目	頻度	1. 原子炉水位異常低 (L2)	1,179cm 以上 (圧力容器零レベルより)	(1) 発電課長は、原子炉の状態が運転、起動 ^{*1} および高温停止 ^{*1} において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	2. 格納容器圧力高	13.7kPa[gage]以下	(2) 計測制御課長は、チャンネル校正および論理回路機能検査を実施する。	定検停止時	要素	設定値	項目	頻度	1. 原子炉水位異常低 (L1)	922cm 以上 (圧力容器零レベルより)	(1) 発電課長は、原子炉の状態が運転、起動 ^{*1} および高温停止 ^{*1} において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	2. 格納容器圧力高	13.7kPa[gage]以下	(2) 計測制御課長は、チャンネル校正および論理回路機能検査を実施する。	定検停止時	3. 自動減圧系始動タイマ	120 秒以下	計測制御課長は、チャンネル校正および論理回路機能検査を実施する。	定検停止時	4. 炉心スプレイ系ポンプ出口圧力高	0.69MPa[gage] ^{*2}	(1) 発電課長は、原子炉の状態が運転、起動 ^{*1} および高温停止 ^{*1} において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	5. 残留熱除去系ポンプ出口圧力高	0.34MPa[gage] ^{*2}	(2) 計測制御課長は、チャンネル校正および論理回路機能検査を実施する。	定検停止時
要素	設定値	項目	頻度																																					
1. 原子炉水位異常低 (L2)	1,179cm 以上 (圧力容器零レベルより)	(1) 発電課長は、原子炉の状態が運転、起動 ^{*1} および高温停止 ^{*1} において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回																																					
2. 格納容器圧力高	13.7kPa[gage]以下	(2) 計測制御課長は、チャンネル校正および論理回路機能検査を実施する。	定検停止時																																					
要素	設定値	項目	頻度																																					
1. 原子炉水位異常低 (L1)	922cm 以上 (圧力容器零レベルより)	(1) 発電課長は、原子炉の状態が運転、起動 ^{*1} および高温停止 ^{*1} において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回																																					
2. 格納容器圧力高	13.7kPa[gage]以下	(2) 計測制御課長は、チャンネル校正および論理回路機能検査を実施する。	定検停止時																																					
3. 自動減圧系始動タイマ	120 秒以下	計測制御課長は、チャンネル校正および論理回路機能検査を実施する。	定検停止時																																					
4. 炉心スプレイ系ポンプ出口圧力高	0.69MPa[gage] ^{*2}	(1) 発電課長は、原子炉の状態が運転、起動 ^{*1} および高温停止 ^{*1} において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回																																					
5. 残留熱除去系ポンプ出口圧力高	0.34MPa[gage] ^{*2}	(2) 計測制御課長は、チャンネル校正および論理回路機能検査を実施する。	定検停止時																																					
				<p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 (1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定することから、運転段階の保安活動を第1編の規定とし、1号炉に係る記載を削除する)</p>																																				

変更前	変更後	理由																				
<p>4. 格納容器隔離系計装 (1) 主蒸気隔離弁計装 表27-2-1-4 (1) 主蒸気隔離弁計装の確認 (1号炉)</p> <table border="1" data-bbox="142 323 1270 711"> <thead> <tr> <th>要素</th> <th>設定値</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 原子炉水位異常低 (L2)</td> <td>1,179cm 以上 (圧力容器零レベルより)</td> <td rowspan="5">(1) 発電課長は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止^{*1}において動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 計測制御課長は、チャンネル校正および論理回路機能検査を実施する。</td> <td>毎日1回</td> </tr> <tr> <td>2. 主蒸気管放射能高</td> <td>10× (通常運転時のバックグラウンド) 以下</td> <td>定検停止時</td> </tr> <tr> <td>3. 主蒸気管流量大</td> <td>定格蒸気流量の140%以下</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4. 主蒸気管トンネル温度高</td> <td>93℃以下</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5. 主蒸気管圧力低</td> <td>5.86MPa[gage]以上</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：主蒸気管圧力低については、起動および高温停止を除く。</p>	要素	設定値	項目	頻度	1. 原子炉水位異常低 (L2)	1,179cm 以上 (圧力容器零レベルより)	(1) 発電課長は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止 ^{*1} において動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 計測制御課長は、チャンネル校正および論理回路機能検査を実施する。	毎日1回	2. 主蒸気管放射能高	10× (通常運転時のバックグラウンド) 以下	定検停止時	3. 主蒸気管流量大	定格蒸気流量の140%以下		4. 主蒸気管トンネル温度高	93℃以下		5. 主蒸気管圧力低	5.86MPa[gage]以上			<p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 (1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定することから、運転段階の保安活動を第1編の規定とし、1号炉に係る記載を削除する)</p>
要素	設定値	項目	頻度																			
1. 原子炉水位異常低 (L2)	1,179cm 以上 (圧力容器零レベルより)	(1) 発電課長は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止 ^{*1} において動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 計測制御課長は、チャンネル校正および論理回路機能検査を実施する。	毎日1回																			
2. 主蒸気管放射能高	10× (通常運転時のバックグラウンド) 以下		定検停止時																			
3. 主蒸気管流量大	定格蒸気流量の140%以下																					
4. 主蒸気管トンネル温度高	93℃以下																					
5. 主蒸気管圧力低	5.86MPa[gage]以上																					

変更前				変更後	理由
(2) 格納容器隔離系計装 表27-2-1-4 (2) 格納容器隔離系計装に係る確認 (1号炉)					女川1号炉廃止措置に伴う変更 (1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定することから、運転段階の保安活動を第1編の規定とし、1号炉に係る記載を削除する)
要素	設定値	項目	頻度		
1. 主蒸気管ドレン系	1,179cm 以上 (圧力容器零レベルより)	(1) 発電課長は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止*1において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回		
a. 原子炉水位異常低(L2)					
b. 主蒸気管放射能高	10× (通常運転時のバックグラウンド) 以下	(2) 計測制御課長は、チャンネル校正および論理回路機能検査を実施する。	定検停止時		
c. 主蒸気管流量大	定格蒸気流量の140%以下				
d. 主蒸気管トンネル温度高	93℃以下				
e. 主蒸気管圧力低	5.86MPa[gage]以上				
2. 炉水サンプリング系	1,179cm 以上 (圧力容器零レベルより)	(1) 発電課長は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止*1において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回		
a. 原子炉水位異常低(L2)					
b. 主蒸気管放射能高	10× (通常運転時のバックグラウンド) 以下	(2) 計測制御課長は、チャンネル校正および論理回路機能検査を実施する。	定検停止時		
c. 主蒸気管流量大	定格蒸気流量の140%以下				
d. 主蒸気管トンネル温度高	93℃以下				
e. 主蒸気管圧力低	5.86MPa[gage]以上				
3. 原子炉冷却材浄化系	1,301cm 以上 (圧力容器零レベルより)	(1) 発電課長は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回		
a. 原子炉水位低(L3)		(2) 計測制御課長は、チャンネル校正および論理回路機能検査を実施する。	定検停止時		
4. 格納容器調気系	1,301cm 以上 (圧力容器零レベルより)	(1) 発電課長は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回		
a. 原子炉水位低(L3)					
b. 格納容器圧力高	13.7kPa[gage]以下	(2) 計測制御課長は、チャンネル校正および論理回路機能検査を実施する。	定検停止時		
c. 原子炉建屋排気放射能高	10× (通常運転時のバックグラウンド) 以下				
d. 燃料取替エリア放射能高※2	10× (通常運転時のバックグラウンド) 以下				

変更前				変更後	理由																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>要素</th> <th>設定値</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5. 残留熱除去系 a. 原子炉水位低 (L3)</td> <td>1,301cm 以上 (圧力容器零レベルより)</td> <td rowspan="2">(1) 発電課長は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 計測制御課長は、チャンネル校正および論理回路機能検査を実施する。</td> <td>毎日1回</td> </tr> <tr> <td>b. 格納容器圧力高</td> <td>13.7kPa[gage]以下</td> <td>定検停止時</td> </tr> <tr> <td>6. 格納容器ドレン系 a. 原子炉水位低 (L3)</td> <td>1,301cm 以上 (圧力容器零レベルより)</td> <td rowspan="2">(1) 発電課長は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 計測制御課長は、チャンネル校正および論理回路機能検査を実施する。</td> <td>毎日1回</td> </tr> <tr> <td>b. 格納容器圧力高</td> <td>13.7kPa[gage]以下</td> <td>定検停止時</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：主蒸気管圧力低については、起動および高温停止を除く。 ※2：高線量当量率物品の移動時を除く。</p> <p>(3) 原子炉建屋隔離系計装 表27-2-1-4 (3) 原子炉建屋隔離系計装に係る確認 (1号炉)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要素</th> <th>設定値</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 原子炉水位低 (L3)</td> <td>1,301cm 以上 (圧力容器零レベルより)</td> <td rowspan="2">(1) 発電課長は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 計測制御課長は、チャンネル校正および論理回路機能検査を実施する。</td> <td>毎日1回</td> </tr> <tr> <td>2. 格納容器圧力高</td> <td>13.7kPa[gage]以下</td> <td>定検停止時</td> </tr> <tr> <td>3. 原子炉建屋排気放射能高</td> <td>1.0× (通常運転時のバックグラウンド) 以下</td> <td rowspan="2">(1) 発電課長は、原子炉の状態が運転、起動、高温停止および炉心変更時^{※2}または原子炉建屋原子炉棟内での照射された燃料に係る作業時に動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 計測制御課長は、チャンネル校正および論理回路機能検査を実施する。</td> <td>毎日1回</td> </tr> <tr> <td>4. 燃料取替エリア放射能高^{※1}</td> <td>1.0× (通常運転時のバックグラウンド) 以下</td> <td>定検停止時</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：高線量当量率物品の移動時を除く。 ※2：停止余裕確認後の制御棒1本の挿入・引抜を除く。</p>				要素	設定値	項目	頻度	5. 残留熱除去系 a. 原子炉水位低 (L3)	1,301cm 以上 (圧力容器零レベルより)	(1) 発電課長は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 計測制御課長は、チャンネル校正および論理回路機能検査を実施する。	毎日1回	b. 格納容器圧力高	13.7kPa[gage]以下	定検停止時	6. 格納容器ドレン系 a. 原子炉水位低 (L3)	1,301cm 以上 (圧力容器零レベルより)	(1) 発電課長は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 計測制御課長は、チャンネル校正および論理回路機能検査を実施する。	毎日1回	b. 格納容器圧力高	13.7kPa[gage]以下	定検停止時	要素	設定値	項目	頻度	1. 原子炉水位低 (L3)	1,301cm 以上 (圧力容器零レベルより)	(1) 発電課長は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 計測制御課長は、チャンネル校正および論理回路機能検査を実施する。	毎日1回	2. 格納容器圧力高	13.7kPa[gage]以下	定検停止時	3. 原子炉建屋排気放射能高	1.0× (通常運転時のバックグラウンド) 以下	(1) 発電課長は、原子炉の状態が運転、起動、高温停止および炉心変更時 ^{※2} または原子炉建屋原子炉棟内での照射された燃料に係る作業時に動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 計測制御課長は、チャンネル校正および論理回路機能検査を実施する。	毎日1回	4. 燃料取替エリア放射能高 ^{※1}	1.0× (通常運転時のバックグラウンド) 以下	定検停止時		女川1号炉廃止措置に伴う変更 (1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定することから、運転段階の保安活動を第1編の規定とし、1号炉に係る記載を削除する)
要素	設定値	項目	頻度																																						
5. 残留熱除去系 a. 原子炉水位低 (L3)	1,301cm 以上 (圧力容器零レベルより)	(1) 発電課長は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 計測制御課長は、チャンネル校正および論理回路機能検査を実施する。	毎日1回																																						
b. 格納容器圧力高	13.7kPa[gage]以下		定検停止時																																						
6. 格納容器ドレン系 a. 原子炉水位低 (L3)	1,301cm 以上 (圧力容器零レベルより)	(1) 発電課長は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 計測制御課長は、チャンネル校正および論理回路機能検査を実施する。	毎日1回																																						
b. 格納容器圧力高	13.7kPa[gage]以下		定検停止時																																						
要素	設定値	項目	頻度																																						
1. 原子炉水位低 (L3)	1,301cm 以上 (圧力容器零レベルより)	(1) 発電課長は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 計測制御課長は、チャンネル校正および論理回路機能検査を実施する。	毎日1回																																						
2. 格納容器圧力高	13.7kPa[gage]以下		定検停止時																																						
3. 原子炉建屋排気放射能高	1.0× (通常運転時のバックグラウンド) 以下	(1) 発電課長は、原子炉の状態が運転、起動、高温停止および炉心変更時 ^{※2} または原子炉建屋原子炉棟内での照射された燃料に係る作業時に動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 計測制御課長は、チャンネル校正および論理回路機能検査を実施する。	毎日1回																																						
4. 燃料取替エリア放射能高 ^{※1}	1.0× (通常運転時のバックグラウンド) 以下		定検停止時																																						

変更前	変更後	理由																																									
<p>5. その他計装</p> <p>(1) 非常用ディーゼル発電機計装</p> <p>表27-2-1-5 (1) 非常用ディーゼル発電機計装に係る確認 (1号炉)</p> <table border="1" data-bbox="142 321 1270 772"> <thead> <tr> <th>要素</th> <th>設定値</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 非常用ディーゼル発電機計装</td> <td rowspan="3">-</td> <td>(1) 発電課長は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、動作不能でないことを指示により確認する。ただし、非常用交流高压電源母線電圧低を除く。</td> <td>毎日1回</td> </tr> <tr> <td>a. 非常用交流高压電源母線電圧低</td> <td>(2) 計測制御課長は、チャンネル校正を実施する。ただし、非常用交流高压電源母線電圧低を除く。</td> <td>定検停止時</td> </tr> <tr> <td>b. 原子炉水位異常低 (L1)</td> <td>922cm以上 (圧力容器零レベルより)</td> <td>(3) 電気課長は、論理回路機能検査を実施する。</td> <td>定検停止時</td> </tr> <tr> <td>c. 格納容器圧力高</td> <td>13.7kPa[gage]以下</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 原子炉隔離時冷却系計装</p> <p>表27-2-1-5 (2) 原子炉隔離時冷却系計装に係る確認 (1号炉)</p> <table border="1" data-bbox="142 873 1270 1150"> <thead> <tr> <th>要素</th> <th>設定値</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 原子炉水位異常低 (L2)</td> <td>1,179cm 以上 (圧力容器零レベルより)</td> <td>(1) 発電課長は、原子炉の状態が運転、起動^{※1}および高温停止^{※1}において動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 計測制御課長は、チャンネル校正および論理回路機能検査を実施する。</td> <td>毎日1回 定検停止時</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：原子炉圧力が1.04MPa[gage]以上の場合。</p> <p>(3) 原子炉再循環ポンプトリップ計装</p> <p>表27-2-1-5 (3) 原子炉再循環ポンプトリップ計装に係る確認 (1号炉)</p> <table border="1" data-bbox="142 1287 1270 1564"> <thead> <tr> <th>要素</th> <th>設定値</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. タービン主蒸気止め弁閉</td> <td>全開状態より 10% 閉以下^{※1}</td> <td>計測制御課長は、チャンネル校正および論理回路機能検査を実施する。</td> <td>定検停止時</td> </tr> <tr> <td>2. タービン蒸気加減弁急速閉</td> <td rowspan="2">油圧^{※1} 5.49MPa[gage]以上 励磁位置^{※1}</td> <td rowspan="2">計測制御課長は、チャンネル校正および論理回路機能検査を実施する。</td> <td rowspan="2">定検停止時</td> </tr> <tr> <td>a. 油圧</td> </tr> <tr> <td>b. 電磁弁励磁位置</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：タービン入口蒸気第1段圧力が1.25MPa[gage] {原子炉熱出力の30%相当} 以上で運転している時。</p>	要素	設定値	項目	頻度	1. 非常用ディーゼル発電機計装	-	(1) 発電課長は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、動作不能でないことを指示により確認する。ただし、非常用交流高压電源母線電圧低を除く。	毎日1回	a. 非常用交流高压電源母線電圧低	(2) 計測制御課長は、チャンネル校正を実施する。ただし、非常用交流高压電源母線電圧低を除く。	定検停止時	b. 原子炉水位異常低 (L1)	922cm以上 (圧力容器零レベルより)	(3) 電気課長は、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時	c. 格納容器圧力高	13.7kPa[gage]以下			要素	設定値	項目	頻度	1. 原子炉水位異常低 (L2)	1,179cm 以上 (圧力容器零レベルより)	(1) 発電課長は、原子炉の状態が運転、起動 ^{※1} および高温停止 ^{※1} において動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 計測制御課長は、チャンネル校正および論理回路機能検査を実施する。	毎日1回 定検停止時	要素	設定値	項目	頻度	1. タービン主蒸気止め弁閉	全開状態より 10% 閉以下 ^{※1}	計測制御課長は、チャンネル校正および論理回路機能検査を実施する。	定検停止時	2. タービン蒸気加減弁急速閉	油圧 ^{※1} 5.49MPa[gage]以上 励磁位置 ^{※1}	計測制御課長は、チャンネル校正および論理回路機能検査を実施する。	定検停止時	a. 油圧	b. 電磁弁励磁位置		<p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 (1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定することから、運転段階の保安活動を第1編の規定とし、1号炉に係る記載を削除する)</p>
要素	設定値	項目	頻度																																								
1. 非常用ディーゼル発電機計装	-	(1) 発電課長は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、動作不能でないことを指示により確認する。ただし、非常用交流高压電源母線電圧低を除く。	毎日1回																																								
a. 非常用交流高压電源母線電圧低		(2) 計測制御課長は、チャンネル校正を実施する。ただし、非常用交流高压電源母線電圧低を除く。	定検停止時																																								
b. 原子炉水位異常低 (L1)		922cm以上 (圧力容器零レベルより)	(3) 電気課長は、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時																																							
c. 格納容器圧力高	13.7kPa[gage]以下																																										
要素	設定値	項目	頻度																																								
1. 原子炉水位異常低 (L2)	1,179cm 以上 (圧力容器零レベルより)	(1) 発電課長は、原子炉の状態が運転、起動 ^{※1} および高温停止 ^{※1} において動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 計測制御課長は、チャンネル校正および論理回路機能検査を実施する。	毎日1回 定検停止時																																								
要素	設定値	項目	頻度																																								
1. タービン主蒸気止め弁閉	全開状態より 10% 閉以下 ^{※1}	計測制御課長は、チャンネル校正および論理回路機能検査を実施する。	定検停止時																																								
2. タービン蒸気加減弁急速閉	油圧 ^{※1} 5.49MPa[gage]以上 励磁位置 ^{※1}	計測制御課長は、チャンネル校正および論理回路機能検査を実施する。	定検停止時																																								
a. 油圧																																											
b. 電磁弁励磁位置																																											

変更前	変更後	理由																																				
<p><u>(4) 制御棒引抜監視装置計装</u> 表27-2-1-5 (4) 制御棒引抜監視装置計装に係る確認（1号炉）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要素</th> <th>設定値</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 制御棒引抜阻止 a. 中性子束高</td> <td>105%以下 (再循環流量 Wd(%) に対し、$0.62Wd+52$ %の式により設定す る。)</td> <td>発電課長は、原子炉熱出力が30%相当以上の場合にバイパスされていないことの確認を行う。 計測制御課長は、チャンネル校正（検出器は除く）および論理回路機能検査を実施する。</td> <td>起動時 定検停止時</td> </tr> <tr> <td>b. 機器動作不能</td> <td>—</td> <td>計測制御課長は、論理回路機能検査を実施する。</td> <td>定検停止時</td> </tr> <tr> <td>c. 下限</td> <td>5%^{*1}</td> <td>計測制御課長は、チャンネル校正（検出器は除く）および論理回路機能検査を実施する。</td> <td>定検停止時</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：動作値が、設定値に対して計器の許容誤差の範囲内であれば、運転上の制限を満足していないとは見なさない。</p> <p><u>(5) 主タービン高水位トリップ計装</u> 表27-2-1-5 (5) 主タービン高水位トリップ計装に係る確認（1号炉）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要素</th> <th>設定値</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 原子炉水位高 (L8)</td> <td>1,410cm以下 (圧力容器零レベル より)</td> <td>発電課長は、原子炉熱出力が30%相当以上の時に動作不能でないことを指示により確認する。 計測制御課長は、チャンネル校正および論理回路機能検査を実施する。</td> <td>毎日1回 定検停止時</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(6) 中央制御室外原子炉停止装置計装</u> 表27-2-1-5 (6) 中央制御室外原子炉停止装置計装に係る確認（1号炉）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要素</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 原子炉圧力</td> <td rowspan="4">計測制御課長は、チャンネル校正を実施する。 発電管理課長は制御回路切替スイッチの機能試験を実施する。</td> <td>定検停止時</td> </tr> <tr> <td>2. 原子炉隔離時冷却系流量</td> <td>または</td> </tr> <tr> <td>3. 原子炉隔離時冷却系制御</td> <td>定検停止後の原子炉起動時</td> </tr> <tr> <td>4. 残留熱除去系流量</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	要素	設定値	項目	頻度	1. 制御棒引抜阻止 a. 中性子束高	105%以下 (再循環流量 Wd(%) に対し、 $0.62Wd+52$ %の式により設定す る。)	発電課長は、原子炉熱出力が30%相当以上の場合にバイパスされていないことの確認を行う。 計測制御課長は、チャンネル校正（検出器は除く）および論理回路機能検査を実施する。	起動時 定検停止時	b. 機器動作不能	—	計測制御課長は、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時	c. 下限	5% ^{*1}	計測制御課長は、チャンネル校正（検出器は除く）および論理回路機能検査を実施する。	定検停止時	要素	設定値	項目	頻度	1. 原子炉水位高 (L8)	1,410cm以下 (圧力容器零レベル より)	発電課長は、原子炉熱出力が30%相当以上の時に動作不能でないことを指示により確認する。 計測制御課長は、チャンネル校正および論理回路機能検査を実施する。	毎日1回 定検停止時	要素	項目	頻度	1. 原子炉圧力	計測制御課長は、チャンネル校正を実施する。 発電管理課長は制御回路切替スイッチの機能試験を実施する。	定検停止時	2. 原子炉隔離時冷却系流量	または	3. 原子炉隔離時冷却系制御	定検停止後の原子炉起動時	4. 残留熱除去系流量			<p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 （1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定することから、運転段階の保安活動を第1編の規定とし、1号炉に係る記載を削除する）</p>
要素	設定値	項目	頻度																																			
1. 制御棒引抜阻止 a. 中性子束高	105%以下 (再循環流量 Wd(%) に対し、 $0.62Wd+52$ %の式により設定す る。)	発電課長は、原子炉熱出力が30%相当以上の場合にバイパスされていないことの確認を行う。 計測制御課長は、チャンネル校正（検出器は除く）および論理回路機能検査を実施する。	起動時 定検停止時																																			
b. 機器動作不能	—	計測制御課長は、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時																																			
c. 下限	5% ^{*1}	計測制御課長は、チャンネル校正（検出器は除く）および論理回路機能検査を実施する。	定検停止時																																			
要素	設定値	項目	頻度																																			
1. 原子炉水位高 (L8)	1,410cm以下 (圧力容器零レベル より)	発電課長は、原子炉熱出力が30%相当以上の時に動作不能でないことを指示により確認する。 計測制御課長は、チャンネル校正および論理回路機能検査を実施する。	毎日1回 定検停止時																																			
要素	項目	頻度																																				
1. 原子炉圧力	計測制御課長は、チャンネル校正を実施する。 発電管理課長は制御回路切替スイッチの機能試験を実施する。	定検停止時																																				
2. 原子炉隔離時冷却系流量		または																																				
3. 原子炉隔離時冷却系制御		定検停止後の原子炉起動時																																				
4. 残留熱除去系流量																																						

変更前		変更後	理由																							
<p><u>(7) 中央制御室非常用換気空調系計装</u> 表27-2-1-5 (7) <u>中央制御室非常用換気空調系計装に係る確認（1号炉）</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要素</th> <th>設定値</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 原子炉建屋排気放射能高</td> <td rowspan="2">10×（通常運転時のバックグラウンド）以下</td> <td>発電課長は、原子炉の状態が運転、起動、高温停止および炉心変更時[※]または原子炉建屋原子炉棟内での照射された燃料に係る作業時に動作不能でないことを指示により確認する。</td> <td>毎日1回</td> </tr> <tr> <td>2. 燃料取替エリア放射能高^{※1}</td> <td>(1) 計測制御課長は、チャンネル校正を実施する。 (2) 電気課長は、論理回路機能検査を実施する。</td> <td>定検停止時</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：高線量当量率物品の移動時は除く。 ※2：停止余裕確認後の制御棒1本の挿入・引抜を除く。</p> <p><u>(8) 事故時計装</u> 表27-2-1-5 (8) <u>事故時計装に係る確認（1号炉）</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要素</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 原子炉圧力</td> <td rowspan="3">発電課長は、原子炉の状態が運転および起動時に動作不能でないことを指示により確認する。</td> <td rowspan="3">毎日1回</td> </tr> <tr> <td>2. 原子炉水位（広帯域）</td> </tr> <tr> <td>3. 原子炉水位（燃料域）</td> </tr> <tr> <td>4. 格納容器圧力</td> <td rowspan="2">計測制御課長は、チャンネル校正を実施する。</td> <td rowspan="2">定検停止時</td> </tr> <tr> <td>5. 格納容器内雰囲気線量当量率</td> </tr> </tbody> </table>		要素	設定値	項目	頻度	1. 原子炉建屋排気放射能高	10×（通常運転時のバックグラウンド）以下	発電課長は、原子炉の状態が運転、起動、高温停止および炉心変更時 [※] または原子炉建屋原子炉棟内での照射された燃料に係る作業時に動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	2. 燃料取替エリア放射能高 ^{※1}	(1) 計測制御課長は、チャンネル校正を実施する。 (2) 電気課長は、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時	要素	項目	頻度	1. 原子炉圧力	発電課長は、原子炉の状態が運転および起動時に動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	2. 原子炉水位（広帯域）	3. 原子炉水位（燃料域）	4. 格納容器圧力	計測制御課長は、チャンネル校正を実施する。	定検停止時	5. 格納容器内雰囲気線量当量率		<p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 （1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定することから、運転段階の保安活動を第1編の規定とし、1号炉に係る記載を削除する）</p>
要素	設定値	項目	頻度																							
1. 原子炉建屋排気放射能高	10×（通常運転時のバックグラウンド）以下	発電課長は、原子炉の状態が運転、起動、高温停止および炉心変更時 [※] または原子炉建屋原子炉棟内での照射された燃料に係る作業時に動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回																							
2. 燃料取替エリア放射能高 ^{※1}		(1) 計測制御課長は、チャンネル校正を実施する。 (2) 電気課長は、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時																							
要素	項目	頻度																								
1. 原子炉圧力	発電課長は、原子炉の状態が運転および起動時に動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回																								
2. 原子炉水位（広帯域）																										
3. 原子炉水位（燃料域）																										
4. 格納容器圧力	計測制御課長は、チャンネル校正を実施する。	定検停止時																								
5. 格納容器内雰囲気線量当量率																										

変更前	変更後	理由
<p>表27-2-2 計測および制御設備に係る確認 <u>(2号炉および3号炉)</u></p> <p>1. 原子炉保護系計装 表27-2-2-1 原子炉保護系計装に係る確認 <u>(2号炉および3号炉)</u></p> <p>(中略)</p> <p>2. 起動領域モニタ（中性子源領域）計装 表27-2-2-2 起動領域モニタ計装に係る確認 <u>(2号炉および3号炉)</u></p> <p>(中略)</p> <p>3. 非常用炉心冷却系計装 (1) 低圧炉心スプレイ系計装 表27-2-2-3 (1) 低圧炉心スプレイ系計装に係る確認 <u>(2号炉および3号炉)</u></p> <p>(中略)</p> <p>(2) 低圧注水系計装 表27-2-2-3 (2) 低圧注水系計装に係る確認 <u>(2号炉および3号炉)</u></p> <p>(中略)</p> <p>(3) 高圧炉心スプレイ系計装 表27-2-2-3 (3) 高圧炉心スプレイ系計装に係る確認 <u>(2号炉および3号炉)</u></p> <p>(中略)</p> <p>(4) 自動減圧系計装 表27-2-2-3 (4) 自動減圧系計装に係る確認 <u>(2号炉および3号炉)</u></p> <p>(中略)</p> <p>4. 格納容器隔離系計装 (1) 主蒸気隔離弁計装 表27-2-2-4 (1) 主蒸気隔離弁計装に係る確認 <u>(2号炉および3号炉)</u></p> <p>(中略)</p> <p>(2) 格納容器隔離系計装 表27-2-2-4 (2) 格納容器隔離系計装に係る確認 <u>(2号炉および3号炉)</u></p> <p>(中略)</p> <p>(3) 原子炉建屋隔離系計装 表27-2-2-4 (3) 原子炉建屋隔離系計装に係る確認 <u>(2号炉および3号炉)</u></p> <p>(中略)</p> <p>5. その他計装 (1) 非常用ディーゼル発電機計装 表27-2-2-5 (1) 非常用ディーゼル発電機計装に係る確認 <u>(2号炉および3号炉)</u></p>	<p>表27-2 計測および制御設備に係る確認</p> <p>1. 原子炉保護系計装 表27-2-1 原子炉保護系計装に係る確認</p> <p>(中略)</p> <p>2. 起動領域モニタ（中性子源領域）計装 表27-2-2 起動領域モニタ計装に係る確認</p> <p>(中略)</p> <p>3. 非常用炉心冷却系計装 (1) 低圧炉心スプレイ系計装 表27-2-3 (1) 低圧炉心スプレイ系計装に係る確認</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 低圧注水系計装 表27-2-3 (2) 低圧注水系計装に係る確認</p> <p>(中略)</p> <p>(3) 高圧炉心スプレイ系計装 表27-2-3 (3) 高圧炉心スプレイ系計装に係る確認</p> <p>(中略)</p> <p>(4) 自動減圧系計装 表27-2-3 (4) 自動減圧系計装に係る確認</p> <p>(中略)</p> <p>4. 格納容器隔離系計装 (1) 主蒸気隔離弁計装 表27-2-4 (1) 主蒸気隔離弁計装に係る確認</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 格納容器隔離系計装 表27-2-4 (2) 格納容器隔離系計装に係る確認</p> <p>(中略)</p> <p>(3) 原子炉建屋隔離系計装 表27-2-4 (3) 原子炉建屋隔離系計装に係る確認</p> <p>(中略)</p> <p>5. その他計装 (1) 非常用ディーゼル発電機計装 表27-2-5 (1) 非常用ディーゼル発電機計装に係る確認</p>	<p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 （1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定することから、運転段階の保安活動を第1編の規定とし、1号炉に係る記載を削除する）</p>

女川原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表（令和元年度 東北電原運第27号）

東北電力株式会社

変更前	変更後	理由
<p>(2) 原子炉隔離時冷却系計装 表27-2-2-5 (2) 原子炉隔離時冷却系計装に係る確認 (2号炉および3号炉)</p>	<p>(2) 原子炉隔離時冷却系計装 表27-2-5 (2) 原子炉隔離時冷却系計装に係る確認</p>	<p>女川1号炉廃止措置に伴う変更</p>
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>	<p>(1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定することから、運転段階の保安活動を第1編の規定とし、1号炉に係る記載を削除する)</p>
<p>(3) 原子炉再循環ポンプトリップ計装 表27-2-2-5 (3) 原子炉再循環ポンプトリップ計装に係る確認 (2号炉および3号炉)</p>	<p>(3) 原子炉再循環ポンプトリップ計装 表27-2-5 (3) 原子炉再循環ポンプトリップ計装に係る確認</p>	
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>	
<p>(4) 制御棒引抜監視装置計装 表27-2-2-5 (4) 制御棒引抜監視装置計装に係る確認 (2号炉および3号炉)</p>	<p>(4) 制御棒引抜監視装置計装 表27-2-5 (4) 制御棒引抜監視装置計装に係る確認</p>	
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>	
<p>(5) タービン駆動給水ポンプ・主タービン高水位トリップ計装 表27-2-2-5 (5) タービン駆動給水ポンプ・主タービン高水位トリップ計装に係る確認 (2号炉および3号炉)</p>	<p>(5) タービン駆動給水ポンプ・主タービン高水位トリップ計装 表27-2-5 (5) タービン駆動給水ポンプ・主タービン高水位トリップ計装に係る確認</p>	
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>	
<p>(6) 中央制御室外原子炉停止装置計装 表27-2-2-5 (6) 中央制御室外原子炉停止装置計装に係る確認 (2号炉および3号炉)</p>	<p>(6) 中央制御室外原子炉停止装置計装 表27-2-5 (6) 中央制御室外原子炉停止装置計装に係る確認</p>	
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>	
<p>(7) 中央制御室非常用換気空調系計装 表27-2-2-5 (7) 中央制御室非常用換気空調系計装に係る確認 (2号炉および3号炉)</p>	<p>(7) 中央制御室非常用換気空調系計装 表27-2-5 (7) 中央制御室非常用換気空調系計装に係る確認</p>	
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>	
<p>(8) 事故時計装 表27-2-2-5 (8) 事故時計装に係る確認 (2号炉および3号炉)</p>	<p>(8) 事故時計装 表27-2-5 (8) 事故時計装に係る確認</p>	
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>	
<p>(2号炉および3号炉)</p>		
<p>図27 中性子束高（熱流束相当）のスクラム設定（表27-2関係）</p>	<p>図27 中性子束高（熱流束相当）のスクラム設定（表27-2関係）</p>	
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>	

変更前	変更後	理由
<p>表27-3 <u>表27-3-1 計測および制御設備に係る措置（1号炉）</u> <u>1. 原子炉保護系計装</u> <u>原子炉保護系計装の要素に動作不能が発生し、動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合は、その状態に応じて次の措置を講じる。なお、動作可能であるべきチャンネル数とは、片トリップ系毎のすべてのチャンネル数をいう。</u> <u>（1）片トリップ系において、動作不能チャンネルが1つ以上ある場合は、12時間以内に動作可能な状態に復旧し、復旧できなければ動作不能なチャンネルをトリップするか、または当該トリップ系をトリップする。</u> <u>（2）両トリップ系において動作不能チャンネルがそれぞれ1つ以上ある場合は、6時間以内に動作可能な状態に復旧し、復旧できなければ、いずれかの片トリップ系における動作不能チャンネルをトリップするか、またはいずれかの片トリップ系をトリップする。</u> <u>（3）片トリップ系において同一要素によるトリップ能力が維持できない場合または当該トリップ系が動作不能の場合は、1時間以内に当該トリップ系を復旧するかトリップする。</u> <u>（4）上記（1）、（2）または（3）の措置を完了できない場合は、下表の要求される措置を完了時間内に講じる。</u></p>		<p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 （1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定することから、運転段階の保安活動を第1編の規定とし、1号炉に係る記載を削除する）</p>

変更前					変更後					理由
表27-3-1-1 原子炉保護系計装に係る措置（1号炉）										
要素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数（片トリップ系）	要求される措置	完了時間						
1. 中間領域モニタ	起動	3※2	A1. 高温停止にする。	24時間						
	高温停止※1 冷温停止※1 燃料交換※1		A1. 1体以上の燃料が装荷されているセルに挿入可能な制御棒の全挿入操作を開始する。	速やかに						
a. 中性子束高	起動	3※2	A1. 高温停止にする。	24時間						
	高温停止※1 冷温停止※1 燃料交換※1		A1. 1体以上の燃料が装荷されているセルに挿入可能な制御棒の全挿入操作を開始する。	速やかに						
b. 機器動作不能	起動	3※2	A1. 高温停止にする。	24時間						
	高温停止※1 冷温停止※1 燃料交換※1		A1. 1体以上の燃料が装荷されているセルに挿入可能な制御棒の全挿入操作を開始する。	速やかに						
2. 平均出力領域モニタ	起動	3※2	A1. 高温停止にする。	24時間						
	運転		A1. 起動にする。	12時間						
a. 中性子束高										
b. 下限	運転	3※2	A1. 起動にする。	12時間						
c. 機器動作不能	運転, 起動	3※2	A1. 高温停止にする。	24時間						
3. 原子炉圧力高	運転, 起動	2	A1. 高温停止にする。	24時間						
4. 原子炉水位低(L3)	運転, 起動	2	A1. 高温停止にする。	24時間						
5. 主蒸気隔離弁閉	運転	8	A1. 起動にする。	12時間						
6. 格納容器圧力高	運転, 起動	2	A1. 高温停止にする。	24時間						
7. スクラム排出容器水位高	運転, 起動	4	A1. 高温停止にする。	24時間						
	高温停止※1 冷温停止※1 燃料交換※1		A1. 1体以上の燃料が装荷されているセルに挿入可能な制御棒の全挿入操作を開始する。	速やかに						
8. タービン主蒸気止め弁閉	原子炉熱出力30%相当以上	4	A1. 原子炉熱出力30%相当未満にする。	8時間						
9. タービン蒸気加減弁急速閉	原子炉熱出力30%相当以上	4	A1. 原子炉熱出力30%相当未満にする。	8時間						
	a. 油圧 b. 電磁弁励磁位置									
10. 主蒸気管放射能高	運転, 起動	2	A1. 高温停止にする。	24時間						

女川1号炉廃止措置に伴う変更
（1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定することから、運転段階の保安活動を第1編の規定とし、1号炉に係る記載を削除する）

変更前					変更後					理由
要素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数（片トリップ系）	要求される措置	完了時間						
11. 地震加速度大	運転, 起動	6	A1. 高温停止にする。	24時間						女川1号炉廃止措置に伴う変更 （1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定することから、運転段階の保安活動を第1編の規定とし、1号炉に係る記載を削除する）
a. 原子炉建屋地下2階床水平(OP2.30m)	高温停止 ^{※1} 冷温停止 ^{※1} 燃料交換 ^{※1}		A1. 1体以上の燃料が装荷されているセルに挿入可能な制御棒の全挿入操作を開始する。	速やかに						
b. 原子炉建屋1階床水平(OP15.00m)										
c. 原子炉建屋1階床鉛直(OP15.00m)										
OP: 女川原子力発電所工事用基準面										
12. 原子炉モードスイッチ「停止」位置	運転, 起動	1 ^{※3}	A1. 高温停止にする。	24時間						
	高温停止 ^{※1} 冷温停止 ^{※1} 燃料交換 ^{※1}		A1. 1体以上の燃料が装荷されているセルに挿入可能な制御棒の全挿入操作を開始する。	速やかに						
13. スクラム回路	運転, 起動	2 ^{※4}	A1. 高温停止にする。	24時間						
	高温停止 ^{※1} 冷温停止 ^{※1} 燃料交換 ^{※1}	(自動スクラム) 1 ^{※4} (手動スクラム)	A1. 1体以上の燃料が装荷されているセルに挿入可能な制御棒の全挿入操作を開始する。	速やかに						
<p>※1：1体以上の燃料が装荷されているセルの制御棒が全挿入かつ除外されている場合または全燃料が取り出されている場合を除く。</p> <p>※2：片系3チャンネルのうち、1チャンネルバイパス可能設備のため、1チャンネルバイパスしている状態では動作可能であるべきチャンネル数（片トリップ系）は2とする。</p> <p>※3：原子炉モードスイッチは1つであり、その接点を両トリップ系で1チャンネルずつ使用している。</p> <p>※4：片系における論理の数を指す。</p>										

変更前		変更後		理由	
<p>2. 中性子源領域モニタ計装 中性子源領域モニタ計装の要素に動作不能が発生し、動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合は、下表の要求される措置を完了時間内に講じる。</p> <p>表27-3-1-2 中性子源領域モニタ計装に係る措置（1号炉）</p>					
要素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数	条件	要求される措置	完了時間
中性子源領域モニタ	中間領域モニタがレンジ2以下で、かつ原子炉の状態が「起動」	4※1	A. 動作不能チャンネルが1つ以上の場合	A1. 中性子源領域モニタを動作可能状態に復帰させる。 または A2. 中間領域モニタにて監視を行う。	4時間 速やかに
			B. 動作不能チャンネルが3つの場合	B1. 制御棒引抜操作を中止する。	速やかに
			C. 条件AまたはBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 高温停止とする。	24時間
	原子炉の状態が「高温停止」または「冷温停止」	2	A. 動作不能チャンネルが1つ以上の場合	A1. 挿入可能な制御棒を全挿入する。 および A2. 制御棒引抜操作を行ってはならない。	1時間 1時間
原子炉の状態が「燃料交換」	炉心変更が実施されていない場合	2※2	A. 動作不能チャンネルが1つ以上の場合 および 動作不能な中性子源領域モニタが存在する1/4炉心において中間領域モニタが動作不能の場合	A1. 1体以上の燃料が装荷されているセルに制御棒が全挿入されていることの確認を開始する。	速やかに
	炉心変更が実施されている場合	2※2※3	A. 動作不能チャンネルが1つ以上の場合 および 動作不能な中性子源領域モニタが存在する1/4炉心において中間領域モニタが動作不能の場合	A1. 制御棒挿入または燃料取出し以外の炉心変更を中止する。 および A2. 1体以上の燃料が装荷されているセルに制御棒が全挿入されていることの確認を開始する。	速やかに 速やかに
<p>※1：4チャンネルのうち、1チャンネルバイパス可能設備のため、1チャンネルバイパスしている状態では動作可能であるべきチャンネル数は3とする。</p> <p>※2：中性子源領域モニタ周りの燃料が4体未満の場合、当該中性子源領域モニタが動作可能であることを要求されない。</p> <p>※3：炉心変更が実施されている1/4炉心の1チャンネルおよびそれに隣接するいずれかの1/4炉心の1チャンネル。</p>					
				女川1号炉廃止措置に伴う変更 （1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定することから、運転段階の保安活動を第1編の規定とし、1号炉に係る記載を削除する）	

変更前		変更後		理由	
<p>3. 非常用炉心冷却系計装</p> <p>(1) 炉心スプレイ系計装</p> <p>炉心スプレイ系計装の要素に動作不能が発生し、動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合は、下表の要求される措置を完了時間内に講じる。</p> <p>なお、動作可能であるべきチャンネル数とは、炉心スプレイ系を作動させる為のすべてのチャンネル数をいい、その半数が片トリップ系を構成する。</p> <p>表27-3-1-3(1) 非常用炉心冷却系計装に係る措置(1号炉)</p>				<p>女川1号炉廃止措置に伴う変更</p> <p>(1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定することから、運転段階の保安活動を第1編の規定とし、1号炉に係る記載を削除する)</p>	
<p>1. 原子炉水位異常低(L1)</p> <p>運転起動高温停止</p>	<p>4</p>	<p>A. 片トリップ系に動作不能チャンネルが1つの場合</p>	<p>A1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。</p> <p>または</p> <p>A2. 動作不能チャンネルをトリップする。</p> <p>または</p> <p>A3. 炉心スプレイ系を動作不能とみなす。</p>		<p>24時間</p> <p>24時間</p> <p>24時間</p>
		<p>B. 両トリップ系にそれぞれ動作不能チャンネルが1つの場合</p>	<p>B1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。</p> <p>または</p> <p>B2. いずれかの動作不能チャンネルをトリップする。</p> <p>または</p> <p>B3. 炉心スプレイ系を動作不能とみなす。</p>		<p>12時間</p> <p>12時間</p> <p>12時間</p>
		<p>C. 片トリップ系に動作不能チャンネルが2つの場合</p>	<p>C1. 炉心スプレイ系を動作不能とみなす。</p>		<p>1時間</p>
		<p>2. 格納容器圧力高</p>	<p>4</p>		<p>A. 片トリップ系に動作不能チャンネルが1つの場合</p>

変更前						変更後						理由	
要素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数（両トリップ系）	条件	要求される措置	完了時間								
2. 格納容器圧力高	運転起動 高温停止	4	B. 両トリップ系にそれぞれ動作不能チャンネルが1つの場合	B1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 または B2. いずれかの動作不能チャンネルをトリップする。 または B3. 炉心スプレイ系を動作不能とみなす。	12時間 12時間 12時間								女川1号炉廃止措置に伴う変更 （1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定することから、運転段階の保安活動を第1編の規定とし、1号炉に係る記載を削除する）
			C. 片トリップ系に動作不能チャンネルが2つの場合	C1. 炉心スプレイ系を動作不能とみなす。	1時間								
			4	A. 片トリップ系に動作不能チャンネルが1つの場合	A1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 または A2. 炉心スプレイ系を動作不能とみなす。	24時間 24時間							
				B. 両トリップ系にそれぞれ動作不能チャンネルが1つの場合	B1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 または B2. 炉心スプレイ系を動作不能とみなす。	12時間 12時間							
3. 原子炉圧力低(注入可)		4	C. 片トリップ系に動作不能チャンネルが2つの場合	C1. 炉心スプレイ系を動作不能とみなす。	1時間								

変更前						変更後						理由
<p>(2) 低圧注水系計装</p> <p>低圧注水系計装の要素に動作不能が発生し、動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合は、下表の要求される措置を完了時間内に講じる。</p> <p>なお、動作可能であるべきチャンネル数とは、系列毎^{*1}のポンプおよび弁等を作動させる為のすべてのチャンネル数をいい、その半数が片トリップ系を構成する。</p> <p>表27-3-1-3(2) 低圧注水系計装に係る措置(1号炉)</p>												女川1号炉廃止措置に伴う変更 （1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定することから、運転段階の保安活動を第1編の規定とし、1号炉に係る記載を削除する）
要素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数(両トリップ系)	条件	要求される措置	完了時間							
1. 原子炉水位異常低(L1)	運転起動 高温停止	4	A. 片トリップ系に動作不能チャンネルが1つの場合	A1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 または A2. 動作不能チャンネルをトリップする。 または A3. 低圧注水系を動作不能とみなす。	24時間 24時間 24時間							
			B. 両トリップ系にそれぞれ動作不能チャンネルが1つの場合	B1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 または B2. いずれかの動作不能チャンネルをトリップする。 または B3. 低圧注水系を動作不能とみなす。	12時間 12時間 12時間							
			C. 片トリップ系に動作不能チャンネルが2つの場合	C1. 低圧注水系を動作不能とみなす。	1時間							
			2. 格納容器圧力高	4	A. 片トリップ系に動作不能チャンネルが1つの場合	A1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 または A2. 動作不能チャンネルをトリップする。 または A3. 低圧注水系を動作不能とみなす。	24時間 24時間 24時間					

変更前						変更後		理由	
要素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数（両トリップ系）	条件	要求される措置	完了時間			女川1号炉廃止措置に伴う変更 （1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定することから、運転段階の保安活動を第1編の規定とし、1号炉に係る記載を削除する）	
2. 格納容器圧力高	運転起動 高温停止	4	B. 両トリップ系にそれぞれ動作不能チャンネルが1つの場合	B1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 または B2. いずれかの動作不能チャンネルをトリップする。 または B3. 低圧注水系を動作不能とみなす。	12時間 12時間 12時間				
			C. 片トリップ系に動作不能チャンネルが2つの場合	C1. 低圧注水系を動作不能とみなす。	1時間				
			4	A. 片トリップ系に動作不能チャンネルが1つの場合	A1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 または A2. 低圧注水系を動作不能とみなす。	24時間 24時間			
				B. 両トリップ系にそれぞれ動作不能チャンネルが1つの場合	B1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 または B2. 低圧注水系を動作不能とみなす。	12時間 12時間			
3. 原子炉圧力低（注入可）		4	C. 片トリップ系に動作不能チャンネルが2つの場合	C1. 低圧注水系を動作不能とみなす。	1時間				

※1：系列毎とは、低圧注水系A系（ポンプ(A)および(C)）または低圧注水系B系（ポンプ(B)および(D)）をいう。

変更前						変更後						理由
<p>(3) 高压注水系計装</p> <p>高压注水系計装の要素に動作不能が発生し、動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合は、下表の要求される措置を完了時間内に講じる。</p> <p>なお、動作可能であるべきチャンネル数とは、高压注水系を動作させるためのすべてのチャンネル数をいい、その半数が片トリップ系を構成する。</p> <p>表27-3-1-3(3) 高压注水系計装に係る措置(1号炉)</p>												女川1号炉廃止措置に伴う変更 （1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定することから、運転段階の保安活動を第1編の規定とし、1号炉に係る記載を削除する）
要素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数(両トリップ系)	条件	要求される措置	完了時間							
1. 原子炉水位異常低(L2)	運転起動 ^{※1} 高温停止 ^{※1}	4	A. 片トリップ系に動作不能チャンネルが1つの場合	A1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 または A2. 動作不能チャンネルをトリップする。 または A3. 高压注水系を動作不能とみなす。	24時間							
			B. 両トリップ系にそれぞれ動作不能チャンネルが1つの場合	B1. 少なくとも1つのチャンネルを動作可能な状態に復旧する。	12時間							
				B2. いずれかの動作不能チャンネルをトリップする。	12時間							
				B3. 高压注水系を動作不能とみなす。	12時間							
C. 片トリップ系に動作不能チャンネルが2つの場合	C1. 高压注水系を動作不能とみなす。	1時間										
2. 格納容器圧力高		4	A. 片トリップ系に動作不能チャンネルが1つの場合	A1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 または A2. 動作不能チャンネルをトリップする。 または A3. 高压注水系を動作不能とみなす。	24時間							
						24時間						
						24時間						

変更前						変更後		理由
要素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数（両トリップ系）	条件	要求される措置	完了時間			女川1号炉廃止措置に伴う変更 （1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定することから、運転段階の保安活動を第1編の規定とし、1号炉に係る記載を削除する）
2. 格納容器圧力高	運転起動 ^{※1} 高温停止 ^{※1}	4	B. 両トリップ系にそれぞれ動作不能チャンネルが1つの場合	B1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 または B2. いずれかの動作不能チャンネルをトリップする。 または B3. 高圧注水系を動作不能とみなす。	12時間 12時間 12時間			
			C. 片トリップ系に動作不能チャンネルが2つの場合	C1. 高圧注水系を動作不能とみなす。	1時間			

※1：原子炉圧力が1.04MPa[gage]以上の場合。

変更前						変更後						理由
<p><u>(4) 自動減圧系計装</u> 自動減圧系計装の要素に動作不能が発生し、動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合は、下表の要求される措置を完了時間内に講じる。 なお、動作可能であるべきチャンネル数とは、論理^{※1}毎のすべてのチャンネル数をいう。</p> <p>表27-3-1-3(4) 自動減圧系計装に係る措置（1号炉）</p>												女川1号炉廃止措置に伴う変更 （1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定することから、運転段階の保安活動を第1編の規定とし、1号炉に係る記載を削除する）
要素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数（論理毎）	条件	要求される措置	完了時間							
1. 原子炉水位異常低（L1）	運転起動 ^{※2} 高温停止 ^{※2}	2	A. いずれかの論理に動作不能チャンネルが1つ以上の場合	A1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 または A2. 当該チャンネルをトリップする。	10日間 ただし 高圧注水系の動作不能を発見した場合は4日間 10日間 ただし 高圧注水系の動作不能を発見した場合は4日間							
			B. 両方の論理が、それぞれ動作不能の場合 または 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 自動減圧系を動作不能とみなす。	1時間							
<p>※1：本条における論理とは、当該系統・設備を作動させるためのセンサから論理回路の出力段までの最小単位の構成をいう。</p>												

変更前						変更後	理由
要素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数（論理毎）	条件	要求される措置	完了時間		
2. 格納容器圧力高	運転起動※2 高温停止※2	2	A. いずれかの論理に動作不能チャンネルが1つ以上の場合	A1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 または A2. 当該チャンネルをトリップする。	10日間 ただし 高圧注水系の動作不能を発見した場合は4日間 10日間 ただし 高圧注水系の動作不能を発見した場合は4日間	女川1号炉廃止措置に伴う変更 （1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定することから、運転段階の保安活動を第1編の規定とし、1号炉に係る記載を削除する）	
			B. 両方の論理が、それぞれ動作不能の場合 または 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 自動減圧系を動作不能とみなす。	1時間		
3. 自動減圧系始動タイマ	運転起動※2 高温停止※2	1	A. いずれかの論理が動作不能の場合	A1. 当該論理系を動作可能な状態に復旧する。	10日間 ただし 高圧注水系の動作不能を発見した場合は4日間		
			B. 両方の論理が、それぞれ動作不能の場合 または 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 自動減圧系を動作不能とみなす。	1時間		

変更前						変更後		理由
要素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数（論理毎）	条件	要求される措置	完了時間			女川1号炉廃止措置に伴う変更 （1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定することから、運転段階の保安活動を第1編の規定とし、1号炉に係る記載を削除する）
4. 炉心スプレイ系ポンプ出口圧力高 または 残留熱除去系ポンプ出口圧力高	運転起動 ^{※2} 高温停止 ^{※2}	3 ^{※3}	A. 片方の論理が動作不能の場合	A1. 当該論理系を動作可能状態に復旧する。	10日間 ただし 高圧注水系の動作不能を発見した場合は4日間			
			B. 両方の論理が、それぞれ動作不能の場合 または 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 自動減圧系を動作不能とみなす。	1時間			

※2：原子炉圧力が0.77MPa[gage]以上の場合。
 ※3：炉心スプレイ系1チャンネルおよび残留熱除去系2チャンネルをいう。

変更前	変更後	理由																														
<p><u>4. 格納容器隔離系計装</u></p> <p><u>(1) 主蒸気隔離弁計装</u></p> <p>主蒸気隔離弁計装の要素に動作不能が発生し動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合は、その状態に応じて次の措置を講じる。</p> <p>なお、動作可能であるべきチャンネル数とは、主蒸気隔離弁を隔離させるためのすべてのチャンネル数をいい、その半数が片トリップ系を構成する。</p> <p>(A) 片トリップ系において動作不能チャンネルが1つ以上ある場合は、24時間以内に動作可能な状態に復旧し、復旧出来ない場合は、動作不能なチャンネルをトリップするか、または当該トリップ系をトリップする。</p> <p>(B) 両トリップ系において動作不能チャンネルがそれぞれ1つ以上ある場合は、12時間以内に動作可能な状態に復旧し、復旧出来ない場合は、いずれかの片トリップ系における動作不能チャンネルをトリップするかまたはいずれかの片トリップ系をトリップする。</p> <p>(C) 片トリップ系において同一要素のトリップ能力を維持できない場合または当該トリップ系が動作不能の場合は、1時間以内に当該トリップ系を復旧するかトリップする。</p> <p>(D) (A)、(B)または(C)の措置を完了できない場合は、下表の要求される措置を完了時間内に講じる。</p>		<p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 （1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定することから、運転段階の保安活動を第1編の規定とし、1号炉に係る記載を削除する）</p>																														
<p>表27-3-1-4 (1) 主蒸気隔離弁計装に係る措置（1号炉）</p>																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>要素</th> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>動作可能であるべきチャンネル数 (両トリップ系)</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 原子炉水位異常低 (L2)</td> <td>運転 起動 高温停止</td> <td>4</td> <td>A1. 高温停止にする。 および A2. 冷温停止にする。</td> <td>24時間 36時間</td> </tr> <tr> <td>2. 主蒸気管放射能高</td> <td>運転 起動 高温停止</td> <td>4</td> <td>A1. 当該主蒸気ラインを隔離する。 または A2. 1. 高温停止にする。 および A2. 2. 冷温停止にする。</td> <td>12時間 24時間 36時間</td> </tr> <tr> <td>3. 主蒸気管流量大</td> <td>運転 起動 高温停止</td> <td>16</td> <td>A1. 当該主蒸気ラインを隔離する。 または A2. 1. 高温停止にする。 および A2. 2. 冷温停止にする。</td> <td>12時間 24時間 36時間</td> </tr> <tr> <td>4. 主蒸気管トンネル温度高</td> <td>運転 起動 高温停止</td> <td>16</td> <td>A1. 当該主蒸気ラインを隔離する。 または A2. 1. 高温停止にする。 および A2. 2. 冷温停止にする。</td> <td>12時間 24時間 36時間</td> </tr> <tr> <td>5. 主蒸気管圧力低</td> <td>運転</td> <td>4</td> <td>A1. 起動にする。</td> <td>6時間</td> </tr> </tbody> </table>	要素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数 (両トリップ系)	要求される措置	完了時間	1. 原子炉水位異常低 (L2)	運転 起動 高温停止	4	A1. 高温停止にする。 および A2. 冷温停止にする。	24時間 36時間	2. 主蒸気管放射能高	運転 起動 高温停止	4	A1. 当該主蒸気ラインを隔離する。 または A2. 1. 高温停止にする。 および A2. 2. 冷温停止にする。	12時間 24時間 36時間	3. 主蒸気管流量大	運転 起動 高温停止	16	A1. 当該主蒸気ラインを隔離する。 または A2. 1. 高温停止にする。 および A2. 2. 冷温停止にする。	12時間 24時間 36時間	4. 主蒸気管トンネル温度高	運転 起動 高温停止	16	A1. 当該主蒸気ラインを隔離する。 または A2. 1. 高温停止にする。 および A2. 2. 冷温停止にする。	12時間 24時間 36時間	5. 主蒸気管圧力低	運転	4	A1. 起動にする。	6時間		
要素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数 (両トリップ系)	要求される措置	完了時間																												
1. 原子炉水位異常低 (L2)	運転 起動 高温停止	4	A1. 高温停止にする。 および A2. 冷温停止にする。	24時間 36時間																												
2. 主蒸気管放射能高	運転 起動 高温停止	4	A1. 当該主蒸気ラインを隔離する。 または A2. 1. 高温停止にする。 および A2. 2. 冷温停止にする。	12時間 24時間 36時間																												
3. 主蒸気管流量大	運転 起動 高温停止	16	A1. 当該主蒸気ラインを隔離する。 または A2. 1. 高温停止にする。 および A2. 2. 冷温停止にする。	12時間 24時間 36時間																												
4. 主蒸気管トンネル温度高	運転 起動 高温停止	16	A1. 当該主蒸気ラインを隔離する。 または A2. 1. 高温停止にする。 および A2. 2. 冷温停止にする。	12時間 24時間 36時間																												
5. 主蒸気管圧力低	運転	4	A1. 起動にする。	6時間																												

変更前	変更後	理由																																														
<p>(2) 格納容器隔離系計装</p> <p>a. 主蒸気管ドレン系</p> <p>主蒸気管ドレン系の格納容器隔離系計装の要素に動作不能が発生し動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合は、その状態に応じて次の措置を講じる。</p> <p>なお、動作可能であるべきチャンネル数とは、内側または外側の隔離機能を作動させるためのすべてのチャンネル数をいう。</p> <p>(A) 内側隔離論理または外側隔離論理において動作不能チャンネルが1つ以上ある場合は24時間以内に、動作可能な状態に復旧し、復旧出来ない場合は、動作不能なチャンネルをトリップするかまたは、当該トリップ系をトリップする。</p> <p>(B) 内側隔離論理および外側隔離論理のそれぞれに同一要素の動作不能チャンネルが1つ以上ある場合、または内側隔離論理および外側隔離論理ともに隔離機能を喪失している場合は、1時間以内に内側隔離論理または外側隔離論理の少なくとも1つの隔離機能を復旧する。</p> <p>(C) (A) または (B) の措置を完了できない場合は、下表の要求される措置を完了時間内に講じる。</p> <p>表27-3-1-4 (2) a 格納容器隔離系計装（主蒸気管ドレン系）に係る措置（1号炉）</p> <table border="1" data-bbox="142 766 1279 1665"> <thead> <tr> <th>要素</th> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>動作可能であるべきチャンネル数（論理毎）</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">1. 原子炉水位異常低 (L2)</td> <td rowspan="3">運転 起動 高温停止</td> <td rowspan="3">2</td> <td>A1. 当該ラインを隔離する。</td> <td>12時間</td> </tr> <tr> <td>または</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td>A2. 1. 高温停止にする。 および A2. 2. 冷温停止にする。</td> <td>36時間</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">2. 主蒸気管放射能高</td> <td rowspan="3">運転 起動 高温停止</td> <td rowspan="3">2</td> <td>A1. 当該ラインを隔離する。</td> <td>12時間</td> </tr> <tr> <td>または</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td>A2. 1. 高温停止にする。 および A2. 2. 冷温停止にする。</td> <td>36時間</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">3. 主蒸気管流量大</td> <td rowspan="3">運転 起動 高温停止</td> <td rowspan="3">8</td> <td>A1. 当該ラインを隔離する。</td> <td>12時間</td> </tr> <tr> <td>または</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td>A2. 1. 高温停止にする。 および A2. 2. 冷温停止にする。</td> <td>36時間</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">4. 主蒸気管トンネル温度高</td> <td rowspan="3">運転 起動 高温停止</td> <td rowspan="3">8</td> <td>A1. 当該ラインを隔離する。</td> <td>12時間</td> </tr> <tr> <td>または</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td>A2. 1. 高温停止にする。 および A2. 2. 冷温停止にする。</td> <td>36時間</td> </tr> <tr> <td>5. 主蒸気管圧力低</td> <td>運転</td> <td>2</td> <td>A1. 当該ラインを隔離する。 または A2. 起動にする。</td> <td>12時間 12時間</td> </tr> </tbody> </table>	要素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数（論理毎）	要求される措置	完了時間	1. 原子炉水位異常低 (L2)	運転 起動 高温停止	2	A1. 当該ラインを隔離する。	12時間	または	24時間	A2. 1. 高温停止にする。 および A2. 2. 冷温停止にする。	36時間	2. 主蒸気管放射能高	運転 起動 高温停止	2	A1. 当該ラインを隔離する。	12時間	または	24時間	A2. 1. 高温停止にする。 および A2. 2. 冷温停止にする。	36時間	3. 主蒸気管流量大	運転 起動 高温停止	8	A1. 当該ラインを隔離する。	12時間	または	24時間	A2. 1. 高温停止にする。 および A2. 2. 冷温停止にする。	36時間	4. 主蒸気管トンネル温度高	運転 起動 高温停止	8	A1. 当該ラインを隔離する。	12時間	または	24時間	A2. 1. 高温停止にする。 および A2. 2. 冷温停止にする。	36時間	5. 主蒸気管圧力低	運転	2	A1. 当該ラインを隔離する。 または A2. 起動にする。	12時間 12時間		<p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 （1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定することから、運転段階の保安活動を第1編の規定とし、1号炉に係る記載を削除する）</p>
要素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数（論理毎）	要求される措置	完了時間																																												
1. 原子炉水位異常低 (L2)	運転 起動 高温停止	2	A1. 当該ラインを隔離する。	12時間																																												
			または	24時間																																												
			A2. 1. 高温停止にする。 および A2. 2. 冷温停止にする。	36時間																																												
2. 主蒸気管放射能高	運転 起動 高温停止	2	A1. 当該ラインを隔離する。	12時間																																												
			または	24時間																																												
			A2. 1. 高温停止にする。 および A2. 2. 冷温停止にする。	36時間																																												
3. 主蒸気管流量大	運転 起動 高温停止	8	A1. 当該ラインを隔離する。	12時間																																												
			または	24時間																																												
			A2. 1. 高温停止にする。 および A2. 2. 冷温停止にする。	36時間																																												
4. 主蒸気管トンネル温度高	運転 起動 高温停止	8	A1. 当該ラインを隔離する。	12時間																																												
			または	24時間																																												
			A2. 1. 高温停止にする。 および A2. 2. 冷温停止にする。	36時間																																												
5. 主蒸気管圧力低	運転	2	A1. 当該ラインを隔離する。 または A2. 起動にする。	12時間 12時間																																												

変更前	変更後	理由																										
<p>b. 炉水サンプリング系，原子炉冷却材浄化系，格納容器調気系，残留熱除去系および格納容器ドレン系</p> <p>炉水サンプリング系，原子炉冷却材浄化系，格納容器調気系，残留熱除去系および格納容器ドレン系の格納容器隔離系計装の要素に動作不能が発生し動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合は，その状態に応じて次の措置を講じる。</p> <p>なお，動作可能であるべきチャンネル数とは，隔離機能を作動させるためのすべてのチャンネル数をいい，その半数が片トリップ系を構成する。</p> <p>(A) 片トリップ系において動作不能チャンネルが1つ以上ある場合は「原子炉水位低(L3)」または「格納容器圧力高」要素については12時間以内に，それ以外の要素については24時間以内に，動作可能な状態に復旧し，復旧出来ない場合は，動作不能なチャンネルをトリップするかまたは，当該トリップ系をトリップする。</p> <p>(B) 両トリップ系において動作不能チャンネルが1つ以上ある場合は，12時間以内に動作可能な状態に復旧し，復旧出来ない場合は，いずれかの片トリップ系における動作不能チャンネルをトリップするかまたはいずれかの片トリップ系をトリップする。</p> <p>(C) 片トリップ系において同一要素のトリップ能力を維持できない場合，または当該トリップ系が動作不能の場合は，1時間以内に当該トリップ系を復旧するかトリップする。</p> <p>(D) (A)，(B)または(C)の措置を完了できない場合は，下表の要求される措置を完了時間内に講じる。</p>		<p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 （1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定することから，運転段階の保安活動を第1編の規定とし，1号炉に係る記載を削除する）</p>																										
<p>表27-3-1-4(2)b 格納容器隔離系計装（炉水サンプリング系，原子炉冷却材浄化系，格納容器調気系，残留熱除去系および格納容器ドレン系）に係る措置（1号炉）</p>																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>要素</th> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>動作可能であるべきチャンネル数 (両トリップ系)</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 炉水サンプリング系</td> <td>運転 起動</td> <td>4</td> <td>A1. 当該ラインを隔離する。 または</td> <td>12時間</td> </tr> <tr> <td>a. 原子炉水位異常低(L2)</td> <td>高温停止</td> <td></td> <td>A2. 1. 高温停止にする。 および A2. 2. 冷温停止にする。</td> <td>24時間 36時間</td> </tr> <tr> <td>b. 主蒸気管放射能高</td> <td>運転 起動 高温停止</td> <td>4</td> <td>A1. 当該ラインを隔離する。 または A2. 1. 高温停止にする。 および A2. 2. 冷温停止にする。</td> <td>12時間 24時間 36時間</td> </tr> <tr> <td>c. 主蒸気管流量大</td> <td>運転 起動 高温停止</td> <td>16</td> <td>A1. 当該ラインを隔離する。 または A2. 1. 高温停止にする。 および A2. 2. 冷温停止にする。</td> <td>12時間 24時間 36時間</td> </tr> </tbody> </table>	要素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数 (両トリップ系)	要求される措置	完了時間	1. 炉水サンプリング系	運転 起動	4	A1. 当該ラインを隔離する。 または	12時間	a. 原子炉水位異常低(L2)	高温停止		A2. 1. 高温停止にする。 および A2. 2. 冷温停止にする。	24時間 36時間	b. 主蒸気管放射能高	運転 起動 高温停止	4	A1. 当該ラインを隔離する。 または A2. 1. 高温停止にする。 および A2. 2. 冷温停止にする。	12時間 24時間 36時間	c. 主蒸気管流量大	運転 起動 高温停止	16	A1. 当該ラインを隔離する。 または A2. 1. 高温停止にする。 および A2. 2. 冷温停止にする。	12時間 24時間 36時間			
要素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数 (両トリップ系)	要求される措置	完了時間																								
1. 炉水サンプリング系	運転 起動	4	A1. 当該ラインを隔離する。 または	12時間																								
a. 原子炉水位異常低(L2)	高温停止		A2. 1. 高温停止にする。 および A2. 2. 冷温停止にする。	24時間 36時間																								
b. 主蒸気管放射能高	運転 起動 高温停止	4	A1. 当該ラインを隔離する。 または A2. 1. 高温停止にする。 および A2. 2. 冷温停止にする。	12時間 24時間 36時間																								
c. 主蒸気管流量大	運転 起動 高温停止	16	A1. 当該ラインを隔離する。 または A2. 1. 高温停止にする。 および A2. 2. 冷温停止にする。	12時間 24時間 36時間																								

変更前					変更後		理由
要素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数 (両トリップ系)	要求される措置	完了時間			女川1号炉廃止措置に伴う変更 (1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定することから、運転段階の保安活動を第1編の規定とし、1号炉に係る記載を削除する)
d. 主蒸気管 トンネル 温度高	運転 起動 高温停止	16	A1. 当該ラインを隔離する。 または A2. 1. 高温停止にする。 および A2. 2. 冷温停止にする。	12時間 24時間 36時間			
e. 主蒸気管 圧力低	運転	4	A1. 当該ラインを隔離する。 または A2. 起動する。	12時間 12時間			
2. 原子炉冷却材 浄化系 a. 原子炉水位 低(L3)	運転 起動 高温停止	4	A1. 当該ラインを隔離する。 または A2. 1. 高温停止にする。 および A2. 2. 冷温停止にする。	12時間 24時間 36時間			
3. 格納容器 調気系 a. 原子炉水位 低(L3)	運転 起動 高温停止	4	A1. 当該ラインを隔離する。 または A2. 1. 高温停止にする。 および A2. 2. 冷温停止にする。	12時間 24時間 36時間			
b. 格納容器 圧力高	運転 起動 高温停止	4	A1. 当該ラインを隔離する。 または A2. 1. 高温停止にする。 および A2. 2. 冷温停止にする。	12時間 24時間 36時間			
c. 原子炉建屋 排気放射能高	運転 起動 高温停止	4	A1. 当該ラインを隔離する。 または A2. 1. 高温停止にする。 および A2. 2. 冷温停止にする。	12時間 24時間 36時間			
d. 燃料取替 エリア 放射能高※1	運転 起動 高温停止	4	A1. 当該ラインを隔離する。 または A2. 1. 高温停止にする。 および A2. 2. 冷温停止にする。	12時間 24時間 36時間			
4. 残留熱除去系 a. 原子炉水位 低(L3)	運転 起動 高温停止	4	A1. 当該ラインを隔離する。 または A2. 1. 高温停止にする。 および A2. 2. 冷温停止にする。	12時間 24時間 36時間			
b. 格納容器 圧力高	運転 起動 高温停止	4	A1. 当該ラインを隔離する。 または A2. 1. 高温停止にする。 および A2. 2. 冷温停止にする。	12時間 24時間 36時間			
5. 格納容器 ドレン系 a. 原子炉水位 低(L3)	運転 起動 高温停止	4	A1. 当該ラインを隔離する。 または A2. 1. 高温停止にする。 および A2. 2. 冷温停止にする。	12時間 24時間 36時間			
b. 格納容器 圧力高	運転 起動 高温停止	4	A1. 当該ラインを隔離する。 または A2. 1. 高温停止にする。 および A2. 2. 冷温停止にする。	12時間 24時間 36時間			

※1：高線量当量率物品の移動時を除く。

変更前	変更後	理由
<p><u>(3) 原子炉建屋隔離系計装</u> <u>原子炉建屋隔離系計装の要素に動作不能が発生し、動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合は、その状態に応じて次の措置を講じる。なお、動作可能であるべきチャンネル数とは、隔離機能を作動させるためのすべてのチャンネル数をいい、その半数が片トリップ系を構成する。</u></p> <p><u>(A) 片トリップ系において動作不能チャンネルが1つ以上ある場合は「原子炉水位低(L3)」または「格納容器圧力高」要素については12時間以内に、それ以外の要素については24時間以内に動作可能な状態に復旧し、復旧できない場合は動作不能なチャンネルをトリップするかまたは、当該トリップ系をトリップする。</u></p> <p><u>(B) 両トリップ系において動作不能チャンネルがそれぞれ1つ以上ある場合は、12時間以内に少なくとも片トリップ系を動作可能な状態に復旧し、復旧できない場合は、いずれかの片トリップ系における動作不能チャンネルをトリップするかまたはいずれかの片トリップ系をトリップする。</u></p> <p><u>(C) 片トリップ系において同一要素のトリップ能力を維持できない場合または当該トリップ系が動作不能の場合は、1時間以内に当該トリップ系を復旧するかトリップする。</u></p> <p><u>(D) (A) および (B) の措置を完了できない場合は、下表の要求される措置を完了時間内に講じる。</u></p> <p><u>(E) (C) の措置を完了できない場合は、下表の要求される措置を完了時間内にとり、かつ10日間以内にトリップ能力を復旧するか、トリップする。</u></p> <p><u>(F) 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、(D) または (E) の措置を完了時間内に達成できない場合は、24時間以内に高温停止かつ36時間以内に冷温停止にする。</u></p> <p><u>(G) 炉心変更時または原子炉建屋原子炉棟内での照射された燃料に係る作業時において、(D) または (E) の措置を完了時間内に達成できない場合は、速やかに炉心変更および原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業を中止する。</u></p>		<p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 （1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定することから、運転段階の保安活動を第1編の規定とし、1号炉に係る記載を削除する）</p>

変更前					変更後	理由
表27-3-1-4(3) 原子炉建屋隔離系計装に係る措置（1号炉）						
要素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数（両トリップ系）	要求される措置	完了時間		
1. 原子炉水位低（L3）	運転 起動 高温停止	4	A1. 原子炉建屋給排気隔離弁の動作試験を行い、手動で隔離できることを確認する。 および A2. 1. 非常用ガス処理系1系列を動作可能な状態とする。 または A2. 2. 非常用ガス処理系を動作不能とみなす。	速やかに 速やかに 速やかに		女川1号炉廃止措置に伴う変更 （1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定することから、運転段階の保安活動を第1編の規定とし、1号炉に係る記載を削除する）
2. 格納容器圧力高	運転 起動 高温停止	4	A1. 原子炉建屋給排気隔離弁の動作試験を行い、手動で隔離できることを確認する。 および A2. 1. 非常用ガス処理系1系列を動作可能な状態とする。 または A2. 2. 非常用ガス処理系を動作不能とみなす。	速やかに 速やかに 速やかに		
3. 原子炉建屋排気放射能高	運転 起動 高温停止 炉心変更時 ^{※2} または 原子炉建屋原子炉棟内での照射された燃料に係る作業時	4	A1. 原子炉建屋給排気隔離弁の動作試験を行い、手動で隔離できることを確認する。 および A2. 1. 非常用ガス処理系1系列を動作可能な状態とする。 または A2. 2. 非常用ガス処理系を動作不能とみなす。	速やかに 速やかに 速やかに		
4. 燃料取替エリア放射能高 ^{※1}	運転 起動 高温停止 炉心変更時 ^{※2} または 原子炉建屋原子炉棟内での照射された燃料に係る作業時	4	A1. 原子炉建屋給排気隔離弁の動作試験を行い、手動で隔離できることを確認する。 および A2. 1. 非常用ガス処理系1系列を動作可能な状態とする。 または A2. 2. 非常用ガス処理系を動作不能とみなす。	速やかに 速やかに 速やかに		
^{※1} ：高線量当量率物品の移動時を除く。 ^{※2} ：停止余裕確認後の制御棒1本の挿入・引抜を除く。						

変更前	変更後	理由															
<p>5. その他の計装</p> <p>(1) 非常用ディーゼル発電機計装</p> <p>非常用ディーゼル発電機計装の要素に動作不能が発生し、動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合は、下表の要求される措置を完了時間内に講じる。なお、動作可能であるべきチャンネル数とは、母線毎の非常用ディーゼル発電機を作動させる為のすべてのチャンネル数をいい、その半数が片トリップ系を構成する。</p> <p>表27-3-1-5 (1) 非常用ディーゼル発電機計装に係る措置 (1号炉)</p> <table border="1" data-bbox="142 464 1270 1081"> <thead> <tr> <th>要素</th> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>動作可能であるべきチャンネル数 (系統毎)</th> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1. 非常用ディーゼル発電機計装 a. 非常用交流高圧電源母線電圧低</td> <td rowspan="2">運転起動高温停止および第67条で要求される非常用交流高圧電源母線の要求がある期間</td> <td rowspan="2">3</td> <td>A. 動作不能チャンネルが1つ以上の場合</td> <td>A1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 または A2. 動作不能チャンネルをトリップする。</td> <td>1時間 1時間</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B1. 当該非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	要素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数 (系統毎)	条件	要求される措置	完了時間	1. 非常用ディーゼル発電機計装 a. 非常用交流高圧電源母線電圧低	運転起動高温停止および第67条で要求される非常用交流高圧電源母線の要求がある期間	3	A. 動作不能チャンネルが1つ以上の場合	A1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 または A2. 動作不能チャンネルをトリップする。	1時間 1時間	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 当該非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	速やかに		<p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 （1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定することから、運転段階の保安活動を第1編の規定とし、1号炉に係る記載を削除する）</p>
要素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数 (系統毎)	条件	要求される措置	完了時間												
1. 非常用ディーゼル発電機計装 a. 非常用交流高圧電源母線電圧低	運転起動高温停止および第67条で要求される非常用交流高圧電源母線の要求がある期間	3	A. 動作不能チャンネルが1つ以上の場合	A1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 または A2. 動作不能チャンネルをトリップする。	1時間 1時間												
			B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 当該非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	速やかに												

変更前						変更後		理由
要素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数（系統毎）	条件	要求される措置	完了時間			
b. 原子炉水位異常低(L1)	運転起動 高温停止	4	A. 片トリップ系に動作不能チャンネルが1つの場合	A1. チャンネル動作可能な状態に復旧する。 または A2. 動作不能チャンネルをトリップする。 または A3. 当該ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	24時間 24時間 24時間			女川1号炉廃止措置に伴う変更 （1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定することから、運転段階の保安活動を第1編の規定とし、1号炉に係る記載を削除する）
			B. 両トリップ系にそれぞれ動作不能チャンネルが1つの場合	B1. 少なくとも1つのチャンネルを動作可能な状態に復旧する。 または B2. いずれかの動作不能チャンネルをトリップする。 または B3. 当該非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	12時間 12時間 12時間			
				C. 片トリップ系に動作不能チャンネルが2つの場合	C1. 当該非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	1時間		

変更前						変更後						理由	
要素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数（系統毎）	条件	要求される措置	完了時間								
c. 格納容器 圧力高	運転 起動 高温停止	4	A. 片トリップ系に動作不能チャンネルが1つの場合	A1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 または A2. 動作不能チャンネルをトリップする。 または A3. 当該非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	24時間 24時間 24時間								女川1号炉廃止措置に伴う変更 （1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定することから、運転段階の保安活動を第1編の規定とし、1号炉に係る記載を削除する）
			B. 両トリップ系にそれぞれ動作不能チャンネルが1つの場合	B1. 少なくとも1つのチャンネルを動作可能な状態に復旧する。 または B2. いずれかの動作不能チャンネルをトリップする。 または B3. 当該非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	12時間 12時間 12時間								
			C. 片トリップ系に動作不能チャンネルが2つの場合	C1. 当該非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	1時間								

変更前		変更後		理由		
<p>(2) 原子炉隔離時冷却系計装 原子炉隔離時冷却系計装の要素に動作不能が発生し、動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合は、下表の要求される措置を完了時間以内に講じる。 なお、動作可能であるべきチャンネル数とは、原子炉隔離時冷却系を作動させるためのすべてのチャンネル数をいい、その半数が片トリップ系を構成する。</p> <p>表 27-3-1-5 (2) 原子炉隔離時冷却系計装に係る措置 (1号炉)</p>				女川1号炉廃止措置に伴う変更 （1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定することから、運転段階の保安活動を第1編の規定とし、1号炉に係る記載を削除する）		
要素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数（両トリップ系）	条件		要求される措置	完了時間
1. 原子炉水位異常低(L2)	運転起動 ^{※1} 高温停止 ^{※1}	4	A. 片トリップ系に動作不能チャンネルが1つの場合		A1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 または A2. 動作不能チャンネルをトリップする。 または A3. 原子炉隔離時冷却系を動作不能とみなす。	24時間 24時間 24時間
			B. 両トリップ系にそれぞれ動作不能チャンネルが1つの場合		B1. 少なくとも1つのチャンネルを動作可能な状態に復旧する。 または B2. いずれかの動作不能チャンネルをトリップする。 または B3. 原子炉隔離時冷却系を動作不能とみなす。	12時間 12時間 12時間
			C. 片トリップ系に動作不能チャンネルが2つの場合	C1. 原子炉隔離時冷却系を動作不能とみなす。	1時間	
<p>※1：原子炉圧力が1.04MPa[gage]以上の場合。</p>						

変更前						変更後						理由
<p>(3) 原子炉再循環ポンプトリップ計装 原子炉再循環ポンプトリップ計装の要素に動作不能が発生し、動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合は、下表の要求される措置を完了時間内に講じる。なお、動作可能であるべきチャンネル数とは、論理毎のすべてのチャンネル数をいう。</p> <p>表27-3-1-5 (3) 原子炉再循環ポンプトリップ計装に係る措置 (1号炉)</p>												女川1号炉廃止措置に伴う変更 （1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定することから、運転段階の保安活動を第1編の規定とし、1号炉に係る記載を削除する）
要素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数(論理毎)	条件	要求される措置	完了時間							
1. タービン主蒸気止め弁閉	原子炉熱出力30%相当以上	2	A. いずれかの論理に動作不能チャンネルが1つ以上の場合	A1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 または A2. 動作不能チャンネルをトリップする。	3日間 3日間							
			B. 両方の論理に動作不能チャンネルが1つ以上の場合	B1. 少なくとも片方の論理を復旧する。	2時間							
			C. 条件AまたはBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 原子炉熱出力を30%相当未満にする。	8時間							
2. タービン蒸気加減弁急速閉 a. 油圧	原子炉熱出力30%相当以上	2	A. いずれかの論理に、動作不能チャンネルが1つ以上の場合	A1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 または A2. 動作不能チャンネルをトリップする。	3日間 3日間							
			B. 両方の論理に動作不能チャンネルが1つ以上の場合	B1. 少なくとも片方の論理を復旧する。	2時間							
			C. 条件AまたはBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 原子炉熱出力を30%相当未満にする。	8時間							
b. 電磁弁励磁位置	原子炉熱出力30%相当以上	2	A. いずれかの論理に、動作不能チャンネルが1つ以上の場合	A1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 または A2. 動作不能チャンネルをトリップする。	3日間 3日間							
			B. 両方の論理に動作不能チャンネルが1つ以上の場合	B1. 少なくとも片方の論理を復旧する。	2時間							
			C. 条件AまたはBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 原子炉熱出力を30%相当未満にする。	8時間							

変更前		変更後		理由																	
<p><u>(4) 制御棒引抜監視装置計装</u> 制御棒引抜監視装置計装の要素に動作不能が発生し、動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合は、下表の要求される措置を完了時間以内に講じる。</p> <p>表27-3-1-5 (4) 制御棒引抜監視装置計装に係る措置 (1号炉)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要素</th> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>動作可能であるべきチャンネル数</th> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1. 制御棒引抜阻止 a. 中性子束高 b. 機器動作不能 c. 下限</td> <td rowspan="2">原子炉熱出力30%相当以上</td> <td rowspan="2">2※1</td> <td>A. 動作不能チャンネルが1つの場合</td> <td>A1. 動作不能チャンネルをトリップする。</td> <td>1時間</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aの措置が完了時間内に達成できない場合</td> <td>B1. 制御棒の引抜操作を行わない。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：2チャンネルの内、1チャンネルバイパス可能設備のため、1チャンネルバイパスしている状態では動作可能であるべきチャンネル数は1とする。</p>		要素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数	条件	要求される措置	完了時間	1. 制御棒引抜阻止 a. 中性子束高 b. 機器動作不能 c. 下限	原子炉熱出力30%相当以上	2※1	A. 動作不能チャンネルが1つの場合	A1. 動作不能チャンネルをトリップする。	1時間	B. 条件Aの措置が完了時間内に達成できない場合	B1. 制御棒の引抜操作を行わない。	速やかに			女川1号炉廃止措置に伴う変更 （1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定することから、運転段階の保安活動を第1編の規定とし、1号炉に係る記載を削除する）		
要素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数	条件	要求される措置	完了時間																
1. 制御棒引抜阻止 a. 中性子束高 b. 機器動作不能 c. 下限	原子炉熱出力30%相当以上	2※1	A. 動作不能チャンネルが1つの場合	A1. 動作不能チャンネルをトリップする。	1時間																
			B. 条件Aの措置が完了時間内に達成できない場合	B1. 制御棒の引抜操作を行わない。	速やかに																
<p><u>(5) 主タービン高水位トリップ計装</u> 主タービン高水位トリップ計装の要素に動作不能が発生し、動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合は、下表の要求される措置を完了時間以内に講じる。 なお、動作可能であるべきチャンネル数とは、タービントリップ機能を作動させるためのすべてのチャンネル数をいう。</p> <p>表27-3-1-5 (5) 主タービン高水位トリップ計装に係る措置 (1号炉)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要素</th> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>動作可能であるべきチャンネル数</th> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">1. 原子炉水位高(L8)</td> <td rowspan="3">原子炉熱出力30%相当以上</td> <td rowspan="3">3</td> <td>A. 動作不能チャンネルが1つの場合</td> <td>A1. チャンネルを動作可能状態に復旧する。 または A2. 動作不能チャンネルをトリップする。</td> <td>10日間 10日間</td> </tr> <tr> <td>B. 動作不能チャンネルが2つ以上の場合</td> <td>B1. 高水位トリップ能力を復旧する。</td> <td>2時間</td> </tr> <tr> <td>C. 条件AまたはB要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>C1. 原子炉熱出力を30%相当未満にする。</td> <td>8時間</td> </tr> </tbody> </table>		要素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数	条件	要求される措置	完了時間	1. 原子炉水位高(L8)	原子炉熱出力30%相当以上	3	A. 動作不能チャンネルが1つの場合	A1. チャンネルを動作可能状態に復旧する。 または A2. 動作不能チャンネルをトリップする。	10日間 10日間	B. 動作不能チャンネルが2つ以上の場合	B1. 高水位トリップ能力を復旧する。	2時間	C. 条件AまたはB要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 原子炉熱出力を30%相当未満にする。	8時間		
要素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数	条件	要求される措置	完了時間																
1. 原子炉水位高(L8)	原子炉熱出力30%相当以上	3	A. 動作不能チャンネルが1つの場合	A1. チャンネルを動作可能状態に復旧する。 または A2. 動作不能チャンネルをトリップする。	10日間 10日間																
			B. 動作不能チャンネルが2つ以上の場合	B1. 高水位トリップ能力を復旧する。	2時間																
			C. 条件AまたはB要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 原子炉熱出力を30%相当未満にする。	8時間																

変更前	変更後	理由																																					
<p><u>(6) 中央制御室外原子炉停止装置計装</u> 中央制御室外原子炉停止装置計装の要素に動作不能が発生した場合は、下表の要求される措置を完了時間以内に講じる。</p> <p>表27-3-1-5 (6) 中央制御室外原子炉停止装置計装に係る措置 (1号炉)</p> <table border="1" data-bbox="142 432 1279 680"> <thead> <tr> <th>要素</th> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1. 原子炉圧力 2. 原子炉隔離時冷却系流量 3. 原子炉隔離時冷却系制御 4. 残留熱除去系流量</td> <td rowspan="2">運転 起動</td> <td>A. 動作不能要素が1つの場合</td> <td>A1. 要素を動作可能状態に復旧する。</td> <td>30日間</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B1. 高温停止にする。</td> <td>24時間</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(7) 中央制御室非常用換気空調系計装</u> 中央制御室非常用換気空調系計装の要素に動作不能が発生し、中央制御室に対して少なくとも1つの原子炉の状態が運転、起動、高温停止および炉心変更時または原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合は、下表の要求される措置を完了時間内に講じる。</p> <p>なお、動作可能であるべきチャンネル数とは、当該号機の中央制御室非常用換気空調系の全てのチャンネル数をいい、その半数が片トリップ系を構成する。</p> <p>表27-3-1-5 (7) 中央制御室非常用換気空調系計装に係る措置 (1号炉)</p> <table border="1" data-bbox="142 1062 1279 1818"> <thead> <tr> <th>要素</th> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>動作可能であるべきチャンネル数 (両トリップ系)</th> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">1. 原子炉建屋排気放射能高</td> <td rowspan="3">運転 起動 高温停止 炉心変更時^{※1} または 原子炉建屋原子炉</td> <td rowspan="3">4</td> <td>A. 片トリップ系に動作不能チャンネルが1つの場合</td> <td>A1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 または A2. 動作不能チャンネルをトリップする。 または A3. 当該中央制御室非常用換気空調系を動作不能とみなす。</td> <td>24時間 24時間 24時間</td> </tr> <tr> <td>B. 両トリップ系にそれぞれ動作不能チャンネルが1つの場合</td> <td>B1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 または B2. いずれかの動作不能チャンネルをトリップする。 または B3. 当該中央制御室非常用換気空調系を動作不能とみなす。</td> <td>12時間 12時間 12時間</td> </tr> <tr> <td>C. 片トリップ系に動作不能チャンネルが2つの場合</td> <td>C1. 当該中央制御室非常用換気空調系を動作不能とみなす。</td> <td>1時間</td> </tr> <tr> <td>2. 燃料取替エリア放射能高^{※2}</td> <td>棟内での照射された燃料に係る作業時</td> <td>4</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：停止余裕確認後の制御棒1本の挿入・引抜を除く。 ※2：高線量当量率物品の移動時を除く。</p>	要素	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	1. 原子炉圧力 2. 原子炉隔離時冷却系流量 3. 原子炉隔離時冷却系制御 4. 残留熱除去系流量	運転 起動	A. 動作不能要素が1つの場合	A1. 要素を動作可能状態に復旧する。	30日間	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。	24時間	要素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数 (両トリップ系)	条件	要求される措置	完了時間	1. 原子炉建屋排気放射能高	運転 起動 高温停止 炉心変更時 ^{※1} または 原子炉建屋原子炉	4	A. 片トリップ系に動作不能チャンネルが1つの場合	A1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 または A2. 動作不能チャンネルをトリップする。 または A3. 当該中央制御室非常用換気空調系を動作不能とみなす。	24時間 24時間 24時間	B. 両トリップ系にそれぞれ動作不能チャンネルが1つの場合	B1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 または B2. いずれかの動作不能チャンネルをトリップする。 または B3. 当該中央制御室非常用換気空調系を動作不能とみなす。	12時間 12時間 12時間	C. 片トリップ系に動作不能チャンネルが2つの場合	C1. 当該中央制御室非常用換気空調系を動作不能とみなす。	1時間	2. 燃料取替エリア放射能高 ^{※2}	棟内での照射された燃料に係る作業時	4					<p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 (1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定することから、運転段階の保安活動を第1編の規定とし、1号炉に係る記載を削除する)</p>
要素	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間																																			
1. 原子炉圧力 2. 原子炉隔離時冷却系流量 3. 原子炉隔離時冷却系制御 4. 残留熱除去系流量	運転 起動	A. 動作不能要素が1つの場合	A1. 要素を動作可能状態に復旧する。	30日間																																			
		B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。	24時間																																			
要素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数 (両トリップ系)	条件	要求される措置	完了時間																																		
1. 原子炉建屋排気放射能高	運転 起動 高温停止 炉心変更時 ^{※1} または 原子炉建屋原子炉	4	A. 片トリップ系に動作不能チャンネルが1つの場合	A1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 または A2. 動作不能チャンネルをトリップする。 または A3. 当該中央制御室非常用換気空調系を動作不能とみなす。	24時間 24時間 24時間																																		
			B. 両トリップ系にそれぞれ動作不能チャンネルが1つの場合	B1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 または B2. いずれかの動作不能チャンネルをトリップする。 または B3. 当該中央制御室非常用換気空調系を動作不能とみなす。	12時間 12時間 12時間																																		
			C. 片トリップ系に動作不能チャンネルが2つの場合	C1. 当該中央制御室非常用換気空調系を動作不能とみなす。	1時間																																		
2. 燃料取替エリア放射能高 ^{※2}	棟内での照射された燃料に係る作業時	4																																					

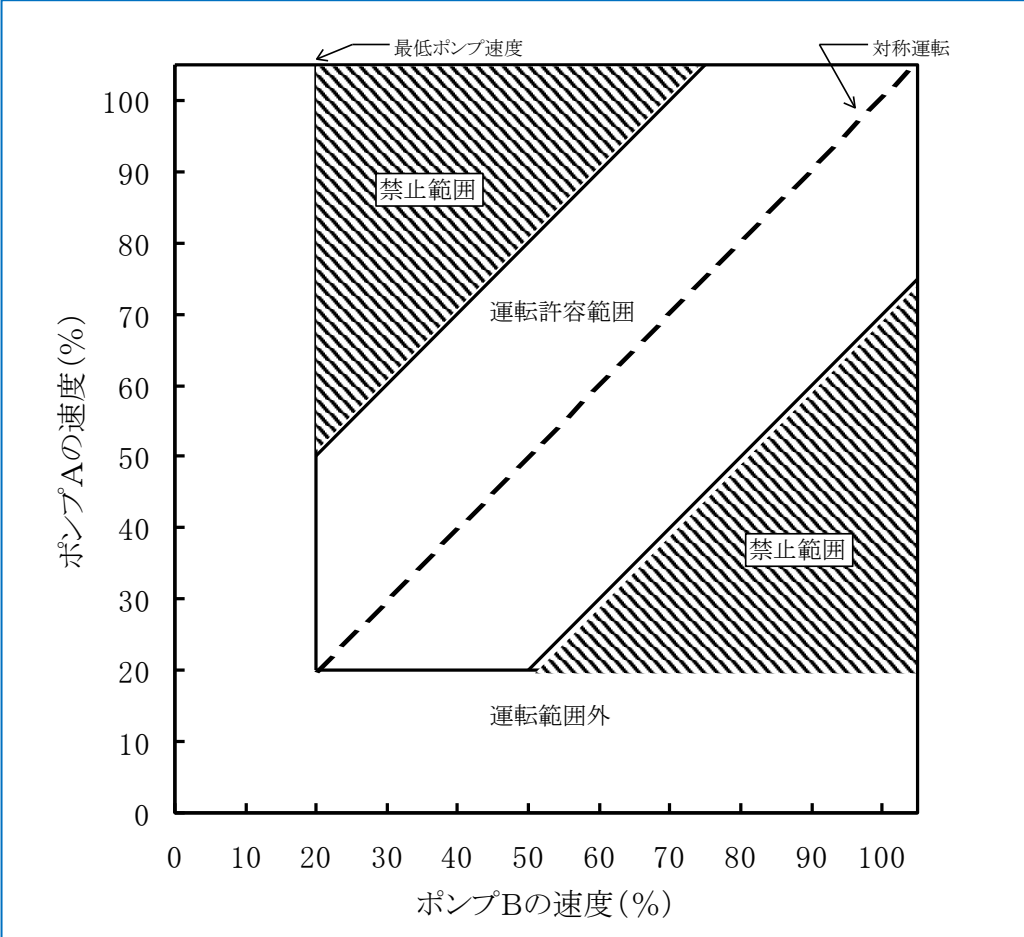
変更前						変更後						理由	
<p><u>(8) 事故時計装</u> 事故時計装の要素に動作不能が発生した場合は、下表の要求される措置を完了時間以内に講じる。</p> <p>表27-3-1-5(8) 事故時計装に係る措置(1号炉)</p>												女川1号炉廃止措置に伴う変更 (1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定することから、運転段階の保安活動を第1編の規定とし、1号炉に係る記載を削除する)	
要素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数	条件	要求される措置	完了時間								
1. 原子炉圧力 2. 原子炉水位(広帯域) 3. 原子炉水位(燃料域) 4. 格納容器圧力	運転起動	2	A. 動作不能チャンネルが1つの場合	A1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。	30日間								
			B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B2. 当該計器が動作不能状態であることを明確にするような措置を開始する。	速やかに								
			C. 動作不能チャンネルが2つの場合	C1. 少なくとも1つのチャンネルを動作可能な状態に復旧する。	10日間								
			D. 条件Cで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	D1. 高温停止にする。	24時間								
5. 格納容器内雰囲気線量当量率		2	A. 動作不能チャンネルが1つの場合	A1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。	30日間								
			B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 当該計器が動作不能状態であることを明確にするような措置を開始する。	速やかに								
			C. 動作不能チャンネルが2つの場合	C1. 少なくとも1つのチャンネルを動作可能な状態に復旧する。	10日間								
			D. 条件Cで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	D1. 動作不能チャンネルを動作可能な状態に復旧する点検計画を作成する。	速やかに								

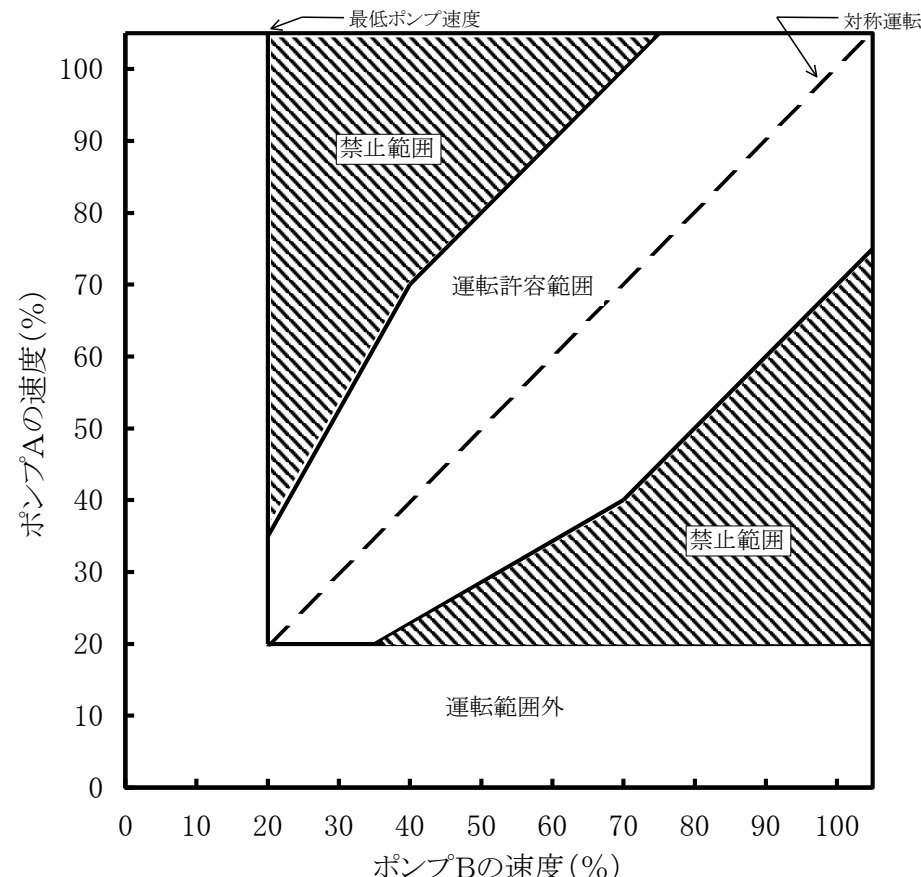
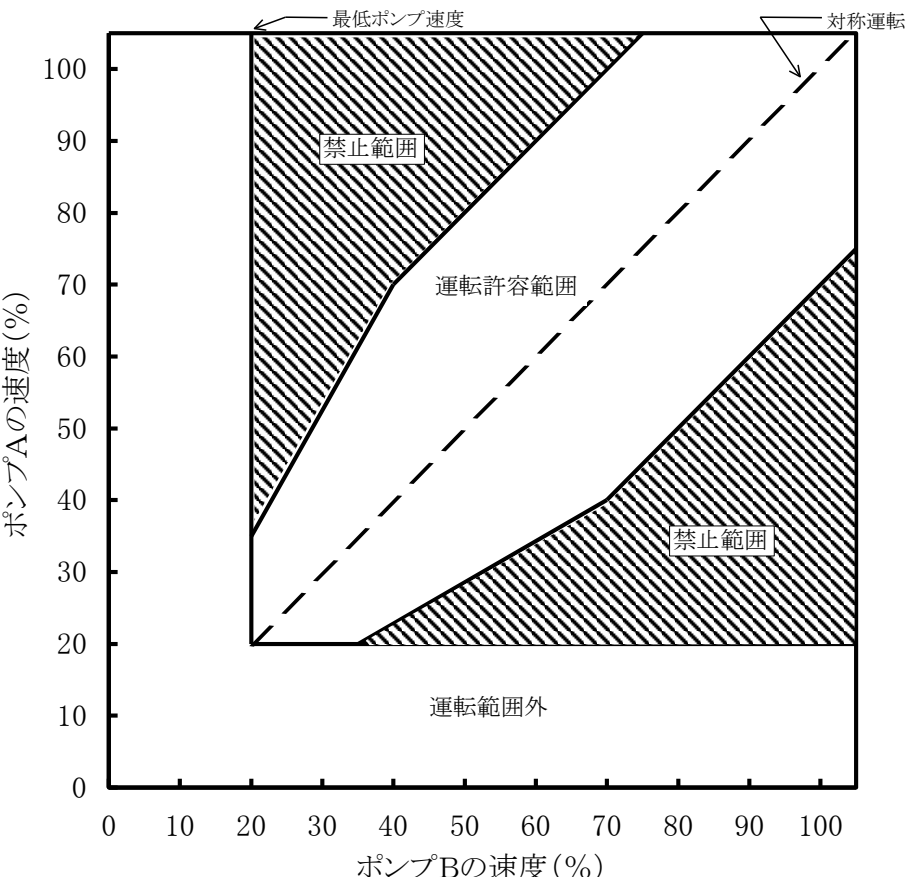
変更前	変更後	理由
表27-3-2 計測および制御設備に係る措置 <u>(2号炉および3号炉)</u> (中略)	表27-3 計測および制御設備に係る措置 (中略)	女川1号炉廃止措置に伴う変更 (1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定することから、運転段階の保安活動を第1編の規定とし、1号炉に係る記載を削除する)
表27-3-2-1 原子炉保護系計装に係る措置 <u>(2号炉および3号炉)</u> (中略)	表27-3-1 原子炉保護系計装に係る措置 (中略)	
表27-3-2-2 起動領域モニタ（中性子源領域）計装に係る措置 <u>(2号炉および3号炉)</u> (中略)	表27-3-2 起動領域モニタ（中性子源領域）計装に係る措置 (中略)	
表27-3-2-3 (1) 低圧炉心スプレイ系計装に係る措置 <u>(2号炉および3号炉)</u> (中略)	表27-3-3 (1) 低圧炉心スプレイ系計装に係る措置 (中略)	
表27-3-2-3 (2) 低圧注水系計装に係る措置 <u>(2号炉および3号炉)</u> (中略)	表27-3-3 (2) 低圧注水系計装に係る措置 (中略)	
表27-3-2-3 (3) 高圧炉心スプレイ系計装に係る措置 <u>(2号炉および3号炉)</u> (中略)	表27-3-3 (3) 高圧炉心スプレイ系計装に係る措置 (中略)	
表27-3-2-3 (4) 自動減圧系計装に係る措置 <u>(2号炉および3号炉)</u> (中略)	表27-3-3 (4) 自動減圧系計装に係る措置 (中略)	
表27-3-2-4 (1) 主蒸気隔離弁計装に係る措置 <u>(2号炉および3号炉)</u> (中略)	表27-3-4 (1) 主蒸気隔離弁計装に係る措置 (中略)	
表27-3-2-4 (2) 格納容器隔離系計装に係る措置 <u>(2号炉および3号炉)</u> (中略)	表27-3-4 (2) 格納容器隔離系計装に係る措置 (中略)	
表27-3-2-4 (3) 原子炉建屋隔離系計装 <u>(2号炉および3号炉)</u> (中略)	表27-3-4 (3) 原子炉建屋隔離系計装 (中略)	
表27-3-2-5 (1) 非常用ディーゼル発電機計装に係る措置 <u>(2号炉および3号炉)</u> (中略)	表27-3-5 (1) 非常用ディーゼル発電機計装に係る措置 (中略)	
表27-3-2-5 (2) 原子炉隔離時冷却系計装に係る措置 <u>(2号炉および3号炉)</u> (中略)	表27-3-5 (2) 原子炉隔離時冷却系計装に係る措置 (中略)	
表27-3-2-5 (3) 再循環ポンプトリップ計装に係る措置 <u>(2号炉および3号炉)</u>	表27-3-5 (3) 再循環ポンプトリップ計装に係る措置	

女川原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表（令和元年度 東北電原運第27号）

東北電力株式会社

変更前	変更後	理由
(中略)	(中略)	
表27-3-2-5(4) 制御棒引抜監視装置計装に係る措置 <u>(2号炉および3号炉)</u>	表27-3-5(4) 制御棒引抜監視装置計装に係る措置	女川1号炉廃止措置に伴う変更
(中略)	(中略)	(1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定することから、運転段階の保安活動を第1編の規定とし、1号炉に係る記載を削除する)
表27-3-2-5(5) タービン駆動給水ポンプ・主タービン高水位トリップ計装に係る措置 <u>(2号炉および3号炉)</u>	表27-3-5(5) タービン駆動給水ポンプ・主タービン高水位トリップ計装に係る措置	
(中略)	(中略)	
表27-3-2-5(6) 中央制御室外原子炉停止装置計装に係る措置 <u>(2号炉および3号炉)</u>	表27-3-5(6) 中央制御室外原子炉停止装置計装に係る措置	
(中略)	(中略)	
表27-3-2-5(7) 中央制御室非常用換気空調系計装に係る措置 <u>(2号炉および3号炉)</u>	表27-3-5(7) 中央制御室非常用換気空調系計装に係る措置	
(中略)	(中略)	
表27-3-2-5(8) 事故時計装に係る措置 <u>(2号炉および3号炉)</u>	表27-3-5(8) 事故時計装に係る措置	
(省略)	(省略)	

変更前	変更後	理由
<p>(原子炉再循環ポンプ) 第28条 原子炉の状態が運転および起動において、原子炉再循環ポンプは表28-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>(中略)</p> <p>図28 1. 1号炉</p> 	<p>(原子炉再循環ポンプ) 第28条 原子炉の状態が運転および起動において、原子炉再循環ポンプは表28-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>(中略)</p> <p>図28</p>	<p>理由</p> <p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 (1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定することから、運転段階の保安活動を第1編の規定とし、1号炉に係る記載を削除する)</p>

変更前	変更後	理由
<p data-bbox="133 220 430 252">2. 2号炉および3号炉</p>  <p data-bbox="133 1186 371 1218">(ジェットポンプ)</p> <p data-bbox="133 1228 1320 1291">第29条 原子炉熱出力が30%以上において、ジェットポンプは、表29-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p data-bbox="133 1291 1320 1354">2. ジェットポンプが前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。ただし、原子炉再循環ポンプ1台運転の場合は②の事項で確認する。</p> <p data-bbox="133 1354 1320 1417">(1) 発電課長は、原子炉熱出力が30%以上において次の状態が2つ以上発生していないことを毎日1回確認する。</p> <p data-bbox="133 1417 1320 1480">① 2つの原子炉再循環ポンプ速度の差が5%以内である場合に、2つの原子炉再循環ループ流量の差が <u>15%</u> (2号炉および3号炉においては10%) を超えている。</p> <p data-bbox="133 1480 1320 1543">② 個々のジェットポンプ差圧が、各々の系統に属するジェットポンプ差圧の平均値に対し、その差が20%を超えている。</p> <p data-bbox="133 1543 1320 1606">③ 原子炉再循環ループ流量から求めた炉心流量とジェットポンプ総流量の差が10%を超えている。</p> <p data-bbox="682 1659 771 1690">(省略)</p>	 <p data-bbox="1350 1186 1587 1218">(ジェットポンプ)</p> <p data-bbox="1350 1228 2537 1291">第29条 原子炉熱出力が30%以上において、ジェットポンプは、表29-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p data-bbox="1350 1291 2537 1354">2. ジェットポンプが前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。ただし、原子炉再循環ポンプ1台運転の場合は②の事項で確認する。</p> <p data-bbox="1350 1354 2537 1417">(1) 発電課長は、原子炉熱出力が30%以上において次の状態が2つ以上発生していないことを毎日1回確認する。</p> <p data-bbox="1350 1417 2537 1480">① 2つの原子炉再循環ポンプ速度の差が5%以内である場合に、2つの原子炉再循環ループ流量の差が10%を超えている。</p> <p data-bbox="1350 1480 2537 1543">② 個々のジェットポンプ差圧が、各々の系統に属するジェットポンプ差圧の平均値に対し、その差が20%を超えている。</p> <p data-bbox="1350 1543 2537 1606">③ 原子炉再循環ループ流量から求めた炉心流量とジェットポンプ総流量の差が10%を超えている。</p> <p data-bbox="1884 1659 1973 1690">(省略)</p>	<p data-bbox="2537 220 2834 283">女川1号炉廃止措置に伴う変更</p> <p data-bbox="2537 283 2834 493">(1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定することから、運転段階の保安活動を第1編の規定とし、1号炉に係る記載を削除する)</p> <p data-bbox="2537 1344 2834 1407">女川1号炉廃止措置に伴う変更</p> <p data-bbox="2537 1407 2834 1617">(1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定することから、運転段階の保安活動を第1編の規定とし、1号炉に係る記載を削除する)</p>

変更前	変更後	理由																																																																																	
<p>(主蒸気安全弁および主蒸気逃がし安全弁)</p> <p>第30条 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、<u>主蒸気安全弁（1号炉のみ）および主蒸気逃がし安全弁</u>は、表30-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、主蒸気逃がし安全弁排気管の温度上昇は主蒸気逃がし安全弁の動作不能とはみなさない。</p> <p>2. <u>主蒸気安全弁および主蒸気逃がし安全弁</u>が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 原子炉課長は、定検停止時に、<u>主蒸気安全弁および主蒸気逃がし安全弁</u>の安全弁機能の設定値が表30-2に定める値であることを確認し、その結果を発電管理課長に通知する。^{※1}</p> <p>(2) 計測制御課長は、定検停止時に、主蒸気逃がし安全弁の逃がし弁機能の設定値が表30-2に定める値であることを確認し、その結果を発電管理課長に通知する。</p> <p>3. 発電課長は、<u>主蒸気安全弁および主蒸気逃がし安全弁</u>が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表30-3の措置を講じる。</p> <p>表30-1</p> <table border="1" data-bbox="163 661 1291 745"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>主蒸気安全弁および主蒸気逃がし安全弁</u></td> <td>動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>表30-2</p> <p>1. 1号炉</p> <table border="1" data-bbox="163 819 1291 1113"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目</th> <th>設定値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">主蒸気安全弁</td> <td>8.55MPa[gage] 以下^{※2}（2個）</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">主蒸気逃がし安全弁</td> <td rowspan="3">(1)安全弁機能</td> <td>7.65MPa[gage] 以下^{※2}（2個）</td> </tr> <tr> <td>7.72MPa[gage] 以下^{※2}（2個）</td> </tr> <tr> <td>7.79MPa[gage] 以下^{※2}（2個）</td> </tr> <tr> <td>(2)逃がし弁機能</td> <td>7.44MPa[gage] 以下（1個）</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>7.51MPa[gage] 以下（2個）</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>7.58MPa[gage] 以下（3個）</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 2号炉および3号炉</p> <table border="1" data-bbox="163 1186 1291 1501"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目</th> <th>設定値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">主蒸気逃がし安全弁</td> <td rowspan="4">(1)安全弁機能</td> <td>7.79MPa[gage] 以下^{※2}（2個）</td> </tr> <tr> <td>8.10MPa[gage] 以下^{※2}（3個）</td> </tr> <tr> <td>8.17MPa[gage] 以下^{※2}（3個）</td> </tr> <tr> <td>8.24MPa[gage] 以下^{※2}（3個）</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">(2)逃がし弁機能</td> <td>7.37MPa[gage] 以下（2個）</td> </tr> <tr> <td>7.44MPa[gage] 以下（3個）</td> </tr> <tr> <td>7.51MPa[gage] 以下（3個）</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>7.58MPa[gage] 以下（3個）</td> </tr> </tbody> </table> <p>表30-3</p> <table border="1" data-bbox="163 1575 1291 1785"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 1弁以上の主蒸気<u>安全弁および逃がし安全弁</u>が動作不能の場合</td> <td>A1. 逃がし安全弁を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>10日間</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B1. 高温停止にする。</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td>B2. 冷温停止にする。</td> <td>36時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：主蒸気逃がし安全弁の取替を実施する場合は、定期検査前に本検査を行うことができる。 ※2：公称値</p>	項目	運転上の制限	<u>主蒸気安全弁および主蒸気逃がし安全弁</u>	動作可能であること	項目		設定値	主蒸気安全弁		8.55MPa[gage] 以下 ^{※2} （2個）	主蒸気逃がし安全弁	(1)安全弁機能	7.65MPa[gage] 以下 ^{※2} （2個）	7.72MPa[gage] 以下 ^{※2} （2個）	7.79MPa[gage] 以下 ^{※2} （2個）	(2)逃がし弁機能	7.44MPa[gage] 以下（1個）			7.51MPa[gage] 以下（2個）			7.58MPa[gage] 以下（3個）	項目		設定値	主蒸気逃がし安全弁	(1)安全弁機能	7.79MPa[gage] 以下 ^{※2} （2個）	8.10MPa[gage] 以下 ^{※2} （3個）	8.17MPa[gage] 以下 ^{※2} （3個）	8.24MPa[gage] 以下 ^{※2} （3個）	(2)逃がし弁機能	7.37MPa[gage] 以下（2個）	7.44MPa[gage] 以下（3個）	7.51MPa[gage] 以下（3個）			7.58MPa[gage] 以下（3個）	条件	要求される措置	完了時間	A. 1弁以上の主蒸気 <u>安全弁および逃がし安全弁</u> が動作不能の場合	A1. 逃がし安全弁を動作可能な状態に復旧する。	10日間	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。	24時間	B2. 冷温停止にする。	36時間	<p>(主蒸気逃がし安全弁)</p> <p>第30条 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、主蒸気逃がし安全弁は、表30-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、主蒸気逃がし安全弁排気管の温度上昇は主蒸気逃がし安全弁の動作不能とはみなさない。</p> <p>2. 主蒸気逃がし安全弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 原子炉課長は、定検停止時に、主蒸気逃がし安全弁の安全弁機能の設定値が表30-2に定める値であることを確認し、その結果を発電管理課長に通知する。^{※1}</p> <p>(2) 計測制御課長は、定検停止時に、主蒸気逃がし安全弁の逃がし弁機能の設定値が表30-2に定める値であることを確認し、その結果を発電管理課長に通知する。</p> <p>3. 発電課長は、主蒸気逃がし安全弁が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表30-3の措置を講じる。</p> <p>表30-1</p> <table border="1" data-bbox="1350 661 2478 745"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主蒸気逃がし安全弁</td> <td>動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>表30-2</p> <table border="1" data-bbox="1350 1186 2478 1501"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目</th> <th>設定値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">主蒸気逃がし安全弁</td> <td rowspan="4">(1)安全弁機能</td> <td>7.79MPa[gage] 以下^{※2}（2個）</td> </tr> <tr> <td>8.10MPa[gage] 以下^{※2}（3個）</td> </tr> <tr> <td>8.17MPa[gage] 以下^{※2}（3個）</td> </tr> <tr> <td>8.24MPa[gage] 以下^{※2}（3個）</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">(2)逃がし弁機能</td> <td>7.37MPa[gage] 以下（2個）</td> </tr> <tr> <td>7.44MPa[gage] 以下（3個）</td> </tr> <tr> <td>7.51MPa[gage] 以下（3個）</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>7.58MPa[gage] 以下（3個）</td> </tr> </tbody> </table> <p>表30-3</p> <table border="1" data-bbox="1350 1575 2478 1785"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 1弁以上の主蒸気逃がし安全弁が動作不能の場合</td> <td>A1. <u>当該主蒸気</u>逃がし安全弁を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>10日間</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B1. 高温停止にする。</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td>B2. 冷温停止にする。</td> <td>36時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：主蒸気逃がし安全弁の取替を実施する場合は、定期検査前に本検査を行うことができる。 ※2：公称値</p>	項目	運転上の制限	主蒸気逃がし安全弁	動作可能であること	項目		設定値	主蒸気逃がし安全弁	(1)安全弁機能	7.79MPa[gage] 以下 ^{※2} （2個）	8.10MPa[gage] 以下 ^{※2} （3個）	8.17MPa[gage] 以下 ^{※2} （3個）	8.24MPa[gage] 以下 ^{※2} （3個）	(2)逃がし弁機能	7.37MPa[gage] 以下（2個）	7.44MPa[gage] 以下（3個）	7.51MPa[gage] 以下（3個）			7.58MPa[gage] 以下（3個）	条件	要求される措置	完了時間	A. 1弁以上の主蒸気逃がし安全弁が動作不能の場合	A1. <u>当該主蒸気</u> 逃がし安全弁を動作可能な状態に復旧する。	10日間	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。	24時間	B2. 冷温停止にする。	36時間	<p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 （1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定することから、運転段階の保安活動を第1編の規定とし、1号炉に係る記載を削除する）</p> <p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 （1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定することから、運転段階の保安活動を第1編の規定とし、1号炉に係る記載を削除する） 記載の適正化 （東通原子力発電所との記載の整合）</p>
項目	運転上の制限																																																																																		
<u>主蒸気安全弁および主蒸気逃がし安全弁</u>	動作可能であること																																																																																		
項目		設定値																																																																																	
主蒸気安全弁		8.55MPa[gage] 以下 ^{※2} （2個）																																																																																	
主蒸気逃がし安全弁	(1)安全弁機能	7.65MPa[gage] 以下 ^{※2} （2個）																																																																																	
		7.72MPa[gage] 以下 ^{※2} （2個）																																																																																	
		7.79MPa[gage] 以下 ^{※2} （2個）																																																																																	
	(2)逃がし弁機能	7.44MPa[gage] 以下（1個）																																																																																	
		7.51MPa[gage] 以下（2個）																																																																																	
		7.58MPa[gage] 以下（3個）																																																																																	
項目		設定値																																																																																	
主蒸気逃がし安全弁	(1)安全弁機能	7.79MPa[gage] 以下 ^{※2} （2個）																																																																																	
		8.10MPa[gage] 以下 ^{※2} （3個）																																																																																	
		8.17MPa[gage] 以下 ^{※2} （3個）																																																																																	
		8.24MPa[gage] 以下 ^{※2} （3個）																																																																																	
	(2)逃がし弁機能	7.37MPa[gage] 以下（2個）																																																																																	
		7.44MPa[gage] 以下（3個）																																																																																	
		7.51MPa[gage] 以下（3個）																																																																																	
		7.58MPa[gage] 以下（3個）																																																																																	
条件	要求される措置	完了時間																																																																																	
A. 1弁以上の主蒸気 <u>安全弁および逃がし安全弁</u> が動作不能の場合	A1. 逃がし安全弁を動作可能な状態に復旧する。	10日間																																																																																	
B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。	24時間																																																																																	
	B2. 冷温停止にする。	36時間																																																																																	
項目	運転上の制限																																																																																		
主蒸気逃がし安全弁	動作可能であること																																																																																		
項目		設定値																																																																																	
主蒸気逃がし安全弁	(1)安全弁機能	7.79MPa[gage] 以下 ^{※2} （2個）																																																																																	
		8.10MPa[gage] 以下 ^{※2} （3個）																																																																																	
		8.17MPa[gage] 以下 ^{※2} （3個）																																																																																	
		8.24MPa[gage] 以下 ^{※2} （3個）																																																																																	
	(2)逃がし弁機能	7.37MPa[gage] 以下（2個）																																																																																	
		7.44MPa[gage] 以下（3個）																																																																																	
		7.51MPa[gage] 以下（3個）																																																																																	
		7.58MPa[gage] 以下（3個）																																																																																	
条件	要求される措置	完了時間																																																																																	
A. 1弁以上の主蒸気逃がし安全弁が動作不能の場合	A1. <u>当該主蒸気</u> 逃がし安全弁を動作可能な状態に復旧する。	10日間																																																																																	
B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。	24時間																																																																																	
	B2. 冷温停止にする。	36時間																																																																																	

変更前	変更後	理由								
<p>(格納容器内の原子炉冷却材漏えい率) 第31条 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、格納容器内の原子炉冷却材漏えい率は、表31-1で定める事項を運転上の制限とする。 2. 格納容器内の原子炉冷却材漏えい率が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 発電課長は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、格納容器内の原子炉冷却材漏えい率を24時間に1回確認する。 (2) 発電課長は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、原子炉冷却材の漏えいではないことが確認されている漏えいが発生した場合には、原子炉冷却材の漏えいがないことをドライウェル送風機冷却コイルドレン流量計で24時間に1回および漏えい検出系放射線モニタで毎日1回確認する。ただし、原子炉冷却材の漏えいと判断される有意な変化があった場合には、格納容器床ドレンサンプポンプ出口流量計によって測定される漏えい率の全量を不明確な箇所からの漏えい率とみなす。 (3) 計測制御課長は、必要に応じて、格納容器床ドレンサンプポンプ出口流量計および格納容器機器ドレンサンプポンプ出口流量計の点検を行う。 3. 発電課長は、格納容器内の原子炉冷却材漏えい率が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表31-2の措置を講じる。また、格納容器床ドレンサンプポンプ出口流量計または格納容器機器ドレンサンプポンプ出口流量計の故障のために第2項で定める確認が実施できないと判断した場合は、表31-3の措置を講じる。</p>	<p>(格納容器内の原子炉冷却材漏えい率) 第31条 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、格納容器内の原子炉冷却材漏えい率は、表31-1で定める事項を運転上の制限とする。 2. 格納容器内の原子炉冷却材漏えい率が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 発電課長は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、格納容器内の原子炉冷却材漏えい率を24時間に1回確認する。 (2) 発電課長は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、原子炉冷却材の漏えいではないことが確認されている漏えいが発生した場合には、原子炉冷却材の漏えいがないことをドライウェル送風機冷却コイルドレン流量計で24時間に1回および漏えい検出系放射線モニタで毎日1回確認する。ただし、原子炉冷却材の漏えいと判断される有意な変化があった場合には、格納容器高電導度廃液サンプポンプ出口流量計によって測定される漏えい率の全量を不明確な箇所からの漏えい率とみなす。 (3) 計測制御課長は、必要に応じて、格納容器高電導度廃液サンプポンプ出口流量計および格納容器低電導度廃液サンプポンプ出口流量計の点検を行う。 3. 発電課長は、格納容器内の原子炉冷却材漏えい率が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表31-2の措置を講じる。また、格納容器高電導度廃液サンプポンプ出口流量計または格納容器低電導度廃液サンプポンプ出口流量計の故障のために第2項で定める確認が実施できないと判断した場合は、表31-3の措置を講じる。</p>	<p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 (1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定することから、運転段階の保安活動を第1編の規定とし、1号炉に係る記載を削除する)</p>								
<p>表31-1</p>	<p>表31-1</p>									
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="160 913 335 947">項目</th> <th data-bbox="344 913 1291 947">運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="160 953 335 1253">格納容器内の原子炉冷却材漏えい率</td> <td data-bbox="344 953 1291 1253"> (1) 格納容器床ドレンサンプポンプ出口流量計（2号炉および3号炉においては格納容器高電導度廃液サンプポンプ出口流量計、以下同じ）によって測定される漏えい率のうち、原子炉冷却材の漏えいではないことが確認されていない漏えい率（以下「不明確な箇所からの漏えい率」という。）が0.23m³/h以下であること。 (2) 格納容器床ドレンサンプポンプ出口流量計と格納容器機器ドレンサンプポンプ出口流量計（2号炉および3号炉においては格納容器低電導度廃液サンプポンプ出口流量計、以下同じ）によって測定される漏えい率の合計（以下「総漏えい率」という。）が5.93m³/h（1日平均）以下であること。 </td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	格納容器内の原子炉冷却材漏えい率	(1) 格納容器床ドレンサンプポンプ出口流量計（2号炉および3号炉においては格納容器高電導度廃液サンプポンプ出口流量計、以下同じ）によって測定される漏えい率のうち、原子炉冷却材の漏えいではないことが確認されていない漏えい率（以下「不明確な箇所からの漏えい率」という。）が0.23m ³ /h以下であること。 (2) 格納容器床ドレンサンプポンプ出口流量計と格納容器機器ドレンサンプポンプ出口流量計（2号炉および3号炉においては格納容器低電導度廃液サンプポンプ出口流量計、以下同じ）によって測定される漏えい率の合計（以下「総漏えい率」という。）が5.93m ³ /h（1日平均）以下であること。	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1347 913 1522 947">項目</th> <th data-bbox="1531 913 2478 947">運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1347 953 1522 1220">格納容器内の原子炉冷却材漏えい率</td> <td data-bbox="1531 953 2478 1220"> (1) 格納容器高電導度廃液サンプポンプ出口流量計によって測定される漏えい率のうち、原子炉冷却材の漏えいではないことが確認されていない漏えい率（以下「不明確な箇所からの漏えい率」という。）が0.23m³/h以下であること。 (2) 格納容器高電導度廃液サンプポンプ出口流量計と格納容器低電導度廃液サンプポンプ出口流量計によって測定される漏えい率の合計（以下「総漏えい率」という。）が5.93m³/h（1日平均）以下であること。 </td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	格納容器内の原子炉冷却材漏えい率	(1) 格納容器高電導度廃液サンプポンプ出口流量計によって測定される漏えい率のうち、原子炉冷却材の漏えいではないことが確認されていない漏えい率（以下「不明確な箇所からの漏えい率」という。）が0.23m ³ /h以下であること。 (2) 格納容器高電導度廃液サンプポンプ出口流量計と格納容器低電導度廃液サンプポンプ出口流量計によって測定される漏えい率の合計（以下「総漏えい率」という。）が5.93m ³ /h（1日平均）以下であること。	
項目	運転上の制限									
格納容器内の原子炉冷却材漏えい率	(1) 格納容器床ドレンサンプポンプ出口流量計（2号炉および3号炉においては格納容器高電導度廃液サンプポンプ出口流量計、以下同じ）によって測定される漏えい率のうち、原子炉冷却材の漏えいではないことが確認されていない漏えい率（以下「不明確な箇所からの漏えい率」という。）が0.23m ³ /h以下であること。 (2) 格納容器床ドレンサンプポンプ出口流量計と格納容器機器ドレンサンプポンプ出口流量計（2号炉および3号炉においては格納容器低電導度廃液サンプポンプ出口流量計、以下同じ）によって測定される漏えい率の合計（以下「総漏えい率」という。）が5.93m ³ /h（1日平均）以下であること。									
項目	運転上の制限									
格納容器内の原子炉冷却材漏えい率	(1) 格納容器高電導度廃液サンプポンプ出口流量計によって測定される漏えい率のうち、原子炉冷却材の漏えいではないことが確認されていない漏えい率（以下「不明確な箇所からの漏えい率」という。）が0.23m ³ /h以下であること。 (2) 格納容器高電導度廃液サンプポンプ出口流量計と格納容器低電導度廃液サンプポンプ出口流量計によって測定される漏えい率の合計（以下「総漏えい率」という。）が5.93m ³ /h（1日平均）以下であること。									

変更前			変更後			理由																							
<p>表31-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 不明確な箇所からの漏えい率が制限値を満足していないと判断した場合 または 総漏えい率が制限値を満足していないと判断した場合</td> <td>A1. 当該漏えい率を制限値以内に復旧する。</td> <td>4時間</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B1. 高温停止にする。 および B2. 冷温停止にする。</td> <td>24時間 36時間</td> </tr> </tbody> </table>			条件	要求される措置	完了時間		A. 不明確な箇所からの漏えい率が制限値を満足していないと判断した場合 または 総漏えい率が制限値を満足していないと判断した場合	A1. 当該漏えい率を制限値以内に復旧する。	4時間	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。 および B2. 冷温停止にする。	24時間 36時間	<p>表31-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 不明確な箇所からの漏えい率が制限値を満足していないと判断した場合 または 総漏えい率が制限値を満足していないと判断した場合</td> <td>A1. 当該漏えい率を制限値以内に復旧する。</td> <td>4時間</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B1. 高温停止にする。 および B2. 冷温停止にする。</td> <td>24時間 36時間</td> </tr> </tbody> </table>			条件	要求される措置	完了時間	A. 不明確な箇所からの漏えい率が制限値を満足していないと判断した場合 または 総漏えい率が制限値を満足していないと判断した場合	A1. 当該漏えい率を制限値以内に復旧する。	4時間	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。 および B2. 冷温停止にする。	24時間 36時間	<p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 （1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定することから、運転段階の保安活動を第1編の規定とし、1号炉に係る記載を削除する）</p>				
条件	要求される措置	完了時間																											
A. 不明確な箇所からの漏えい率が制限値を満足していないと判断した場合 または 総漏えい率が制限値を満足していないと判断した場合	A1. 当該漏えい率を制限値以内に復旧する。	4時間																											
B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。 および B2. 冷温停止にする。	24時間 36時間																											
条件	要求される措置	完了時間																											
A. 不明確な箇所からの漏えい率が制限値を満足していないと判断した場合 または 総漏えい率が制限値を満足していないと判断した場合	A1. 当該漏えい率を制限値以内に復旧する。	4時間																											
B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。 および B2. 冷温停止にする。	24時間 36時間																											
<p>表31-3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 格納容器機器ドレンサンプポンプ出口流量計による監視不能の場合</td> <td>A1. 不明確な箇所からの漏えい率が0.23m³/hを超えていないことを確認する。 および A2. 原子炉再循環ポンプの運転状態を確認する。</td> <td>速やかに その後24時間に1回 速やかに その後毎日1回</td> </tr> <tr> <td>B. 格納容器床ドレンサンプポンプ出口流量計による監視不能の場合</td> <td>B1. ドライウェル送風機冷却コイルドレン流量計による監視を行う。 および B2. 漏えい検出系放射線モニタによる監視を行う。 および B3. 格納容器機器ドレンサンプポンプ出口流量計によって測定される漏えい率が5.70m³/hを超えていないことを確認する。</td> <td>速やかに その後24時間に1回 速やかに その後毎日1回 速やかに その後24時間に1回</td> </tr> <tr> <td>C. 条件AまたはBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合 または 条件AまたはBで要求される措置を実施中に、原子炉冷却材圧力バウンダリからの漏えいを示す有意な変化がある場合</td> <td>C1. 高温停止にする。 および C2. 冷温停止にする。</td> <td>24時間 36時間</td> </tr> </tbody> </table>			条件	要求される措置	完了時間	A. 格納容器機器ドレンサンプポンプ出口流量計による監視不能の場合	A1. 不明確な箇所からの漏えい率が0.23m ³ /hを超えていないことを確認する。 および A2. 原子炉再循環ポンプの運転状態を確認する。	速やかに その後24時間に1回 速やかに その後毎日1回	B. 格納容器床ドレンサンプポンプ出口流量計による監視不能の場合	B1. ドライウェル送風機冷却コイルドレン流量計による監視を行う。 および B2. 漏えい検出系放射線モニタによる監視を行う。 および B3. 格納容器機器ドレンサンプポンプ出口流量計によって測定される漏えい率が5.70m ³ /hを超えていないことを確認する。	速やかに その後24時間に1回 速やかに その後毎日1回 速やかに その後24時間に1回	C. 条件AまたはBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合 または 条件AまたはBで要求される措置を実施中に、原子炉冷却材圧力バウンダリからの漏えいを示す有意な変化がある場合	C1. 高温停止にする。 および C2. 冷温停止にする。	24時間 36時間	<p>表31-3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 格納容器低電導度廃液サンプポンプ出口流量計による監視不能の場合</td> <td>A1. 不明確な箇所からの漏えい率が0.23m³/hを超えていないことを確認する。 および A2. 原子炉再循環ポンプの運転状態を確認する。</td> <td>速やかに その後24時間に1回 速やかに その後毎日1回</td> </tr> <tr> <td>B. 格納容器高電導度廃液サンプポンプ出口流量計による監視不能の場合</td> <td>B1. ドライウェル送風機冷却コイルドレン流量計による監視を行う。 および B2. 漏えい検出系放射線モニタによる監視を行う。 および B3. 格納容器低電導度廃液サンプポンプ出口流量計によって測定される漏えい率が5.70m³/hを超えていないことを確認する。</td> <td>速やかに その後24時間に1回 速やかに その後毎日1回 速やかに その後24時間に1回</td> </tr> <tr> <td>C. 条件AまたはBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合 または 条件AまたはBで要求される措置を実施中に、原子炉冷却材圧力バウンダリからの漏えいを示す有意な変化がある場合</td> <td>C1. 高温停止にする。 および C2. 冷温停止にする。</td> <td>24時間 36時間</td> </tr> </tbody> </table>			条件	要求される措置	完了時間	A. 格納容器低電導度廃液サンプポンプ出口流量計による監視不能の場合	A1. 不明確な箇所からの漏えい率が0.23m ³ /hを超えていないことを確認する。 および A2. 原子炉再循環ポンプの運転状態を確認する。	速やかに その後24時間に1回 速やかに その後毎日1回	B. 格納容器高電導度廃液サンプポンプ出口流量計による監視不能の場合	B1. ドライウェル送風機冷却コイルドレン流量計による監視を行う。 および B2. 漏えい検出系放射線モニタによる監視を行う。 および B3. 格納容器低電導度廃液サンプポンプ出口流量計によって測定される漏えい率が5.70m ³ /hを超えていないことを確認する。	速やかに その後24時間に1回 速やかに その後毎日1回 速やかに その後24時間に1回	C. 条件AまたはBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合 または 条件AまたはBで要求される措置を実施中に、原子炉冷却材圧力バウンダリからの漏えいを示す有意な変化がある場合	C1. 高温停止にする。 および C2. 冷温停止にする。	24時間 36時間
条件	要求される措置	完了時間																											
A. 格納容器機器ドレンサンプポンプ出口流量計による監視不能の場合	A1. 不明確な箇所からの漏えい率が0.23m ³ /hを超えていないことを確認する。 および A2. 原子炉再循環ポンプの運転状態を確認する。	速やかに その後24時間に1回 速やかに その後毎日1回																											
B. 格納容器床ドレンサンプポンプ出口流量計による監視不能の場合	B1. ドライウェル送風機冷却コイルドレン流量計による監視を行う。 および B2. 漏えい検出系放射線モニタによる監視を行う。 および B3. 格納容器機器ドレンサンプポンプ出口流量計によって測定される漏えい率が5.70m ³ /hを超えていないことを確認する。	速やかに その後24時間に1回 速やかに その後毎日1回 速やかに その後24時間に1回																											
C. 条件AまたはBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合 または 条件AまたはBで要求される措置を実施中に、原子炉冷却材圧力バウンダリからの漏えいを示す有意な変化がある場合	C1. 高温停止にする。 および C2. 冷温停止にする。	24時間 36時間																											
条件	要求される措置	完了時間																											
A. 格納容器低電導度廃液サンプポンプ出口流量計による監視不能の場合	A1. 不明確な箇所からの漏えい率が0.23m ³ /hを超えていないことを確認する。 および A2. 原子炉再循環ポンプの運転状態を確認する。	速やかに その後24時間に1回 速やかに その後毎日1回																											
B. 格納容器高電導度廃液サンプポンプ出口流量計による監視不能の場合	B1. ドライウェル送風機冷却コイルドレン流量計による監視を行う。 および B2. 漏えい検出系放射線モニタによる監視を行う。 および B3. 格納容器低電導度廃液サンプポンプ出口流量計によって測定される漏えい率が5.70m ³ /hを超えていないことを確認する。	速やかに その後24時間に1回 速やかに その後毎日1回 速やかに その後24時間に1回																											
C. 条件AまたはBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合 または 条件AまたはBで要求される措置を実施中に、原子炉冷却材圧力バウンダリからの漏えいを示す有意な変化がある場合	C1. 高温停止にする。 および C2. 冷温停止にする。	24時間 36時間																											

変更前	変更後	理由																																		
<p>(原子炉冷却材中のよう素131濃度) 第33条 原子炉の状態が運転、起動および高温停止であって主蒸気隔離弁が開の場合において、原子炉冷却材中のよう素131濃度は、表33-1で定める事項を運転上の制限とする。 2. 原子炉冷却材中のよう素131濃度が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 放射線管理課長は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止であって主蒸気隔離弁が開の場合において、原子炉冷却材中のよう素131濃度を1週間に1回測定し、その結果を発電管理課長に通知する。 3. 発電課長は、原子炉冷却材中のよう素131濃度が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表33-2の措置を講じる。</p> <p>表33-1 1. 1号炉</p> <table border="1" data-bbox="163 667 1282 751"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉冷却材中のよう素131濃度</td> <td>8.7×10³Bq/g 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 2号炉および3号炉</p> <table border="1" data-bbox="163 825 1282 909"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉冷却材中のよう素131濃度</td> <td>1.8×10³Bq/g 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>表33-2</p> <table border="1" data-bbox="163 982 1282 1192"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 原子炉冷却材中のよう素131濃度が制限値を満足していないと判断した場合</td> <td>A1. 原子炉冷却材中のよう素131濃度を制限値以内に復旧する。</td> <td>2日間</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B1. 高温停止にする。</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td>B2. 冷温停止にする。</td> <td>36時間</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	原子炉冷却材中のよう素131濃度	8.7×10 ³ Bq/g 以下	項目	運転上の制限	原子炉冷却材中のよう素131濃度	1.8×10 ³ Bq/g 以下	条件	要求される措置	完了時間	A. 原子炉冷却材中のよう素131濃度が制限値を満足していないと判断した場合	A1. 原子炉冷却材中のよう素131濃度を制限値以内に復旧する。	2日間	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。	24時間	B2. 冷温停止にする。	36時間	<p>(原子炉冷却材中のよう素131濃度) 第33条 原子炉の状態が運転、起動および高温停止であって主蒸気隔離弁が開の場合において、原子炉冷却材中のよう素131濃度は、表33-1で定める事項を運転上の制限とする。 2. 原子炉冷却材中のよう素131濃度が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 放射線管理課長は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止であって主蒸気隔離弁が開の場合において、原子炉冷却材中のよう素131濃度を1週間に1回測定し、その結果を発電管理課長に通知する。 3. 発電課長は、原子炉冷却材中のよう素131濃度が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表33-2の措置を講じる。</p> <p>表33-1</p> <table border="1" data-bbox="1350 825 2469 909"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉冷却材中のよう素131濃度</td> <td>1.8×10³Bq/g 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>表33-2</p> <table border="1" data-bbox="1350 982 2469 1192"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 原子炉冷却材中のよう素131濃度が制限値を満足していないと判断した場合</td> <td>A1. 原子炉冷却材中のよう素131濃度を制限値以内に復旧する。</td> <td>2日間</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B1. 高温停止にする。</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td>B2. 冷温停止にする。</td> <td>36時間</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	原子炉冷却材中のよう素131濃度	1.8×10 ³ Bq/g 以下	条件	要求される措置	完了時間	A. 原子炉冷却材中のよう素131濃度が制限値を満足していないと判断した場合	A1. 原子炉冷却材中のよう素131濃度を制限値以内に復旧する。	2日間	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。	24時間	B2. 冷温停止にする。	36時間	<p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 (1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定することから、運転段階の保安活動を第1編の規定とし、1号炉に係る記載を削除する)</p>
項目	運転上の制限																																			
原子炉冷却材中のよう素131濃度	8.7×10 ³ Bq/g 以下																																			
項目	運転上の制限																																			
原子炉冷却材中のよう素131濃度	1.8×10 ³ Bq/g 以下																																			
条件	要求される措置	完了時間																																		
A. 原子炉冷却材中のよう素131濃度が制限値を満足していないと判断した場合	A1. 原子炉冷却材中のよう素131濃度を制限値以内に復旧する。	2日間																																		
B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。	24時間																																		
	B2. 冷温停止にする。	36時間																																		
項目	運転上の制限																																			
原子炉冷却材中のよう素131濃度	1.8×10 ³ Bq/g 以下																																			
条件	要求される措置	完了時間																																		
A. 原子炉冷却材中のよう素131濃度が制限値を満足していないと判断した場合	A1. 原子炉冷却材中のよう素131濃度を制限値以内に復旧する。	2日間																																		
B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。	24時間																																		
	B2. 冷温停止にする。	36時間																																		

変更前	変更後	理由																										
<p>(原子炉停止時冷却系その1)</p> <p>第34条 原子炉の状態が高温停止であって、原子炉圧力が <u>0.52MPa [gage] (2号炉および3号炉においては1.04MPa [gage])</u> 以下において、原子炉停止時冷却系は、表34-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、原子炉停止時冷却系起動準備のための操作期間中は除く。</p> <p>2. 原子炉停止時冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため次号を実施する。</p> <p>(1) 発電課長は、原子炉の状態が高温停止であって、原子炉圧力が <u>0.52MPa [gage] (2号炉および3号炉においては1.04MPa [gage])</u> 以下に適合したら、速やかに原子炉停止時冷却系2系列が動作可能であることを管理的手段により確認する。</p> <p>3. 発電課長は、原子炉停止時冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表34-2の措置を講じる。</p> <p>表34-1</p> <table border="1" data-bbox="163 634 1282 724"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉停止時冷却系</td> <td>2系列^{※1}が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>表34-2</p> <table border="1" data-bbox="163 793 1282 1144"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 原子炉停止時冷却系1系列が動作不能の場合</td> <td>A1. 原子炉停止時冷却系を動作可能状態に復旧させる措置を開始する。 および A2. 冷温停止とする操作を開始する。</td> <td>速やかに 速やかに</td> </tr> <tr> <td>B. 原子炉停止時冷却系2系列が動作不能の場合</td> <td>B1. 原子炉停止時冷却系を動作可能状態に復旧させる措置を開始する。 および B2. 原子炉水位を有効燃料頂部以上に維持できる手段が確保されていることを確認する。</td> <td>速やかに 速やかに その後毎日1回</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：2系列とは、<u>1号炉においては原子炉停止時冷却系ポンプ1台、熱交換器1基および必要な弁ならびに配管を1系列とした場合の2系列分または、原子炉停止時冷却系ポンプ2台、共有される熱交換器1基および必要な弁ならびに配管をいう。2号炉および3号炉においては原子炉停止時冷却系ポンプ1台、熱交換器1基および必要な弁ならびに配管を1系列とした場合の2系列分をいう。</u>以下、第35条および第36条において同じ。</p> <p>(原子炉冷却材温度および原子炉冷却材温度変化率)</p> <p>第37条 原子炉冷却材温度および原子炉冷却材温度変化率は、表37-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 原子炉冷却材温度および原子炉冷却材温度変化率が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。停止中の原子炉再循環ポンプ入口温度と原子炉冷却材温度の差が27℃以内および原子炉圧力に対する原子炉水飽和温度^{※1}と原子炉圧力容器ドレンライン温度の差が80℃以内でなければ原子炉再循環ポンプを起動してはならない。</p> <p>(1) 原子炉課長は、原子炉圧力容器鋼材監視試験片の評価結果により、原子炉圧力容器の<u>ぜい性遷移温度 (2号炉および3号炉においては、関連温度)</u>の推移を確認し、その結果に基づき、<u>原子炉圧力容器の関連温度を求めて</u>原子炉圧力容器非延性破壊防止のための原子炉冷却材温度制限値を定め、原子炉主任技術者の確認を得たのち、所長の承認を得て発電管理課長に通知する。</p> <p>(省略)</p>	項目	運転上の制限	原子炉停止時冷却系	2系列 ^{※1} が動作可能であること	条件	要求される措置	完了時間	A. 原子炉停止時冷却系1系列が動作不能の場合	A1. 原子炉停止時冷却系を動作可能状態に復旧させる措置を開始する。 および A2. 冷温停止とする操作を開始する。	速やかに 速やかに	B. 原子炉停止時冷却系2系列が動作不能の場合	B1. 原子炉停止時冷却系を動作可能状態に復旧させる措置を開始する。 および B2. 原子炉水位を有効燃料頂部以上に維持できる手段が確保されていることを確認する。	速やかに 速やかに その後毎日1回	<p>(原子炉停止時冷却系その1)</p> <p>第34条 原子炉の状態が高温停止であって、原子炉圧力が1.04MPa [gage] 以下において、原子炉停止時冷却系は、表34-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、原子炉停止時冷却系起動準備のための操作期間中は除く。</p> <p>2. 原子炉停止時冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため次号を実施する。</p> <p>(1) 発電課長は、原子炉の状態が高温停止であって、原子炉圧力が1.04MPa [gage] 以下に適合したら、速やかに原子炉停止時冷却系2系列が動作可能であることを管理的手段により確認する。</p> <p>3. 発電課長は、原子炉停止時冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表34-2の措置を講じる。</p> <p>表34-1</p> <table border="1" data-bbox="1350 634 2469 724"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉停止時冷却系</td> <td>2系列^{※1}が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>表34-2</p> <table border="1" data-bbox="1350 793 2469 1144"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 原子炉停止時冷却系1系列が動作不能の場合</td> <td>A1. 原子炉停止時冷却系を動作可能状態に復旧させる措置を開始する。 および A2. 冷温停止とする操作を開始する。</td> <td>速やかに 速やかに</td> </tr> <tr> <td>B. 原子炉停止時冷却系2系列が動作不能の場合</td> <td>B1. 原子炉停止時冷却系を動作可能状態に復旧させる措置を開始する。 および B2. 原子炉水位を有効燃料頂部以上に維持できる手段が確保されていることを確認する。</td> <td>速やかに 速やかに その後毎日1回</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：2系列とは、<u>原子炉停止時冷却系ポンプ1台、熱交換器1基および必要な弁ならびに配管を1系列とした場合の2系列分をいう。</u>以下、第35条および第36条において同じ。</p> <p>(原子炉冷却材温度および原子炉冷却材温度変化率)</p> <p>第37条 原子炉冷却材温度および原子炉冷却材温度変化率は、表37-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 原子炉冷却材温度および原子炉冷却材温度変化率が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。停止中の原子炉再循環ポンプ入口温度と原子炉冷却材温度の差が27℃以内および原子炉圧力に対する原子炉水飽和温度^{※1}と原子炉圧力容器ドレンライン温度の差が80℃以内でなければ原子炉再循環ポンプを起動してはならない。</p> <p>(1) 原子炉課長は、原子炉圧力容器鋼材監視試験片の評価結果により、原子炉圧力容器の関連温度の推移を確認し、その結果に基づき、<u>原子炉圧力容器非延性破壊防止のための原子炉冷却材温度制限値を定め、原子炉主任技術者の確認を得たのち、所長の承認を得て発電管理課長に通知する。</u></p> <p>(省略)</p>	項目	運転上の制限	原子炉停止時冷却系	2系列 ^{※1} が動作可能であること	条件	要求される措置	完了時間	A. 原子炉停止時冷却系1系列が動作不能の場合	A1. 原子炉停止時冷却系を動作可能状態に復旧させる措置を開始する。 および A2. 冷温停止とする操作を開始する。	速やかに 速やかに	B. 原子炉停止時冷却系2系列が動作不能の場合	B1. 原子炉停止時冷却系を動作可能状態に復旧させる措置を開始する。 および B2. 原子炉水位を有効燃料頂部以上に維持できる手段が確保されていることを確認する。	速やかに 速やかに その後毎日1回	<p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 (1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定することから、運転段階の保安活動を第1編の規定とし、1号炉に係る記載を削除する)</p> <p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 (1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定することから、運転段階の保安活動を第1編の規定とし、1号炉に係る記載を削除する)</p> <p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 (1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定することから、運転段階の保安活動を第1編の規定とし、1号炉に係る記載を削除する)</p>
項目	運転上の制限																											
原子炉停止時冷却系	2系列 ^{※1} が動作可能であること																											
条件	要求される措置	完了時間																										
A. 原子炉停止時冷却系1系列が動作不能の場合	A1. 原子炉停止時冷却系を動作可能状態に復旧させる措置を開始する。 および A2. 冷温停止とする操作を開始する。	速やかに 速やかに																										
B. 原子炉停止時冷却系2系列が動作不能の場合	B1. 原子炉停止時冷却系を動作可能状態に復旧させる措置を開始する。 および B2. 原子炉水位を有効燃料頂部以上に維持できる手段が確保されていることを確認する。	速やかに 速やかに その後毎日1回																										
項目	運転上の制限																											
原子炉停止時冷却系	2系列 ^{※1} が動作可能であること																											
条件	要求される措置	完了時間																										
A. 原子炉停止時冷却系1系列が動作不能の場合	A1. 原子炉停止時冷却系を動作可能状態に復旧させる措置を開始する。 および A2. 冷温停止とする操作を開始する。	速やかに 速やかに																										
B. 原子炉停止時冷却系2系列が動作不能の場合	B1. 原子炉停止時冷却系を動作可能状態に復旧させる措置を開始する。 および B2. 原子炉水位を有効燃料頂部以上に維持できる手段が確保されていることを確認する。	速やかに 速やかに その後毎日1回																										

変更前	変更後	理由
<p>(非常用炉心冷却系その1)</p> <p>第39条 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、非常用炉心冷却系は表39-1に定める事項を運転上の制限とする。ただし、原子炉停止時冷却系起動準備および原子炉停止時冷却系の運転中は、当該低圧注水系(格納容器冷却系(2号炉および3号炉においては格納容器スプレイ系))を動作不能とはみなさない。</p> <p>2. 非常用炉心冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) <u>電気課長は、1号炉においては、定検停止時に、自動減圧系、炉心スプレイ系、低圧注水系が模擬信号で作動することを確認し、その結果を発電管理課長に通知する。</u> 電気課長は、<u>2号炉および3号炉においては、定検停止時に、自動減圧系、高圧炉心スプレイ系、低圧炉心スプレイ系、低圧注水系が模擬信号で作動することを確認し、その結果を発電管理課長に通知する。</u></p> <p>(2) 原子炉課長は、定検停止時に、<u>格納容器冷却系(2号炉および3号炉においては格納容器スプレイ系)</u>が手動で作動することを確認し、その結果を発電管理課長に通知する。</p> <p><u>(3) 発電管理課長は、定検停止後の原子炉起動から定期検査終了までの期間において、高圧注水系が模擬信号で作動することを確認する。</u></p> <p><u>(4) 発電課長は、1号炉においては、定検停止後の原子炉起動前に高圧注水系、炉心スプレイ系、低圧注水系(格納容器冷却系)の主要な手動弁と電動弁が原子炉の状態に応じた開閉状態および主要配管が満水であることを確認する。*</u>¹ 発電課長は、<u>2号炉および3号炉においては、定検停止後の原子炉起動前に表39-2(2号炉および3号炉の項目3)に定める事項および高圧炉心スプレイ系、低圧炉心スプレイ系、低圧注水系(格納容器スプレイ系)の主要な手動弁と電動弁が原子炉の状態に応じた開閉状態および主要配管が満水であることを確認する。*</u>¹</p> <p>(5) 発電課長は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、表39-2(2号炉および3号炉の項目3を除く)に定める事項を確認する。</p> <p>3. 発電課長は、非常用炉心冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表39-3-1または表39-3-2の措置を講じる。</p>	<p>(非常用炉心冷却系その1)</p> <p>第39条 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、非常用炉心冷却系は表39-1に定める事項を運転上の制限とする。ただし、原子炉停止時冷却系起動準備および原子炉停止時冷却系の運転中は、当該低圧注水系(格納容器スプレイ系)を動作不能とはみなさない。</p> <p>2. 非常用炉心冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 電気課長は、定検停止時に、自動減圧系、高圧炉心スプレイ系、低圧炉心スプレイ系、低圧注水系が模擬信号で作動することを確認し、その結果を発電管理課長に通知する。</p> <p>(2) 原子炉課長は、定検停止時に、格納容器スプレイ系が手動で作動することを確認し、その結果を発電管理課長に通知する。</p> <p><u>(3) 発電課長は、定検停止後の原子炉起動前に表39-2(項目3)に定める事項および高圧炉心スプレイ系、低圧炉心スプレイ系、低圧注水系(格納容器スプレイ系)の主要な手動弁と電動弁が原子炉の状態に応じた開閉状態および主要配管が満水であることを確認する。*</u>¹</p> <p><u>(4) 発電課長は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、表39-2(項目3を除く)に定める事項を確認する。</u></p> <p>3. 発電課長は、非常用炉心冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表39-3-1または表39-3-2の措置を講じる。</p>	<p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 (1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定することから、運転段階の保安活動を第1編の規定とし、1号炉に係る記載を削除する)</p>

変更前		変更後		理由																														
<p>表39-1 1. 1号炉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限 (動作可能であるべき系列数)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>炉心スプレイ系</td> <td>2^{※2}</td> </tr> <tr> <td>低圧注水系 (格納容器冷却系)</td> <td>4^{※3} (4^{※4})</td> </tr> <tr> <td>自動減圧系 (原子炉圧力が0.77MPa[gage]以上)</td> <td>4^{※5}</td> </tr> <tr> <td>高圧注水系 (原子炉圧力が1.04MPa[gage]以上)</td> <td>1^{※2}</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 2号炉および3号炉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限 (動作可能であるべき系列数)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>低圧炉心スプレイ系</td> <td>1^{※2}</td> </tr> <tr> <td>低圧注水系 (格納容器スプレイ系)</td> <td>3^{※2} (2^{※6})</td> </tr> <tr> <td>自動減圧系 (原子炉圧力が0.77MPa[gage]以上)</td> <td>6^{※5}</td> </tr> <tr> <td>高圧炉心スプレイ系</td> <td>1^{※2}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：主要配管とは、当該系統に期待されている機能を達成するための水源（サプレッションプールまたは復水貯蔵タンク（3号炉においては復水貯蔵槽））からポンプまでの吸込配管とポンプから原子炉圧力容器（格納容器スプレイヘッド）までの注入配管（スプレイ配管）<u>ならびにタービン駆動用蒸気配管および排気配管（高圧注水系のみ）</u>を指し、小口径配管を含まない。また、主要な手動弁と電動弁とは、主要配管上の手動弁および電動弁ならびに主要配管の満水を維持するために必要な一次弁をいう。なお、主要配管（スプレイ配管を除く）の満水は、当該主要配管の圧力計指示が正圧になっていることで確認する。</p> <p>※2：1系列とは、ポンプ1台および必要な弁ならびに主要配管をいう。</p> <p>※3：低圧注水系の系列数は、2系列に相当するポンプ数をいう。なお、1系列とは、ポンプ2台および必要な弁ならびに主要配管をいう。</p> <p>※4：格納容器冷却系の系列数は、2系列に相当するポンプ数をいう。なお、1系列とは、ポンプ2台、熱交換器1基および必要な弁ならびに主要配管をいう。</p> <p>※5：自動減圧系の数は、1系列に相当する弁数をいう。</p> <p>※6：1系列とは、ポンプ1台、熱交換器1基および必要な弁ならびに主要配管をいう。</p>		項目	運転上の制限 (動作可能であるべき系列数)	炉心スプレイ系	2 ^{※2}	低圧注水系 (格納容器冷却系)	4 ^{※3} (4 ^{※4})	自動減圧系 (原子炉圧力が0.77MPa[gage]以上)	4 ^{※5}	高圧注水系 (原子炉圧力が1.04MPa[gage]以上)	1 ^{※2}	項目	運転上の制限 (動作可能であるべき系列数)	低圧炉心スプレイ系	1 ^{※2}	低圧注水系 (格納容器スプレイ系)	3 ^{※2} (2 ^{※6})	自動減圧系 (原子炉圧力が0.77MPa[gage]以上)	6 ^{※5}	高圧炉心スプレイ系	1 ^{※2}	<p>表39-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限 (動作可能であるべき系列数)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>低圧炉心スプレイ系</td> <td>1^{※2}</td> </tr> <tr> <td>低圧注水系 (格納容器スプレイ系)</td> <td>3^{※2} (2^{※4})</td> </tr> <tr> <td>自動減圧系 (原子炉圧力が0.77MPa[gage]以上)</td> <td>6^{※3}</td> </tr> <tr> <td>高圧炉心スプレイ系</td> <td>1^{※2}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：主要配管とは、当該系統に期待されている機能を達成するための水源（サプレッションプールまたは復水貯蔵タンク（3号炉においては復水貯蔵槽））からポンプまでの吸込配管とポンプから原子炉圧力容器（格納容器スプレイヘッド）までの注入配管（スプレイ配管）を指し、小口径配管を含まない。また、主要な手動弁と電動弁とは、主要配管上の手動弁および電動弁ならびに主要配管の満水を維持するために必要な一次弁をいう。なお、主要配管（スプレイ配管を除く）の満水は、当該主要配管の圧力計指示が正圧になっていることで確認する。</p> <p>※2：1系列とは、ポンプ1台および必要な弁ならびに主要配管をいう。</p> <p>※3：自動減圧系の数は、1系列に相当する弁数をいう。</p> <p>※4：1系列とは、ポンプ1台、熱交換器1基および必要な弁ならびに主要配管をいう。</p>		項目	運転上の制限 (動作可能であるべき系列数)	低圧炉心スプレイ系	1 ^{※2}	低圧注水系 (格納容器スプレイ系)	3 ^{※2} (2 ^{※4})	自動減圧系 (原子炉圧力が0.77MPa[gage]以上)	6 ^{※3}	高圧炉心スプレイ系	1 ^{※2}	<p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 (1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定することから、運転段階の保安活動を第1編の規定とし、1号炉に係る記載を削除する)</p> <p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 (1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定することから、運転段階の保安活動を第1編の規定とし、1号炉に係る記載を削除する)</p>
項目	運転上の制限 (動作可能であるべき系列数)																																	
炉心スプレイ系	2 ^{※2}																																	
低圧注水系 (格納容器冷却系)	4 ^{※3} (4 ^{※4})																																	
自動減圧系 (原子炉圧力が0.77MPa[gage]以上)	4 ^{※5}																																	
高圧注水系 (原子炉圧力が1.04MPa[gage]以上)	1 ^{※2}																																	
項目	運転上の制限 (動作可能であるべき系列数)																																	
低圧炉心スプレイ系	1 ^{※2}																																	
低圧注水系 (格納容器スプレイ系)	3 ^{※2} (2 ^{※6})																																	
自動減圧系 (原子炉圧力が0.77MPa[gage]以上)	6 ^{※5}																																	
高圧炉心スプレイ系	1 ^{※2}																																	
項目	運転上の制限 (動作可能であるべき系列数)																																	
低圧炉心スプレイ系	1 ^{※2}																																	
低圧注水系 (格納容器スプレイ系)	3 ^{※2} (2 ^{※4})																																	
自動減圧系 (原子炉圧力が0.77MPa[gage]以上)	6 ^{※3}																																	
高圧炉心スプレイ系	1 ^{※2}																																	

変更前	変更後	理由																		
<p>表39-2 1. 1号炉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="160 289 1113 331">項目</th> <th data-bbox="1113 289 1291 331">頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="160 331 1113 373">1. 自動減圧系の窒素ガス供給圧力が0.83MPa[gage]以上であることを確認する。</td> <td data-bbox="1113 331 1291 373">1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td data-bbox="160 373 1113 520">2. 原子炉運転中の原子炉圧力において高圧注水系のポンプ流量が681m³/h以上で、全揚程が運転確認時の原子炉圧力に加えて48m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあること、および主要配管が満水であることを確認する。</td> <td data-bbox="1113 373 1291 520">1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td data-bbox="160 520 1113 625">3. 原子炉運転中の原子炉圧力において高圧注水系における注入隔離弁および試験可能逆止弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態および主要配管満水を確認する。</td> <td data-bbox="1113 520 1291 625">1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td data-bbox="160 625 1113 856">4. 原子炉圧力が1.04MPa[gage]相当^{*1}において高圧注水系のポンプ流量が681m³/h以上で、全揚程が運転確認時の原子炉圧力に加えて48m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあることおよび主要配管が満水であることを確認する。 さらに、高圧注水系における注入隔離弁および試験可能逆止弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態および主要配管が満水であることを確認する。</td> <td data-bbox="1113 625 1291 856">定検停止後の起動中</td> </tr> <tr> <td data-bbox="160 856 1113 961">5. 炉心スプレイポンプの流量が744m³/h以上で、全揚程が195m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあること、および主要配管が満水であることを確認する。</td> <td data-bbox="1113 856 1291 961">1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td data-bbox="160 961 1113 1066">6. 炉心スプレイ系における注入隔離弁および試験可能逆止弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態および主要配管が満水であることを確認する。</td> <td data-bbox="1113 961 1291 1066">1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td data-bbox="160 1066 1113 1192">7. 残留熱除去系ポンプの流量が2,180m³/h以上（2台運転時）で、全揚程が114m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあること、および主要配管が満水であることを確認する。</td> <td data-bbox="1113 1066 1291 1192">1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td data-bbox="160 1192 1113 1339">8. 低圧注水系における注入隔離弁、試験可能逆止弁、格納容器スプレイ弁、サプレッションプールスプレイ弁および残留熱除去系試験用調整弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態および主要配管が満水であることを確認する。</td> <td data-bbox="1113 1192 1291 1339">1ヶ月に1回</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：主蒸気圧力設定を当該圧力とした場合の原子炉圧力をいう。</p>	項目	頻度	1. 自動減圧系の窒素ガス供給圧力が0.83MPa[gage]以上であることを確認する。	1ヶ月に1回	2. 原子炉運転中の原子炉圧力において高圧注水系のポンプ流量が681m ³ /h以上で、全揚程が運転確認時の原子炉圧力に加えて48m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあること、および主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に1回	3. 原子炉運転中の原子炉圧力において高圧注水系における注入隔離弁および試験可能逆止弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態および主要配管満水を確認する。	1ヶ月に1回	4. 原子炉圧力が1.04MPa[gage]相当 ^{*1} において高圧注水系のポンプ流量が681m ³ /h以上で、全揚程が運転確認時の原子炉圧力に加えて48m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあることおよび主要配管が満水であることを確認する。 さらに、高圧注水系における注入隔離弁および試験可能逆止弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態および主要配管が満水であることを確認する。	定検停止後の起動中	5. 炉心スプレイポンプの流量が744m ³ /h以上で、全揚程が195m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあること、および主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に1回	6. 炉心スプレイ系における注入隔離弁および試験可能逆止弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態および主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に1回	7. 残留熱除去系ポンプの流量が2,180m ³ /h以上（2台運転時）で、全揚程が114m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあること、および主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に1回	8. 低圧注水系における注入隔離弁、試験可能逆止弁、格納容器スプレイ弁、サプレッションプールスプレイ弁および残留熱除去系試験用調整弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態および主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に1回	<p>表39-2</p>	<p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 （1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定することから、運転段階の保安活動を第1編の規定とし、1号炉に係る記載を削除する）</p>
項目	頻度																			
1. 自動減圧系の窒素ガス供給圧力が0.83MPa[gage]以上であることを確認する。	1ヶ月に1回																			
2. 原子炉運転中の原子炉圧力において高圧注水系のポンプ流量が681m ³ /h以上で、全揚程が運転確認時の原子炉圧力に加えて48m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあること、および主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に1回																			
3. 原子炉運転中の原子炉圧力において高圧注水系における注入隔離弁および試験可能逆止弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態および主要配管満水を確認する。	1ヶ月に1回																			
4. 原子炉圧力が1.04MPa[gage]相当 ^{*1} において高圧注水系のポンプ流量が681m ³ /h以上で、全揚程が運転確認時の原子炉圧力に加えて48m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあることおよび主要配管が満水であることを確認する。 さらに、高圧注水系における注入隔離弁および試験可能逆止弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態および主要配管が満水であることを確認する。	定検停止後の起動中																			
5. 炉心スプレイポンプの流量が744m ³ /h以上で、全揚程が195m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあること、および主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に1回																			
6. 炉心スプレイ系における注入隔離弁および試験可能逆止弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態および主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に1回																			
7. 残留熱除去系ポンプの流量が2,180m ³ /h以上（2台運転時）で、全揚程が114m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあること、および主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に1回																			
8. 低圧注水系における注入隔離弁、試験可能逆止弁、格納容器スプレイ弁、サプレッションプールスプレイ弁および残留熱除去系試験用調整弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態および主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に1回																			

変更前		変更後		理由
項目	頻度	項目	頻度	
<u>2. 2号炉および3号炉</u>				
1. 自動減圧系の窒素ガス供給圧力が1.13MPa[gage]以上であることを確認する。	1ヶ月に1回	1. 自動減圧系の窒素ガス供給圧力が1.13MPa[gage]以上であることを確認する。	1ヶ月に1回	女川1号炉廃止措置に伴う変更 (1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定することから、運転段階の保安活動を第1編の規定とし、1号炉に係る記載を削除する)
2. 高圧炉心スプレイポンプの流量が1,074m ³ /h以上で、全揚程が269m以上(3号炉については263m以上)であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあることおよび主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に1回	2. 高圧炉心スプレイポンプの流量が1,074m ³ /h以上で、全揚程が269m以上(3号炉については263m以上)であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあることおよび主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に1回	
3. 高圧炉心スプレイポンプの流量が325m ³ /h以上で、全揚程が861m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあることおよび主要配管が満水であることを確認する。	定検停止後の原子炉起動前に1回	3. 高圧炉心スプレイポンプの流量が325m ³ /h以上で、全揚程が861m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあることおよび主要配管が満水であることを確認する。	定検停止後の原子炉起動前に1回	
4. 高圧炉心スプレイ系における注入隔離弁および試験可能逆止弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態および主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に1回	4. 高圧炉心スプレイ系における注入隔離弁および試験可能逆止弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態および主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に1回	
5. 低圧炉心スプレイポンプの流量が1,074m ³ /h以上で、全揚程が207m以上(3号炉については203m以上)であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあることおよび主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に1回	5. 低圧炉心スプレイポンプの流量が1,074m ³ /h以上で、全揚程が207m以上(3号炉については203m以上)であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあることおよび主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に1回	
6. 低圧炉心スプレイ系における注入隔離弁および試験可能逆止弁が開できることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態および主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に1回	6. 低圧炉心スプレイ系における注入隔離弁および試験可能逆止弁が開できることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態および主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に1回	
7. 残留熱除去系ポンプの流量が1,160m ³ /h以上で、全揚程が99m以上(3号炉については92m以上)であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあることおよび主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に1回	7. 残留熱除去系ポンプの流量が1,160m ³ /h以上で、全揚程が99m以上(3号炉については92m以上)であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあることおよび主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に1回	
8. 低圧注水系における注入隔離弁、試験可能逆止弁、格納容器スプレイ弁、サプレッションプールのスプレイ弁および残留熱除去系試験用調整弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態および主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に1回	8. 低圧注水系における注入隔離弁、試験可能逆止弁、格納容器スプレイ弁、サプレッションプールのスプレイ弁および残留熱除去系試験用調整弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態および主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に1回	

変更前			変更後			理由																	
表39-3-1 1. 1号炉			表39-3-1			女川1号炉廃止措置に伴う変更 （1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定することから、運転段階の保安活動を第1編の規定とし、1号炉に係る記載を削除する）																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 炉心スプレイ系1系列が動作不能の場合</td> <td>A1. 炉心スプレイ系1系列を動作可能な状態に復旧する。 および A2. 残りの1系列および低圧注水系1系列について動作可能であることを確認する。</td> <td>10日間 速やかに</td> </tr> <tr> <td>B. 低圧注水系1系列が動作不能の場合 ※1</td> <td>B1. 低圧注水系1系列を動作可能な状態に復旧する。 および B2. 残りの低圧注水系1系列について動作可能であることを確認する。</td> <td>10日間 速やかに</td> </tr> <tr> <td>C. 自動減圧系の弁の1つが動作不能の場合</td> <td>C1. 自動減圧系の弁の1つを動作可能な状態に復旧する。 および C2. 高圧注水系（原子炉圧力が1.04MPa[gage]以上の場合）および原子炉隔離時冷却系（原子炉圧力が1.04MPa[gage]以上の場合）について動作可能であることを確認する。</td> <td>10日間 速やかに</td> </tr> <tr> <td>D. 高圧注水系が動作不能の場合</td> <td>D1. 高圧注水系を動作可能な状態に復旧する。 および D2. 自動減圧系（原子炉圧力が0.77MPa[gage]以上の場合）の窒素ガス供給圧力が表39-2に定める値であることを確認する。 および D3. 原子炉隔離時冷却系（原子炉圧力が1.04MPa[gage]以上の場合）について動作可能であることを確認する。</td> <td>10日間 速やかに 速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. 炉心スプレイ系1系列が動作不能の場合	A1. 炉心スプレイ系1系列を動作可能な状態に復旧する。 および A2. 残りの1系列および低圧注水系1系列について動作可能であることを確認する。		10日間 速やかに	B. 低圧注水系1系列が動作不能の場合 ※1	B1. 低圧注水系1系列を動作可能な状態に復旧する。 および B2. 残りの低圧注水系1系列について動作可能であることを確認する。	10日間 速やかに	C. 自動減圧系の弁の1つが動作不能の場合	C1. 自動減圧系の弁の1つを動作可能な状態に復旧する。 および C2. 高圧注水系（原子炉圧力が1.04MPa[gage]以上の場合）および原子炉隔離時冷却系（原子炉圧力が1.04MPa[gage]以上の場合）について動作可能であることを確認する。	10日間 速やかに	D. 高圧注水系が動作不能の場合	D1. 高圧注水系を動作可能な状態に復旧する。 および D2. 自動減圧系（原子炉圧力が0.77MPa[gage]以上の場合）の窒素ガス供給圧力が表39-2に定める値であることを確認する。 および D3. 原子炉隔離時冷却系（原子炉圧力が1.04MPa[gage]以上の場合）について動作可能であることを確認する。	10日間 速やかに 速やかに	<table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>E. 非常用炉心冷却系（自動減圧系を除く）2系列以上が動作不能の場合 または 非常用炉心冷却系（自動減圧系を除く）1系列および自動減圧系の弁1個が動作不能の場合 または 自動減圧系の弁の2個以上が動作不能の場合 または 条件A~Dのいずれかの要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>E1. 高温停止にする。 および E2. 冷温停止にする。 なお、高圧注水系が動作不能の場合は、原子炉圧力を1.04MPa[gage]未満にし、自動減圧系が動作不能の場合は、原子炉圧力を0.77MPa[gage]未満にする。</td> <td>24時間 36時間</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	E. 非常用炉心冷却系（自動減圧系を除く）2系列以上が動作不能の場合 または 非常用炉心冷却系（自動減圧系を除く）1系列および自動減圧系の弁1個が動作不能の場合 または 自動減圧系の弁の2個以上が動作不能の場合 または 条件A~Dのいずれかの要求される措置を完了時間内に達成できない場合	E1. 高温停止にする。 および E2. 冷温停止にする。 なお、高圧注水系が動作不能の場合は、原子炉圧力を1.04MPa[gage]未満にし、自動減圧系が動作不能の場合は、原子炉圧力を0.77MPa[gage]未満にする。	24時間 36時間
条件	要求される措置	完了時間																					
A. 炉心スプレイ系1系列が動作不能の場合	A1. 炉心スプレイ系1系列を動作可能な状態に復旧する。 および A2. 残りの1系列および低圧注水系1系列について動作可能であることを確認する。	10日間 速やかに																					
B. 低圧注水系1系列が動作不能の場合 ※1	B1. 低圧注水系1系列を動作可能な状態に復旧する。 および B2. 残りの低圧注水系1系列について動作可能であることを確認する。	10日間 速やかに																					
C. 自動減圧系の弁の1つが動作不能の場合	C1. 自動減圧系の弁の1つを動作可能な状態に復旧する。 および C2. 高圧注水系（原子炉圧力が1.04MPa[gage]以上の場合）および原子炉隔離時冷却系（原子炉圧力が1.04MPa[gage]以上の場合）について動作可能であることを確認する。	10日間 速やかに																					
D. 高圧注水系が動作不能の場合	D1. 高圧注水系を動作可能な状態に復旧する。 および D2. 自動減圧系（原子炉圧力が0.77MPa[gage]以上の場合）の窒素ガス供給圧力が表39-2に定める値であることを確認する。 および D3. 原子炉隔離時冷却系（原子炉圧力が1.04MPa[gage]以上の場合）について動作可能であることを確認する。	10日間 速やかに 速やかに																					
条件	要求される措置	完了時間																					
E. 非常用炉心冷却系（自動減圧系を除く）2系列以上が動作不能の場合 または 非常用炉心冷却系（自動減圧系を除く）1系列および自動減圧系の弁1個が動作不能の場合 または 自動減圧系の弁の2個以上が動作不能の場合 または 条件A~Dのいずれかの要求される措置を完了時間内に達成できない場合	E1. 高温停止にする。 および E2. 冷温停止にする。 なお、高圧注水系が動作不能の場合は、原子炉圧力を1.04MPa[gage]未満にし、自動減圧系が動作不能の場合は、原子炉圧力を0.77MPa[gage]未満にする。	24時間 36時間																					
※1：残留熱除去系ポンプの故障等により、低圧注水系および格納容器冷却系の動作不能となる場合は、それぞれの要求される措置を実施する。																							

変更前			変更後			理由
条件	要求される措置	完了時間	条件	要求される措置	完了時間	
2. 2号炉および3号炉						
A. 低圧炉心スプレイ系が動作不能の場合	A1. 低圧炉心スプレイ系を動作可能な状態に復旧する。 および A2. 低圧注水系3系列について動作可能であることを確認する。	10日間 速やかに	A. 低圧炉心スプレイ系が動作不能の場合	A1. 低圧炉心スプレイ系を動作可能な状態に復旧する。 および A2. 低圧注水系3系列について動作可能であることを確認する。	10日間 速やかに	女川1号炉廃止措置に伴う変更 （1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定することから、運転段階の保安活動を第1編の規定とし、1号炉に係る記載を削除する）
B. 低圧注水系1系列が動作不能の場合※1	B1. 低圧注水系1系列を動作可能な状態に復旧する。 および B2. 残りの低圧注水系2系列について動作可能であることを確認する。	10日間 速やかに	B. 低圧注水系1系列が動作不能の場合※1	B1. 低圧注水系1系列を動作可能な状態に復旧する。 および B2. 残りの低圧注水系2系列について動作可能であることを確認する。	10日間 速やかに	
C. 自動減圧系の弁の1つが動作不能の場合	C1. 自動減圧系の弁の1つを動作可能な状態に復旧する。 および C2. 高圧炉心スプレイ系および原子炉隔離時冷却系（原子炉圧力が1.04MPa[gage]以上の場合）について動作可能であることを確認する。	10日間 速やかに	C. 自動減圧系の弁の1つが動作不能の場合	C1. 自動減圧系の弁の1つを動作可能な状態に復旧する。 および C2. 高圧炉心スプレイ系および原子炉隔離時冷却系（原子炉圧力が1.04MPa[gage]以上の場合）について動作可能であることを確認する。	10日間 速やかに	
D. 高圧炉心スプレイ系が動作不能の場合	D1. 高圧炉心スプレイ系を動作可能な状態に復旧する。 および D2. 自動減圧系（原子炉圧力が0.77MPa[gage]以上の場合）の窒素ガス供給圧力が表39-2に定める値であることを確認する。 および D3. 原子炉隔離時冷却系（原子炉圧力が1.04MPa[gage]以上の場合）について動作可能であることを確認する。	10日間 速やかに 速やかに	D. 高圧炉心スプレイ系が動作不能の場合	D1. 高圧炉心スプレイ系を動作可能な状態に復旧する。 および D2. 自動減圧系（原子炉圧力が0.77MPa[gage]以上の場合）の窒素ガス供給圧力が表39-2に定める値であることを確認する。 および D3. 原子炉隔離時冷却系（原子炉圧力が1.04MPa[gage]以上の場合）について動作可能であることを確認する。	10日間 速やかに 速やかに	
E. 非常用炉心冷却系（自動減圧系を除く）2系列以上が動作不能の場合 または 非常用炉心冷却系（自動減圧系を除く）1系列および自動減圧系の弁1個が動作不能の場合 または 自動減圧系の弁2個以上が動作不能の場合 または 条件A~Dのいずれかの要求される措置を完了時間内に達成できない場合	E1. 高温停止にする。 および E2. 冷温停止にする。 なお、自動減圧系が動作不能の場合は、原子炉圧力を0.77MPa[gage]未満にする。	24時間 36時間	E. 非常用炉心冷却系（自動減圧系を除く）2系列以上が動作不能の場合 または 非常用炉心冷却系（自動減圧系を除く）1系列および自動減圧系の弁1個が動作不能の場合 または 自動減圧系の弁2個以上が動作不能の場合 または 条件A~Dのいずれかの要求される措置を完了時間内に達成できない場合	E1. 高温停止にする。 および E2. 冷温停止にする。 なお、自動減圧系が動作不能の場合は、原子炉圧力を0.77MPa[gage]未満にする。	24時間 36時間	
※1：残留熱除去系ポンプの故障等により、低圧注水系および格納容器スプレイ系の動作不能となる場合は、それぞれの要求される措置を実施する。			※1：残留熱除去系ポンプの故障等により、低圧注水系および格納容器スプレイ系の動作不能となる場合は、それぞれの要求される措置を実施する。			

変更前			変更後			理由																											
<p>表39-3-2</p> <p>1. 1号炉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 格納容器冷却系1系列が動作不能の場合※1</td> <td>A1. 格納容器冷却系1系列を動作可能な状態に復旧する。 および A2. 残りの格納容器冷却系について動作可能であることを確認する。</td> <td>10日間 速やかに</td> </tr> <tr> <td>B. 格納容器冷却系2系列が動作不能の場合 または 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B1. 高温停止にする。 および B2. 冷温停止にする。</td> <td>24時間 36時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：残留熱除去系ポンプの故障等により、低圧注水系および格納容器冷却系の動作不能となる場合は、それぞれの要求される措置を実施する。</p> <p>2. 2号炉および3号炉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 格納容器スプレイ系1系列が動作不能の場合※1</td> <td>A1. 格納容器スプレイ系1系列を動作可能な状態に復旧する。 および A2. 残りの格納容器スプレイ系について動作可能であることを確認する。</td> <td>10日間 速やかに</td> </tr> <tr> <td>B. 格納容器スプレイ系2系列が動作不能の場合 または 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B1. 高温停止にする。 および B2. 冷温停止にする。</td> <td>24時間 36時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：残留熱除去系ポンプの故障等により、低圧注水系および格納容器スプレイ系の動作不能となる場合は、それぞれの要求される措置を実施する。</p>			条件	要求される措置	完了時間	A. 格納容器冷却系1系列が動作不能の場合※1	A1. 格納容器冷却系1系列を動作可能な状態に復旧する。 および A2. 残りの格納容器冷却系について動作可能であることを確認する。	10日間 速やかに	B. 格納容器冷却系2系列が動作不能の場合 または 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。 および B2. 冷温停止にする。	24時間 36時間	条件	要求される措置	完了時間	A. 格納容器スプレイ系1系列が動作不能の場合※1	A1. 格納容器スプレイ系1系列を動作可能な状態に復旧する。 および A2. 残りの格納容器スプレイ系について動作可能であることを確認する。	10日間 速やかに	B. 格納容器スプレイ系2系列が動作不能の場合 または 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。 および B2. 冷温停止にする。	24時間 36時間	<p>表39-3-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 格納容器スプレイ系1系列が動作不能の場合※1</td> <td>A1. 格納容器スプレイ系1系列を動作可能な状態に復旧する。 および A2. 残りの格納容器スプレイ系について動作可能であることを確認する。</td> <td>10日間 速やかに</td> </tr> <tr> <td>B. 格納容器スプレイ系2系列が動作不能の場合 または 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B1. 高温停止にする。 および B2. 冷温停止にする。</td> <td>24時間 36時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：残留熱除去系ポンプの故障等により、低圧注水系および格納容器スプレイ系の動作不能となる場合は、それぞれの要求される措置を実施する。</p>			条件	要求される措置	完了時間	A. 格納容器スプレイ系1系列が動作不能の場合※1	A1. 格納容器スプレイ系1系列を動作可能な状態に復旧する。 および A2. 残りの格納容器スプレイ系について動作可能であることを確認する。	10日間 速やかに	B. 格納容器スプレイ系2系列が動作不能の場合 または 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。 および B2. 冷温停止にする。	24時間 36時間	<p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 （1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定することから、運転段階の保安活動を第1編の規定とし、1号炉に係る記載を削除する）</p>
条件	要求される措置	完了時間																															
A. 格納容器冷却系1系列が動作不能の場合※1	A1. 格納容器冷却系1系列を動作可能な状態に復旧する。 および A2. 残りの格納容器冷却系について動作可能であることを確認する。	10日間 速やかに																															
B. 格納容器冷却系2系列が動作不能の場合 または 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。 および B2. 冷温停止にする。	24時間 36時間																															
条件	要求される措置	完了時間																															
A. 格納容器スプレイ系1系列が動作不能の場合※1	A1. 格納容器スプレイ系1系列を動作可能な状態に復旧する。 および A2. 残りの格納容器スプレイ系について動作可能であることを確認する。	10日間 速やかに																															
B. 格納容器スプレイ系2系列が動作不能の場合 または 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。 および B2. 冷温停止にする。	24時間 36時間																															
条件	要求される措置	完了時間																															
A. 格納容器スプレイ系1系列が動作不能の場合※1	A1. 格納容器スプレイ系1系列を動作可能な状態に復旧する。 および A2. 残りの格納容器スプレイ系について動作可能であることを確認する。	10日間 速やかに																															
B. 格納容器スプレイ系2系列が動作不能の場合 または 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。 および B2. 冷温停止にする。	24時間 36時間																															

変更前	変更後	理由												
<p>(非常用炉心冷却系その2)</p> <p>第40条 原子炉の状態が冷温停止および燃料交換において、非常用炉心冷却系は表40-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。また、原子炉停止時冷却系起動準備および原子炉停止時冷却系の運転中は、低圧注水系の動作不能とはみなさない。</p> <p>(1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合</p> <p>2. 非常用炉心冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 発電課長は、原子炉の状態が冷温停止および燃料交換において、表40-2に定める事項を確認する。ただし、原子炉が次に示す状態となった場合は適用されない。 ①原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合 ②原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合</p> <p>3. 発電課長は、非常用炉心冷却系が第1項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表40-3の措置を講じる。</p> <p>表40-1 1. 1号炉</p> <table border="1" data-bbox="160 835 1279 1052"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限（動作可能であるべき系列数）※1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用炉心冷却系</td> <td>(1) 非常用炉心冷却系（自動減圧系および高圧注水系を除く） 2系列 または (2) 非常用炉心冷却系（自動減圧系および高圧注水系を除く） 1系列および復水補給水系1系列※2</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 2号炉および3号炉</p> <table border="1" data-bbox="160 1119 1279 1335"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限（動作可能であるべき系列数）※1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用炉心冷却系</td> <td>(1) 非常用炉心冷却系（自動減圧系を除く） 2系列 または (2) 非常用炉心冷却系（自動減圧系を除く） 1系列および復水補給水系1系列※3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：本条における1系列とは、ポンプ1台および必要な弁ならびに主要配管をいう。 ※2：復水補給水系1系列とは、ポンプ2台および注水に必要な弁ならびに配管をいう。 ※3：復水補給水系1系列とは、ポンプ1台および注水に必要な弁ならびに配管をいう。</p>	項目	運転上の制限（動作可能であるべき系列数）※1	非常用炉心冷却系	(1) 非常用炉心冷却系（自動減圧系および高圧注水系を除く） 2系列 または (2) 非常用炉心冷却系（自動減圧系および高圧注水系を除く） 1系列および復水補給水系1系列※2	項目	運転上の制限（動作可能であるべき系列数）※1	非常用炉心冷却系	(1) 非常用炉心冷却系（自動減圧系を除く） 2系列 または (2) 非常用炉心冷却系（自動減圧系を除く） 1系列および復水補給水系1系列※3	<p>(非常用炉心冷却系その2)</p> <p>第40条 原子炉の状態が冷温停止および燃料交換において、非常用炉心冷却系は表40-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。また、原子炉停止時冷却系起動準備および原子炉停止時冷却系の運転中は、低圧注水系の動作不能とはみなさない。</p> <p>(1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合</p> <p>2. 非常用炉心冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 発電課長は、原子炉の状態が冷温停止および燃料交換において、表40-2に定める事項を確認する。ただし、原子炉が次に示す状態となった場合は適用されない。 ①原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合 ②原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合</p> <p>3. 発電課長は、非常用炉心冷却系が第1項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表40-3の措置を講じる。</p> <p>表40-1</p> <table border="1" data-bbox="1347 1110 2466 1327"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限（動作可能であるべき系列数）※1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用炉心冷却系</td> <td>(1) 非常用炉心冷却系（自動減圧系を除く） 2系列 または (2) 非常用炉心冷却系（自動減圧系を除く） 1系列および復水補給水系1系列※2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：本条における1系列とは、ポンプ1台および必要な弁ならびに主要配管をいう。 ※2：復水補給水系1系列とは、ポンプ1台および注水に必要な弁ならびに配管をいう。</p>	項目	運転上の制限（動作可能であるべき系列数）※1	非常用炉心冷却系	(1) 非常用炉心冷却系（自動減圧系を除く） 2系列 または (2) 非常用炉心冷却系（自動減圧系を除く） 1系列および復水補給水系1系列※2	<p>理由</p> <p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 (1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定することから、運転段階の保安活動を第1編の規定とし、1号炉に係る記載を削除する)</p>
項目	運転上の制限（動作可能であるべき系列数）※1													
非常用炉心冷却系	(1) 非常用炉心冷却系（自動減圧系および高圧注水系を除く） 2系列 または (2) 非常用炉心冷却系（自動減圧系および高圧注水系を除く） 1系列および復水補給水系1系列※2													
項目	運転上の制限（動作可能であるべき系列数）※1													
非常用炉心冷却系	(1) 非常用炉心冷却系（自動減圧系を除く） 2系列 または (2) 非常用炉心冷却系（自動減圧系を除く） 1系列および復水補給水系1系列※3													
項目	運転上の制限（動作可能であるべき系列数）※1													
非常用炉心冷却系	(1) 非常用炉心冷却系（自動減圧系を除く） 2系列 または (2) 非常用炉心冷却系（自動減圧系を除く） 1系列および復水補給水系1系列※2													

変更前	変更後	理由														
<p>表40-2 1. 1号炉</p> <table border="1" data-bbox="163 289 1299 919"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 動作可能であるべき系統がサプレッションプールを水源とする場合は、サプレッションプール水位が-5.5cm以上あることを確認する。</td> <td>12時間に1回</td> </tr> <tr> <td>または 動作可能であるべき系統が復水貯蔵タンクを水源とする場合は、復水貯蔵タンク水位がタンク底部から470m³以上（復水補給水系ポンプを期待する場合は900m³以上）あることを確認する。</td> <td>12時間に1回</td> </tr> <tr> <td>2. 動作可能であるべき低圧注水系および炉心スプレイ系について、主要配管が満水であることを確認する。^{※4}ただし、第39条第2項(1)で定める確認時を除く。</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>3. 動作可能であるべき低圧注水系、炉心スプレイ系および復水補給水系について、注水するための系統構成が可能となっていることを管理的手段により確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>4. 動作可能であるべき低圧注水系および炉心スプレイ系について動作可能であることを管理的手段により確認する。</td> <td>待機状態となる前に1回</td> </tr> <tr> <td>5. 動作可能であるべき復水補給水系ポンプ1台が運転中であること、および残りの復水補給水系ポンプ1台が動作可能であることを管理的手段により確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> </tbody> </table> <p>※4：主要配管とは、当該系統に期待されている機能を達成するための水源（サプレッションプールまたは復水貯蔵タンク（3号炉においては復水貯蔵槽））からポンプまでの吸込配管とポンプから原子炉圧力容器までの注入配管を指し、小口径配管を含まない。なお、主要配管の満水は、当該主要配管の圧力計指示が正圧になっていることで確認する。以下、本条において同じ。</p>	項目	頻度	1. 動作可能であるべき系統がサプレッションプールを水源とする場合は、サプレッションプール水位が-5.5cm以上あることを確認する。	12時間に1回	または 動作可能であるべき系統が復水貯蔵タンクを水源とする場合は、復水貯蔵タンク水位がタンク底部から470m ³ 以上（復水補給水系ポンプを期待する場合は900m ³ 以上）あることを確認する。	12時間に1回	2. 動作可能であるべき低圧注水系および炉心スプレイ系について、主要配管が満水であることを確認する。 ^{※4} ただし、第39条第2項(1)で定める確認時を除く。	1ヶ月に1回	3. 動作可能であるべき低圧注水系、炉心スプレイ系および復水補給水系について、注水するための系統構成が可能となっていることを管理的手段により確認する。	1ヶ月に1回	4. 動作可能であるべき低圧注水系および炉心スプレイ系について動作可能であることを管理的手段により確認する。	待機状態となる前に1回	5. 動作可能であるべき復水補給水系ポンプ1台が運転中であること、および残りの復水補給水系ポンプ1台が動作可能であることを管理的手段により確認する。	1ヶ月に1回	<p>表40-2</p>	<p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 （1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定することから、運転段階の保安活動を第1編の規定とし、1号炉に係る記載を削除する）</p>
項目	頻度															
1. 動作可能であるべき系統がサプレッションプールを水源とする場合は、サプレッションプール水位が-5.5cm以上あることを確認する。	12時間に1回															
または 動作可能であるべき系統が復水貯蔵タンクを水源とする場合は、復水貯蔵タンク水位がタンク底部から470m ³ 以上（復水補給水系ポンプを期待する場合は900m ³ 以上）あることを確認する。	12時間に1回															
2. 動作可能であるべき低圧注水系および炉心スプレイ系について、主要配管が満水であることを確認する。 ^{※4} ただし、第39条第2項(1)で定める確認時を除く。	1ヶ月に1回															
3. 動作可能であるべき低圧注水系、炉心スプレイ系および復水補給水系について、注水するための系統構成が可能となっていることを管理的手段により確認する。	1ヶ月に1回															
4. 動作可能であるべき低圧注水系および炉心スプレイ系について動作可能であることを管理的手段により確認する。	待機状態となる前に1回															
5. 動作可能であるべき復水補給水系ポンプ1台が運転中であること、および残りの復水補給水系ポンプ1台が動作可能であることを管理的手段により確認する。	1ヶ月に1回															

変更前		変更後		理由																								
<p><u>2.</u> 2号炉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 動作可能であるべき系統がサプレッションプールを水源とする場合は、サプレッションプール水位が-5.0cm以上あることを確認する。 または 動作可能であるべき系統が復水貯蔵タンクを水源とする場合は、復水貯蔵タンク水位がタンク底部から690m³以上（復水補給水系ポンプを期待する場合は1,270m³以上）あることを確認する。</td> <td>12時間に1回 12時間に1回</td> </tr> <tr> <td>2. 動作可能であるべき低圧注水系、低圧炉心スプレイ系および高圧炉心スプレイ系について、主要配管が満水であることを確認する。ただし、第39条第2項(1)で定める確認時を除く。</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>3. 動作可能であるべき低圧注水系、低圧炉心スプレイ系、高圧炉心スプレイ系および復水補給水系について、注水するための系統構成が可能となっていることを管理的手段により確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>4. 動作可能であるべき低圧注水系、低圧炉心スプレイ系および高圧炉心スプレイ系について動作可能であることを管理的手段により確認する。</td> <td>待機状態となる前に1回</td> </tr> <tr> <td>5. 動作可能であるべき復水補給水系ポンプ1台が運転中であることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> </tbody> </table>		項目	頻度		1. 動作可能であるべき系統がサプレッションプールを水源とする場合は、サプレッションプール水位が-5.0cm以上あることを確認する。 または 動作可能であるべき系統が復水貯蔵タンクを水源とする場合は、復水貯蔵タンク水位がタンク底部から690m ³ 以上（復水補給水系ポンプを期待する場合は1,270m ³ 以上）あることを確認する。	12時間に1回 12時間に1回	2. 動作可能であるべき低圧注水系、低圧炉心スプレイ系および高圧炉心スプレイ系について、主要配管が満水であることを確認する。ただし、第39条第2項(1)で定める確認時を除く。	1ヶ月に1回	3. 動作可能であるべき低圧注水系、低圧炉心スプレイ系、高圧炉心スプレイ系および復水補給水系について、注水するための系統構成が可能となっていることを管理的手段により確認する。	1ヶ月に1回	4. 動作可能であるべき低圧注水系、低圧炉心スプレイ系および高圧炉心スプレイ系について動作可能であることを管理的手段により確認する。	待機状態となる前に1回	5. 動作可能であるべき復水補給水系ポンプ1台が運転中であることを確認する。	1ヶ月に1回	<p><u>1.</u> 2号炉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 動作可能であるべき系統がサプレッションプールを水源とする場合は、サプレッションプール水位が-5.0cm以上あることを確認する。 または 動作可能であるべき系統が復水貯蔵タンクを水源とする場合は、復水貯蔵タンク水位がタンク底部から690m³以上（復水補給水系ポンプを期待する場合は1,270m³以上）あることを確認する。</td> <td>12時間に1回 12時間に1回</td> </tr> <tr> <td>2. 動作可能であるべき低圧注水系、低圧炉心スプレイ系および高圧炉心スプレイ系について、主要配管が満水であることを確認する。^{※3}ただし、第39条第2項(1)で定める確認時を除く。</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>3. 動作可能であるべき低圧注水系、低圧炉心スプレイ系、高圧炉心スプレイ系および復水補給水系について、注水するための系統構成が可能となっていることを管理的手段により確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>4. 動作可能であるべき低圧注水系、低圧炉心スプレイ系および高圧炉心スプレイ系について動作可能であることを管理的手段により確認する。</td> <td>待機状態となる前に1回</td> </tr> <tr> <td>5. 動作可能であるべき復水補給水系ポンプ1台が運転中であることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> </tbody> </table>		項目	頻度	1. 動作可能であるべき系統がサプレッションプールを水源とする場合は、サプレッションプール水位が-5.0cm以上あることを確認する。 または 動作可能であるべき系統が復水貯蔵タンクを水源とする場合は、復水貯蔵タンク水位がタンク底部から690m ³ 以上（復水補給水系ポンプを期待する場合は1,270m ³ 以上）あることを確認する。	12時間に1回 12時間に1回	2. 動作可能であるべき低圧注水系、低圧炉心スプレイ系および高圧炉心スプレイ系について、主要配管が満水であることを確認する。 ^{※3} ただし、第39条第2項(1)で定める確認時を除く。	1ヶ月に1回	3. 動作可能であるべき低圧注水系、低圧炉心スプレイ系、高圧炉心スプレイ系および復水補給水系について、注水するための系統構成が可能となっていることを管理的手段により確認する。	1ヶ月に1回	4. 動作可能であるべき低圧注水系、低圧炉心スプレイ系および高圧炉心スプレイ系について動作可能であることを管理的手段により確認する。	待機状態となる前に1回	5. 動作可能であるべき復水補給水系ポンプ1台が運転中であることを確認する。	1ヶ月に1回
項目	頻度																											
1. 動作可能であるべき系統がサプレッションプールを水源とする場合は、サプレッションプール水位が-5.0cm以上あることを確認する。 または 動作可能であるべき系統が復水貯蔵タンクを水源とする場合は、復水貯蔵タンク水位がタンク底部から690m ³ 以上（復水補給水系ポンプを期待する場合は1,270m ³ 以上）あることを確認する。	12時間に1回 12時間に1回																											
2. 動作可能であるべき低圧注水系、低圧炉心スプレイ系および高圧炉心スプレイ系について、主要配管が満水であることを確認する。ただし、第39条第2項(1)で定める確認時を除く。	1ヶ月に1回																											
3. 動作可能であるべき低圧注水系、低圧炉心スプレイ系、高圧炉心スプレイ系および復水補給水系について、注水するための系統構成が可能となっていることを管理的手段により確認する。	1ヶ月に1回																											
4. 動作可能であるべき低圧注水系、低圧炉心スプレイ系および高圧炉心スプレイ系について動作可能であることを管理的手段により確認する。	待機状態となる前に1回																											
5. 動作可能であるべき復水補給水系ポンプ1台が運転中であることを確認する。	1ヶ月に1回																											
項目	頻度																											
1. 動作可能であるべき系統がサプレッションプールを水源とする場合は、サプレッションプール水位が-5.0cm以上あることを確認する。 または 動作可能であるべき系統が復水貯蔵タンクを水源とする場合は、復水貯蔵タンク水位がタンク底部から690m ³ 以上（復水補給水系ポンプを期待する場合は1,270m ³ 以上）あることを確認する。	12時間に1回 12時間に1回																											
2. 動作可能であるべき低圧注水系、低圧炉心スプレイ系および高圧炉心スプレイ系について、主要配管が満水であることを確認する。 ^{※3} ただし、第39条第2項(1)で定める確認時を除く。	1ヶ月に1回																											
3. 動作可能であるべき低圧注水系、低圧炉心スプレイ系、高圧炉心スプレイ系および復水補給水系について、注水するための系統構成が可能となっていることを管理的手段により確認する。	1ヶ月に1回																											
4. 動作可能であるべき低圧注水系、低圧炉心スプレイ系および高圧炉心スプレイ系について動作可能であることを管理的手段により確認する。	待機状態となる前に1回																											
5. 動作可能であるべき復水補給水系ポンプ1台が運転中であることを確認する。	1ヶ月に1回																											
<p><u>3.</u> 3号炉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 動作可能であるべき系統がサプレッションプールを水源とする場合は、サプレッションプール水位が-5.0cm以上あることを確認する。 または 動作可能であるべき系統が復水貯蔵槽を水源とする場合は、復水貯蔵槽水位が槽底部から680m³以上（復水補給水系ポンプを期待する場合は1,210m³以上）あることを確認する。</td> <td>12時間に1回 12時間に1回</td> </tr> <tr> <td>2. 動作可能であるべき低圧注水系、低圧炉心スプレイ系および高圧炉心スプレイ系について、主要配管が満水であることを確認する。ただし、第39条第2項(1)で定める確認時を除く。</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>3. 動作可能であるべき低圧注水系、低圧炉心スプレイ系、高圧炉心スプレイ系および復水補給水系について、注水するための系統構成が可能となっていることを管理的手段により確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>4. 動作可能であるべき低圧注水系、低圧炉心スプレイ系および高圧炉心スプレイ系について動作可能であることを管理的手段により確認する。</td> <td>待機状態となる前に1回</td> </tr> <tr> <td>5. 動作可能であるべき復水補給水系ポンプ1台が運転中であることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> </tbody> </table>		項目	頻度	1. 動作可能であるべき系統がサプレッションプールを水源とする場合は、サプレッションプール水位が-5.0cm以上あることを確認する。 または 動作可能であるべき系統が復水貯蔵槽を水源とする場合は、復水貯蔵槽水位が槽底部から680m ³ 以上（復水補給水系ポンプを期待する場合は1,210m ³ 以上）あることを確認する。	12時間に1回 12時間に1回	2. 動作可能であるべき低圧注水系、低圧炉心スプレイ系および高圧炉心スプレイ系について、主要配管が満水であることを確認する。ただし、第39条第2項(1)で定める確認時を除く。	1ヶ月に1回	3. 動作可能であるべき低圧注水系、低圧炉心スプレイ系、高圧炉心スプレイ系および復水補給水系について、注水するための系統構成が可能となっていることを管理的手段により確認する。	1ヶ月に1回	4. 動作可能であるべき低圧注水系、低圧炉心スプレイ系および高圧炉心スプレイ系について動作可能であることを管理的手段により確認する。	待機状態となる前に1回	5. 動作可能であるべき復水補給水系ポンプ1台が運転中であることを確認する。	1ヶ月に1回	<p><u>2.</u> 3号炉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 動作可能であるべき系統がサプレッションプールを水源とする場合は、サプレッションプール水位が-5.0cm以上あることを確認する。 または 動作可能であるべき系統が復水貯蔵槽を水源とする場合は、復水貯蔵槽水位が槽底部から680m³以上（復水補給水系ポンプを期待する場合は1,210m³以上）あることを確認する。</td> <td>12時間に1回 12時間に1回</td> </tr> <tr> <td>2. 動作可能であるべき低圧注水系、低圧炉心スプレイ系および高圧炉心スプレイ系について、主要配管が満水であることを確認する。^{※3}ただし、第39条第2項(1)で定める確認時を除く。</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>3. 動作可能であるべき低圧注水系、低圧炉心スプレイ系、高圧炉心スプレイ系および復水補給水系について、注水するための系統構成が可能となっていることを管理的手段により確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>4. 動作可能であるべき低圧注水系、低圧炉心スプレイ系および高圧炉心スプレイ系について動作可能であることを管理的手段により確認する。</td> <td>待機状態となる前に1回</td> </tr> <tr> <td>5. 動作可能であるべき復水補給水系ポンプ1台が運転中であることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> </tbody> </table>		項目	頻度	1. 動作可能であるべき系統がサプレッションプールを水源とする場合は、サプレッションプール水位が-5.0cm以上あることを確認する。 または 動作可能であるべき系統が復水貯蔵槽を水源とする場合は、復水貯蔵槽水位が槽底部から680m ³ 以上（復水補給水系ポンプを期待する場合は1,210m ³ 以上）あることを確認する。	12時間に1回 12時間に1回	2. 動作可能であるべき低圧注水系、低圧炉心スプレイ系および高圧炉心スプレイ系について、主要配管が満水であることを確認する。 ^{※3} ただし、第39条第2項(1)で定める確認時を除く。	1ヶ月に1回	3. 動作可能であるべき低圧注水系、低圧炉心スプレイ系、高圧炉心スプレイ系および復水補給水系について、注水するための系統構成が可能となっていることを管理的手段により確認する。	1ヶ月に1回	4. 動作可能であるべき低圧注水系、低圧炉心スプレイ系および高圧炉心スプレイ系について動作可能であることを管理的手段により確認する。	待機状態となる前に1回	5. 動作可能であるべき復水補給水系ポンプ1台が運転中であることを確認する。	1ヶ月に1回	<p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 （1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定することから、運転段階の保安活動を第1編の規定とし、1号炉に係る記載を削除する）</p>
項目	頻度																											
1. 動作可能であるべき系統がサプレッションプールを水源とする場合は、サプレッションプール水位が-5.0cm以上あることを確認する。 または 動作可能であるべき系統が復水貯蔵槽を水源とする場合は、復水貯蔵槽水位が槽底部から680m ³ 以上（復水補給水系ポンプを期待する場合は1,210m ³ 以上）あることを確認する。	12時間に1回 12時間に1回																											
2. 動作可能であるべき低圧注水系、低圧炉心スプレイ系および高圧炉心スプレイ系について、主要配管が満水であることを確認する。ただし、第39条第2項(1)で定める確認時を除く。	1ヶ月に1回																											
3. 動作可能であるべき低圧注水系、低圧炉心スプレイ系、高圧炉心スプレイ系および復水補給水系について、注水するための系統構成が可能となっていることを管理的手段により確認する。	1ヶ月に1回																											
4. 動作可能であるべき低圧注水系、低圧炉心スプレイ系および高圧炉心スプレイ系について動作可能であることを管理的手段により確認する。	待機状態となる前に1回																											
5. 動作可能であるべき復水補給水系ポンプ1台が運転中であることを確認する。	1ヶ月に1回																											
項目	頻度																											
1. 動作可能であるべき系統がサプレッションプールを水源とする場合は、サプレッションプール水位が-5.0cm以上あることを確認する。 または 動作可能であるべき系統が復水貯蔵槽を水源とする場合は、復水貯蔵槽水位が槽底部から680m ³ 以上（復水補給水系ポンプを期待する場合は1,210m ³ 以上）あることを確認する。	12時間に1回 12時間に1回																											
2. 動作可能であるべき低圧注水系、低圧炉心スプレイ系および高圧炉心スプレイ系について、主要配管が満水であることを確認する。 ^{※3} ただし、第39条第2項(1)で定める確認時を除く。	1ヶ月に1回																											
3. 動作可能であるべき低圧注水系、低圧炉心スプレイ系、高圧炉心スプレイ系および復水補給水系について、注水するための系統構成が可能となっていることを管理的手段により確認する。	1ヶ月に1回																											
4. 動作可能であるべき低圧注水系、低圧炉心スプレイ系および高圧炉心スプレイ系について動作可能であることを管理的手段により確認する。	待機状態となる前に1回																											
5. 動作可能であるべき復水補給水系ポンプ1台が運転中であることを確認する。	1ヶ月に1回																											
(省略)		<p>※3：主要配管とは、当該系統に期待されている機能を達成するための水源（サプレッションプールまたは復水貯蔵タンク（3号炉においては復水貯蔵槽））からポンプまでの吸込配管とポンプから原子炉圧力容器までの注入配管を指し、小口径配管を含まない。なお、主要配管の満水は、当該主要配管の圧力計指示が正圧になっていることで確認する。</p> <p>(省略)</p>																										

変更前	変更後	理由																																										
<p>(原子炉隔離時冷却系) 第41条 原子炉の状態が運転、起動および高温停止（原子炉圧力が1.04MPa[gage]以上）において、原子炉隔離時冷却系は表41-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>(中略)</p> <p>表41-2</p> <table border="1" data-bbox="163 457 1282 1012"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 原子炉隔離時冷却系ポンプ流量が90.8m³/hで、全揚程が運転確認時の原子炉圧力に加えて <u>53m（2号炉および3号炉においては66m）</u> 以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあることおよび主要配管が満水であることを確認する。 さらに注入隔離弁および試験可能逆止弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態および主要配管が満水であることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>2. 原子炉圧力が1.04MPa[gage]相当^{※2}において、原子炉隔離時冷却系ポンプ流量が90.8m³/hで、全揚程が運転確認時の原子炉圧力に加えて <u>53m（2号炉および3号炉においては78m）</u> 以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあることおよび主要配管が満水であることを確認する。 さらに注入隔離弁および試験可能逆止弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態および主要配管が満水であることを確認する。</td> <td>定検停止後の原子炉起動中に1回</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：主蒸気圧力設定を当該圧力とした場合の原子炉圧力をいう。</p> <p>表41-3</p> <table border="1" data-bbox="163 1117 1282 1507"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">A. 原子炉隔離時冷却系が動作不能の場合</td> <td>A1. 原子炉隔離時冷却系を動作可能な状態に復旧する。および</td> <td>10日間</td> </tr> <tr> <td>A2. <u>高圧注水系（2号炉および3号炉については高圧炉心スプレイ系）</u> について動作可能であることを確認する。および</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>A3. 自動減圧系の窒素ガス供給圧力が表39-2に定める値であることを確認する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B1. 高温停止にする。および</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td>B2. 原子炉圧力を1.04MPa[gage]未満にする。</td> <td>36時間</td> </tr> </tbody> </table>	項目	頻度	1. 原子炉隔離時冷却系ポンプ流量が90.8m ³ /hで、全揚程が運転確認時の原子炉圧力に加えて <u>53m（2号炉および3号炉においては66m）</u> 以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあることおよび主要配管が満水であることを確認する。 さらに注入隔離弁および試験可能逆止弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態および主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に1回	2. 原子炉圧力が1.04MPa[gage]相当 ^{※2} において、原子炉隔離時冷却系ポンプ流量が90.8m ³ /hで、全揚程が運転確認時の原子炉圧力に加えて <u>53m（2号炉および3号炉においては78m）</u> 以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあることおよび主要配管が満水であることを確認する。 さらに注入隔離弁および試験可能逆止弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態および主要配管が満水であることを確認する。	定検停止後の原子炉起動中に1回	条件	要求される措置	完了時間	A. 原子炉隔離時冷却系が動作不能の場合	A1. 原子炉隔離時冷却系を動作可能な状態に復旧する。および	10日間	A2. <u>高圧注水系（2号炉および3号炉については高圧炉心スプレイ系）</u> について動作可能であることを確認する。および	速やかに	A3. 自動減圧系の窒素ガス供給圧力が表39-2に定める値であることを確認する。	速やかに	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。および	24時間	B2. 原子炉圧力を1.04MPa[gage]未満にする。	36時間	<p>(原子炉隔離時冷却系) 第41条 原子炉の状態が運転、起動および高温停止（原子炉圧力が1.04MPa[gage]以上）において、原子炉隔離時冷却系は表41-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>(中略)</p> <p>表41-2</p> <table border="1" data-bbox="1341 457 2460 991"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 原子炉隔離時冷却系ポンプ流量が90.8m³/hで、全揚程が運転確認時の原子炉圧力に加えて66m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあることおよび主要配管が満水であることを確認する。 さらに注入隔離弁および試験可能逆止弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態および主要配管が満水であることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>2. 原子炉圧力が1.04MPa[gage]相当^{※2}において、原子炉隔離時冷却系ポンプ流量が90.8m³/hで、全揚程が運転確認時の原子炉圧力に加えて78m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあることおよび主要配管が満水であることを確認する。 さらに注入隔離弁および試験可能逆止弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態および主要配管が満水であることを確認する。</td> <td>定検停止後の原子炉起動中に1回</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：主蒸気圧力設定を当該圧力とした場合の原子炉圧力をいう。</p> <p>表41-3</p> <table border="1" data-bbox="1341 1117 2460 1507"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">A. 原子炉隔離時冷却系が動作不能の場合</td> <td>A1. 原子炉隔離時冷却系を動作可能な状態に復旧する。および</td> <td>10日間</td> </tr> <tr> <td>A2. 高圧炉心スプレイ系について動作可能であることを確認する。および</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>A3. 自動減圧系の窒素ガス供給圧力が表39-2に定める値であることを確認する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B1. 高温停止にする。および</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td>B2. 原子炉圧力を1.04MPa[gage]未満にする。</td> <td>36時間</td> </tr> </tbody> </table>	項目	頻度	1. 原子炉隔離時冷却系ポンプ流量が90.8m ³ /hで、全揚程が運転確認時の原子炉圧力に加えて66m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあることおよび主要配管が満水であることを確認する。 さらに注入隔離弁および試験可能逆止弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態および主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に1回	2. 原子炉圧力が1.04MPa[gage]相当 ^{※2} において、原子炉隔離時冷却系ポンプ流量が90.8m ³ /hで、全揚程が運転確認時の原子炉圧力に加えて78m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあることおよび主要配管が満水であることを確認する。 さらに注入隔離弁および試験可能逆止弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態および主要配管が満水であることを確認する。	定検停止後の原子炉起動中に1回	条件	要求される措置	完了時間	A. 原子炉隔離時冷却系が動作不能の場合	A1. 原子炉隔離時冷却系を動作可能な状態に復旧する。および	10日間	A2. 高圧炉心スプレイ系について動作可能であることを確認する。および	速やかに	A3. 自動減圧系の窒素ガス供給圧力が表39-2に定める値であることを確認する。	速やかに	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。および	24時間	B2. 原子炉圧力を1.04MPa[gage]未満にする。	36時間	<p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 (1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定することから、運転段階の保安活動を第1編の規定とし、1号炉に係る記載を削除する)</p> <p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 (1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定することから、運転段階の保安活動を第1編の規定とし、1号炉に係る記載を削除する)</p>
項目	頻度																																											
1. 原子炉隔離時冷却系ポンプ流量が90.8m ³ /hで、全揚程が運転確認時の原子炉圧力に加えて <u>53m（2号炉および3号炉においては66m）</u> 以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあることおよび主要配管が満水であることを確認する。 さらに注入隔離弁および試験可能逆止弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態および主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に1回																																											
2. 原子炉圧力が1.04MPa[gage]相当 ^{※2} において、原子炉隔離時冷却系ポンプ流量が90.8m ³ /hで、全揚程が運転確認時の原子炉圧力に加えて <u>53m（2号炉および3号炉においては78m）</u> 以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあることおよび主要配管が満水であることを確認する。 さらに注入隔離弁および試験可能逆止弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態および主要配管が満水であることを確認する。	定検停止後の原子炉起動中に1回																																											
条件	要求される措置	完了時間																																										
A. 原子炉隔離時冷却系が動作不能の場合	A1. 原子炉隔離時冷却系を動作可能な状態に復旧する。および	10日間																																										
	A2. <u>高圧注水系（2号炉および3号炉については高圧炉心スプレイ系）</u> について動作可能であることを確認する。および	速やかに																																										
	A3. 自動減圧系の窒素ガス供給圧力が表39-2に定める値であることを確認する。	速やかに																																										
B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。および	24時間																																										
	B2. 原子炉圧力を1.04MPa[gage]未満にする。	36時間																																										
項目	頻度																																											
1. 原子炉隔離時冷却系ポンプ流量が90.8m ³ /hで、全揚程が運転確認時の原子炉圧力に加えて66m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあることおよび主要配管が満水であることを確認する。 さらに注入隔離弁および試験可能逆止弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態および主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に1回																																											
2. 原子炉圧力が1.04MPa[gage]相当 ^{※2} において、原子炉隔離時冷却系ポンプ流量が90.8m ³ /hで、全揚程が運転確認時の原子炉圧力に加えて78m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあることおよび主要配管が満水であることを確認する。 さらに注入隔離弁および試験可能逆止弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態および主要配管が満水であることを確認する。	定検停止後の原子炉起動中に1回																																											
条件	要求される措置	完了時間																																										
A. 原子炉隔離時冷却系が動作不能の場合	A1. 原子炉隔離時冷却系を動作可能な状態に復旧する。および	10日間																																										
	A2. 高圧炉心スプレイ系について動作可能であることを確認する。および	速やかに																																										
	A3. 自動減圧系の窒素ガス供給圧力が表39-2に定める値であることを確認する。	速やかに																																										
B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。および	24時間																																										
	B2. 原子炉圧力を1.04MPa[gage]未満にする。	36時間																																										

変更前	変更後	理由												
<p>(格納容器および格納容器隔離弁)</p> <p>第43条 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、格納容器および格納容器隔離弁は、表43-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、ドライウェル点検時は、速やかにエアロックを閉鎖できる措置を講じた上でエアロック二重扉を開放したままとすることができるが、この場合は格納容器が機能喪失とはみなさない。</p> <p>(中略)</p> <p>表43-2</p> <p><u>1. 1号炉</u></p> <table border="1" data-bbox="160 562 1294 678"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>判定値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>格納容器の漏えい率</td> <td>0.5%/日以下 (常温, 空気, 設計圧換算)</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>2. 2号炉および3号炉</u></p> <table border="1" data-bbox="160 743 1294 894"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>判定値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>格納容器の漏えい率</td> <td>0.5%/日以下 (常温, 空気または窒素, 最高使用圧力の0.9倍に等しい圧力において)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	判定値	格納容器の漏えい率	0.5%/日以下 (常温, 空気, 設計圧換算)	項目	判定値	格納容器の漏えい率	0.5%/日以下 (常温, 空気または窒素, 最高使用圧力の0.9倍に等しい圧力において)	<p>(格納容器および格納容器隔離弁)</p> <p>第43条 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、格納容器および格納容器隔離弁は、表43-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、ドライウェル点検時は、速やかにエアロックを閉鎖できる措置を講じた上でエアロック二重扉を開放したままとすることができるが、この場合は格納容器が機能喪失とはみなさない。</p> <p>(中略)</p> <p>表43-2</p> <table border="1" data-bbox="1347 751 2475 903"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>判定値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>格納容器の漏えい率</td> <td>0.5%/日以下 (常温, 空気または窒素, 最高使用圧力の0.9倍に等しい圧力において)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	判定値	格納容器の漏えい率	0.5%/日以下 (常温, 空気または窒素, 最高使用圧力の0.9倍に等しい圧力において)	<p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 (1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定することから、運転段階の保安活動を第1編の規定とし、1号炉に係る記載を削除する)</p>
項目	判定値													
格納容器の漏えい率	0.5%/日以下 (常温, 空気, 設計圧換算)													
項目	判定値													
格納容器の漏えい率	0.5%/日以下 (常温, 空気または窒素, 最高使用圧力の0.9倍に等しい圧力において)													
項目	判定値													
格納容器の漏えい率	0.5%/日以下 (常温, 空気または窒素, 最高使用圧力の0.9倍に等しい圧力において)													

変更前	変更後	理由
<p>表43-3 1. 1号炉</p> <p>(1)主蒸気管ドレン系 主蒸気ドレンライン第一隔離弁 主蒸気ドレンライン第二隔離弁</p> <p>(2)炉水サンプリング系 PLR系サンプルライン第一隔離弁 PLR系サンプルライン第二隔離弁</p> <p>(3)残留熱除去系 残留熱除去A系第一注入隔離弁 残留熱除去B系第一注入隔離弁 残留熱除去系停止時冷却吸込ライン第一隔離弁 残留熱除去系停止時冷却吸込ライン第二隔離弁 残留熱除去系ヘッドスプレイライン第一隔離弁 残留熱除去系ヘッドスプレイライン第二隔離弁 残留熱除去系第一RW連絡弁 残留熱除去系第二RW連絡弁 残留熱除去系A系第一試料採取弁 残留熱除去系B系第一試料採取弁 残留熱除去系A系第二試料採取弁 残留熱除去系B系第二試料採取弁</p> <p>(4)原子炉格納容器ドレン系 ドライウエル機器ドレンサンプポンプ吐出ライン第一隔離弁 ドライウエル機器ドレンサンプポンプ吐出ライン第二隔離弁 ドライウエル床ドレンサンプポンプ吐出ライン第一隔離弁 ドライウエル床ドレンサンプポンプ吐出ライン第二隔離弁</p> <p>(5)可動インコアプローブ系 TIP玉形弁A～C TIPパージライン隔離弁</p> <p>(6)原子炉格納容器調気系 ベント用ドライウエル隔離弁 ベント用サブプレッションチェンバ隔離弁 常時補給用窒素供給管第二隔離弁 常時補給用窒素供給管ドライウエル第一隔離弁 常時補給用窒素供給管サブプレッションチェンバ第一隔離弁 非常用ガス処理系入口隔離弁 パージ用サブプレッションチェンバ出口隔離弁 パージ用ドライウエル入口隔離弁 パージ用サブプレッションチェンバ入口隔離弁 パージ用ドライウエル出口隔離弁 パージ用排風機入口隔離弁 パージ用窒素供給管元弁 パージ用空気供給管元弁 PCV耐圧強化ベント用連絡配管隔離弁 ドライウエル真空破壊装置(A)～(G)IA供給隔離弁</p>	<p>表43-3</p>	<p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 （1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定することから、運転段階の保安活動を第1編の規定とし、1号炉に係る記載を削除する）</p>

変更前	変更後	理由
<p>(7) 試料採取系 <u>S/C試料採取系取出し用第一隔離弁</u> <u>S/C試料採取系取出し用第二隔離弁</u> <u>D/W試料採取系取出し用第一隔離弁</u> <u>D/W試料採取系取出し用第二隔離弁</u> <u>S/C試料採取系戻り用第一隔離弁</u> <u>S/C試料採取系戻り用第二隔離弁</u></p> <p>(8) 原子炉冷却材浄化系 <u>原子炉冷却材吸込ライン第一隔離弁</u> <u>原子炉冷却材吸込ライン第二隔離弁</u></p> <p>(9) 可燃性ガス濃度制御系 <u>可燃性ガス濃度制御系入口隔離弁</u> <u>可燃性ガス濃度制御系出口隔離弁</u></p> <p>(10) 漏えい検出系 <u>ドライウェル漏えい検出系取出し用隔離弁</u> <u>ドライウェル漏えい検出系戻り用隔離弁</u></p> <p>(11) 復水補給水系 <u>補給水系第1隔離弁</u> <u>補給水系第2隔離弁</u></p> <p>(12) 事故時サンプリング系 <u>事故時炉水サンプリング第一止め弁</u> <u>事故時炉水サンプリング第二止め弁</u> <u>事故時RHR熱交出口サンプリング第一隔離弁</u> <u>事故時RHR熱交出口サンプリング第二隔離弁</u> <u>事故時サンプリング戻り第一隔離弁</u> <u>事故時サンプリング戻り第二隔離弁</u> <u>事故時PCV雰囲気サンプリング入口第一止め弁</u> <u>事故時PCV雰囲気サンプリング入口第二止め弁</u> <u>事故時PCV雰囲気サンプリング戻り第一止め弁</u> <u>事故時PCV雰囲気サンプリング戻り第二止め弁</u></p> <p>(13) 計装用圧縮空気系 <u>計装用圧縮空気系隔離弁</u> <u>逃がし安全弁作動用高圧計装用圧縮空気系隔離弁</u></p> <p>(14) 所内用圧縮空気系 <u>所内用圧縮空気系隔離弁</u></p>		<p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 （1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定することから、運転段階の保安活動を第1編の規定とし、1号炉に係る記載を削除する）</p>

変更前	変更後	理由
<p>2. 2号炉</p> <p>(1)主蒸気管ドレン系 主蒸気ドレンライン第一隔離弁 主蒸気ドレンライン第二隔離弁</p> <p>(2)炉水サンプリング系 PLRサンプルライン第一隔離弁 PLRサンプルライン第二隔離弁</p> <p>(3)残留熱除去系 RHR A, B系停止時冷却吸込第一隔離弁 RHR A, B系停止時冷却吸込第二隔離弁 RHR A, B系停止時冷却注入隔離弁 RHRヘッドスプレイ注入隔離弁 RHR A系停止時冷却試験可能逆止弁均圧弁 RHR B系停止時冷却試験可能逆止弁均圧弁 RHR A系RW連絡第一弁 RHR B系RW連絡第一弁 RHR A系RW連絡第二弁 RHR B系RW連絡第二弁 RHR A系系統暖機弁 RHR B系系統暖機弁</p> <p>(4)原子炉格納容器ドレン系 D/W LCWサンプ第一隔離弁 D/W LCWサンプ第二隔離弁 D/W HCWサンプ第一隔離弁 D/W HCWサンプ第二隔離弁</p> <p>(5)可動インコアプローブ系 TIP玉形弁A~D TIPパージ隔離弁</p> <p>(6)原子炉格納容器調気系 パージ用空気供給側隔離弁 D/Wパージ用入口隔離弁 S/Cパージ用入口隔離弁 補給用窒素ガス供給側第二隔離弁 D/W補給用窒素ガス供給用第一隔離弁 S/C補給用窒素ガス供給用第一隔離弁 パージ用窒素ガス供給側第二隔離弁 D/Wベント用出口隔離弁 ベント用SGTS側隔離弁 ベント用HVAC側隔離弁 S/Cベント用出口隔離弁 D/Wベント用出口隔離弁バイパス弁 S/Cベント用出口隔離弁バイパス弁 PCV耐圧強化ベント用連絡配管隔離弁 真空破壊弁(A)~(F)計装用空気配管隔離弁</p> <p>(中略)</p>	<p>1. 2号炉</p> <p>(1)主蒸気管ドレン系 主蒸気ドレンライン第一隔離弁 主蒸気ドレンライン第二隔離弁</p> <p>(2)炉水サンプリング系 PLRサンプルライン第一隔離弁 PLRサンプルライン第二隔離弁</p> <p>(3)残留熱除去系 RHR A, B系停止時冷却吸込第一隔離弁 RHR A, B系停止時冷却吸込第二隔離弁 RHR A, B系停止時冷却注入隔離弁 RHRヘッドスプレイ注入隔離弁 RHR A系停止時冷却試験可能逆止弁均圧弁 RHR B系停止時冷却試験可能逆止弁均圧弁 RHR A系RW連絡第一弁 RHR B系RW連絡第一弁 RHR A系RW連絡第二弁 RHR B系RW連絡第二弁 RHR A系系統暖機弁 RHR B系系統暖機弁</p> <p>(4)原子炉格納容器ドレン系 D/W LCWサンプ第一隔離弁 D/W LCWサンプ第二隔離弁 D/W HCWサンプ第一隔離弁 D/W HCWサンプ第二隔離弁</p> <p>(5)可動インコアプローブ系 TIP玉形弁A~D TIPパージ隔離弁</p> <p>(6)原子炉格納容器調気系 パージ用空気供給側隔離弁 D/Wパージ用入口隔離弁 S/Cパージ用入口隔離弁 補給用窒素ガス供給側第二隔離弁 D/W補給用窒素ガス供給用第一隔離弁 S/C補給用窒素ガス供給用第一隔離弁 パージ用窒素ガス供給側第二隔離弁 D/Wベント用出口隔離弁 ベント用SGTS側隔離弁 ベント用HVAC側隔離弁 S/Cベント用出口隔離弁 D/Wベント用出口隔離弁バイパス弁 S/Cベント用出口隔離弁バイパス弁 PCV耐圧強化ベント用連絡配管隔離弁 真空破壊弁(A)~(F)計装用空気配管隔離弁</p> <p>(中略)</p>	<p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 (1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定することから、運転段階の保安活動を第1編の規定とし、1号炉に係る記載を削除する)</p>

変更前	変更後	理由
<p>3. 3号炉</p> <p>(1)主蒸気管ドレン系 主蒸気ドレンライン第一隔離弁 主蒸気ドレンライン第二隔離弁</p> <p>(2)炉水サンプリング系 PLRサンプルライン第一隔離弁 PLRサンプルライン第二隔離弁</p> <p>(3)残留熱除去系 RHR A, B系停止時冷却吸込第一隔離弁 RHR A, B系停止時冷却吸込第二隔離弁 RHR A, B系停止時冷却注入隔離弁 RHRヘッドスプレイ注入隔離弁 RHR A系停止時冷却試験可能逆止弁均圧弁 RHR B系停止時冷却試験可能逆止弁均圧弁 RHR A系RW連絡第一弁 RHR B系RW連絡第一弁 RHR A系RW連絡第二弁 RHR B系RW連絡第二弁 RHR A系系統暖機弁 RHR B系系統暖機弁</p> <p>(4)原子炉格納容器ドレン系 D/W LCWサンプ第一隔離弁 D/W LCWサンプ第二隔離弁 D/W HCWサンプ第一隔離弁 D/W HCWサンプ第二隔離弁</p> <p>(5)可動インコアプローブ系 TIP 隔離弁A, B TIP パージ隔離弁</p> <p>(6)原子炉格納容器調気系 パージ用空気供給側隔離弁 D/Wパージ用入口隔離弁 S/Cパージ用入口隔離弁 補給用窒素ガス供給側第二隔離弁 D/W補給用窒素ガス供給用第一隔離弁 S/C補給用窒素ガス供給用第一隔離弁 パージ用窒素ガス供給側第二隔離弁 D/Wベント用出口隔離弁 ベント用SGTS側隔離弁 ベント用HVAC側隔離弁 S/Cベント用出口隔離弁 D/Wベント用出口隔離弁バイパス弁 S/Cベント用出口隔離弁バイパス弁 真空破壊弁(A)～(F)計装用空気配管隔離弁 PCV耐圧強化ベント連絡配管隔離弁</p> <p>(省略)</p>	<p>2. 3号炉</p> <p>(1)主蒸気管ドレン系 主蒸気ドレンライン第一隔離弁 主蒸気ドレンライン第二隔離弁</p> <p>(2)炉水サンプリング系 PLRサンプルライン第一隔離弁 PLRサンプルライン第二隔離弁</p> <p>(3)残留熱除去系 RHR A, B系停止時冷却吸込第一隔離弁 RHR A, B系停止時冷却吸込第二隔離弁 RHR A, B系停止時冷却注入隔離弁 RHRヘッドスプレイ注入隔離弁 RHR A系停止時冷却試験可能逆止弁均圧弁 RHR B系停止時冷却試験可能逆止弁均圧弁 RHR A系RW連絡第一弁 RHR B系RW連絡第一弁 RHR A系RW連絡第二弁 RHR B系RW連絡第二弁 RHR A系系統暖機弁 RHR B系系統暖機弁</p> <p>(4)原子炉格納容器ドレン系 D/W LCWサンプ第一隔離弁 D/W LCWサンプ第二隔離弁 D/W HCWサンプ第一隔離弁 D/W HCWサンプ第二隔離弁</p> <p>(5)可動インコアプローブ系 TIP 隔離弁A, B TIP パージ隔離弁</p> <p>(6)原子炉格納容器調気系 パージ用空気供給側隔離弁 D/Wパージ用入口隔離弁 S/Cパージ用入口隔離弁 補給用窒素ガス供給側第二隔離弁 D/W補給用窒素ガス供給用第一隔離弁 S/C補給用窒素ガス供給用第一隔離弁 パージ用窒素ガス供給側第二隔離弁 D/Wベント用出口隔離弁 ベント用SGTS側隔離弁 ベント用HVAC側隔離弁 S/Cベント用出口隔離弁 D/Wベント用出口隔離弁バイパス弁 S/Cベント用出口隔離弁バイパス弁 真空破壊弁(A)～(F)計装用空気配管隔離弁 PCV耐圧強化ベント連絡配管隔離弁</p> <p>(省略)</p>	<p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 (1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定することから、運転段階の保安活動を第1編の規定とし、1号炉に係る記載を削除する)</p>

変更前	変更後	理由																								
<p>(サブプレッションプールの平均水温)</p> <p>第45条 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、サブプレッションプールの平均水温^{※1}は、表45-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、原子炉隔離時冷却系の運転確認等により、サブプレッションプールの水温が上昇するような時は、確認開始時から確認終了後24時間までを除く。</p> <p>2. サプレッションプールの平均水温が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。なお、発電課長は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止において原子炉隔離時冷却系の運転確認等により、サブプレッションプールの水温が上昇するような場合、サブプレッションプールの動作可能な局所水温計の最高温度が <u>44.1℃（2号炉および3号炉においては47℃）</u> を超えた時には、5分毎に動作可能な局所水温計の平均水温を計算し、平均水温が <u>44.1℃（2号炉および3号炉においては47℃）</u> を超えていないことを確認する。さらに平均水温が <u>44.1℃（2号炉および3号炉においては47℃）</u> を超えた場合には、サブプレッションプールの水温が上昇するような運転確認等を中止し、24時間以内に平均水温を <u>32.2℃（2号炉および3号炉においては32℃）</u> 以下に復旧する。</p> <p>(1) 発電課長は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止においてサブプレッションプールの動作可能な局所水温計の平均水温を24時間に1回確認する。</p> <p>3. 発電課長は、サブプレッションプールの平均水温が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合は、表45-2の措置を講じる。</p>	<p>(サブプレッションプールの平均水温)</p> <p>第45条 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、サブプレッションプールの平均水温^{※1}は、表45-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、原子炉隔離時冷却系の運転確認等により、サブプレッションプールの水温が上昇するような時は、確認開始時から確認終了後24時間までを除く。</p> <p>2. サプレッションプールの平均水温が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。なお、発電課長は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止において原子炉隔離時冷却系の運転確認等により、サブプレッションプールの水温が上昇するような場合、サブプレッションプールの動作可能な局所水温計の最高温度が47℃を超えた時には、5分毎に動作可能な局所水温計の平均水温を計算し、平均水温が47℃を超えていないことを確認する。さらに平均水温が47℃を超えた場合には、サブプレッションプールの水温が上昇するような運転確認等を中止し、24時間以内に平均水温を32℃以下に復旧する。</p> <p>(1) 発電課長は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止においてサブプレッションプールの動作可能な局所水温計の平均水温を24時間に1回確認する。</p> <p>3. 発電課長は、サブプレッションプールの平均水温が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合は、表45-2の措置を講じる。</p>	<p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 （1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定することから、運転段階の保安活動を第1編の規定とし、1号炉に係る記載を削除する）</p>																								
<p>表45-1</p>	<p>表45-1</p>																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>サブプレッションプールの平均水温</td> <td><u>32.2℃以下</u> <u>（2号炉および3号炉においては32℃以下）</u></td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	サブプレッションプールの平均水温	<u>32.2℃以下</u> <u>（2号炉および3号炉においては32℃以下）</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>サブプレッションプールの平均水温</td> <td>32℃以下</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	サブプレッションプールの平均水温	32℃以下																	
項目	運転上の制限																									
サブプレッションプールの平均水温	<u>32.2℃以下</u> <u>（2号炉および3号炉においては32℃以下）</u>																									
項目	運転上の制限																									
サブプレッションプールの平均水温	32℃以下																									
<p>※1：平均水温は、動作可能な局所水温計の最高温度をもって、代えることができる。</p>	<p>※1：平均水温は、動作可能な局所水温計の最高温度をもって、代えることができる。</p>																									
<p>表45-2</p>	<p>表45-2</p>																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. サプレッションプール平均水温が <u>32.2℃（2号炉および3号炉においては32℃）</u> を超えている場合</td> <td>A1. <u>32.2℃（2号炉および3号炉においては32℃）</u> 以下に復旧する。</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B1. 高温停止にする。 および B2. 冷温停止にする。</td> <td>24時間 36時間</td> </tr> <tr> <td>C. サプレッションプール平均水温が <u>46.1℃（2号炉および3号炉においては49℃）</u> を超えている場合</td> <td>C1. 原子炉をスクラムする。 および C2. 原子炉減圧を開始する。 および C3. 冷温停止にする。</td> <td>速やかに 1時間 36時間</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. サプレッションプール平均水温が <u>32.2℃（2号炉および3号炉においては32℃）</u> を超えている場合	A1. <u>32.2℃（2号炉および3号炉においては32℃）</u> 以下に復旧する。	24時間	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。 および B2. 冷温停止にする。	24時間 36時間	C. サプレッションプール平均水温が <u>46.1℃（2号炉および3号炉においては49℃）</u> を超えている場合	C1. 原子炉をスクラムする。 および C2. 原子炉減圧を開始する。 および C3. 冷温停止にする。	速やかに 1時間 36時間	<table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. サプレッションプール平均水温が32℃を超えている場合</td> <td>A1. 32℃以下に復旧する。</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B1. 高温停止にする。 および B2. 冷温停止にする。</td> <td>24時間 36時間</td> </tr> <tr> <td>C. サプレッションプール平均水温が49℃を超えている場合</td> <td>C1. 原子炉をスクラムする。 および C2. 原子炉減圧を開始する。 および C3. 冷温停止にする。</td> <td>速やかに 1時間 36時間</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. サプレッションプール平均水温が32℃を超えている場合	A1. 32℃以下に復旧する。	24時間	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。 および B2. 冷温停止にする。	24時間 36時間	C. サプレッションプール平均水温が49℃を超えている場合	C1. 原子炉をスクラムする。 および C2. 原子炉減圧を開始する。 および C3. 冷温停止にする。	速やかに 1時間 36時間	
条件	要求される措置	完了時間																								
A. サプレッションプール平均水温が <u>32.2℃（2号炉および3号炉においては32℃）</u> を超えている場合	A1. <u>32.2℃（2号炉および3号炉においては32℃）</u> 以下に復旧する。	24時間																								
B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。 および B2. 冷温停止にする。	24時間 36時間																								
C. サプレッションプール平均水温が <u>46.1℃（2号炉および3号炉においては49℃）</u> を超えている場合	C1. 原子炉をスクラムする。 および C2. 原子炉減圧を開始する。 および C3. 冷温停止にする。	速やかに 1時間 36時間																								
条件	要求される措置	完了時間																								
A. サプレッションプール平均水温が32℃を超えている場合	A1. 32℃以下に復旧する。	24時間																								
B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。 および B2. 冷温停止にする。	24時間 36時間																								
C. サプレッションプール平均水温が49℃を超えている場合	C1. 原子炉をスクラムする。 および C2. 原子炉減圧を開始する。 および C3. 冷温停止にする。	速やかに 1時間 36時間																								

変更前	変更後	理由																										
<p>(サブプレッションプールの水位)</p> <p>第46条 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、サブプレッションプールの水位は、表46-1（図46）で定める事項を運転上の制限とする。ただし、地震時を除く。</p> <p>2. サプレッションプールの水位が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 発電課長は、原子炉の状態が運転、起動または高温停止において、サブプレッションプールの水位を24時間に1回確認する。</p> <p>3. 発電課長は、サブプレッションプールの水位が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合は、表46-2の措置を講じる。</p> <p>表46-1</p> <table border="1" data-bbox="160 598 1291 808"> <thead> <tr> <th>項目 <u>(サブプレッションプール水位)</u></th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>1号炉</u></td> <td><u>+5.5cm (上限値) 以下</u> <u>-5.5cm (下限値) 以上</u></td> </tr> <tr> <td><u>2号炉および3号炉</u></td> <td>+5.0cm (上限値) 以下 -5.0cm (下限値) 以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(省略)</p> <p>(非常用ガス処理系)</p> <p>第51条 原子炉の状態が運転、起動、高温停止および炉心変更時^{※1}または原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、非常用ガス処理系は表51-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>(中略)</p> <p>表51-1</p> <table border="1" data-bbox="160 1192 1291 1281"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用ガス処理系</td> <td>2系列^{※2}が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：停止余裕確認後の制御棒1本の挿入・引抜を除く。 ※2：2系列とは、<u>1号炉においては排風機1台、フィルタ1基および必要なダンパ、ダクトを1系列とした場合の2系列分をいう。2号炉および3号炉においては排風機2台、フィルタ1基および必要なダンパ、ダクトをいう。</u></p> <p>表51-2</p> <p>1. <u>1号炉および2号炉</u></p> <table border="1" data-bbox="160 1522 1291 1659"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>判定値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合除去効率</td> <td>99%以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(省略)</p>	項目 <u>(サブプレッションプール水位)</u>	運転上の制限	<u>1号炉</u>	<u>+5.5cm (上限値) 以下</u> <u>-5.5cm (下限値) 以上</u>	<u>2号炉および3号炉</u>	+5.0cm (上限値) 以下 -5.0cm (下限値) 以上	項目	運転上の制限	非常用ガス処理系	2系列 ^{※2} が動作可能であること	項目	判定値	総合除去効率	99%以上	<p>(サブプレッションプールの水位)</p> <p>第46条 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、サブプレッションプールの水位は、表46-1（図46）で定める事項を運転上の制限とする。ただし、地震時を除く。</p> <p>2. サプレッションプールの水位が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 発電課長は、原子炉の状態が運転、起動または高温停止において、サブプレッションプールの水位を24時間に1回確認する。</p> <p>3. 発電課長は、サブプレッションプールの水位が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合は、表46-2の措置を講じる。</p> <p>表46-1</p> <table border="1" data-bbox="1338 667 2469 783"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>サブプレッションプール水位</u></td> <td>+5.0cm (上限値) 以下 -5.0cm (下限値) 以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(省略)</p> <p>(非常用ガス処理系)</p> <p>第51条 原子炉の状態が運転、起動、高温停止および炉心変更時^{※1}または原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、非常用ガス処理系は表51-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>(中略)</p> <p>表51-1</p> <table border="1" data-bbox="1338 1192 2469 1281"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用ガス処理系</td> <td>2系列^{※2}が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：停止余裕確認後の制御棒1本の挿入・引抜を除く。 ※2：2系列とは、排風機2台、フィルタ1基および必要なダンパ、ダクトをいう。</p> <p>表51-2</p> <p>1. 2号炉</p> <table border="1" data-bbox="1338 1522 2469 1659"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>判定値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合除去効率</td> <td>99%以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(省略)</p>	項目	運転上の制限	<u>サブプレッションプール水位</u>	+5.0cm (上限値) 以下 -5.0cm (下限値) 以上	項目	運転上の制限	非常用ガス処理系	2系列 ^{※2} が動作可能であること	項目	判定値	総合除去効率	99%以上	<p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 (1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定することから、運転段階の保安活動を第1編の規定とし、1号炉に係る記載を削除する)</p> <p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 (1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定することから、運転段階の保安活動を第1編の規定とし、1号炉に係る記載を削除する)</p>
項目 <u>(サブプレッションプール水位)</u>	運転上の制限																											
<u>1号炉</u>	<u>+5.5cm (上限値) 以下</u> <u>-5.5cm (下限値) 以上</u>																											
<u>2号炉および3号炉</u>	+5.0cm (上限値) 以下 -5.0cm (下限値) 以上																											
項目	運転上の制限																											
非常用ガス処理系	2系列 ^{※2} が動作可能であること																											
項目	判定値																											
総合除去効率	99%以上																											
項目	運転上の制限																											
<u>サブプレッションプール水位</u>	+5.0cm (上限値) 以下 -5.0cm (下限値) 以上																											
項目	運転上の制限																											
非常用ガス処理系	2系列 ^{※2} が動作可能であること																											
項目	判定値																											
総合除去効率	99%以上																											

変更前	変更後	理由								
<p><u>（残留熱除去冷却海水系）</u> 第52条 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、1号炉の残留熱除去冷却海水系は、 表52-1で定める事項を運転上の制限とする。 2. 残留熱除去冷却海水系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 （1）電気課長は、定検停止時に残留熱除去冷却海水ポンプ（以下、本条において「海水ポンプ」という。）が模擬信号で作動することを確認し、その結果を発電管理課長に通知する。 （2）発電課長は、定検停止後の原子炉起動前に、残留熱除去冷却海水系の主要な手動弁と電動弁^{*1}の開閉状態を確認する。 （3）発電課長は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、表52-2に定める事項を確認する。 3. 発電課長は、残留熱除去冷却海水系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表52-3の措置を講じる。ただし、この場合第39条は適用しない。</p> <p>表52-1 1. 1号炉</p> <table border="1" data-bbox="160 768 1288 856"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>残留熱除去冷却海水系</td> <td>2系列^{*2}が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>表52-2 1. 1号炉</p> <table border="1" data-bbox="160 957 1288 1108"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 海水ポンプが起動すること^{*3}を確認する。また、海水ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	残留熱除去冷却海水系	2系列 ^{*2} が動作可能であること	項目	頻度	1. 海水ポンプが起動すること ^{*3} を確認する。また、海水ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあることを確認する。	1ヶ月に1回		<p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 （1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定することから、運転段階の保安活動を第1編の規定とし、1号炉に係る記載を削除する）</p>
項目	運転上の制限									
残留熱除去冷却海水系	2系列 ^{*2} が動作可能であること									
項目	頻度									
1. 海水ポンプが起動すること ^{*3} を確認する。また、海水ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあることを確認する。	1ヶ月に1回									

変更前			変更後	理由									
<p>表5.2-3 1号炉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 1系列が動作不能の場合</td> <td>A1. 当該系列を動作可能な状態に復旧する。 および A2. 他の1系列について動作可能であることを確認する。</td> <td>10日間 速やかに</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aの要求される措置を完了時間内に達成できない場合 または 2系列が動作不能の場合 または 条件Aにおいてさらに異なる区分の非常用補機冷却水系または非常用補機冷却海水系が動作不能の場合</td> <td>B1. 高温停止とする。 および B2. 1. 冷温停止とする。 または B2. 2. 原子炉水位を有効燃料頂部以上に維持できる手段が確保されていることを確認する。</td> <td>24時間 36時間 冷温停止 となるまで 毎日1回</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：残留熱除去冷却海水系の主要な手動弁と電動弁とは、当該系統に期待されている機能を達成するための海水ポンプから放水槽までの配管上の手動弁および電動弁ならびにこの配管に接続する配管上の手動弁および電動弁のうち当該系統の機能を維持するために必要な一次弁をいう。</p> <p>※2：1系列とは、海水ポンプ2台、熱交換器1基および必要な弁ならびに主要配管をいう。</p> <p>※3：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。</p>			条件	要求される措置	完了時間	A. 1系列が動作不能の場合	A1. 当該系列を動作可能な状態に復旧する。 および A2. 他の1系列について動作可能であることを確認する。	10日間 速やかに	B. 条件Aの要求される措置を完了時間内に達成できない場合 または 2系列が動作不能の場合 または 条件Aにおいてさらに異なる区分の非常用補機冷却水系または非常用補機冷却海水系が動作不能の場合	B1. 高温停止とする。 および B2. 1. 冷温停止とする。 または B2. 2. 原子炉水位を有効燃料頂部以上に維持できる手段が確保されていることを確認する。	24時間 36時間 冷温停止 となるまで 毎日1回		<p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 （1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定することから、運転段階の保安活動を第1編の規定とし、1号炉に係る記載を削除する）</p>
条件	要求される措置	完了時間											
A. 1系列が動作不能の場合	A1. 当該系列を動作可能な状態に復旧する。 および A2. 他の1系列について動作可能であることを確認する。	10日間 速やかに											
B. 条件Aの要求される措置を完了時間内に達成できない場合 または 2系列が動作不能の場合 または 条件Aにおいてさらに異なる区分の非常用補機冷却水系または非常用補機冷却海水系が動作不能の場合	B1. 高温停止とする。 および B2. 1. 冷温停止とする。 または B2. 2. 原子炉水位を有効燃料頂部以上に維持できる手段が確保されていることを確認する。	24時間 36時間 冷温停止 となるまで 毎日1回											

変更前	変更後	理由										
<p><u>（非常用補機冷却水系および非常用補機冷却海水系）</u> <u>第53条 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、1号炉の非常用補機冷却水系および非常用補機冷却海水系は、表53-1で定める事項を運転上の制限とする。</u> 2. <u>非常用補機冷却水系および非常用補機冷却海水系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</u> <u>（1）電気課長は、定検停止時に、非常用補機冷却水ポンプ（以下、本条において「冷却水ポンプ」という。）および非常用補機冷却海水ポンプ（以下、本条において「海水ポンプ」という。）が模擬信号で作動することを確認し、その結果を発電管理課長に通知する。</u> <u>（2）発電課長は、定検停止後の原子炉起動前に、非常用補機冷却水系の主要な手動弁と電動弁の開閉状態を確認する。また、非常用補機冷却水系の主要配管が満水であることを確認する。</u> <small>※1</small> <u>（3）発電課長は、定検停止後の原子炉起動前に、非常用補機冷却海水系の主要な手動弁と電動弁^{※2}の開閉状態を確認する。</u> <u>（4）発電課長は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、表53-2の事項を確認する。</u> 3. <u>発電課長は、非常用補機冷却水系または非常用補機冷却海水系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表53-3の措置を講じる。ただし、この場合第39条および第61条は適用しない。</u></p> <p>表53-1 1号炉</p> <table border="1" data-bbox="160 940 1279 1052"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用補機冷却水系および非常用補機冷却海水系</td> <td>A系の1系列^{※3}およびB系の1系列^{※3}が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>表53-2 1号炉</p> <table border="1" data-bbox="160 1157 1279 1373"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. <u>非常用補機冷却水系ポンプが起動すること^{※5}を確認する。また、主要配管が満水であることを確認する。</u></td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>2. <u>非常用補機冷却海水系ポンプが起動すること^{※5}を確認する。また、海水ポンプの運転確認後、海水ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあることを確認する。</u></td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	非常用補機冷却水系および非常用補機冷却海水系	A系の1系列 ^{※3} およびB系の1系列 ^{※3} が動作可能であること	項目	頻度	1. <u>非常用補機冷却水系ポンプが起動すること^{※5}を確認する。また、主要配管が満水であることを確認する。</u>	1ヶ月に1回	2. <u>非常用補機冷却海水系ポンプが起動すること^{※5}を確認する。また、海水ポンプの運転確認後、海水ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあることを確認する。</u>	1ヶ月に1回		<p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 （1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定することから、運転段階の保安活動を第1編の規定とし、1号炉に係る記載を削除する）</p>
項目	運転上の制限											
非常用補機冷却水系および非常用補機冷却海水系	A系の1系列 ^{※3} およびB系の1系列 ^{※3} が動作可能であること											
項目	頻度											
1. <u>非常用補機冷却水系ポンプが起動すること^{※5}を確認する。また、主要配管が満水であることを確認する。</u>	1ヶ月に1回											
2. <u>非常用補機冷却海水系ポンプが起動すること^{※5}を確認する。また、海水ポンプの運転確認後、海水ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあることを確認する。</u>	1ヶ月に1回											

変更前	変更後	理由												
<p>表53-3 1号炉</p> <table border="1" data-bbox="160 289 1291 949"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. A系の2系列*4が動作不能の場合 または B系の2系列*4が動作不能の場合</td> <td>A1. 動作不能な系の1系列*3を動作可能な状態に復旧する。 および A2. 残りの系の1系列*3について動作可能であることを確認する。</td> <td>10日間 速やかに</td> </tr> <tr> <td>B. 3系列が動作不能の場合</td> <td>B1. 2系列*4が動作不能な系の1系列*3を動作可能な状態に復旧する。 および B2. 残りの1系列*3について動作可能であることを確認する。</td> <td>10日間 速やかに</td> </tr> <tr> <td>C. 条件AまたはBの要求される措置を完了時間内に達成できない場合 または 4系列が動作不能の場合 または 条件A,Bにおいてさらに異なる区分の残留熱除去冷却海水系が動作不能の場合</td> <td>C1. 高温停止とする。 および C2. 1. 冷温停止とする。 または C2. 2. 原子炉水位を有効燃料頂部以上に維持できる手段が確保されていることを確認する。</td> <td>24時間 36時間 冷温停止となるまで 毎日1回</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：非常用補機冷却水系の主要配管とは、当該系統に期待されている機能を達成するための非常用補機冷却水系熱交換器と冷却水ポンプのループ配管を指し、小口径配管を含まない。また、主要な手動弁と電動弁とは、主要配管上の手動弁および電動弁ならびに主要配管に接続する配管上の手動弁および電動弁のうち主要配管満水を維持するために必要な一次弁をいう。なお、主要配管満水は、当該系統のサージタンクレベル低の警報が継続的に発生していないことで確認する。</p> <p>※2：非常用補機冷却海水系の主要な手動弁と電動弁とは、当該系統に期待されている機能を達成するための非常用補機冷却海水ポンプから放水槽までの配管上の手動弁と電動弁ならびにこの配管に接続する配管上の手動弁および電動弁のうち当該系統の機能を維持するために必要な一次弁をいう。</p> <p>※3：1系列とは、冷却水ポンプ1台、海水ポンプ1台、熱交換器1基および必要な弁ならびに主要配管をいう。</p> <p>※4：2系列とは、冷却水ポンプ2台、海水ポンプ2台、共有される熱交換器1基および必要な弁ならびに主要配管をいう。</p> <p>※5：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。</p>	条件	要求される措置	完了時間	A. A系の2系列*4が動作不能の場合 または B系の2系列*4が動作不能の場合	A1. 動作不能な系の1系列*3を動作可能な状態に復旧する。 および A2. 残りの系の1系列*3について動作可能であることを確認する。	10日間 速やかに	B. 3系列が動作不能の場合	B1. 2系列*4が動作不能な系の1系列*3を動作可能な状態に復旧する。 および B2. 残りの1系列*3について動作可能であることを確認する。	10日間 速やかに	C. 条件AまたはBの要求される措置を完了時間内に達成できない場合 または 4系列が動作不能の場合 または 条件A,Bにおいてさらに異なる区分の残留熱除去冷却海水系が動作不能の場合	C1. 高温停止とする。 および C2. 1. 冷温停止とする。 または C2. 2. 原子炉水位を有効燃料頂部以上に維持できる手段が確保されていることを確認する。	24時間 36時間 冷温停止となるまで 毎日1回		<p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 （1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定することから、運転段階の保安活動を第1編の規定とし、1号炉に係る記載を削除する）</p>
条件	要求される措置	完了時間												
A. A系の2系列*4が動作不能の場合 または B系の2系列*4が動作不能の場合	A1. 動作不能な系の1系列*3を動作可能な状態に復旧する。 および A2. 残りの系の1系列*3について動作可能であることを確認する。	10日間 速やかに												
B. 3系列が動作不能の場合	B1. 2系列*4が動作不能な系の1系列*3を動作可能な状態に復旧する。 および B2. 残りの1系列*3について動作可能であることを確認する。	10日間 速やかに												
C. 条件AまたはBの要求される措置を完了時間内に達成できない場合 または 4系列が動作不能の場合 または 条件A,Bにおいてさらに異なる区分の残留熱除去冷却海水系が動作不能の場合	C1. 高温停止とする。 および C2. 1. 冷温停止とする。 または C2. 2. 原子炉水位を有効燃料頂部以上に維持できる手段が確保されていることを確認する。	24時間 36時間 冷温停止となるまで 毎日1回												

変更前	変更後	理由																				
<p>(原子炉補機冷却水系および原子炉補機冷却海水系)</p> <p>第54条 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、2号炉および3号炉の原子炉補機冷却水系および原子炉補機冷却海水系は、表54-1に定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 原子炉補機冷却水系および原子炉補機冷却海水系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 電気課長は、定検停止時に、原子炉補機冷却水ポンプ（以下、本条において「冷却水ポンプ」という。）および原子炉補機冷却海水ポンプ（以下、本条において「海水ポンプ」という。）が模擬信号で作動することを確認し、その結果を発電管理課長に通知する。</p> <p>(2) 発電課長は、定検停止後の原子炉起動前に、原子炉補機冷却水系の主要な手動弁と電動弁の開閉状態を確認する。また、原子炉補機冷却水系の主要配管が満水であることを確認する。 ※1</p> <p>(3) 発電課長は、定検停止後の原子炉起動前に、原子炉補機冷却海水系の主要な手動弁と電動弁※2の開閉状態を確認する。</p> <p>(4) 発電課長は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、表54-2の事項を確認する。</p> <p>3. 発電課長は、原子炉補機冷却水系または原子炉補機冷却海水系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表54-3の措置を講じる。ただし、この場合第39条および第61条は適用しない。</p> <p>表54-1 2号炉および3号炉</p> <table border="1" data-bbox="160 940 1279 1024"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉補機冷却水系および原子炉補機冷却海水系</td> <td>2系列※3が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>表54-2 2号炉および3号炉</p> <table border="1" data-bbox="160 1129 1279 1346"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 冷却水ポンプが起動すること※4を確認する。また、冷却水ポンプの運転確認後、冷却水ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあることおよび主要配管が満水であることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>2. 海水ポンプが起動すること※4を確認する。また、海水ポンプの運転確認後、海水ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	原子炉補機冷却水系および原子炉補機冷却海水系	2系列※3が動作可能であること	項目	頻度	1. 冷却水ポンプが起動すること※4を確認する。また、冷却水ポンプの運転確認後、冷却水ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあることおよび主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に1回	2. 海水ポンプが起動すること※4を確認する。また、海水ポンプの運転確認後、海水ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあることを確認する。	1ヶ月に1回	<p>(原子炉補機冷却水系および原子炉補機冷却海水系)</p> <p>第54条 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、原子炉補機冷却水系および原子炉補機冷却海水系は、表54-1に定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 原子炉補機冷却水系および原子炉補機冷却海水系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 電気課長は、定検停止時に、原子炉補機冷却水ポンプ（以下、本条において「冷却水ポンプ」という。）および原子炉補機冷却海水ポンプ（以下、本条において「海水ポンプ」という。）が模擬信号で作動することを確認し、その結果を発電管理課長に通知する。</p> <p>(2) 発電課長は、定検停止後の原子炉起動前に、原子炉補機冷却水系の主要な手動弁と電動弁の開閉状態を確認する。また、原子炉補機冷却水系の主要配管が満水であることを確認する。 ※1</p> <p>(3) 発電課長は、定検停止後の原子炉起動前に、原子炉補機冷却海水系の主要な手動弁と電動弁※2の開閉状態を確認する。</p> <p>(4) 発電課長は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、表54-2の事項を確認する。</p> <p>3. 発電課長は、原子炉補機冷却水系または原子炉補機冷却海水系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表54-3の措置を講じる。ただし、この場合第39条および第61条は適用しない。</p> <p>表54-1</p> <table border="1" data-bbox="1347 940 2466 1024"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉補機冷却水系および原子炉補機冷却海水系</td> <td>2系列※3が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>表54-2</p> <table border="1" data-bbox="1347 1129 2466 1346"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 冷却水ポンプが起動すること※4を確認する。また、冷却水ポンプの運転確認後、冷却水ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあることおよび主要配管が満水であることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>2. 海水ポンプが起動すること※4を確認する。また、海水ポンプの運転確認後、海水ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	原子炉補機冷却水系および原子炉補機冷却海水系	2系列※3が動作可能であること	項目	頻度	1. 冷却水ポンプが起動すること※4を確認する。また、冷却水ポンプの運転確認後、冷却水ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあることおよび主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に1回	2. 海水ポンプが起動すること※4を確認する。また、海水ポンプの運転確認後、海水ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあることを確認する。	1ヶ月に1回	<p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 (1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定することから、運転段階の保安活動を第1編の規定とし、1号炉に係る記載を削除する)</p>
項目	運転上の制限																					
原子炉補機冷却水系および原子炉補機冷却海水系	2系列※3が動作可能であること																					
項目	頻度																					
1. 冷却水ポンプが起動すること※4を確認する。また、冷却水ポンプの運転確認後、冷却水ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあることおよび主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に1回																					
2. 海水ポンプが起動すること※4を確認する。また、海水ポンプの運転確認後、海水ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあることを確認する。	1ヶ月に1回																					
項目	運転上の制限																					
原子炉補機冷却水系および原子炉補機冷却海水系	2系列※3が動作可能であること																					
項目	頻度																					
1. 冷却水ポンプが起動すること※4を確認する。また、冷却水ポンプの運転確認後、冷却水ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあることおよび主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に1回																					
2. 海水ポンプが起動すること※4を確認する。また、海水ポンプの運転確認後、海水ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあることを確認する。	1ヶ月に1回																					

変更前	変更後	理由																		
<p>表54-3 2号炉および3号炉</p> <table border="1" data-bbox="163 289 1299 781"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 1系列が動作不能の場合</td> <td>A1. 当該系列を動作可能な状態に復旧する。 および A2. 他の1系列について動作可能であることを確認する。</td> <td>10日間 速やかに</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合 または 2系列が動作不能の場合 または 条件Aにおいてさらに異なる区分の高圧炉心スプレイ補機冷却水系または高圧炉心スプレイ補機冷却海水系が動作不能の場合</td> <td>B1. 高温停止とする。 および B2. 1. 冷温停止とする。 または B2. 2. 原子炉水位を有効燃料頂部以上に維持できる手段が確保されていることを確認する。</td> <td>24時間 36時間 冷温停止 となるまで 毎日1回</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：原子炉補機冷却水系の主要配管とは、当該系統に期待されている機能を達成するための原子炉補機冷却水系熱交換器と冷却水ポンプのループ配管を指し、小口径配管を含まない。また、主要な手動弁と電動弁とは、主要配管上の手動弁および電動弁ならびに主要配管に接続する配管上の手動弁および電動弁のうち主要配管満水を維持するために必要な一次弁をいう。なお、主要配管満水は、当該系統のサージタンクレベル低の警報が継続的に発生していないことで確認する。</p> <p>※2：原子炉補機冷却海水系の主要な手動弁と電動弁とは、当該系統に期待されている機能を達成するための海水ポンプから放水槽までの配管上の手動弁および電動弁ならびにこの配管に接続する配管上の手動弁および電動弁のうち当該系統の機能を維持するために必要な一次弁をいう。</p> <p>※3：1系列とは、冷却水ポンプ2台、海水ポンプ2台、熱交換器2基および必要な弁ならびに主要配管をいう。</p> <p>※4：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。</p>	条件	要求される措置	完了時間	A. 1系列が動作不能の場合	A1. 当該系列を動作可能な状態に復旧する。 および A2. 他の1系列について動作可能であることを確認する。	10日間 速やかに	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合 または 2系列が動作不能の場合 または 条件Aにおいてさらに異なる区分の高圧炉心スプレイ補機冷却水系または高圧炉心スプレイ補機冷却海水系が動作不能の場合	B1. 高温停止とする。 および B2. 1. 冷温停止とする。 または B2. 2. 原子炉水位を有効燃料頂部以上に維持できる手段が確保されていることを確認する。	24時間 36時間 冷温停止 となるまで 毎日1回	<p>表54-3</p> <table border="1" data-bbox="1341 289 2478 781"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 1系列が動作不能の場合</td> <td>A1. 当該系列を動作可能な状態に復旧する。 および A2. 他の1系列について動作可能であることを確認する。</td> <td>10日間 速やかに</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合 または 2系列が動作不能の場合 または 条件Aにおいてさらに異なる区分の高圧炉心スプレイ補機冷却水系または高圧炉心スプレイ補機冷却海水系が動作不能の場合</td> <td>B1. 高温停止とする。 および B2. 1. 冷温停止とする。 または B2. 2. 原子炉水位を有効燃料頂部以上に維持できる手段が確保されていることを確認する。</td> <td>24時間 36時間 冷温停止 となるまで 毎日1回</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：原子炉補機冷却水系の主要配管とは、当該系統に期待されている機能を達成するための原子炉補機冷却水系熱交換器と冷却水ポンプのループ配管を指し、小口径配管を含まない。また、主要な手動弁と電動弁とは、主要配管上の手動弁および電動弁ならびに主要配管に接続する配管上の手動弁および電動弁のうち主要配管満水を維持するために必要な一次弁をいう。なお、主要配管満水は、当該系統のサージタンクレベル低の警報が継続的に発生していないことで確認する。</p> <p>※2：原子炉補機冷却海水系の主要な手動弁と電動弁とは、当該系統に期待されている機能を達成するための海水ポンプから放水槽までの配管上の手動弁および電動弁ならびにこの配管に接続する配管上の手動弁および電動弁のうち当該系統の機能を維持するために必要な一次弁をいう。</p> <p>※3：1系列とは、冷却水ポンプ2台、海水ポンプ2台、熱交換器2基および必要な弁ならびに主要配管をいう。</p> <p>※4：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。</p>	条件	要求される措置	完了時間	A. 1系列が動作不能の場合	A1. 当該系列を動作可能な状態に復旧する。 および A2. 他の1系列について動作可能であることを確認する。	10日間 速やかに	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合 または 2系列が動作不能の場合 または 条件Aにおいてさらに異なる区分の高圧炉心スプレイ補機冷却水系または高圧炉心スプレイ補機冷却海水系が動作不能の場合	B1. 高温停止とする。 および B2. 1. 冷温停止とする。 または B2. 2. 原子炉水位を有効燃料頂部以上に維持できる手段が確保されていることを確認する。	24時間 36時間 冷温停止 となるまで 毎日1回	<p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 （1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定することから、運転段階の保安活動を第1編の規定とし、1号炉に係る記載を削除する）</p>
条件	要求される措置	完了時間																		
A. 1系列が動作不能の場合	A1. 当該系列を動作可能な状態に復旧する。 および A2. 他の1系列について動作可能であることを確認する。	10日間 速やかに																		
B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合 または 2系列が動作不能の場合 または 条件Aにおいてさらに異なる区分の高圧炉心スプレイ補機冷却水系または高圧炉心スプレイ補機冷却海水系が動作不能の場合	B1. 高温停止とする。 および B2. 1. 冷温停止とする。 または B2. 2. 原子炉水位を有効燃料頂部以上に維持できる手段が確保されていることを確認する。	24時間 36時間 冷温停止 となるまで 毎日1回																		
条件	要求される措置	完了時間																		
A. 1系列が動作不能の場合	A1. 当該系列を動作可能な状態に復旧する。 および A2. 他の1系列について動作可能であることを確認する。	10日間 速やかに																		
B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合 または 2系列が動作不能の場合 または 条件Aにおいてさらに異なる区分の高圧炉心スプレイ補機冷却水系または高圧炉心スプレイ補機冷却海水系が動作不能の場合	B1. 高温停止とする。 および B2. 1. 冷温停止とする。 または B2. 2. 原子炉水位を有効燃料頂部以上に維持できる手段が確保されていることを確認する。	24時間 36時間 冷温停止 となるまで 毎日1回																		

変更前	変更後	理由												
<p>(高圧炉心スプレイ補機冷却水系および高圧炉心スプレイ補機冷却海水系)</p> <p>第55条 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、2号炉および3号炉の高圧炉心スプレイ補機冷却水系および高圧炉心スプレイ補機冷却海水系は、表55-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 高圧炉心スプレイ補機冷却水系および高圧炉心スプレイ補機冷却海水系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 電気課長は、定検停止時に、高圧炉心スプレイ補機冷却水ポンプ（以下、本条において「冷却水ポンプ」という。）および高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ（以下、本条において「海水ポンプ」という。）が模擬信号で作動することを確認し、その結果を発電管理課長に通知する。</p> <p>(2) 発電課長は、定検停止後の原子炉起動前に、高圧炉心スプレイ補機冷却水系の主要な手動弁と電動弁の開閉状態を確認する。また、高圧炉心スプレイ補機冷却水系の主要配管が満水であることを確認する。^{※1}</p> <p>(3) 発電課長は、定検停止後の原子炉起動前に、高圧炉心スプレイ補機冷却海水系の主要な手動弁と電動弁^{※2}の開閉状態を確認する。</p> <p>(4) 発電課長は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、表55-2に定める事項を確認する。</p> <p>3. 発電課長は、高圧炉心スプレイ補機冷却水系または高圧炉心スプレイ補機冷却海水系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表55-3の措置を講じる。ただし、この場合第39条および第61条は適用しない。</p>	<p>(高圧炉心スプレイ補機冷却水系および高圧炉心スプレイ補機冷却海水系)</p> <p>第55条 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、高圧炉心スプレイ補機冷却水系および高圧炉心スプレイ補機冷却海水系は、表55-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 高圧炉心スプレイ補機冷却水系および高圧炉心スプレイ補機冷却海水系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 電気課長は、定検停止時に、高圧炉心スプレイ補機冷却水ポンプ（以下、本条において「冷却水ポンプ」という。）および高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ（以下、本条において「海水ポンプ」という。）が模擬信号で作動することを確認し、その結果を発電管理課長に通知する。</p> <p>(2) 発電課長は、定検停止後の原子炉起動前に、高圧炉心スプレイ補機冷却水系の主要な手動弁と電動弁の開閉状態を確認する。また、高圧炉心スプレイ補機冷却水系の主要配管が満水であることを確認する。^{※1}</p> <p>(3) 発電課長は、定検停止後の原子炉起動前に、高圧炉心スプレイ補機冷却海水系の主要な手動弁と電動弁^{※2}の開閉状態を確認する。</p> <p>(4) 発電課長は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、表55-2に定める事項を確認する。</p> <p>3. 発電課長は、高圧炉心スプレイ補機冷却水系または高圧炉心スプレイ補機冷却海水系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表55-3の措置を講じる。ただし、この場合第39条および第61条は適用しない。</p>	<p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 （1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定することから、運転段階の保安活動を第1編の規定とし、1号炉に係る記載を削除する）</p>												
<p>表55-1 2号炉および3号炉</p> <table border="1" data-bbox="163 1003 1279 1115"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高圧炉心スプレイ補機冷却水系および高圧炉心スプレイ補機冷却海水系</td> <td>1系列^{※3}が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	高圧炉心スプレイ補機冷却水系および高圧炉心スプレイ補機冷却海水系	1系列 ^{※3} が動作可能であること	<p>表55-1</p> <table border="1" data-bbox="1350 1003 2466 1115"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高圧炉心スプレイ補機冷却水系および高圧炉心スプレイ補機冷却海水系</td> <td>1系列^{※3}が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	高圧炉心スプレイ補機冷却水系および高圧炉心スプレイ補機冷却海水系	1系列 ^{※3} が動作可能であること					
項目	運転上の制限													
高圧炉心スプレイ補機冷却水系および高圧炉心スプレイ補機冷却海水系	1系列 ^{※3} が動作可能であること													
項目	運転上の制限													
高圧炉心スプレイ補機冷却水系および高圧炉心スプレイ補機冷却海水系	1系列 ^{※3} が動作可能であること													
<p>表55-2 2号炉および3号炉</p> <table border="1" data-bbox="163 1220 1279 1400"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 冷却水ポンプが起動することを確認する。また、主要配管が満水であることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>2. 海水ポンプが起動することを確認する。また、海水ポンプの運転確認後、海水ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> </tbody> </table>	項目	頻度	1. 冷却水ポンプが起動することを確認する。また、主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に1回	2. 海水ポンプが起動することを確認する。また、海水ポンプの運転確認後、海水ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあることを確認する。	1ヶ月に1回	<p>表55-2</p> <table border="1" data-bbox="1350 1220 2466 1400"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 冷却水ポンプが起動することを確認する。また、主要配管が満水であることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>2. 海水ポンプが起動することを確認する。また、海水ポンプの運転確認後、海水ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> </tbody> </table>	項目	頻度	1. 冷却水ポンプが起動することを確認する。また、主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に1回	2. 海水ポンプが起動することを確認する。また、海水ポンプの運転確認後、海水ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあることを確認する。	1ヶ月に1回	
項目	頻度													
1. 冷却水ポンプが起動することを確認する。また、主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に1回													
2. 海水ポンプが起動することを確認する。また、海水ポンプの運転確認後、海水ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあることを確認する。	1ヶ月に1回													
項目	頻度													
1. 冷却水ポンプが起動することを確認する。また、主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に1回													
2. 海水ポンプが起動することを確認する。また、海水ポンプの運転確認後、海水ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあることを確認する。	1ヶ月に1回													

変更前			変更後			理由																			
表55-3 2号炉および3号炉			表55-3			女川1号炉廃止措置に伴う変更 （1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定することから、運転段階の保安活動を第1編の規定とし、1号炉に係る記載を削除する）																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 高圧炉心スプレイ補機冷却水系が動作不能の場合 または 高圧炉心スプレイ補機冷却海水系が動作不能の場合 または 高圧炉心スプレイ補機冷却水系および高圧炉心スプレイ補機冷却海水系が動作不能の場合</td> <td>A1. 当該系列を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>10日間</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合 または 条件Aにおいてさらに原子炉補機冷却水系および原子炉補機冷却海水系が動作不能の場合</td> <td>B1. 高温停止とする。 および</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td>B2. 1. 冷温停止とする。 または B2. 2. 原子炉水位を有効燃料頂部以上に維持できる手段が確保されていることを確認する。</td> <td>36時間 冷温停止 となるまで 毎日1回</td> </tr> </tbody> </table>	条 件	要求される措置	完了時間	A. 高圧炉心スプレイ補機冷却水系が動作不能の場合 または 高圧炉心スプレイ補機冷却海水系が動作不能の場合 または 高圧炉心スプレイ補機冷却水系および高圧炉心スプレイ補機冷却海水系が動作不能の場合	A1. 当該系列を動作可能な状態に復旧する。		10日間	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合 または 条件Aにおいてさらに原子炉補機冷却水系および原子炉補機冷却海水系が動作不能の場合	B1. 高温停止とする。 および	24時間	B2. 1. 冷温停止とする。 または B2. 2. 原子炉水位を有効燃料頂部以上に維持できる手段が確保されていることを確認する。	36時間 冷温停止 となるまで 毎日1回	<table border="1"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 高圧炉心スプレイ補機冷却水系が動作不能の場合 または 高圧炉心スプレイ補機冷却海水系が動作不能の場合 または 高圧炉心スプレイ補機冷却水系および高圧炉心スプレイ補機冷却海水系が動作不能の場合</td> <td>A1. 当該系列を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>10日間</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合 または 条件Aにおいてさらに原子炉補機冷却水系および原子炉補機冷却海水系が動作不能の場合</td> <td>B1. 高温停止とする。 および</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td>B2. 1. 冷温停止とする。 または B2. 2. 原子炉水位を有効燃料頂部以上に維持できる手段が確保されていることを確認する。</td> <td>36時間 冷温停止 となるまで 毎日1回</td> </tr> </tbody> </table>	条 件	要求される措置	完了時間	A. 高圧炉心スプレイ補機冷却水系が動作不能の場合 または 高圧炉心スプレイ補機冷却海水系が動作不能の場合 または 高圧炉心スプレイ補機冷却水系および高圧炉心スプレイ補機冷却海水系が動作不能の場合	A1. 当該系列を動作可能な状態に復旧する。	10日間	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合 または 条件Aにおいてさらに原子炉補機冷却水系および原子炉補機冷却海水系が動作不能の場合	B1. 高温停止とする。 および	24時間	B2. 1. 冷温停止とする。 または B2. 2. 原子炉水位を有効燃料頂部以上に維持できる手段が確保されていることを確認する。	36時間 冷温停止 となるまで 毎日1回	
条 件	要求される措置	完了時間																							
A. 高圧炉心スプレイ補機冷却水系が動作不能の場合 または 高圧炉心スプレイ補機冷却海水系が動作不能の場合 または 高圧炉心スプレイ補機冷却水系および高圧炉心スプレイ補機冷却海水系が動作不能の場合	A1. 当該系列を動作可能な状態に復旧する。	10日間																							
B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合 または 条件Aにおいてさらに原子炉補機冷却水系および原子炉補機冷却海水系が動作不能の場合	B1. 高温停止とする。 および	24時間																							
	B2. 1. 冷温停止とする。 または B2. 2. 原子炉水位を有効燃料頂部以上に維持できる手段が確保されていることを確認する。	36時間 冷温停止 となるまで 毎日1回																							
条 件	要求される措置	完了時間																							
A. 高圧炉心スプレイ補機冷却水系が動作不能の場合 または 高圧炉心スプレイ補機冷却海水系が動作不能の場合 または 高圧炉心スプレイ補機冷却水系および高圧炉心スプレイ補機冷却海水系が動作不能の場合	A1. 当該系列を動作可能な状態に復旧する。	10日間																							
B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合 または 条件Aにおいてさらに原子炉補機冷却水系および原子炉補機冷却海水系が動作不能の場合	B1. 高温停止とする。 および	24時間																							
	B2. 1. 冷温停止とする。 または B2. 2. 原子炉水位を有効燃料頂部以上に維持できる手段が確保されていることを確認する。	36時間 冷温停止 となるまで 毎日1回																							
※1：高圧炉心スプレイ補機冷却水系の主要配管とは、当該系統に期待されている機能を達成するための高圧炉心スプレイ補機冷却水系熱交換器と冷却水ポンプのループ配管を指し、小口径配管を含まない。また、主要な手動弁と電動弁とは、主要配管上の手動弁および電動弁ならびに主要配管に接続する配管上の手動弁および電動弁のうち主要配管満水を維持するために必要な一次弁をいう。なお、主要配管満水は、当該系統のサージタンクレベル低の警報が継続的に発生していないことで確認する。 ※2：高圧炉心スプレイ補機冷却海水系の主要な手動弁と電動弁とは、当該系統に期待されている機能を達成するための海水ポンプから放水槽までの配管上の手動弁および電動弁ならびにこの配管に接続する配管上の手動弁および電動弁のうち当該系統の機能を維持するために必要な一次弁をいう。 ※3：1系列とは、冷却水ポンプ1台、海水ポンプ1台、熱交換器1基および必要な弁ならびに主要配管をいう。			※1：高圧炉心スプレイ補機冷却水系の主要配管とは、当該系統に期待されている機能を達成するための高圧炉心スプレイ補機冷却水系熱交換器と冷却水ポンプのループ配管を指し、小口径配管を含まない。また、主要な手動弁と電動弁とは、主要配管上の手動弁および電動弁ならびに主要配管に接続する配管上の手動弁および電動弁のうち主要配管満水を維持するために必要な一次弁をいう。なお、主要配管満水は、当該系統のサージタンクレベル低の警報が継続的に発生していないことで確認する。 ※2：高圧炉心スプレイ補機冷却海水系の主要な手動弁と電動弁とは、当該系統に期待されている機能を達成するための海水ポンプから放水槽までの配管上の手動弁および電動弁ならびにこの配管に接続する配管上の手動弁および電動弁のうち当該系統の機能を維持するために必要な一次弁をいう。 ※3：1系列とは、冷却水ポンプ1台、海水ポンプ1台、熱交換器1基および必要な弁ならびに主要配管をいう。																						

変更前	変更後	理由																				
<p>(中央制御室非常用換気空調系)</p> <p>第58条 原子炉の状態が運転、起動、高温停止および炉心変更時^{*1}または原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、中央制御室非常用換気空調系は表58-1に定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 中央制御室非常用換気空調系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 電気課長は、定検停止時に、中央制御室非常用換気空調系が模擬信号で作動することを確認し、その結果を発電管理課長に通知する。</p> <p>(2) 放射線管理課長は、定検停止時に、中央制御室非常用換気空調系の総合除去効率が表58-2に定める値であることを確認し、その結果を発電管理課長に通知する。</p> <p>3. 発電課長は、中央制御室非常用換気空調系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表58-3の措置を講じる。</p> <p>表58-1</p> <table border="1" data-bbox="163 699 1291 787"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中央制御室非常用換気空調系</td> <td>中央制御室あたり2系列^{*2}が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>表58-2</p> <p><u>1号炉</u></p> <table border="1" data-bbox="163 888 1291 976"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>判定値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>総合除去効率</u></td> <td><u>91%以上</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>2号炉および3号炉</u></p> <table border="1" data-bbox="163 1045 1291 1134"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>判定値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合除去効率</td> <td>90%以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(省略)</p>	項目	運転上の制限	中央制御室非常用換気空調系	中央制御室あたり2系列 ^{*2} が動作可能であること	項目	判定値	<u>総合除去効率</u>	<u>91%以上</u>	項目	判定値	総合除去効率	90%以上	<p>(中央制御室非常用換気空調系)</p> <p>第58条 原子炉の状態が運転、起動、高温停止および炉心変更時^{*1}または原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、中央制御室非常用換気空調系は表58-1に定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 中央制御室非常用換気空調系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 電気課長は、定検停止時に、中央制御室非常用換気空調系が模擬信号で作動することを確認し、その結果を発電管理課長に通知する。</p> <p>(2) 放射線管理課長は、定検停止時に、中央制御室非常用換気空調系の総合除去効率が表58-2に定める値であることを確認し、その結果を発電管理課長に通知する。</p> <p>3. 発電課長は、中央制御室非常用換気空調系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表58-3の措置を講じる。</p> <p>表58-1</p> <table border="1" data-bbox="1350 699 2478 787"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中央制御室非常用換気空調系</td> <td>中央制御室あたり2系列^{*2}が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>表58-2</p> <table border="1" data-bbox="1350 1029 2478 1117"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>判定値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合除去効率</td> <td>90%以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(省略)</p>	項目	運転上の制限	中央制御室非常用換気空調系	中央制御室あたり2系列 ^{*2} が動作可能であること	項目	判定値	総合除去効率	90%以上	<p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 (1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定することから、運転段階の保安活動を第1編の規定とし、1号炉に係る記載を削除する)</p>
項目	運転上の制限																					
中央制御室非常用換気空調系	中央制御室あたり2系列 ^{*2} が動作可能であること																					
項目	判定値																					
<u>総合除去効率</u>	<u>91%以上</u>																					
項目	判定値																					
総合除去効率	90%以上																					
項目	運転上の制限																					
中央制御室非常用換気空調系	中央制御室あたり2系列 ^{*2} が動作可能であること																					
項目	判定値																					
総合除去効率	90%以上																					

変更前	変更後	理由																										
<p>(非常用ディーゼル発電機その1)</p> <p>第61条 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、非常用ディーゼル発電機^{※1}は表61-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 非常用ディーゼル発電機が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 電気課長は、定検停止時に、非常用ディーゼル発電機が模擬信号で作動することを確認し、その結果を発電管理課長に通知する。</p> <p>(2) 発電課長は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、表61-2に定める事項を確認する。</p> <p>3. 発電課長は、非常用ディーゼル発電機が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表61-3の措置を講じる。</p> <p>表61-1</p> <table border="1" data-bbox="160 667 1291 781"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用ディーゼル発電機</td> <td>2台(2号炉および3号炉においては3台)の非常用ディーゼル発電機が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：非常用ディーゼル発電機とは、1号炉においてはA系、B系、2号炉および3号炉においてはA系、B系および高圧炉心スプレイ系のディーゼル発電機をいう。</p> <p>表61-2</p> <p>1. 1号炉</p> <table border="1" data-bbox="160 949 1291 1171"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 非常用ディーゼル発電機を待機状態から始動し、無負荷運転時の電圧が6,555V以上7,245V以下および周波数が49Hz以上51Hz以下であることならびに引き続き非常用交流高圧電源母線に並列して定格出力で運転可能であることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>2. A系およびB系のデイトンクレベルが2,600mm以上であることを確認する。ただし、非常用ディーゼル発電機が運転中および運転終了後2日間を除く。</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 2号炉および3号炉</p> <table border="1" data-bbox="160 1234 1291 1486"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 非常用ディーゼル発電機を待機状態から始動し、無負荷運転時の電圧が6,555V以上7,245V以下および周波数が49Hz以上51Hz以下であることならびに引き続き非常用交流高圧電源母線に並列して定格出力で運転可能であることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>2. A系およびB系のデイトンクレベルが2,810mm以上であることおよび高圧炉心スプレイ系デイトンクレベルが2,040mm以上であることを確認する。ただし、非常用ディーゼル発電機が運転中および運転終了後2日間を除く。</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	非常用ディーゼル発電機	2台(2号炉および3号炉においては3台)の非常用ディーゼル発電機が動作可能であること	項目	頻度	1. 非常用ディーゼル発電機を待機状態から始動し、無負荷運転時の電圧が6,555V以上7,245V以下および周波数が49Hz以上51Hz以下であることならびに引き続き非常用交流高圧電源母線に並列して定格出力で運転可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	2. A系およびB系のデイトンクレベルが2,600mm以上であることを確認する。ただし、非常用ディーゼル発電機が運転中および運転終了後2日間を除く。	1ヶ月に1回	項目	頻度	1. 非常用ディーゼル発電機を待機状態から始動し、無負荷運転時の電圧が6,555V以上7,245V以下および周波数が49Hz以上51Hz以下であることならびに引き続き非常用交流高圧電源母線に並列して定格出力で運転可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	2. A系およびB系のデイトンクレベルが2,810mm以上であることおよび高圧炉心スプレイ系デイトンクレベルが2,040mm以上であることを確認する。ただし、非常用ディーゼル発電機が運転中および運転終了後2日間を除く。	1ヶ月に1回	<p>(非常用ディーゼル発電機その1)</p> <p>第61条 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、非常用ディーゼル発電機^{※1}は表61-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 非常用ディーゼル発電機が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 電気課長は、定検停止時に、非常用ディーゼル発電機が模擬信号で作動することを確認し、その結果を発電管理課長に通知する。</p> <p>(2) 発電課長は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、表61-2に定める事項を確認する。</p> <p>3. 発電課長は、非常用ディーゼル発電機が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表61-3の措置を講じる。</p> <p>表61-1</p> <table border="1" data-bbox="1347 667 2478 781"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用ディーゼル発電機</td> <td>3台の非常用ディーゼル発電機が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：非常用ディーゼル発電機とは、A系、B系および高圧炉心スプレイ系のディーゼル発電機をいう。</p> <p>表61-2</p> <table border="1" data-bbox="1347 1222 2478 1474"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 非常用ディーゼル発電機を待機状態から始動し、無負荷運転時の電圧が6,555V以上7,245V以下および周波数が49Hz以上51Hz以下であることならびに引き続き非常用交流高圧電源母線に並列して定格出力で運転可能であることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>2. A系およびB系のデイトンクレベルが2,810mm以上であることおよび高圧炉心スプレイ系デイトンクレベルが2,040mm以上であることを確認する。ただし、非常用ディーゼル発電機が運転中および運転終了後2日間を除く。</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	非常用ディーゼル発電機	3台の非常用ディーゼル発電機が動作可能であること	項目	頻度	1. 非常用ディーゼル発電機を待機状態から始動し、無負荷運転時の電圧が6,555V以上7,245V以下および周波数が49Hz以上51Hz以下であることならびに引き続き非常用交流高圧電源母線に並列して定格出力で運転可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	2. A系およびB系のデイトンクレベルが2,810mm以上であることおよび高圧炉心スプレイ系デイトンクレベルが2,040mm以上であることを確認する。ただし、非常用ディーゼル発電機が運転中および運転終了後2日間を除く。	1ヶ月に1回	<p>女川1号炉廃止措置に伴う変更</p> <p>(1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定することから、運転段階の保安活動を第1編の規定とし、1号炉に係る記載を削除する)</p>
項目	運転上の制限																											
非常用ディーゼル発電機	2台(2号炉および3号炉においては3台)の非常用ディーゼル発電機が動作可能であること																											
項目	頻度																											
1. 非常用ディーゼル発電機を待機状態から始動し、無負荷運転時の電圧が6,555V以上7,245V以下および周波数が49Hz以上51Hz以下であることならびに引き続き非常用交流高圧電源母線に並列して定格出力で運転可能であることを確認する。	1ヶ月に1回																											
2. A系およびB系のデイトンクレベルが2,600mm以上であることを確認する。ただし、非常用ディーゼル発電機が運転中および運転終了後2日間を除く。	1ヶ月に1回																											
項目	頻度																											
1. 非常用ディーゼル発電機を待機状態から始動し、無負荷運転時の電圧が6,555V以上7,245V以下および周波数が49Hz以上51Hz以下であることならびに引き続き非常用交流高圧電源母線に並列して定格出力で運転可能であることを確認する。	1ヶ月に1回																											
2. A系およびB系のデイトンクレベルが2,810mm以上であることおよび高圧炉心スプレイ系デイトンクレベルが2,040mm以上であることを確認する。ただし、非常用ディーゼル発電機が運転中および運転終了後2日間を除く。	1ヶ月に1回																											
項目	運転上の制限																											
非常用ディーゼル発電機	3台の非常用ディーゼル発電機が動作可能であること																											
項目	頻度																											
1. 非常用ディーゼル発電機を待機状態から始動し、無負荷運転時の電圧が6,555V以上7,245V以下および周波数が49Hz以上51Hz以下であることならびに引き続き非常用交流高圧電源母線に並列して定格出力で運転可能であることを確認する。	1ヶ月に1回																											
2. A系およびB系のデイトンクレベルが2,810mm以上であることおよび高圧炉心スプレイ系デイトンクレベルが2,040mm以上であることを確認する。ただし、非常用ディーゼル発電機が運転中および運転終了後2日間を除く。	1ヶ月に1回																											

変更前			変更後			理由
条件	要求される措置	完了時間	条件	要求される措置	完了時間	
表6 1-3			表6 1-3			記載の適正化 （東通原子力発電所との記載の整合） 女川1号炉廃止措置に伴う変更 （1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定することから、運転段階の保安活動を第1編の規定とし、1号炉に係る記載を削除する） 記載の適正化 （東通原子力発電所との記載の整合）
A. 非常用ディーゼル発電機1台が動作不能の場合	A1. 非常用ディーゼル発電機を動作可能な状態に復旧する。 および A2. 残り1台（2号炉および3号炉においては2台）の非常用ディーゼル発電機について動作可能であることを確認する。 および A3. 原子炉隔離時冷却系について動作可能であることを確認する。 ^{※2}	10日間 速やかに 速やかに	A. 非常用ディーゼル発電機1台が動作不能の場合	A1. <u>当該</u> 非常用ディーゼル発電機を動作可能な状態に復旧する。 および A2. 残り2台の非常用ディーゼル発電機について動作可能であることを確認する。 および A3. 原子炉隔離時冷却系について動作可能であることを確認する。 ^{※2}	10日間 速やかに 速やかに	
B. 条件A（A1.の措置）で要求される措置（非常用ディーゼル発電機の復旧措置）を完了時間内に達成できない場合	B1. 動作可能な非常用ディーゼル発電機を運転状態とする。 および B2. 非常用ディーゼル発電機を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 30日間	B. 条件A（A1.の措置）で要求される措置（非常用ディーゼル発電機の復旧措置）を完了時間内に達成できない場合	B1. 動作可能な非常用ディーゼル発電機を運転状態とする。 および B2. <u>当該</u> 非常用ディーゼル発電機を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 30日間	
C. 非常用ディーゼル発電機1台が動作不能の場合（高圧炉心スプレイ系非常用ディーゼル発電機を除く） および 外部電源 ^{※3} が1系列 ^{※4} しか動作可能でない場合（高圧炉心スプレイ系母線を除く）	C1. 当該非常用ディーゼル発電機を動作可能な状態に復旧する。 または C2. 外部電源を2系列動作可能な状態に復旧する。	12時間 12時間	C. 非常用ディーゼル発電機1台が動作不能の場合（高圧炉心スプレイ系非常用ディーゼル発電機を除く） および 外部電源 ^{※3} が1系列 ^{※4} しか動作可能でない場合（高圧炉心スプレイ系母線を除く）	C1. 当該非常用ディーゼル発電機を動作可能な状態に復旧する。 または C2. 外部電源を2系列動作可能な状態に復旧する。	12時間 12時間	
D. 高圧炉心スプレイ系非常用ディーゼル発電機が動作不能の場合 および 高圧炉心スプレイ系母線に対し外部電源 ^{※3} が1系列 ^{※4} しか動作可能でない場合	D1. 1. 当該非常用ディーゼル発電機を動作可能な状態に復旧する。 または D1. 2. 外部電源を2系列動作可能な状態に復旧する。 および D2. 自動減圧系（原子炉圧力が0.77MPa[gage]以上の場合）の窒素ガス供給圧力が表39-2に定める値であることを確認する。 および D3. 原子炉隔離時冷却系について動作可能であることを確認する。 ^{※2}	10日間 10日間 速やかに	D. 高圧炉心スプレイ系非常用ディーゼル発電機が動作不能の場合 および 高圧炉心スプレイ系母線に対し外部電源 ^{※3} が1系列 ^{※4} しか動作可能でない場合	D1. 1. 当該非常用ディーゼル発電機を動作可能な状態に復旧する。 または D1. 2. 外部電源を2系列動作可能な状態に復旧する。 および D2. 自動減圧系（原子炉圧力が0.77MPa[gage]以上の場合）の窒素ガス供給圧力が表39-2に定める値であることを確認する。 および D3. 原子炉隔離時冷却系について動作可能であることを確認する。 ^{※2}	10日間 10日間 速やかに	
E. 条件A（A1.の措置を除く）、B、CまたはDで要求される措置を完了時間内に達成できない場合 または 非常用ディーゼル発電機2台以上が動作不能の場合	E1. 高温停止とする。 および E2. 冷温停止とする。	24時間 36時間	E. 条件A（A1.の措置を除く）、B、CまたはDで要求される措置を完了時間内に達成できない場合 または 非常用ディーゼル発電機2台以上が動作不能の場合	E1. 高温停止とする。 および E2. 冷温停止とする。	24時間 36時間	
※2：原子炉圧力が1.04MPa[gage]以上の場合に実施する。 ※3：外部電源とは、電力系統または主発電機（当該原子炉の主発電機を除く）からの電力を第66条で要求される非常用交流高圧電源母線に供給する設備をいう。 ※4：外部電源の系列数は、非常用交流高圧電源母線に対して電力供給することができる発電所外からの送電線の回線数と主発電機（当該原子炉の主発電機を除く）の合計数とし、各々の非常用交流高圧電源母線について求められる。			※2：原子炉圧力が1.04MPa[gage]以上の場合に実施する。 ※3：外部電源とは、電力系統または主発電機（当該原子炉の主発電機を除く）からの電力を第66条で要求される非常用交流高圧電源母線に供給する設備をいう。 ※4：外部電源の系列数は、非常用交流高圧電源母線に対して電力供給することができる発電所外からの送電線の回線数と主発電機（当該原子炉の主発電機を除く）の合計数とし、各々の非常用交流高圧電源母線について求められる。			

変更前	変更後	理由																										
<p>(非常用ディーゼル発電機その2) 第62条 原子炉の状態が冷温停止および燃料交換において、非常用ディーゼル発電機^{*1}は表62-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 非常用ディーゼル発電機が前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 発電課長は、原子炉の状態が冷温停止および燃料交換において、第67条で要求される非常用交流高圧電源母線に接続する非常用ディーゼル発電機について表62-2に定める事項を確認する。</p> <p>3. 発電課長は、非常用ディーゼル発電機が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表62-3の措置を講じる。</p> <p>表62-1</p> <table border="1" data-bbox="160 634 1279 766"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用ディーゼル発電機</td> <td>第67条で要求される非常用交流高圧母線に接続する非常用ディーゼル発電機を含め2台の非常用発電設備^{*2}が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>表62-2</p> <p><u>1. 1号炉</u></p> <table border="1" data-bbox="160 869 1279 1087"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>1. 非常用ディーゼル発電機を待機状態から始動し、無負荷運転時の電圧が6,555V以上7,245V以下および周波数が49Hz以上51Hz以下であることならびに引き続き非常用交流高圧電源母線に並列できることを確認する。</u></td> <td><u>1ヶ月に1回</u></td> </tr> <tr> <td><u>2. A系およびB系のデイトンクレベルが2,600mm以上であることを確認する。ただし、非常用ディーゼル発電機が運転中および運転終了後2日間を除く。</u></td> <td><u>1ヶ月に1回</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>2. 2号炉および3号炉</u></p> <table border="1" data-bbox="160 1157 1279 1404"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 非常用ディーゼル発電機を待機状態から始動し、無負荷運転時の電圧が6,555V以上7,245V以下および周波数が49Hz以上51Hz以下であることならびに引き続き非常用交流高圧電源母線に並列できることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>2. A系およびB系のデイトンクレベルが2,810mm以上であることおよび高圧炉心スプレイ系デイトンクレベルが2,040mm以上であることを確認する。ただし、非常用ディーゼル発電機が運転中および運転終了後2日間を除く。</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	非常用ディーゼル発電機	第67条で要求される非常用交流高圧母線に接続する非常用ディーゼル発電機を含め2台の非常用発電設備 ^{*2} が動作可能であること	項目	頻度	<u>1. 非常用ディーゼル発電機を待機状態から始動し、無負荷運転時の電圧が6,555V以上7,245V以下および周波数が49Hz以上51Hz以下であることならびに引き続き非常用交流高圧電源母線に並列できることを確認する。</u>	<u>1ヶ月に1回</u>	<u>2. A系およびB系のデイトンクレベルが2,600mm以上であることを確認する。ただし、非常用ディーゼル発電機が運転中および運転終了後2日間を除く。</u>	<u>1ヶ月に1回</u>	項目	頻度	1. 非常用ディーゼル発電機を待機状態から始動し、無負荷運転時の電圧が6,555V以上7,245V以下および周波数が49Hz以上51Hz以下であることならびに引き続き非常用交流高圧電源母線に並列できることを確認する。	1ヶ月に1回	2. A系およびB系のデイトンクレベルが2,810mm以上であることおよび高圧炉心スプレイ系デイトンクレベルが2,040mm以上であることを確認する。ただし、非常用ディーゼル発電機が運転中および運転終了後2日間を除く。	1ヶ月に1回	<p>(非常用ディーゼル発電機その2) 第62条 原子炉の状態が冷温停止および燃料交換において、非常用ディーゼル発電機^{*1}は表62-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 非常用ディーゼル発電機が前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 発電課長は、原子炉の状態が冷温停止および燃料交換において、第67条で要求される非常用交流高圧電源母線に接続する非常用ディーゼル発電機について表62-2に定める事項を確認する。</p> <p>3. 発電課長は、非常用ディーゼル発電機が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表62-3の措置を講じる。</p> <p>表62-1</p> <table border="1" data-bbox="1338 634 2457 766"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用ディーゼル発電機</td> <td>第67条で要求される非常用交流高圧母線に接続する非常用ディーゼル発電機を含め2台の非常用発電設備^{*2}が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>表62-2</p> <table border="1" data-bbox="1338 1173 2472 1425"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 非常用ディーゼル発電機を待機状態から始動し、無負荷運転時の電圧が6,555V以上7,245V以下および周波数が49Hz以上51Hz以下であることならびに引き続き非常用交流高圧電源母線に並列できることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>2. A系およびB系のデイトンクレベルが2,810mm以上であることおよび高圧炉心スプレイ系デイトンクレベルが2,040mm以上であることを確認する。ただし、非常用ディーゼル発電機が運転中および運転終了後2日間を除く。</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	非常用ディーゼル発電機	第67条で要求される非常用交流高圧母線に接続する非常用ディーゼル発電機を含め2台の非常用発電設備 ^{*2} が動作可能であること	項目	頻度	1. 非常用ディーゼル発電機を待機状態から始動し、無負荷運転時の電圧が6,555V以上7,245V以下および周波数が49Hz以上51Hz以下であることならびに引き続き非常用交流高圧電源母線に並列できることを確認する。	1ヶ月に1回	2. A系およびB系のデイトンクレベルが2,810mm以上であることおよび高圧炉心スプレイ系デイトンクレベルが2,040mm以上であることを確認する。ただし、非常用ディーゼル発電機が運転中および運転終了後2日間を除く。	1ヶ月に1回	<p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 (1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定することから、運転段階の保安活動を第1編の規定とし、1号炉に係る記載を削除する)</p>
項目	運転上の制限																											
非常用ディーゼル発電機	第67条で要求される非常用交流高圧母線に接続する非常用ディーゼル発電機を含め2台の非常用発電設備 ^{*2} が動作可能であること																											
項目	頻度																											
<u>1. 非常用ディーゼル発電機を待機状態から始動し、無負荷運転時の電圧が6,555V以上7,245V以下および周波数が49Hz以上51Hz以下であることならびに引き続き非常用交流高圧電源母線に並列できることを確認する。</u>	<u>1ヶ月に1回</u>																											
<u>2. A系およびB系のデイトンクレベルが2,600mm以上であることを確認する。ただし、非常用ディーゼル発電機が運転中および運転終了後2日間を除く。</u>	<u>1ヶ月に1回</u>																											
項目	頻度																											
1. 非常用ディーゼル発電機を待機状態から始動し、無負荷運転時の電圧が6,555V以上7,245V以下および周波数が49Hz以上51Hz以下であることならびに引き続き非常用交流高圧電源母線に並列できることを確認する。	1ヶ月に1回																											
2. A系およびB系のデイトンクレベルが2,810mm以上であることおよび高圧炉心スプレイ系デイトンクレベルが2,040mm以上であることを確認する。ただし、非常用ディーゼル発電機が運転中および運転終了後2日間を除く。	1ヶ月に1回																											
項目	運転上の制限																											
非常用ディーゼル発電機	第67条で要求される非常用交流高圧母線に接続する非常用ディーゼル発電機を含め2台の非常用発電設備 ^{*2} が動作可能であること																											
項目	頻度																											
1. 非常用ディーゼル発電機を待機状態から始動し、無負荷運転時の電圧が6,555V以上7,245V以下および周波数が49Hz以上51Hz以下であることならびに引き続き非常用交流高圧電源母線に並列できることを確認する。	1ヶ月に1回																											
2. A系およびB系のデイトンクレベルが2,810mm以上であることおよび高圧炉心スプレイ系デイトンクレベルが2,040mm以上であることを確認する。ただし、非常用ディーゼル発電機が運転中および運転終了後2日間を除く。	1ヶ月に1回																											

変更前			変更後			理由												
<p>表62-3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 運転上の制限を満足していないと判断した場合</td> <td>A1. 運転上の制限を満足させる措置を開始する。 および A2. 炉心変更を中止する。 および A3. 原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業を中止する。 および A4. 有効燃料頂部以下の高さで原子炉圧力容器に接続している配管について原子炉圧力容器バウンダリを構成する隔離弁の開操作を禁止する。</td> <td>速やかに 速やかに 速やかに 速やかに</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：非常用ディーゼル発電機とは、1号炉においてはA系、B系、2号炉および3号炉において はA系、B系および高圧炉心スプレイ系のディーゼル発電機をいう。</p> <p>※2：非常用発電設備とは、非常用ディーゼル発電機および必要な電力供給が可能な非常用発電機をいう。なお、非常用発電機は、複数の号炉で共用することができる。</p>			条件	要求される措置	完了時間	A. 運転上の制限を満足していないと判断した場合	A1. 運転上の制限を満足させる措置を開始する。 および A2. 炉心変更を中止する。 および A3. 原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業を中止する。 および A4. 有効燃料頂部以下の高さで原子炉圧力容器に接続している配管について原子炉圧力容器バウンダリを構成する隔離弁の開操作を禁止する。	速やかに 速やかに 速やかに 速やかに	<p>表62-3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 運転上の制限を満足していないと判断した場合</td> <td>A1. 運転上の制限を満足させる措置を開始する。 および A2. 炉心変更を中止する。 および A3. 原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業を中止する。 および A4. 有効燃料頂部以下の高さで原子炉圧力容器に接続している配管について原子炉圧力容器バウンダリを構成する隔離弁の開操作を禁止する。</td> <td>速やかに 速やかに 速やかに 速やかに</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：非常用ディーゼル発電機とは、A系、B系および高圧炉心スプレイ系のディーゼル発電機をいう。</p> <p>※2：非常用発電設備とは、非常用ディーゼル発電機および必要な電力供給が可能な非常用発電機をいう。なお、非常用発電機は、複数の号炉で共用することができる。</p>			条件	要求される措置	完了時間	A. 運転上の制限を満足していないと判断した場合	A1. 運転上の制限を満足させる措置を開始する。 および A2. 炉心変更を中止する。 および A3. 原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業を中止する。 および A4. 有効燃料頂部以下の高さで原子炉圧力容器に接続している配管について原子炉圧力容器バウンダリを構成する隔離弁の開操作を禁止する。	速やかに 速やかに 速やかに 速やかに	<p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 （1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定することから、運転段階の保安活動を第1編の規定とし、1号炉に係る記載を削除する）</p>
条件	要求される措置	完了時間																
A. 運転上の制限を満足していないと判断した場合	A1. 運転上の制限を満足させる措置を開始する。 および A2. 炉心変更を中止する。 および A3. 原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業を中止する。 および A4. 有効燃料頂部以下の高さで原子炉圧力容器に接続している配管について原子炉圧力容器バウンダリを構成する隔離弁の開操作を禁止する。	速やかに 速やかに 速やかに 速やかに																
条件	要求される措置	完了時間																
A. 運転上の制限を満足していないと判断した場合	A1. 運転上の制限を満足させる措置を開始する。 および A2. 炉心変更を中止する。 および A3. 原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業を中止する。 および A4. 有効燃料頂部以下の高さで原子炉圧力容器に接続している配管について原子炉圧力容器バウンダリを構成する隔離弁の開操作を禁止する。	速やかに 速やかに 速やかに 速やかに																

変更前	変更後	理由																																							
<p>(非常用ディーゼル発電機燃料油等) 第63条 ディーゼル燃料油、潤滑油および起動用空気は、表63-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、非常用ディーゼル発電機^{※1}が運転中および運転終了後2日間を除く。 2. ディーゼル燃料油、潤滑油および起動用空気が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 発電課長は、ディーゼル燃料油、潤滑油および起動用空気が、第61条および第62条で動作可能であることを要求される非常用ディーゼル発電機に対し必要量確保されていることを表63-2で1ヶ月に1回確認する。 3. 発電課長は、ディーゼル燃料油、潤滑油または起動用空気が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表63-3の措置を講じる。</p>	<p>(非常用ディーゼル発電機燃料油等) 第63条 ディーゼル燃料油、潤滑油および起動用空気は、表63-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、非常用ディーゼル発電機^{※1}が運転中および運転終了後2日間を除く。 2. ディーゼル燃料油、潤滑油および起動用空気が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 発電課長は、ディーゼル燃料油、潤滑油および起動用空気が、第61条および第62条で動作可能であることを要求される非常用ディーゼル発電機に対し必要量確保されていることを表63-2で1ヶ月に1回確認する。 3. 発電課長は、ディーゼル燃料油、潤滑油または起動用空気が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表63-3の措置を講じる。</p>																																								
<p>表63-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ディーゼル燃料油、潤滑油および起動用空気</td> <td>第61条および第62条で動作可能であることを要求される非常用ディーゼル発電機に対し必要量確保されていること</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	ディーゼル燃料油、潤滑油および起動用空気	第61条および第62条で動作可能であることを要求される非常用ディーゼル発電機に対し必要量確保されていること	<p>表63-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ディーゼル燃料油、潤滑油および起動用空気</td> <td>第61条および第62条で動作可能であることを要求される非常用ディーゼル発電機に対し必要量確保されていること</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	ディーゼル燃料油、潤滑油および起動用空気	第61条および第62条で動作可能であることを要求される非常用ディーゼル発電機に対し必要量確保されていること																																
項目	運転上の制限																																								
ディーゼル燃料油、潤滑油および起動用空気	第61条および第62条で動作可能であることを要求される非常用ディーゼル発電機に対し必要量確保されていること																																								
項目	運転上の制限																																								
ディーゼル燃料油、潤滑油および起動用空気	第61条および第62条で動作可能であることを要求される非常用ディーゼル発電機に対し必要量確保されていること																																								
<p>表63-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>判定値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">1号炉</td> <td>軽油タンクレベル</td> <td>5,240mm以上</td> </tr> <tr> <td>潤滑油サンプタンクレベル^{※3}</td> <td>600mm以上</td> </tr> <tr> <td>起動用空気圧縮貯槽圧力(自動用)^{※3}</td> <td>2.16MPa[gage]以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">2号炉</td> <td>軽油タンクレベル^{※2}</td> <td>4,610mm以上</td> </tr> <tr> <td>潤滑油サンプタンクレベル^{※3}</td> <td>500mm以上 (高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機においては390mm以上)</td> </tr> <tr> <td>起動用空気圧縮貯槽圧力(自動用)^{※3}</td> <td>1.96MPa[gage]以上(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機においては2.26MPa[gage]以上)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">3号炉</td> <td>軽油タンクレベル^{※2}</td> <td>4,610mm以上</td> </tr> <tr> <td>潤滑油サンプタンクレベル^{※3}</td> <td>420mm以上 (高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機においては390mm以上)</td> </tr> <tr> <td>起動用空気圧縮貯槽圧力(自動用)^{※3}</td> <td>2.0MPa[gage]以上(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機においては2.3MPa[gage]以上)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	判定値	1号炉	軽油タンクレベル	5,240mm以上	潤滑油サンプタンクレベル ^{※3}	600mm以上	起動用空気圧縮貯槽圧力(自動用) ^{※3}	2.16MPa[gage]以上	2号炉	軽油タンクレベル ^{※2}	4,610mm以上	潤滑油サンプタンクレベル ^{※3}	500mm以上 (高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機においては390mm以上)	起動用空気圧縮貯槽圧力(自動用) ^{※3}	1.96MPa[gage]以上(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機においては2.26MPa[gage]以上)	3号炉	軽油タンクレベル ^{※2}	4,610mm以上	潤滑油サンプタンクレベル ^{※3}	420mm以上 (高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機においては390mm以上)	起動用空気圧縮貯槽圧力(自動用) ^{※3}	2.0MPa[gage]以上(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機においては2.3MPa[gage]以上)	<p>表63-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>判定値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">2号炉</td> <td>軽油タンクレベル^{※2}</td> <td>4,610mm以上</td> </tr> <tr> <td>潤滑油サンプタンクレベル^{※3}</td> <td>500mm以上 (高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機においては390mm以上)</td> </tr> <tr> <td>起動用空気圧縮貯槽圧力(自動用)^{※3}</td> <td>1.96MPa[gage]以上(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機においては2.26MPa[gage]以上)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">3号炉</td> <td>軽油タンクレベル^{※2}</td> <td>4,610mm以上</td> </tr> <tr> <td>潤滑油サンプタンクレベル^{※3}</td> <td>420mm以上 (高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機においては390mm以上)</td> </tr> <tr> <td>起動用空気圧縮貯槽圧力(自動用)^{※3}</td> <td>2.0MPa[gage]以上(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機においては2.3MPa[gage]以上)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	判定値	2号炉	軽油タンクレベル ^{※2}	4,610mm以上	潤滑油サンプタンクレベル ^{※3}	500mm以上 (高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機においては390mm以上)	起動用空気圧縮貯槽圧力(自動用) ^{※3}	1.96MPa[gage]以上(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機においては2.26MPa[gage]以上)	3号炉	軽油タンクレベル ^{※2}	4,610mm以上	潤滑油サンプタンクレベル ^{※3}	420mm以上 (高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機においては390mm以上)	起動用空気圧縮貯槽圧力(自動用) ^{※3}	2.0MPa[gage]以上(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機においては2.3MPa[gage]以上)	<p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 (1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定することから、運転段階の保安活動を第1編の規定とし、1号炉に係る記載を削除する)</p>
項目	判定値																																								
1号炉	軽油タンクレベル	5,240mm以上																																							
	潤滑油サンプタンクレベル ^{※3}	600mm以上																																							
	起動用空気圧縮貯槽圧力(自動用) ^{※3}	2.16MPa[gage]以上																																							
2号炉	軽油タンクレベル ^{※2}	4,610mm以上																																							
	潤滑油サンプタンクレベル ^{※3}	500mm以上 (高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機においては390mm以上)																																							
	起動用空気圧縮貯槽圧力(自動用) ^{※3}	1.96MPa[gage]以上(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機においては2.26MPa[gage]以上)																																							
3号炉	軽油タンクレベル ^{※2}	4,610mm以上																																							
	潤滑油サンプタンクレベル ^{※3}	420mm以上 (高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機においては390mm以上)																																							
	起動用空気圧縮貯槽圧力(自動用) ^{※3}	2.0MPa[gage]以上(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機においては2.3MPa[gage]以上)																																							
項目	判定値																																								
2号炉	軽油タンクレベル ^{※2}	4,610mm以上																																							
	潤滑油サンプタンクレベル ^{※3}	500mm以上 (高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機においては390mm以上)																																							
	起動用空気圧縮貯槽圧力(自動用) ^{※3}	1.96MPa[gage]以上(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機においては2.26MPa[gage]以上)																																							
3号炉	軽油タンクレベル ^{※2}	4,610mm以上																																							
	潤滑油サンプタンクレベル ^{※3}	420mm以上 (高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機においては390mm以上)																																							
	起動用空気圧縮貯槽圧力(自動用) ^{※3}	2.0MPa[gage]以上(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機においては2.3MPa[gage]以上)																																							
<p>※1：非常用ディーゼル発電機とは、<u>1号炉においてはA系、B系、2号炉および3号炉においてはA系、B系および高圧炉心スプレイ系のディーゼル発電機をいう。</u> ※2：軽油タンクレベルとは、A系およびB系の非常用ディーゼル発電機の各々の軽油タンクレベルをいう。 ※3：潤滑油サンプタンクレベルおよび起動用空気圧縮貯槽圧力(自動用)とは、<u>1号炉においてはA系、B系、2号炉および3号炉においてはA系、B系および高圧炉心スプレイ系の非常用ディーゼル発電機の各々の潤滑油サンプタンクレベル^{※4}および起動用空気圧縮貯槽圧力(自動用)をいう。</u> ※4：高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機においてはオイルパン油面とする。</p>	<p>※1：非常用ディーゼル発電機とは、A系、B系および高圧炉心スプレイ系のディーゼル発電機をいう。 ※2：軽油タンクレベルとは、A系およびB系の非常用ディーゼル発電機の各々の軽油タンクレベルをいう。 ※3：潤滑油サンプタンクレベルおよび起動用空気圧縮貯槽圧力(自動用)とは、A系、B系および高圧炉心スプレイ系の非常用ディーゼル発電機の各々の潤滑油サンプタンクレベル^{※4}および起動用空気圧縮貯槽圧力(自動用)をいう。 ※4：高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機においてはオイルパン油面とする。</p>																																								
<p>(省略)</p>	<p>(省略)</p>																																								

変更前	変更後	理由																																
<p>(直流電源その1)</p> <p>第64条 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、直流電源^{※1}は表64-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 直流電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため次の各号を実施する。</p> <p>(1) 電気課長は、定期検査において、直流電源（蓄電池および充電器^{※2}）の機能を確認し、その結果を発電管理課長に通知する。</p> <p>(2) 発電課長は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、<u>2系列（2号炉および3号炉においては3系列）</u>の蓄電池および充電器について、浮動充電時の蓄電池電圧が126V以上であることを1週間に1回確認する。</p> <p>3. 発電課長は、直流電源が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表64-2の措置を講じる。</p> <p>表64-1</p> <table border="1" data-bbox="160 667 1294 751"> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> <tr> <td>直流電源</td> <td><u>2系列（2号炉および3号炉においては3系列）</u>が動作可能であること</td> </tr> </table> <p>表64-2</p> <table border="1" data-bbox="160 825 1294 1213"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 直流電源1系列の蓄電池または充電器が動作不能の場合</td> <td>A1. 蓄電池または充電器を動作可能な状態に復旧する。 および A2. 残りの蓄電池および充電器が動作可能であることを確認する。</td> <td>10日間 速やかに</td> </tr> <tr> <td>B. 直流電源1系列の蓄電池および充電器が動作不能の場合</td> <td>B1. 直流電源母線の電源喪失とみなす。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>C. 条件AまたはBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>C1. 高温停止とする。 および C2. 冷温停止とする。</td> <td>24時間 36時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：直流電源とは、<u>1号炉においてはA系、B系、2号炉および3号炉においてはA系、B系および高圧炉心スプレイ系をいう。</u></p> <p>※2：充電器とは、充電器または予備充電器のいずれかをいい、両方が機能喪失となって動作不能となる。</p> <p>(直流電源その2)</p> <p>第65条 原子炉の状態が冷温停止および燃料交換において、直流電源^{※1}は表65-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 直流電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため次号を実施する。</p> <p>(1) 発電課長は、原子炉の状態が冷温停止および燃料交換において、第67条で要求される直流電源母線に接続する蓄電池および充電器^{※2}について、浮動充電時の蓄電池電圧が126V以上であることを1週間に1回確認する。</p> <p>(中略)</p> <p>※1：直流電源とは、<u>1号炉においてはA系、B系、2号炉および3号炉においてはA系、B系および高圧炉心スプレイ系をいう。</u></p> <p>※2：充電器とは、充電器または予備充電器のいずれかをいい、両方が機能喪失となって動作不能となる。</p>	項目	運転上の制限	直流電源	<u>2系列（2号炉および3号炉においては3系列）</u> が動作可能であること	条件	要求される措置	完了時間	A. 直流電源1系列の蓄電池または充電器が動作不能の場合	A1. 蓄電池または充電器を動作可能な状態に復旧する。 および A2. 残りの蓄電池および充電器が動作可能であることを確認する。	10日間 速やかに	B. 直流電源1系列の蓄電池および充電器が動作不能の場合	B1. 直流電源母線の電源喪失とみなす。	速やかに	C. 条件AまたはBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 高温停止とする。 および C2. 冷温停止とする。	24時間 36時間	<p>(直流電源その1)</p> <p>第64条 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、直流電源^{※1}は表64-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 直流電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため次の各号を実施する。</p> <p>(1) 電気課長は、定期検査において、直流電源（蓄電池および充電器^{※2}）の機能を確認し、その結果を発電管理課長に通知する。</p> <p>(2) 発電課長は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、3系列の蓄電池および充電器について、浮動充電時の蓄電池電圧が126V以上であることを1週間に1回確認する。</p> <p>3. 発電課長は、直流電源が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表64-2の措置を講じる。</p> <p>表64-1</p> <table border="1" data-bbox="1347 667 2481 751"> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> <tr> <td>直流電源</td> <td>3系列が動作可能であること</td> </tr> </table> <p>表64-2</p> <table border="1" data-bbox="1347 825 2481 1213"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 直流電源1系列の蓄電池または充電器が動作不能の場合</td> <td>A1. 蓄電池または充電器を動作可能な状態に復旧する。 および A2. 残りの蓄電池および充電器が動作可能であることを確認する。</td> <td>10日間 速やかに</td> </tr> <tr> <td>B. 直流電源1系列の蓄電池および充電器が動作不能の場合</td> <td>B1. 直流電源母線の電源喪失とみなす。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>C. 条件AまたはBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>C1. 高温停止とする。 および C2. 冷温停止とする。</td> <td>24時間 36時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：直流電源とは、A系、B系および高圧炉心スプレイ系をいう。</p> <p>※2：充電器とは、充電器または予備充電器のいずれかをいい、両方が機能喪失となって動作不能となる。</p> <p>(直流電源その2)</p> <p>第65条 原子炉の状態が冷温停止および燃料交換において、直流電源^{※1}は表65-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 直流電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため次号を実施する。</p> <p>(1) 発電課長は、原子炉の状態が冷温停止および燃料交換において、第67条で要求される直流電源母線に接続する蓄電池および充電器^{※2}について、浮動充電時の蓄電池電圧が126V以上であることを1週間に1回確認する。</p> <p>(中略)</p> <p>※1：直流電源とは、A系、B系および高圧炉心スプレイ系をいう。</p> <p>※2：充電器とは、充電器または予備充電器のいずれかをいい、両方が機能喪失となって動作不能となる。</p>	項目	運転上の制限	直流電源	3系列が動作可能であること	条件	要求される措置	完了時間	A. 直流電源1系列の蓄電池または充電器が動作不能の場合	A1. 蓄電池または充電器を動作可能な状態に復旧する。 および A2. 残りの蓄電池および充電器が動作可能であることを確認する。	10日間 速やかに	B. 直流電源1系列の蓄電池および充電器が動作不能の場合	B1. 直流電源母線の電源喪失とみなす。	速やかに	C. 条件AまたはBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 高温停止とする。 および C2. 冷温停止とする。	24時間 36時間	<p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 （1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定することから、運転段階の保安活動を第1編の規定とし、1号炉に係る記載を削除する）</p> <p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 （1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定することから、運転段階の保安活動を第1編の規定とし、1号炉に係る記載を削除する）</p>
項目	運転上の制限																																	
直流電源	<u>2系列（2号炉および3号炉においては3系列）</u> が動作可能であること																																	
条件	要求される措置	完了時間																																
A. 直流電源1系列の蓄電池または充電器が動作不能の場合	A1. 蓄電池または充電器を動作可能な状態に復旧する。 および A2. 残りの蓄電池および充電器が動作可能であることを確認する。	10日間 速やかに																																
B. 直流電源1系列の蓄電池および充電器が動作不能の場合	B1. 直流電源母線の電源喪失とみなす。	速やかに																																
C. 条件AまたはBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 高温停止とする。 および C2. 冷温停止とする。	24時間 36時間																																
項目	運転上の制限																																	
直流電源	3系列が動作可能であること																																	
条件	要求される措置	完了時間																																
A. 直流電源1系列の蓄電池または充電器が動作不能の場合	A1. 蓄電池または充電器を動作可能な状態に復旧する。 および A2. 残りの蓄電池および充電器が動作可能であることを確認する。	10日間 速やかに																																
B. 直流電源1系列の蓄電池および充電器が動作不能の場合	B1. 直流電源母線の電源喪失とみなす。	速やかに																																
C. 条件AまたはBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 高温停止とする。 および C2. 冷温停止とする。	24時間 36時間																																

変更前	変更後	理由																																																																										
<p>(所内電源系統その1) 第66条 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、所内電源系統は表66-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、送電線事故等による瞬停時を除く。 2. 所内電源系統が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため次号を実施する。 (1) 発電課長は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、電源母線が受電されていることを1週間に1回確認する。 3. 発電課長は、所内電源系統が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表66-2の措置を講じる。</p> <p>表66-1</p> <table border="1" data-bbox="160 562 1294 842"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">運転上の制限（受電されている系統数）</th> </tr> <tr> <th>1号炉</th> <th>2号炉および3号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">所内電源系統</td> <td>(1)非常用交流高圧電源母線</td> <td>2系統^{※1}</td> <td>3系統^{※2}</td> </tr> <tr> <td>(2)直流電源母線</td> <td>2系統^{※1}</td> <td>3系統^{※2}</td> </tr> <tr> <td>(3)原子炉保護系母線 (2号炉および3号炉においては無停電交流電源母線)</td> <td>2系統^{※1}</td> <td>2系統^{※1}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：2系統とは、A系およびB系をいう。 ※2：3系統とは、A系、B系および高圧炉心スプレイ系をいう。</p> <p>表66-2</p> <table border="1" data-bbox="160 978 1294 1541"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 非常用交流高圧電源母線の1系統が電源喪失の場合（高圧炉心スプレイ系母線を除く）</td> <td>A1. 非常用交流高圧電源母線を受電可能な状態に復旧する。</td> <td>8時間</td> </tr> <tr> <td>B. 原子炉保護系母線の1系統が電源喪失の場合</td> <td>B1. 原子炉保護系母線を受電可能な状態に復旧する。</td> <td>2時間</td> </tr> <tr> <td>C. 直流電源母線の1系統が電源喪失の場合（高圧炉心スプレイ系母線を除く）</td> <td>C1. 直流電源母線を受電可能な状態に復旧する。</td> <td>2時間</td> </tr> <tr> <td>D. 高圧炉心スプレイ系の非常用交流高圧電源母線または高圧炉心スプレイ系の直流電源母線が電源喪失の場合</td> <td>D1. 高圧炉心スプレイ系を動作不能とみなす。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>E. 条件A, B, CまたはDで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>E1. 高温停止とする。 および E2. 冷温停止とする。</td> <td>24時間 36時間</td> </tr> <tr> <td>F. 非常用交流高圧電源母線、原子炉保護系母線または直流電源母線の2系統以上が電源喪失の場合</td> <td>F1. 高温停止とする。 および F2. 冷温停止とする。</td> <td>24時間 36時間</td> </tr> </tbody> </table>	項目		運転上の制限（受電されている系統数）		1号炉	2号炉および3号炉	所内電源系統	(1)非常用交流高圧電源母線	2系統 ^{※1}	3系統 ^{※2}	(2)直流電源母線	2系統 ^{※1}	3系統 ^{※2}	(3)原子炉保護系母線 (2号炉および3号炉においては無停電交流電源母線)	2系統 ^{※1}	2系統 ^{※1}	条件	要求される措置	完了時間	A. 非常用交流高圧電源母線の1系統が電源喪失の場合（高圧炉心スプレイ系母線を除く）	A1. 非常用交流高圧電源母線を受電可能な状態に復旧する。	8時間	B. 原子炉保護系母線の1系統が電源喪失の場合	B1. 原子炉保護系母線を受電可能な状態に復旧する。	2時間	C. 直流電源母線の1系統が電源喪失の場合（高圧炉心スプレイ系母線を除く）	C1. 直流電源母線を受電可能な状態に復旧する。	2時間	D. 高圧炉心スプレイ系の非常用交流高圧電源母線または高圧炉心スプレイ系の直流電源母線が電源喪失の場合	D1. 高圧炉心スプレイ系を動作不能とみなす。	速やかに	E. 条件A, B, CまたはDで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	E1. 高温停止とする。 および E2. 冷温停止とする。	24時間 36時間	F. 非常用交流高圧電源母線、原子炉保護系母線または直流電源母線の2系統以上が電源喪失の場合	F1. 高温停止とする。 および F2. 冷温停止とする。	24時間 36時間	<p>(所内電源系統その1) 第66条 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、所内電源系統は表66-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、送電線事故等による瞬停時を除く。 2. 所内電源系統が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため次号を実施する。 (1) 発電課長は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、電源母線が受電されていることを1週間に1回確認する。 3. 発電課長は、所内電源系統が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表66-2の措置を講じる。</p> <p>表66-1</p> <table border="1" data-bbox="1347 562 2436 785"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">運転上の制限（受電されている系統数）</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">所内電源系統</td> <td>(1)非常用交流高圧電源母線</td> <td colspan="2">3系統^{※1}</td> </tr> <tr> <td>(2)直流電源母線</td> <td colspan="2">3系統^{※1}</td> </tr> <tr> <td>(3)無停電交流電源母線</td> <td colspan="2">2系統^{※2}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：3系統とは、A系、B系および高圧炉心スプレイ系をいう。 ※2：2系統とは、A系およびB系をいう。</p> <p>表66-2</p> <table border="1" data-bbox="1347 978 2472 1541"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 非常用交流高圧電源母線の1系統が電源喪失の場合（高圧炉心スプレイ系母線を除く）</td> <td>A1. 非常用交流高圧電源母線を受電可能な状態に復旧する。</td> <td>8時間</td> </tr> <tr> <td>B. 無停電交流電源母線の1系統が電源喪失の場合</td> <td>B1. 無停電交流電源母線を受電可能な状態に復旧する。</td> <td>2時間</td> </tr> <tr> <td>C. 直流電源母線の1系統が電源喪失の場合（高圧炉心スプレイ系母線を除く）</td> <td>C1. 直流電源母線を受電可能な状態に復旧する。</td> <td>2時間</td> </tr> <tr> <td>D. 高圧炉心スプレイ系の非常用交流高圧電源母線または高圧炉心スプレイ系の直流電源母線が電源喪失の場合</td> <td>D1. 高圧炉心スプレイ系を動作不能とみなす。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>E. 条件A, B, CまたはDで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>E1. 高温停止とする。 および E2. 冷温停止とする。</td> <td>24時間 36時間</td> </tr> <tr> <td>F. 非常用交流高圧電源母線、無停電交流電源母線または直流電源母線の2系統以上が電源喪失の場合</td> <td>F1. 高温停止とする。 および F2. 冷温停止とする。</td> <td>24時間 36時間</td> </tr> </tbody> </table>	項目		運転上の制限（受電されている系統数）				所内電源系統	(1)非常用交流高圧電源母線	3系統 ^{※1}		(2)直流電源母線	3系統 ^{※1}		(3)無停電交流電源母線	2系統 ^{※2}		条件	要求される措置	完了時間	A. 非常用交流高圧電源母線の1系統が電源喪失の場合（高圧炉心スプレイ系母線を除く）	A1. 非常用交流高圧電源母線を受電可能な状態に復旧する。	8時間	B. 無停電交流電源母線の1系統が電源喪失の場合	B1. 無停電交流電源母線を受電可能な状態に復旧する。	2時間	C. 直流電源母線の1系統が電源喪失の場合（高圧炉心スプレイ系母線を除く）	C1. 直流電源母線を受電可能な状態に復旧する。	2時間	D. 高圧炉心スプレイ系の非常用交流高圧電源母線または高圧炉心スプレイ系の直流電源母線が電源喪失の場合	D1. 高圧炉心スプレイ系を動作不能とみなす。	速やかに	E. 条件A, B, CまたはDで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	E1. 高温停止とする。 および E2. 冷温停止とする。	24時間 36時間	F. 非常用交流高圧電源母線、無停電交流電源母線または直流電源母線の2系統以上が電源喪失の場合	F1. 高温停止とする。 および F2. 冷温停止とする。	24時間 36時間	<p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 (1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定することから、運転段階の保安活動を第1編の規定とし、1号炉に係る記載を削除する)</p>
項目			運転上の制限（受電されている系統数）																																																																									
		1号炉	2号炉および3号炉																																																																									
所内電源系統	(1)非常用交流高圧電源母線	2系統 ^{※1}	3系統 ^{※2}																																																																									
	(2)直流電源母線	2系統 ^{※1}	3系統 ^{※2}																																																																									
	(3)原子炉保護系母線 (2号炉および3号炉においては無停電交流電源母線)	2系統 ^{※1}	2系統 ^{※1}																																																																									
条件	要求される措置	完了時間																																																																										
A. 非常用交流高圧電源母線の1系統が電源喪失の場合（高圧炉心スプレイ系母線を除く）	A1. 非常用交流高圧電源母線を受電可能な状態に復旧する。	8時間																																																																										
B. 原子炉保護系母線の1系統が電源喪失の場合	B1. 原子炉保護系母線を受電可能な状態に復旧する。	2時間																																																																										
C. 直流電源母線の1系統が電源喪失の場合（高圧炉心スプレイ系母線を除く）	C1. 直流電源母線を受電可能な状態に復旧する。	2時間																																																																										
D. 高圧炉心スプレイ系の非常用交流高圧電源母線または高圧炉心スプレイ系の直流電源母線が電源喪失の場合	D1. 高圧炉心スプレイ系を動作不能とみなす。	速やかに																																																																										
E. 条件A, B, CまたはDで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	E1. 高温停止とする。 および E2. 冷温停止とする。	24時間 36時間																																																																										
F. 非常用交流高圧電源母線、原子炉保護系母線または直流電源母線の2系統以上が電源喪失の場合	F1. 高温停止とする。 および F2. 冷温停止とする。	24時間 36時間																																																																										
項目		運転上の制限（受電されている系統数）																																																																										
所内電源系統	(1)非常用交流高圧電源母線	3系統 ^{※1}																																																																										
	(2)直流電源母線	3系統 ^{※1}																																																																										
	(3)無停電交流電源母線	2系統 ^{※2}																																																																										
条件	要求される措置	完了時間																																																																										
A. 非常用交流高圧電源母線の1系統が電源喪失の場合（高圧炉心スプレイ系母線を除く）	A1. 非常用交流高圧電源母線を受電可能な状態に復旧する。	8時間																																																																										
B. 無停電交流電源母線の1系統が電源喪失の場合	B1. 無停電交流電源母線を受電可能な状態に復旧する。	2時間																																																																										
C. 直流電源母線の1系統が電源喪失の場合（高圧炉心スプレイ系母線を除く）	C1. 直流電源母線を受電可能な状態に復旧する。	2時間																																																																										
D. 高圧炉心スプレイ系の非常用交流高圧電源母線または高圧炉心スプレイ系の直流電源母線が電源喪失の場合	D1. 高圧炉心スプレイ系を動作不能とみなす。	速やかに																																																																										
E. 条件A, B, CまたはDで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	E1. 高温停止とする。 および E2. 冷温停止とする。	24時間 36時間																																																																										
F. 非常用交流高圧電源母線、無停電交流電源母線または直流電源母線の2系統以上が電源喪失の場合	F1. 高温停止とする。 および F2. 冷温停止とする。	24時間 36時間																																																																										

変更前	変更後	理由																				
<p>(所内電源系統その2) 第67条 原子炉の状態が冷温停止および燃料交換において、所内電源系統は表67-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、送電線事故等による瞬停時を除く。 2. 所内電源系統が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため次号を実施する。 (1) 発電課長は、原子炉の状態が冷温停止および燃料交換において、第27条、第35条、第36条および第40条で要求される設備の維持に必要な非常用交流高圧電源母線、直流電源母線および原子炉保護系母線が受電されていることを1週間に1回確認する。 3. 発電課長は、所内電源系統が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合は、表67-2の措置を講じる。</p> <p>表67-1</p> <table border="1" data-bbox="160 632 1294 779"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所内電源系統</td> <td>第27条、第35条、第36条および第40条で要求される設備の維持に必要な非常用交流高圧電源母線、直流電源母線および原子炉保護系母線が受電されていること</td> </tr> </tbody> </table> <p>表67-2</p> <table border="1" data-bbox="160 848 1294 1335"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 要求される非常用交流高圧電源母線 または 原子炉保護系母線 または 直流電源母線の電源喪失の場合</td> <td>A1. 要求される所内電源系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A2. 炉心変更を中止する。 および A3. 原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業を中止する。 および A4. 要求される原子炉停止時冷却系を動作不能とみなす。 および A5. 有効燃料頂部以下の高さで原子炉压力容器に接続している配管について、原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する隔離弁の開操作を禁止する。</td> <td>速やかに 速やかに 速やかに 速やかに 速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	所内電源系統	第27条、第35条、第36条および第40条で要求される設備の維持に必要な非常用交流高圧電源母線、直流電源母線および原子炉保護系母線が受電されていること	条件	要求される措置	完了時間	A. 要求される非常用交流高圧電源母線 または 原子炉保護系母線 または 直流電源母線の電源喪失の場合	A1. 要求される所内電源系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A2. 炉心変更を中止する。 および A3. 原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業を中止する。 および A4. 要求される原子炉停止時冷却系を動作不能とみなす。 および A5. 有効燃料頂部以下の高さで原子炉压力容器に接続している配管について、原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する隔離弁の開操作を禁止する。	速やかに 速やかに 速やかに 速やかに 速やかに	<p>(所内電源系統その2) 第67条 原子炉の状態が冷温停止および燃料交換において、所内電源系統は表67-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、送電線事故等による瞬停時を除く。 2. 所内電源系統が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため次号を実施する。 (1) 発電課長は、原子炉の状態が冷温停止および燃料交換において、第27条、第35条、第36条および第40条で要求される設備の維持に必要な非常用交流高圧電源母線、直流電源母線および無停電交流電源母線が受電されていることを1週間に1回確認する。 3. 発電課長は、所内電源系統が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合は、表67-2の措置を講じる。</p> <p>表67-1</p> <table border="1" data-bbox="1347 632 2481 779"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所内電源系統</td> <td>第27条、第35条、第36条および第40条で要求される設備の維持に必要な非常用交流高圧電源母線、直流電源母線および無停電交流電源母線が受電されていること</td> </tr> </tbody> </table> <p>表67-2</p> <table border="1" data-bbox="1347 848 2481 1335"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 要求される非常用交流高圧電源母線 または 無停電交流電源母線 または 直流電源母線の電源喪失の場合</td> <td>A1. 要求される所内電源系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A2. 炉心変更を中止する。 および A3. 原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業を中止する。 および A4. 要求される原子炉停止時冷却系を動作不能とみなす。 および A5. 有効燃料頂部以下の高さで原子炉压力容器に接続している配管について、原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する隔離弁の開操作を禁止する。</td> <td>速やかに 速やかに 速やかに 速やかに 速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	所内電源系統	第27条、第35条、第36条および第40条で要求される設備の維持に必要な非常用交流高圧電源母線、直流電源母線および無停電交流電源母線が受電されていること	条件	要求される措置	完了時間	A. 要求される非常用交流高圧電源母線 または 無停電交流電源母線 または 直流電源母線の電源喪失の場合	A1. 要求される所内電源系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A2. 炉心変更を中止する。 および A3. 原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業を中止する。 および A4. 要求される原子炉停止時冷却系を動作不能とみなす。 および A5. 有効燃料頂部以下の高さで原子炉压力容器に接続している配管について、原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する隔離弁の開操作を禁止する。	速やかに 速やかに 速やかに 速やかに 速やかに	<p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 (1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定することから、運転段階の保安活動を第1編の規定とし、1号炉に係る記載を削除する)</p>
項目	運転上の制限																					
所内電源系統	第27条、第35条、第36条および第40条で要求される設備の維持に必要な非常用交流高圧電源母線、直流電源母線および原子炉保護系母線が受電されていること																					
条件	要求される措置	完了時間																				
A. 要求される非常用交流高圧電源母線 または 原子炉保護系母線 または 直流電源母線の電源喪失の場合	A1. 要求される所内電源系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A2. 炉心変更を中止する。 および A3. 原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業を中止する。 および A4. 要求される原子炉停止時冷却系を動作不能とみなす。 および A5. 有効燃料頂部以下の高さで原子炉压力容器に接続している配管について、原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する隔離弁の開操作を禁止する。	速やかに 速やかに 速やかに 速やかに 速やかに																				
項目	運転上の制限																					
所内電源系統	第27条、第35条、第36条および第40条で要求される設備の維持に必要な非常用交流高圧電源母線、直流電源母線および無停電交流電源母線が受電されていること																					
条件	要求される措置	完了時間																				
A. 要求される非常用交流高圧電源母線 または 無停電交流電源母線 または 直流電源母線の電源喪失の場合	A1. 要求される所内電源系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A2. 炉心変更を中止する。 および A3. 原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業を中止する。 および A4. 要求される原子炉停止時冷却系を動作不能とみなす。 および A5. 有効燃料頂部以下の高さで原子炉压力容器に接続している配管について、原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する隔離弁の開操作を禁止する。	速やかに 速やかに 速やかに 速やかに 速やかに																				

変更前	変更後	理由								
<p>(複数の制御棒引き抜きを伴う検査)</p> <p>第70条 原子炉の状態が高温停止、冷温停止および燃料交換において原子炉モードスイッチを起動位置にして複数の制御棒を引き抜く検査を行う場合は、表70-1で定める事項を運転上の制限とする。この時、他の運転上の制限については、原子炉の状態が各々高温停止、冷温停止または燃料交換であるものとみなして適用するものとし、原子炉の状態が起動であるとはみなさない。</p> <p>(中略)</p> <p>表70-2</p> <table border="1" data-bbox="160 541 1291 1507"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 下記の原子炉保護系計装および中性子源領域モニタ計装の要素が動作不能でないことを管理的手段により確認する。 <ul style="list-style-type: none"> ・中間領域モニタ（1号炉） <ul style="list-style-type: none"> 中性子束高 機器動作不能 ・起動領域モニタ（2号炉および3号炉） <ul style="list-style-type: none"> (1) 原子炉の状態が燃料交換での検査の場合 <ul style="list-style-type: none"> 中性子計数率高 機器動作不能 (2) 原子炉の状態が高温停止および冷温停止での検査の場合 <ul style="list-style-type: none"> 中性子計数率高 機器動作不能 または <ul style="list-style-type: none"> 原子炉周期（ペリオド）短 機器動作不能 ・平均出力領域モニタ（原子炉の状態が高温停止および冷温停止での検査の場合） <ul style="list-style-type: none"> 中性子束高 機器動作不能 ・中性子源領域モニタ（1号炉）（原子炉の状態が燃料交換での検査の場合） <ul style="list-style-type: none"> 中性子計数率高 機器動作不能 ・スクラム排出容器水位高 ・地震加速度大 ・原子炉モードスイッチ「停止」位置 ・スクラム回路 </td> <td>最初の制御棒引き抜き開始前</td> </tr> </tbody> </table> <p>(省略)</p> <p>(異常時の措置)</p> <p>第78条 発電課長は、第77条第1項の異常が発生した場合は、異常の状況・機器の動作状況等を確認するとともに、原因の除去、拡大防止のために必要な措置を講じる。</p> <p>2. 発電課長は、第1項の必要な措置を講じるにあたっては、添付1に示す「原子炉がスクラムした場合の運転操作手順」に従って実施する。</p> <p>(省略)</p>	項目	頻度	1. 下記の原子炉保護系計装および中性子源領域モニタ計装の要素が動作不能でないことを管理的手段により確認する。 <ul style="list-style-type: none"> ・中間領域モニタ（1号炉） <ul style="list-style-type: none"> 中性子束高 機器動作不能 ・起動領域モニタ（2号炉および3号炉） <ul style="list-style-type: none"> (1) 原子炉の状態が燃料交換での検査の場合 <ul style="list-style-type: none"> 中性子計数率高 機器動作不能 (2) 原子炉の状態が高温停止および冷温停止での検査の場合 <ul style="list-style-type: none"> 中性子計数率高 機器動作不能 または <ul style="list-style-type: none"> 原子炉周期（ペリオド）短 機器動作不能 ・平均出力領域モニタ（原子炉の状態が高温停止および冷温停止での検査の場合） <ul style="list-style-type: none"> 中性子束高 機器動作不能 ・中性子源領域モニタ（1号炉）（原子炉の状態が燃料交換での検査の場合） <ul style="list-style-type: none"> 中性子計数率高 機器動作不能 ・スクラム排出容器水位高 ・地震加速度大 ・原子炉モードスイッチ「停止」位置 ・スクラム回路 	最初の制御棒引き抜き開始前	<p>(複数の制御棒引き抜きを伴う検査)</p> <p>第70条 原子炉の状態が高温停止、冷温停止および燃料交換において原子炉モードスイッチを起動位置にして複数の制御棒を引き抜く検査を行う場合は、表70-1で定める事項を運転上の制限とする。この時、他の運転上の制限については、原子炉の状態が各々高温停止、冷温停止または燃料交換であるものとみなして適用するものとし、原子炉の状態が起動であるとはみなさない。</p> <p>(中略)</p> <p>表70-2</p> <table border="1" data-bbox="1338 541 2469 1507"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 下記の原子炉保護系計装および起動領域モニタ（中性子源領域）計装の要素が動作不能でないことを管理的手段により確認する。 <ul style="list-style-type: none"> ・起動領域モニタ <ul style="list-style-type: none"> (1) 原子炉の状態が燃料交換での検査の場合 <ul style="list-style-type: none"> 中性子計数率高 機器動作不能 (2) 原子炉の状態が高温停止および冷温停止での検査の場合 <ul style="list-style-type: none"> 中性子計数率高 機器動作不能 または <ul style="list-style-type: none"> 原子炉周期（ペリオド）短 機器動作不能 ・平均出力領域モニタ（原子炉の状態が高温停止および冷温停止での検査の場合） <ul style="list-style-type: none"> 中性子束高 機器動作不能 ・スクラム排出容器水位高 ・地震加速度大 ・原子炉モードスイッチ「停止」位置 ・スクラム回路 </td> <td>最初の制御棒引き抜き開始前</td> </tr> </tbody> </table> <p>(省略)</p> <p>(異常時の措置)</p> <p>第78条 発電課長は、第77条第1項の異常が発生した場合は、異常の状況・機器の動作状況等を確認するとともに、原因の除去、拡大防止のために必要な措置を講じる。</p> <p>2. 発電課長は、第1項の必要な措置を講じるにあたっては、添付1-1に示す「原子炉がスクラムした場合の運転操作手順」に従って実施する。</p> <p>(省略)</p>	項目	頻度	1. 下記の原子炉保護系計装および起動領域モニタ（中性子源領域）計装の要素が動作不能でないことを管理的手段により確認する。 <ul style="list-style-type: none"> ・起動領域モニタ <ul style="list-style-type: none"> (1) 原子炉の状態が燃料交換での検査の場合 <ul style="list-style-type: none"> 中性子計数率高 機器動作不能 (2) 原子炉の状態が高温停止および冷温停止での検査の場合 <ul style="list-style-type: none"> 中性子計数率高 機器動作不能 または <ul style="list-style-type: none"> 原子炉周期（ペリオド）短 機器動作不能 ・平均出力領域モニタ（原子炉の状態が高温停止および冷温停止での検査の場合） <ul style="list-style-type: none"> 中性子束高 機器動作不能 ・スクラム排出容器水位高 ・地震加速度大 ・原子炉モードスイッチ「停止」位置 ・スクラム回路 	最初の制御棒引き抜き開始前	<p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 (1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定することから、運転段階の保安活動を第1編の規定とし、1号炉に係る記載を削除する)</p> <p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 (1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定することから、運転段階の保安活動を第1編の規定とし、1号炉に係る記載を削除する)</p>
項目	頻度									
1. 下記の原子炉保護系計装および中性子源領域モニタ計装の要素が動作不能でないことを管理的手段により確認する。 <ul style="list-style-type: none"> ・中間領域モニタ（1号炉） <ul style="list-style-type: none"> 中性子束高 機器動作不能 ・起動領域モニタ（2号炉および3号炉） <ul style="list-style-type: none"> (1) 原子炉の状態が燃料交換での検査の場合 <ul style="list-style-type: none"> 中性子計数率高 機器動作不能 (2) 原子炉の状態が高温停止および冷温停止での検査の場合 <ul style="list-style-type: none"> 中性子計数率高 機器動作不能 または <ul style="list-style-type: none"> 原子炉周期（ペリオド）短 機器動作不能 ・平均出力領域モニタ（原子炉の状態が高温停止および冷温停止での検査の場合） <ul style="list-style-type: none"> 中性子束高 機器動作不能 ・中性子源領域モニタ（1号炉）（原子炉の状態が燃料交換での検査の場合） <ul style="list-style-type: none"> 中性子計数率高 機器動作不能 ・スクラム排出容器水位高 ・地震加速度大 ・原子炉モードスイッチ「停止」位置 ・スクラム回路 	最初の制御棒引き抜き開始前									
項目	頻度									
1. 下記の原子炉保護系計装および起動領域モニタ（中性子源領域）計装の要素が動作不能でないことを管理的手段により確認する。 <ul style="list-style-type: none"> ・起動領域モニタ <ul style="list-style-type: none"> (1) 原子炉の状態が燃料交換での検査の場合 <ul style="list-style-type: none"> 中性子計数率高 機器動作不能 (2) 原子炉の状態が高温停止および冷温停止での検査の場合 <ul style="list-style-type: none"> 中性子計数率高 機器動作不能 または <ul style="list-style-type: none"> 原子炉周期（ペリオド）短 機器動作不能 ・平均出力領域モニタ（原子炉の状態が高温停止および冷温停止での検査の場合） <ul style="list-style-type: none"> 中性子束高 機器動作不能 ・スクラム排出容器水位高 ・地震加速度大 ・原子炉モードスイッチ「停止」位置 ・スクラム回路 	最初の制御棒引き抜き開始前									

変更前	変更後	理由																
<p>（使用済燃料の貯蔵） 第86条 原子燃料課長は、使用済燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。 （1）各号炉の使用済燃料を表86に定める使用済燃料プールに貯蔵すること。 （2）使用済燃料プールの目につきやすい場所に貯蔵上の注意事項を掲示すること。 （3）燃料交換機を使用すること。 （4）使用済燃料プールにおいて燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。</p> <p>表86</p> <table border="1" data-bbox="160 499 1291 676"> <thead> <tr> <th>各号炉の使用済燃料</th> <th>貯蔵可能な使用済燃料プール</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号炉</td> <td><u>1号炉</u>、2号炉^{※1}、3号炉^{※1}</td> </tr> <tr> <td>2号炉</td> <td>2号炉</td> </tr> <tr> <td>3号炉</td> <td>3号炉</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1号炉の使用済燃料プールで42ヶ月以上冷却した燃料を貯蔵する。</p>	各号炉の使用済燃料	貯蔵可能な使用済燃料プール	1号炉	<u>1号炉</u> 、2号炉 ^{※1} 、3号炉 ^{※1}	2号炉	2号炉	3号炉	3号炉	<p>（使用済燃料の貯蔵） 第86条 原子燃料課長は、使用済燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。 （1）各号炉の使用済燃料を表86に定める使用済燃料プールに貯蔵すること。 （2）使用済燃料プールの目につきやすい場所に貯蔵上の注意事項を掲示すること。 （3）燃料交換機を使用すること。 （4）使用済燃料プールにおいて燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。</p> <p>表86</p> <table border="1" data-bbox="1338 499 2469 676"> <thead> <tr> <th>各号炉の使用済燃料</th> <th>貯蔵可能な使用済燃料プール</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号炉</td> <td>2号炉^{※1}、3号炉^{※1}</td> </tr> <tr> <td>2号炉</td> <td>2号炉</td> </tr> <tr> <td>3号炉</td> <td>3号炉</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1号炉の使用済燃料プールで42ヶ月以上冷却した燃料を貯蔵する。</p>	各号炉の使用済燃料	貯蔵可能な使用済燃料プール	1号炉	2号炉 ^{※1} 、3号炉 ^{※1}	2号炉	2号炉	3号炉	3号炉	<p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 （1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定することから、運転段階の保安活動を第1編の規定とし、1号炉に係る記載を削除する）</p>
各号炉の使用済燃料	貯蔵可能な使用済燃料プール																	
1号炉	<u>1号炉</u> 、2号炉 ^{※1} 、3号炉 ^{※1}																	
2号炉	2号炉																	
3号炉	3号炉																	
各号炉の使用済燃料	貯蔵可能な使用済燃料プール																	
1号炉	2号炉 ^{※1} 、3号炉 ^{※1}																	
2号炉	2号炉																	
3号炉	3号炉																	

変更前	変更後	理由
<p style="text-align: center;">第6章 放射性廃棄物管理</p> <p>（放射性固体廃棄物の管理）</p> <p>第88条 各課長は、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施した上で、当該の廃棄施設等に貯蔵^{*1}または保管する。</p> <p>（1）濃縮廃液（3号炉ランドリドレン系の蒸発濃縮装置から発生した濃縮廃液は除く。）は、発電管理課長が固化装置でドラム缶等の容器に固型化し、輸送・固体廃棄物管理課長が固体廃棄物貯蔵所（以下、本条において「貯蔵所」という。）に保管する。 3号炉ランドリドレン系の蒸発濃縮装置から発生した濃縮廃液は、発電管理課長が固体廃棄物焼却設備（以下、本条において「焼却炉」という。）で焼却し、焼却灰をドラム缶等の容器に封入した上で、輸送・固体廃棄物管理課長が貯蔵所に保管する。</p> <p>（2）原子炉内で照射された使用済制御棒、チャンネルボックス等は、原子燃料課長が使用済燃料プールに貯蔵するかまたは輸送・固体廃棄物管理課長がサイトバンカに保管する。ただし、封入またはしゃへい等の措置により輸送・固体廃棄物管理課長が貯蔵所に保管することができる。</p> <p>（3）使用済樹脂およびフィルタスラッジ等は、発電管理課長が使用済樹脂貯蔵タンク等に貯蔵、もしくはドラム缶等の容器に封入または固化装置でドラム缶等の容器に固型化し、輸送・固体廃棄物管理課長が貯蔵所に保管する。 または発電管理課長が焼却炉で焼却し、焼却灰をドラム缶等の容器に封入した上で、輸送・固体廃棄物管理課長が貯蔵所に保管する。</p> <p>（4）その他の雑固体廃棄物は、各課長がドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置を講じ、輸送・固体廃棄物管理課長が貯蔵所または雑固体廃棄物保管室（以下、本条において「保管室」という。）に保管する。なお、ドラム缶等の容器に封入するにあたっては、以下の処理を行うことができる。 イ. 焼却する場合は、発電管理課長が焼却炉で焼却する。 ロ. 圧縮減容する場合は、発電管理課長が減容装置で圧縮減容する。</p> <p>2. 各課長は、放射性固体廃棄物を封入または固型化したドラム缶等の容器には、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ表121-1の放射性固体廃棄物に係る記録と照合できる整理番号をつける。</p> <p>3. 各課長は、次の事項を確認するとともに、その結果異常が認められた場合には必要な措置を講じる。 （1）輸送・固体廃棄物管理課長は、貯蔵所における放射性固体廃棄物の保管状況を確認するために、1週間に1回貯蔵所を巡視するとともに、3ヶ月に1回保管量を確認する。 （2）発電管理課長は、使用済樹脂貯蔵タンク等における使用済樹脂およびフィルタスラッジ等の貯蔵状況を監視し、3ヶ月に1回貯蔵量を確認する。 （3）輸送・固体廃棄物管理課長は、サイトバンカにおける原子炉内で照射された使用済制御棒、チャンネルボックス等の保管状況および保管室における放射性固体廃棄物の保管状況を確認するために、1ヶ月に1回サイトバンカおよび保管室を巡視するとともに、3ヶ月に1回保管量を確認する。また、原子燃料課長は使用済燃料プールにおける原子炉内で照射された使用済制御棒、チャンネルボックス等について、3ヶ月に1回貯蔵量を確認する。</p> <p>4. 輸送・固体廃棄物管理課長は貯蔵所、サイトバンカおよび雑固体廃棄物保管室の目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。</p> <p style="text-align: center;">（省略）</p>	<p style="text-align: center;">第6章 放射性廃棄物管理</p> <p>（放射性固体廃棄物の管理）</p> <p>第88条 各課長は、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施した上で、当該の廃棄施設等に貯蔵^{*1}または保管する。</p> <p>（1）濃縮廃液（3号炉ランドリドレン系の蒸発濃縮装置から発生した濃縮廃液は除く。）は、発電管理課長が固化装置でドラム缶等の容器に固型化し、輸送・固体廃棄物管理課長が固体廃棄物貯蔵所（以下、本条において「貯蔵所」という。）に保管する。 3号炉ランドリドレン系の蒸発濃縮装置から発生した濃縮廃液は、発電管理課長が固体廃棄物焼却設備（以下、本条において「焼却炉」という。）で焼却し、焼却灰をドラム缶等の容器に封入した上で、輸送・固体廃棄物管理課長が貯蔵所に保管する。</p> <p>（2）原子炉内で照射された使用済制御棒、チャンネルボックス等は、原子燃料課長が使用済燃料プールに貯蔵するかまたは輸送・固体廃棄物管理課長がサイトバンカに保管する。ただし、封入またはしゃへい等の措置により輸送・固体廃棄物管理課長が貯蔵所に保管することができる。</p> <p>（3）使用済樹脂およびフィルタスラッジ等は、発電管理課長が使用済樹脂貯蔵槽等に貯蔵、もしくはドラム缶等の容器に封入または固化装置でドラム缶等の容器に固型化し、輸送・固体廃棄物管理課長が貯蔵所に保管する。 または発電管理課長が焼却炉で焼却し、焼却灰をドラム缶等の容器に封入した上で、輸送・固体廃棄物管理課長が貯蔵所に保管する。</p> <p>（4）その他の雑固体廃棄物は、各課長がドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置を講じ、輸送・固体廃棄物管理課長が貯蔵所または雑固体廃棄物保管室（以下、本条において「保管室」という。）に保管する。なお、ドラム缶等の容器に封入するにあたっては、以下の処理を行うことができる。 イ. 焼却する場合は、発電管理課長が焼却炉で焼却する。 ロ. 圧縮減容する場合は、発電管理課長が減容装置で圧縮減容する。</p> <p>2. 各課長は、放射性固体廃棄物を封入または固型化したドラム缶等の容器には、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ表121-1の放射性固体廃棄物に係る記録と照合できる整理番号をつける。</p> <p>3. 各課長は、次の事項を確認するとともに、その結果異常が認められた場合には必要な措置を講じる。 （1）輸送・固体廃棄物管理課長は、貯蔵所における放射性固体廃棄物の保管状況を確認するために、1週間に1回貯蔵所を巡視するとともに、3ヶ月に1回保管量を確認する。 （2）発電管理課長は、使用済樹脂貯蔵槽等における使用済樹脂およびフィルタスラッジ等の貯蔵状況を監視し、3ヶ月に1回貯蔵量を確認する。 （3）輸送・固体廃棄物管理課長は、サイトバンカにおける原子炉内で照射された使用済制御棒、チャンネルボックス等の保管状況および保管室における放射性固体廃棄物の保管状況を確認するために、1ヶ月に1回サイトバンカおよび保管室を巡視するとともに、3ヶ月に1回保管量を確認する。また、原子燃料課長は使用済燃料プールにおける原子炉内で照射された使用済制御棒、チャンネルボックス等について、3ヶ月に1回貯蔵量を確認する。</p> <p>4. 輸送・固体廃棄物管理課長は貯蔵所、サイトバンカおよび保管室の目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。</p> <p style="text-align: center;">（省略）</p>	<p style="text-align: center;">理由</p> <p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 （1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定することから、運転段階の保安活動を第1編の規定とし、1号炉に係る記載を削除する）</p> <p>記載の適正化 （（以下、本条において「保管室」という）の読み替えとの整合）</p>

変更前	変更後	理由
	<p><u>(放射性廃棄物でない廃棄物の管理)</u> <u>第88条の2 「原子力施設において設置された資材等または使用された物品であって「核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物で廃棄しようとするもの」でない廃棄物」(以下「放射性廃棄物でない廃棄物」という。)の判断をしようとする対象物の範囲は、管理区域内において設置された金属、コンクリート類、ガラスくず、廃油、プラスチック等(以下、本条において「資材等」という。)および管理区域内において使用された工具類等(以下、本条において「物品」という。)とする。</u></p> <p>2. <u>放射線管理課長は、第93条第1項で定める区域内において設置された資材等または使用された物品を「放射性廃棄物でない廃棄物」と判断する場合は、次の各号に基づき実施する。</u></p> <p><u>(1) 第94条第1項(1)の区域において設置された資材等については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないことを判断する。</u></p> <p><u>(2) 第94条第1項(2)の区域において設置された資材等については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないことを判断する。</u></p> <p><u>なお、汚染された資材等について、汚染部位の特定・分離を行った場合には、残った汚染されていない部位は「放射性廃棄物でない廃棄物」とすることができる。</u></p> <p><u>また、適切な測定方法により念のための放射線測定評価を行い、測定結果が理論検出限界曲線の検出限界値未満であることを確認する。</u></p> <p><u>(3) 第94条第1項(1)の区域で使用された物品については、適切に管理された使用履歴の記録等により汚染がないことを判断する。</u></p> <p><u>(4) 第94条第1項(2)の区域で使用された物品については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴の記録等により汚染がないことを判断する。</u></p> <p><u>なお、使用履歴の記録等が適切に管理されていない物品について、適切な測定方法により放射線測定評価を行い、汚染がないことを確認した上で、それ以後に適切な汚染防止対策、使用履歴の記録等の管理が行われている場合には、「放射性廃棄物でない廃棄物」と判断することができる。</u></p> <p><u>また、適切な測定方法により念のための放射線測定評価を行い、測定結果が理論検出限界曲線の検出限界値未満であることを確認する。</u></p> <p>3. <u>各課長は、「放射性廃棄物でない廃棄物」と判断されたものについては、第93条第1項で定める区域から搬出するまでの間、汚染されたものとの混在防止措置を講じる等、所要の管理を行う。</u></p>	<p>放射性廃棄物でない廃棄物の管理に伴う変更</p>

変更前	変更後	理由
<p>（事故由来放射性物質の降下物の影響確認） 第88条の2 放射線管理課長は、原子炉等規制法または電気事業法に基づく工事計画（変更）認可申請書に記載されている設備・機器等（以下、本条において「設備・機器等」という。）について、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故由来の放射性物質の降下物（以下、本条において「降下物」という。）の影響の有無を確認する場合は、適切な測定方法により、降下物の分布調査を行う。 2. 各課長は、第1項の確認の結果、理論検出限界曲線の検出限界値未満でなかった場合、設備・機器等を廃棄または資源として有効利用しようとする際には、降下物により汚染されたものとして発電所内で適切に管理する。</p>	<p>（事故由来放射性物質の降下物の影響確認および所外搬出等の管理） 第88条の3 放射線管理課長は、原子炉等規制法または電気事業法に基づく工事計画（変更）認可申請書に記載されている設備・機器等（以下、本条において「設備・機器等」という。）について、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故由来の放射性物質の降下物（以下、本条において「降下物」という。）の影響の有無を確認する場合は、適切な測定方法により、降下物の分布調査を行う。 2. 各課長は、第1項の確認の結果、理論検出限界曲線の検出限界値未満でなかった場合、設備・機器等を廃棄または資源として有効利用しようとする際には、降下物の影響の評価を放射線管理課長に依頼する。 3. 放射線管理課長は、第2項の依頼を受けた場合は、降下物の影響を評価し、その結果を影響の評価を依頼した課長に通知する。 4. 各課長は、第3項の評価の結果、降下物の影響が年間10マイクロシーベルト※1を超えると評価される場合は、以下に定める事項を実施する。 （1）管理区域内の設備・機器等は、降下物により汚染されたものとして管理区域内で適切に管理する。 （2）管理区域外の設備・機器等は、降下物により汚染されたものとして発電所内で適切に管理する。 5. 各課長は、第3項の評価の結果、降下物の影響が年間10マイクロシーベルト※1以下と評価される場合は、以下に定める事項を実施する。 （1）管理区域内の設備・機器等は、第88条の2（放射性廃棄物でない廃棄物の管理）に基づき放射性廃棄物でない廃棄物と判断された場合は、発電所外に搬出することができる。なお、第3項の評価実施から搬出するまでの間、当該設備・機器等は、発電所内で適切に管理する。 （2）管理区域外の設備・機器等は、発電所外に搬出することができる。なお、第3項の評価実施から搬出するまでの間、当該設備・機器等は、発電所内で適切に管理する。 ※1：「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に係るフォールアウトによる原子力施設における資材等の安全規制上の取扱いについて」（NISA-197c-12-1（平成24・03・26原院第10号）経済産業省原子力安全・保安院）に定める判断基準</p>	<p>放射性廃棄物でない廃棄物の管理に伴う変更</p>

変更前	変更後	理由																																												
<p>(放射性液体廃棄物の管理) 第89条 発電課長は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、復水器冷却水放水口より放出するとともに、次の事項を管理する。 (1) 放射性液体廃棄物の放出による復水器冷却水放水口排水中の放射性物質濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないこと。 (2) 復水器冷却水放水口排水中の放射性物質（トリチウムを除く）の放出量が、表89-1に定める放出管理目標値を超えないように努めること。 2. 発電課長は、復水器冷却水放水口排水中のトリチウムの放出量が、表89-2に定める放出管理の基準値を超えないように努める。 3. 放射線管理課長は、表89-3に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、発電課長にその結果を通知する。</p> <p>表89-1</p> <table border="1" data-bbox="160 636 1294 751"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く)</td> <td>1.1×10^{10} Bq/年</td> </tr> </tbody> </table> <p>表89-2</p> <table border="1" data-bbox="160 856 1294 951"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理の基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トリチウム</td> <td>1.11×10^{13} Bq/年</td> </tr> </tbody> </table> <p>表89-3</p> <table border="1" data-bbox="160 1056 1294 1245"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>測定項目</th> <th>計測器種類</th> <th>測定頻度</th> <th>試料採取箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射性液体廃棄物</td> <td>放射性物質の濃度 (主要ガンマ線 放出核種)</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>放出の都度</td> <td>・サンプルタンク ・サンプル槽 ・再生純水タンク</td> </tr> <tr> <td>トリチウム濃度</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>・再生純水槽</td> </tr> </tbody> </table>	項目	放出管理目標値	放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く)	1.1×10^{10} Bq/年	項目	放出管理の基準値	トリチウム	1.11×10^{13} Bq/年	分類	測定項目	計測器種類	測定頻度	試料採取箇所	放射性液体廃棄物	放射性物質の濃度 (主要ガンマ線 放出核種)	試料放射能測定装置	放出の都度	・サンプルタンク ・サンプル槽 ・再生純水タンク	トリチウム濃度	試料放射能測定装置	1ヶ月に1回	・再生純水槽	<p>(放射性液体廃棄物の管理) 第89条 発電課長は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、復水器冷却水放水口より放出するとともに、次の事項を管理する。 (1) 放射性液体廃棄物の放出による復水器冷却水放水口排水中の放射性物質濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないこと。 (2) 復水器冷却水放水口排水中の放射性物質（トリチウムを除く）の放出量が、表89-1に定める放出管理目標値を超えないように努めること。 2. 発電課長は、復水器冷却水放水口排水中のトリチウムの放出量が、表89-2に定める放出管理の基準値を超えないように努める。 3. 放射線管理課長は、表89-3に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、発電課長にその結果を通知する。</p> <p>表89-1</p> <table border="1" data-bbox="1347 636 2481 751"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理目標値^{※1}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く)</td> <td>7.4×10^9 Bq/年</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1号炉，2号炉および3号炉の合計</p> <p>表89-2</p> <table border="1" data-bbox="1347 856 2481 951"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理の基準値^{※1}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トリチウム</td> <td>7.4×10^{12} Bq/年</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1号炉，2号炉および3号炉の合計</p> <p>表89-3</p> <table border="1" data-bbox="1347 1056 2481 1245"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>測定項目</th> <th>計測器種類</th> <th>測定頻度</th> <th>試料採取箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射性液体廃棄物</td> <td>放射性物質の濃度 (主要ガンマ線 放出核種)</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>放出の都度</td> <td>・サンプルタンク ・サンプル槽 ・再生純水タンク</td> </tr> <tr> <td>トリチウム濃度</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>・再生純水槽</td> </tr> </tbody> </table>	項目	放出管理目標値 ^{※1}	放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く)	7.4×10^9 Bq/年	項目	放出管理の基準値 ^{※1}	トリチウム	7.4×10^{12} Bq/年	分類	測定項目	計測器種類	測定頻度	試料採取箇所	放射性液体廃棄物	放射性物質の濃度 (主要ガンマ線 放出核種)	試料放射能測定装置	放出の都度	・サンプルタンク ・サンプル槽 ・再生純水タンク	トリチウム濃度	試料放射能測定装置	1ヶ月に1回	・再生純水槽	<p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 (1号炉からの放出量の減少を考慮した放出管理目標値，放出管理の基準値への変更)</p>
項目	放出管理目標値																																													
放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く)	1.1×10^{10} Bq/年																																													
項目	放出管理の基準値																																													
トリチウム	1.11×10^{13} Bq/年																																													
分類	測定項目	計測器種類	測定頻度	試料採取箇所																																										
放射性液体廃棄物	放射性物質の濃度 (主要ガンマ線 放出核種)	試料放射能測定装置	放出の都度	・サンプルタンク ・サンプル槽 ・再生純水タンク																																										
	トリチウム濃度	試料放射能測定装置	1ヶ月に1回	・再生純水槽																																										
項目	放出管理目標値 ^{※1}																																													
放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く)	7.4×10^9 Bq/年																																													
項目	放出管理の基準値 ^{※1}																																													
トリチウム	7.4×10^{12} Bq/年																																													
分類	測定項目	計測器種類	測定頻度	試料採取箇所																																										
放射性液体廃棄物	放射性物質の濃度 (主要ガンマ線 放出核種)	試料放射能測定装置	放出の都度	・サンプルタンク ・サンプル槽 ・再生純水タンク																																										
	トリチウム濃度	試料放射能測定装置	1ヶ月に1回	・再生純水槽																																										

変更前	変更後	理由																																								
<p>(放射性気体廃棄物の管理)</p> <p>第90条 発電課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、表90-2に示す排気筒等より放出するとともに、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 排気筒からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないこと。</p> <p>(2) 排気筒からの放射性物質（希ガス，よう素131）の放出量が、表90-1に定める放出管理目標値を超えないように努めること。</p> <p>2. 放射線管理課長は、表90-2に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、発電課長にその結果を通知する。</p> <p>3. 表90-2に示す排気筒等以外の場所において換気を行う場合は、次の事項を行う。ただし、第94条第1項(1)に定める区域等における換気は、この限りでない。</p> <p>(1) 各課長は、フィルター付局所排気装置等により法令に定める管理区域に係る値を超えないよう拡散防止措置を行う。</p> <p>(2) 放射線管理課長は、表90-3に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。ただし、換気によって放出される空気中放射性物質の濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれがない場合は、この限りでない。</p>	<p>(放射性気体廃棄物の管理)</p> <p>第90条 発電課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、表90-2に示す排気筒等より放出するとともに、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 排気筒からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないこと。</p> <p>(2) 排気筒からの放射性物質（希ガス，よう素131）の放出量が、表90-1に定める放出管理目標値を超えないように努めること。</p> <p>2. 放射線管理課長は、表90-2に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、発電課長にその結果を通知する。</p> <p>3. 表90-2に示す排気筒等以外の場所において換気を行う場合は、次の事項を行う。ただし、第94条第1項(1)に定める区域等における換気は、この限りでない。</p> <p>(1) 各課長は、フィルター付局所排気装置等により法令に定める管理区域に係る値を超えないよう拡散防止措置を行う。</p> <p>(2) 放射線管理課長は、表90-3に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。ただし、換気によって放出される空気中放射性物質の濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれがない場合は、この限りでない。</p>																																									
<p>表90-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性気体廃棄物 希ガス よう素 131</td> <td>3.8×10^{15} Bq/年 1.3×10^{11} Bq/年</td> </tr> </tbody> </table>	項目	放出管理目標値	放射性気体廃棄物 希ガス よう素 131	3.8×10^{15} Bq/年 1.3×10^{11} Bq/年	<p>表90-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理目標値^{※1}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性気体廃棄物 希ガス よう素 131</td> <td>2.3×10^{15} Bq/年 4.1×10^{10} Bq/年</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1号炉，2号炉および3号炉の合計</p>	項目	放出管理目標値 ^{※1}	放射性気体廃棄物 希ガス よう素 131	2.3×10^{15} Bq/年 4.1×10^{10} Bq/年	<p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 (1号炉からの放出量の減少を考慮した放出管理目標値への変更)</p>																																
項目	放出管理目標値																																									
放射性気体廃棄物 希ガス よう素 131	3.8×10^{15} Bq/年 1.3×10^{11} Bq/年																																									
項目	放出管理目標値 ^{※1}																																									
放射性気体廃棄物 希ガス よう素 131	2.3×10^{15} Bq/年 4.1×10^{10} Bq/年																																									
<p>表90-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>排気筒等</th> <th>測定項目</th> <th>計測器種類</th> <th>測定頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">放射性気体廃棄物</td> <td rowspan="2">・排気筒</td> <td>希ガス濃度</td> <td>スタック放射線モニタ</td> <td>常時</td> </tr> <tr> <td>よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>1週間に1回</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">・焼却炉建屋排気口</td> <td>よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>1週間に1回 (設備稼働中のみ)</td> </tr> <tr> <td>粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>1週間に1回</td> </tr> </tbody> </table>	分類	排気筒等	測定項目	計測器種類	測定頻度	放射性気体廃棄物	・排気筒	希ガス濃度	スタック放射線モニタ	常時	よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1週間に1回	・焼却炉建屋排気口	よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1週間に1回 (設備稼働中のみ)	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1週間に1回	<p>表90-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>排気筒等</th> <th>測定項目</th> <th>計測器種類</th> <th>測定頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">放射性気体廃棄物</td> <td rowspan="2">・排気筒</td> <td>希ガス濃度</td> <td>スタック放射線モニタ</td> <td>常時</td> </tr> <tr> <td>よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>1週間に1回</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">・焼却炉建屋排気口</td> <td>よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>1週間に1回 (設備稼働中のみ)</td> </tr> <tr> <td>粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>1週間に1回</td> </tr> </tbody> </table>	分類	排気筒等	測定項目	計測器種類	測定頻度	放射性気体廃棄物	・排気筒	希ガス濃度	スタック放射線モニタ	常時	よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1週間に1回	・焼却炉建屋排気口	よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1週間に1回 (設備稼働中のみ)	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1週間に1回	
分類	排気筒等	測定項目	計測器種類	測定頻度																																						
放射性気体廃棄物	・排気筒	希ガス濃度	スタック放射線モニタ	常時																																						
		よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1週間に1回																																						
	・焼却炉建屋排気口	よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1週間に1回 (設備稼働中のみ)																																						
		粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1週間に1回																																						
分類	排気筒等	測定項目	計測器種類	測定頻度																																						
放射性気体廃棄物	・排気筒	希ガス濃度	スタック放射線モニタ	常時																																						
		よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1週間に1回																																						
	・焼却炉建屋排気口	よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1週間に1回 (設備稼働中のみ)																																						
		粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1週間に1回																																						
<p>表90-3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>排気筒等以外の排気出口</th> <th>測定項目</th> <th>計測器種類</th> <th>測定頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>作業の都度^{※1}</td> </tr> </tbody> </table>	排気筒等以外の排気出口	測定項目	計測器種類	測定頻度		粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	作業の都度 ^{※1}	<p>表90-3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>排気筒等以外の排気出口</th> <th>測定項目</th> <th>計測器種類</th> <th>測定頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>作業の都度^{※1}</td> </tr> </tbody> </table>	排気筒等以外の排気出口	測定項目	計測器種類	測定頻度		粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	作業の都度 ^{※1}																									
排気筒等以外の排気出口	測定項目	計測器種類	測定頻度																																							
	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	作業の都度 ^{※1}																																							
排気筒等以外の排気出口	測定項目	計測器種類	測定頻度																																							
	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	作業の都度 ^{※1}																																							
<p>※1：作業が1週間を超える場合は1週間に1回測定する</p>	<p>※1：作業が1週間を超える場合は1週間に1回測定する。</p>																																									

変更前	変更後	理由																																						
<p>(放出管理用計測器の管理) 第91条 放射線管理課長および計測制御課長は、表91に定める放出管理用計測器について、同表に定める数量を確保する。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。</p> <p>表91</p> <table border="1" data-bbox="160 396 1291 669"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>計測器種類</th> <th>所管課長</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. a. 放射性液体廃棄物 放出監視用計測器</td> <td>放出水モニタ</td> <td>計測制御課長</td> <td>3台</td> </tr> <tr> <td>b. 放射性液体廃棄物 放出管理用計測器</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>放射線管理課長</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2. 放射性気体廃棄物 放出管理用計測器</td> <td>スタック放射線モニタ</td> <td>計測制御課長</td> <td>3台</td> </tr> <tr> <td>試料放射能測定装置</td> <td>放射線管理課長</td> <td>1台※1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：放射性液体廃棄物放出管理用と共用</p>	分類	計測器種類	所管課長	数量	1. a. 放射性液体廃棄物 放出監視用計測器	放出水モニタ	計測制御課長	3台	b. 放射性液体廃棄物 放出管理用計測器	試料放射能測定装置	放射線管理課長	2台	2. 放射性気体廃棄物 放出管理用計測器	スタック放射線モニタ	計測制御課長	3台	試料放射能測定装置	放射線管理課長	1台※1	<p>(放出管理用計測器の管理) 第91条 放射線管理課長および計測制御課長は、表91に定める放出管理用計測器について、同表に定める数量を確保する。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。</p> <p>表91</p> <table border="1" data-bbox="1338 396 2469 669"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>計測器種類</th> <th>所管課長</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. a. 放射性液体廃棄物 放出監視用計測器</td> <td>放出水モニタ</td> <td>計測制御課長</td> <td>3台※1</td> </tr> <tr> <td>b. 放射性液体廃棄物 放出管理用計測器</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>放射線管理課長</td> <td>2台※2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2. 放射性気体廃棄物 放出管理用計測器</td> <td>スタック放射線モニタ</td> <td>計測制御課長</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>試料放射能測定装置</td> <td>放射線管理課長</td> <td>1台※2※3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1号炉および2号炉の共用2台を含む ※2：1号炉、2号炉および3号炉共用 ※3：放射性液体廃棄物放出管理用と共用</p>	分類	計測器種類	所管課長	数量	1. a. 放射性液体廃棄物 放出監視用計測器	放出水モニタ	計測制御課長	3台※1	b. 放射性液体廃棄物 放出管理用計測器	試料放射能測定装置	放射線管理課長	2台※2	2. 放射性気体廃棄物 放出管理用計測器	スタック放射線モニタ	計測制御課長	2台	試料放射能測定装置	放射線管理課長	1台※2※3	<p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 (1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定することから、運転段階の保安活動を第1編の規定とし、1号炉に係る記載を削除する)</p>
分類	計測器種類	所管課長	数量																																					
1. a. 放射性液体廃棄物 放出監視用計測器	放出水モニタ	計測制御課長	3台																																					
b. 放射性液体廃棄物 放出管理用計測器	試料放射能測定装置	放射線管理課長	2台																																					
2. 放射性気体廃棄物 放出管理用計測器	スタック放射線モニタ	計測制御課長	3台																																					
	試料放射能測定装置	放射線管理課長	1台※1																																					
分類	計測器種類	所管課長	数量																																					
1. a. 放射性液体廃棄物 放出監視用計測器	放出水モニタ	計測制御課長	3台※1																																					
b. 放射性液体廃棄物 放出管理用計測器	試料放射能測定装置	放射線管理課長	2台※2																																					
2. 放射性気体廃棄物 放出管理用計測器	スタック放射線モニタ	計測制御課長	2台																																					
	試料放射能測定装置	放射線管理課長	1台※2※3																																					

女川原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表（令和元年度 東北電原運第27号）

東北電力株式会社

変更前	変更後	理由
<p>(管理区域の設定および解除)</p> <p>第93条 管理区域は、添付2に示す区域とする。</p> <p>2. 放射線管理課長は、管理区域を壁、柵等の区画物によって区画する他、標識を設けることによって明らかに他の場所と区別する。</p> <p>3. 放射線管理課長は、管理区域の解除を行う場合は、法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。</p> <p>4. 放射線管理課長は、添付2における管理区域境界付近または管理区域設定・解除予定エリアにおいて、表93に示す作業を行う場合は、3ヶ月以内に限り管理区域を設定または解除することができる。設定または解除にあたって、放射線管理課長は目的、期間および場所を明らかにするとともに、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、放射線管理課長はあらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。</p> <p>5. 放射線管理課長は、第4項以外で、一時的に管理区域を設定または解除する場合は、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得て行うことができる。設定または解除にあたって、放射線管理課長は目的、期間および場所を明らかにするとともに、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、放射線管理課長はあらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>6. 放射線管理課長は、第5項にかかわらず、緊急を要する場合は管理区域を設定することができる。設定にあたって、放射線管理課長は法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。</p> <p>7. 放射線管理課長は、第6項における管理区域を設定した場合は、設定後において、目的、期間および場所を明らかにし、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを放射線管理課長が確認し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>(省略)</p>	<p>(管理区域の設定および解除)</p> <p>第93条 管理区域は、添付1-2に示す区域とする。</p> <p>2. 放射線管理課長は、管理区域を壁、柵等の区画物によって区画する他、標識を設けることによって明らかに他の場所と区別する。</p> <p>3. 放射線管理課長は、管理区域の解除を行う場合は、法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。</p> <p>4. 放射線管理課長は、添付1-2における管理区域境界付近または管理区域設定・解除予定エリアにおいて、表93に示す作業を行う場合は、3ヶ月以内に限り管理区域を設定または解除することができる。設定または解除にあたって、放射線管理課長は目的、期間および場所を明らかにするとともに、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、放射線管理課長はあらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。</p> <p>5. 放射線管理課長は、第4項以外で、一時的に管理区域を設定または解除する場合は、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得て行うことができる。設定または解除にあたって、放射線管理課長は目的、期間および場所を明らかにするとともに、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、放射線管理課長はあらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>6. 放射線管理課長は、第5項にかかわらず、緊急を要する場合は管理区域を設定することができる。設定にあたって、放射線管理課長は法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。</p> <p>7. 放射線管理課長は、第6項における管理区域を設定した場合は、設定後において、目的、期間および場所を明らかにし、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを放射線管理課長が確認し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>(省略)</p>	<p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 (1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定することから、運転段階の保安活動を第1編の規定とし、1号炉に係る記載を削除する)</p>
<p>(管理区域内における区域区分)</p> <p>第94条 放射線管理課長は、管理区域を次のとおり区分することができる。</p> <p>(1) 表面汚染密度および空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれのない区域（以下「汚染のおそれのない管理区域」という。）</p> <p>(2) 表面汚染密度または空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超える区域または超えるおそれのある区域</p> <p>2. 汚染のおそれのない管理区域は、添付2に示す区域とする。</p> <p>3. 放射線管理課長は、一時的に第1項に係る区域区分を変更する場合は、目的、期間および場所を明らかにするとともに、あらかじめ区域区分に係る条件を満足できることを確認する。なお、当該エリアを元の区域区分に戻す場合についても、放射線管理課長はあらかじめ区域区分に係る条件を満足できることを確認する。</p> <p>4. 放射線管理課長は、汚染のおそれのない管理区域と第1項(2)で定める区域が隣接する場合は、第1項(2)で定める区域への入口付近に標識を設ける。</p> <p>(省略)</p>	<p>(管理区域内における区域区分)</p> <p>第94条 放射線管理課長は、管理区域を次のとおり区分することができる。</p> <p>(1) 表面汚染密度および空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれのない区域（以下「汚染のおそれのない管理区域」という。）</p> <p>(2) 表面汚染密度または空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超える区域または超えるおそれのある区域</p> <p>2. 汚染のおそれのない管理区域は、添付1-2に示す区域とする。</p> <p>3. 放射線管理課長は、一時的に第1項に係る区域区分を変更する場合は、目的、期間および場所を明らかにするとともに、あらかじめ区域区分に係る条件を満足できることを確認する。なお、当該エリアを元の区域区分に戻す場合についても、放射線管理課長はあらかじめ区域区分に係る条件を満足できることを確認する。</p> <p>4. 放射線管理課長は、汚染のおそれのない管理区域と第1項(2)で定める区域が隣接する場合は、第1項(2)で定める区域への入口付近に標識を設ける。</p> <p>(省略)</p>	<p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 (1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定することから、運転段階の保安活動を第1編の規定とし、1号炉に係る記載を削除する)</p>
<p>(保全区域)</p> <p>第98条 保全区域は、添付3に示す区域とする。</p> <p>2. 警備課長は、保全区域を標識等により区別する他、必要に応じて立入制限等の措置を講じる。</p>	<p>(保全区域)</p> <p>第98条 保全区域は、添付1-3に示す区域とする。</p> <p>2. 警備課長は、保全区域を標識等により区別する他、必要に応じて立入制限等の措置を講じる。</p>	

変更前				変更後				理由																																																																											
(放射線計測器類の管理) 第103条 放射線管理課長および計測制御課長は、表103に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。				(放射線計測器類の管理) 第103条 放射線管理課長および計測制御課長は、表103に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。				女川1号炉廃止措置に伴う変更 (1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定することから、運転段階の保安活動を第1編の規定とし、1号炉に係る記載を削除しつつ、1号炉との共用について明記)																																																																											
表103 <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>計測器種類</th> <th>所管課長</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 被ばく管理用計測器</td> <td>ホールボディカウンタ</td> <td>放射線管理課長</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">2. 放射線管理用計測器</td> <td>線量当量率測定用サーベイメータ</td> <td>放射線管理課長</td> <td>4台</td> </tr> <tr> <td>汚染密度測定用サーベイメータ</td> <td>放射線管理課長</td> <td>4台</td> </tr> <tr> <td>体表面ゲートモニタ</td> <td>放射線管理課長</td> <td>5台</td> </tr> <tr> <td>試料放射能測定装置</td> <td>放射線管理課長</td> <td>1台※1</td> </tr> <tr> <td>積算線量計</td> <td>放射線管理課長</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3. 放射線監視用計測器</td> <td>モニタリングポスト</td> <td>計測制御課長</td> <td>6台</td> </tr> <tr> <td>エリアモニタ</td> <td>計測制御課長</td> <td>114台※2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4. 環境放射能用計測器</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>放射線管理課長</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>積算線量測定装置</td> <td>放射線管理課長</td> <td>1台</td> </tr> </tbody> </table>				分類	計測器種類	所管課長	数量		1. 被ばく管理用計測器	ホールボディカウンタ	放射線管理課長	1台	2. 放射線管理用計測器	線量当量率測定用サーベイメータ	放射線管理課長	4台	汚染密度測定用サーベイメータ	放射線管理課長	4台	体表面ゲートモニタ	放射線管理課長	5台	試料放射能測定装置	放射線管理課長	1台※1	積算線量計	放射線管理課長	1式	3. 放射線監視用計測器	モニタリングポスト	計測制御課長	6台	エリアモニタ	計測制御課長	114台※2	4. 環境放射能用計測器	試料放射能測定装置	放射線管理課長	1台	積算線量測定装置	放射線管理課長	1台	表103 <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>計測器種類</th> <th>所管課長</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 被ばく管理用計測器</td> <td>ホールボディカウンタ</td> <td>放射線管理課長</td> <td>1台※1</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">2. 放射線管理用計測器</td> <td>線量当量率測定用サーベイメータ</td> <td>放射線管理課長</td> <td>4台※1</td> </tr> <tr> <td>汚染密度測定用サーベイメータ</td> <td>放射線管理課長</td> <td>4台※1</td> </tr> <tr> <td>体表面ゲートモニタ</td> <td>放射線管理課長</td> <td>5台※2※3</td> </tr> <tr> <td>試料放射能測定装置</td> <td>放射線管理課長</td> <td>1台※1※4</td> </tr> <tr> <td>積算線量計</td> <td>放射線管理課長</td> <td>1式※1</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3. 放射線監視用計測器</td> <td>モニタリングポスト</td> <td>計測制御課長</td> <td>6台※1</td> </tr> <tr> <td>エリアモニタ</td> <td>計測制御課長</td> <td>82台※5※6</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4. 環境放射能用計測器</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>放射線管理課長</td> <td>1台※1</td> </tr> <tr> <td>積算線量測定装置</td> <td>放射線管理課長</td> <td>1台※1</td> </tr> </tbody> </table>				分類	計測器種類	所管課長	数量	1. 被ばく管理用計測器	ホールボディカウンタ	放射線管理課長	1台※1	2. 放射線管理用計測器	線量当量率測定用サーベイメータ	放射線管理課長	4台※1	汚染密度測定用サーベイメータ	放射線管理課長	4台※1	体表面ゲートモニタ	放射線管理課長	5台※2※3	試料放射能測定装置	放射線管理課長	1台※1※4	積算線量計	放射線管理課長	1式※1	3. 放射線監視用計測器	モニタリングポスト	計測制御課長	6台※1	エリアモニタ	計測制御課長	82台※5※6	4. 環境放射能用計測器	試料放射能測定装置	放射線管理課長	1台※1	積算線量測定装置	放射線管理課長
分類	計測器種類	所管課長	数量																																																																																
1. 被ばく管理用計測器	ホールボディカウンタ	放射線管理課長	1台																																																																																
2. 放射線管理用計測器	線量当量率測定用サーベイメータ	放射線管理課長	4台																																																																																
	汚染密度測定用サーベイメータ	放射線管理課長	4台																																																																																
	体表面ゲートモニタ	放射線管理課長	5台																																																																																
	試料放射能測定装置	放射線管理課長	1台※1																																																																																
	積算線量計	放射線管理課長	1式																																																																																
3. 放射線監視用計測器	モニタリングポスト	計測制御課長	6台																																																																																
	エリアモニタ	計測制御課長	114台※2																																																																																
4. 環境放射能用計測器	試料放射能測定装置	放射線管理課長	1台																																																																																
	積算線量測定装置	放射線管理課長	1台																																																																																
分類	計測器種類	所管課長	数量																																																																																
1. 被ばく管理用計測器	ホールボディカウンタ	放射線管理課長	1台※1																																																																																
2. 放射線管理用計測器	線量当量率測定用サーベイメータ	放射線管理課長	4台※1																																																																																
	汚染密度測定用サーベイメータ	放射線管理課長	4台※1																																																																																
	体表面ゲートモニタ	放射線管理課長	5台※2※3																																																																																
	試料放射能測定装置	放射線管理課長	1台※1※4																																																																																
	積算線量計	放射線管理課長	1式※1																																																																																
3. 放射線監視用計測器	モニタリングポスト	計測制御課長	6台※1																																																																																
	エリアモニタ	計測制御課長	82台※5※6																																																																																
4. 環境放射能用計測器	試料放射能測定装置	放射線管理課長	1台※1																																																																																
	積算線量測定装置	放射線管理課長	1台※1																																																																																
※1：表91の試料放射能測定装置と共用 ※2：管理区域外測定用の5台を含む。				※1：1号炉，2号炉および3号炉共用 ※2：1号炉，2号炉および3号炉共用の1台を含む。 ※3：1号炉および2号炉共用の2台を含む。 ※4：表91の試料放射能測定装置と共用 ※5：1号炉，2号炉および3号炉共用の5台を含む。 ※6：管理区域外測定用の4台を含む。																																																																															

変更前	変更後	理由
<p>(保守管理計画) 第108条 保守管理を実施するにあたり、以下の保守管理計画を定める。</p> <p>(中略)</p> <p>7.2 補修，取替えおよび改造計画の策定 (1) 組織は，補修，取替えおよび改造を実施する場合は，あらかじめその方法および実施時期を定めた計画を策定する。また，安全上重要な機器等^{※2}の補修，取替えおよび改造を実施する場合は，その計画段階において，法令に基づく必要な手続き^{※3}の要否について確認を行い，その結果を記録する。 (2) 組織は，補修，取替えおよび改造を実施する構造物，系統および機器が，所定の機能を発揮しうる状態にあることを検査および試験により確認・評価する時期までに，次の事項を定める。 a. 検査および試験の具体的方法 b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な検査および試験の項目，評価方法および管理基準 c. 検査および試験の実施時期 ※2：安全上重要な機器等とは，安全上重要な機器等を定める告示に定める機器および構造物をいう。(以下，本条および第121条において同じ) ※3：法令に基づく手続きとは，原子炉等規制法第43条の3の8（変更の許可及び届出等），第43条の3の9（工事の計画の認可），第43条の3の10（工事の計画の届出），第43条の3の11（使用前検査）および第43条の3の13（溶接安全管理検査），ならびに電気事業法第47条・第48条（工事計画）および第49条・第50条（使用前検査）に係る手続きをいう。(以下，本条および第121条において同じ。)</p> <p>(省略)</p>	<p>(保守管理計画) 第108条 保守管理を実施するにあたり，以下の保守管理計画を定める。</p> <p>(中略)</p> <p>7.2 補修，取替えおよび改造計画の策定 (1) 組織は，補修，取替えおよび改造を実施する場合は，あらかじめその方法および実施時期を定めた計画を策定する。また，安全上重要な機器等^{※2}の補修，取替えおよび改造を実施する場合は，その計画段階において，法令に基づく必要な手続き^{※3}の要否について確認を行い，その結果を記録する。 (2) 組織は，補修，取替えおよび改造を実施する構造物，系統および機器が，所定の機能を発揮しうる状態にあることを検査および試験により確認・評価する時期までに，次の事項を定める。 a. 検査および試験の具体的方法 b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な検査および試験の項目，評価方法および管理基準 c. 検査および試験の実施時期 ※2：安全上重要な機器等とは，安全上重要な機器等を定める告示に定める機器および構造物をいう。(以下，本条および第121条において同じ。) ※3：法令に基づく<u>必要な</u>手続きとは，原子炉等規制法第43条の3の8（変更の許可及び届出等），第43条の3の9（工事の計画の認可），第43条の3の10（工事の計画の届出），第43条の3の11（使用前検査）および第43条の3の13（溶接安全管理検査），ならびに電気事業法第47条・第48条（工事計画）および第49条・第50条（使用前検査）に係る手続きをいう。(以下，本条および第121条において同じ。)</p> <p>(省略)</p>	<p>記載の適正化 (本文と注釈との整合を図る)</p>

変更前	変更後	理由
<p>(原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価および長期保守管理方針)</p> <p>第108条の2 各課長は、<u>1号炉においては、重要度分類指針におけるクラス1, 2, 3の機能を有する機器および構造物^{※1}（以下、本条において「機器および構造物」という。）について、営業運転を開始した日以後30年を経過する日までに実施した以下の事項について、第11条の2に定める原子炉の運転期間を変更する場合、またはその他経年劣化に関する技術的な評価を行うために設定した条件、評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行い、その結果に基づき、策定した長期保守管理方針を変更する。</u></p> <p><u>(1)経年劣化に関する技術的な評価</u> <u>(2)前号に基づく長期保守管理方針の策定^{※2}</u></p> <p>2. 各課長は、<u>2号炉および3号炉においては、機器および構造物^{※1}について、各号炉毎、営業運転を開始した日以後30年を経過する日までに、実施手順および実施体制を定め、これに基づき、第1項(1), (2)の事項を実施する。</u></p> <p>3. 各課長は、機器および構造物について、各号炉毎、運転期間延長認可申請^{※3}をする場合には、営業運転を開始した日以後40年を経過する日までに、実施手順および実施体制を定め、これに基づき第1項(1), (2)の事項を実施する。</p> <p>4. 各課長は、機器および構造物について、各号炉毎、認可^{※4}を受けた延長期間が10年を超える場合においては、営業運転を開始した日以後50年を経過する日までに、実施手順および実施体制を定め、これに基づき第1項(1), (2)の事項を実施する。</p> <p>5. <u>1号炉の長期保守管理方針は添付4に示すものとする。</u></p> <p>※1：動作する機能を有する機器および構造物に関し、原子炉施設の供用に伴う劣化の状況が的確に把握される箇所を除く。 ※2：30年を経過する日までに策定する場合は10年間の、それ以外の場合は延長する期間の満了日までの方針を策定する。 ※3：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の3第4項に規定される申請をいう。 ※4：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の3第2項に規定される認可をいう。</p>	<p>(原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価および長期保守管理方針)</p> <p>第108条の2</p> <p>各課長は、<u>重要度分類指針におけるクラス1, 2, 3の機能を有する機器および構造物^{※1}（以下、本条において「機器および構造物」という。）</u>について、各号炉毎、営業運転を開始した日以後30年を経過する日までに、実施手順および実施体制を定め、これに基づき、<u>以下</u>の事項を実施する。</p> <p><u>(1)経年劣化に関する技術的な評価</u> <u>(2)前号に基づく長期保守管理方針の策定^{※2}</u></p> <p>2. 各課長は、機器および構造物について、各号炉毎、運転期間延長認可申請^{※3}をする場合には、営業運転を開始した日以後40年を経過する日までに、実施手順および実施体制を定め、これに基づき第1項(1), (2)の事項を実施する。</p> <p>3. 各課長は、機器および構造物について、各号炉毎、認可^{※4}を受けた延長期間が10年を超える場合においては、営業運転を開始した日以後50年を経過する日までに、実施手順および実施体制を定め、これに基づき第1項(1), (2)の事項を実施する。</p> <p>※1：動作する機能を有する機器および構造物に関し、原子炉施設の供用に伴う劣化の状況が的確に把握される箇所を除く。 ※2：30年を経過する日までに策定する場合は10年間の、それ以外の場合は延長する期間の満了日までの方針を策定する。 ※3：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の3第4項に規定される申請をいう。 ※4：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の3第2項に規定される認可をいう。</p>	<p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 （1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定することから、運転段階の保安活動を第1編の規定とし、1号炉に係る記載を削除する）</p>

変更前	変更後	理由																										
<p>(緊急作業従事者の選定) 第110条の2 防災課長は、次の各号全ての要件に該当する所員および協力企業従業員等の放射線業務従事者（女子については、妊娠不能と診断された者および妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者に限る。）から、緊急作業に従事させるための要員（以下「緊急作業従事者」という。）を選定し、所長の承認を得る。 (1) 表110の2の緊急作業についての教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を、社長に書面で申し出た者。 (2) 表110の2の緊急作業についての訓練を受けた者。 (3) 実効線量について250ミリシーベルトを線量限度とする緊急作業に従事する者にあつては、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者または同法同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。</p> <p>表110の2</p> <table border="1" data-bbox="166 667 1291 1104"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>項目</th> <th>時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">教育</td> <td>緊急作業の方法に関する知識（放射線測定の方法、身体等の汚染の状態の検査、保護具の性能および使用方法等）</td> <td>3時間以上</td> </tr> <tr> <td>電離放射線の生体に与える影響、健康管理の方法および被ばく線量の管理の方法に関する知識</td> <td>1時間以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">訓練</td> <td>緊急作業の方法</td> <td>3時間以上</td> </tr> <tr> <td>緊急作業で使用する施設および設備の取扱い※1</td> <td>3時間以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：兼用できる訓練 ・ 第17条の2第1項、第113条および第119条のうち、緊急作業で使用する施設および設備の取扱いに関する訓練</p> <p style="text-align: center;">第10章 保安教育</p> <p>(所員への保安教育) 第119条 原子炉施設の運転および管理を行う所員への保安教育を実施するにあたり、具体的な保安教育の内容とその見直し頻度等を定めた「保安教育実施要領書」に基づき、次の各号を実施する。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p>	分類	項目	時間	教育	緊急作業の方法に関する知識（放射線測定の方法、身体等の汚染の状態の検査、保護具の性能および使用方法等）	3時間以上	電離放射線の生体に与える影響、健康管理の方法および被ばく線量の管理の方法に関する知識	1時間以上	訓練	緊急作業の方法	3時間以上	緊急作業で使用する施設および設備の取扱い※1	3時間以上	<p>(緊急作業従事者の選定) 第110条の2 防災課長は、次の各号全ての要件に該当する所員および協力企業従業員等の放射線業務従事者（女子については、妊娠不能と診断された者および妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者に限る。）から、緊急作業に従事させるための要員（以下「緊急作業従事者」という。）を選定し、所長の承認を得る。 (1) 表110の2の緊急作業についての教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を、社長に書面で申し出た者。 (2) 表110の2の緊急作業についての訓練を受けた者。 (3) 実効線量について250ミリシーベルトを線量限度とする緊急作業に従事する者にあつては、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者または同法同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。</p> <p>表110の2</p> <table border="1" data-bbox="1347 667 2472 1104"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>項目</th> <th>時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">教育</td> <td>緊急作業の方法に関する知識（放射線測定の方法、身体等の汚染の状態の検査、保護具の性能および使用方法等）</td> <td>3時間以上</td> </tr> <tr> <td>電離放射線の生体に与える影響、健康管理の方法および被ばく線量の管理の方法に関する知識</td> <td>1時間以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">訓練</td> <td>緊急作業の方法</td> <td>3時間以上</td> </tr> <tr> <td>緊急作業で使用する施設および設備の取扱い※1</td> <td>3時間以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：兼用できる訓練 ・ 第17条の2第1項、第113条、第119条および第2編の第217条の2第1項、第313条、第319条のうち、緊急作業で使用する施設および設備の取扱いに関する訓練</p> <p style="text-align: center;">第10章 保安教育</p> <p>(所員への保安教育) 第119条 原子炉施設の運転および管理を行う所員への保安教育を実施するにあたり、具体的な保安教育の内容とその見直し頻度等を定めた「保安教育実施要領書」に基づき、次の各号を実施する。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p>	分類	項目	時間	教育	緊急作業の方法に関する知識（放射線測定の方法、身体等の汚染の状態の検査、保護具の性能および使用方法等）	3時間以上	電離放射線の生体に与える影響、健康管理の方法および被ばく線量の管理の方法に関する知識	1時間以上	訓練	緊急作業の方法	3時間以上	緊急作業で使用する施設および設備の取扱い※1	3時間以上	<p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 （廃止措置段階、運転段階において兼用できる訓練を明確化）</p>
分類	項目	時間																										
教育	緊急作業の方法に関する知識（放射線測定の方法、身体等の汚染の状態の検査、保護具の性能および使用方法等）	3時間以上																										
	電離放射線の生体に与える影響、健康管理の方法および被ばく線量の管理の方法に関する知識	1時間以上																										
訓練	緊急作業の方法	3時間以上																										
	緊急作業で使用する施設および設備の取扱い※1	3時間以上																										
分類	項目	時間																										
教育	緊急作業の方法に関する知識（放射線測定の方法、身体等の汚染の状態の検査、保護具の性能および使用方法等）	3時間以上																										
	電離放射線の生体に与える影響、健康管理の方法および被ばく線量の管理の方法に関する知識	1時間以上																										
訓練	緊急作業の方法	3時間以上																										
	緊急作業で使用する施設および設備の取扱い※1	3時間以上																										

変更前

変更後

理由

表119-1

表119-1

所員への保安教育実施方針（総括表）

所員への保安教育実施方針（総括表）

Table with columns for '保安教育の内容', '対象者と教育時間※2', and '実施時期'. It details training requirements for various roles like '運転員', '燃料取扱の業務', and '放射線管理'.

Table with columns for '保安教育の内容', '対象者と教育時間※2', and '実施時期'. It details training requirements for various roles like '運転員', '燃料取扱の業務', and '放射線管理'.

※1:各課長が、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有しているものと認められた者については、該当する教育について省略することができる。
※2:各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。
※3:発電副長の代務を行う発電管理副長を含む。
※4:アクシデントマネジメント対応については支援組織要員を対象とする。

※1:各課長が、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有しているものと認められた者については、該当する教育について省略することができる。
※2:各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。
※3:発電副長の代務を行う発電管理副長を含む。
※4:アクシデントマネジメント対応については支援組織要員を対象とする。

記載の適正化（表現の統一を図る）

記載の適正化（表現の統一を図る）

変更前

変更後

理由

表 1 1 9 - 3

表 1 1 9 - 3

所員への保安教育実施方針（運転員）

所員への保安教育実施方針（運転員）

Table with columns for '保安教育の内容' (Security Education Content), '具体的教育内容' (Specific Education Content), '対象者※1' (Target Audience), and '実施頻度および時間' (Implementation Frequency and Time). It details training for various roles like 運転管理 (Operation Management) and 燃料管理 (Fuel Management).

Table with columns for '保安教育の内容' (Security Education Content), '具体的教育内容' (Specific Education Content), '対象者※1' (Target Audience), and '実施頻度および時間' (Implementation Frequency and Time). It details training for various roles like 運転管理 (Operation Management) and 燃料管理 (Fuel Management).

◎：全員が教育の対象者（関連する業務内容に応じて教育内容に濃淡有り）。
×：教育の対象外
※1：各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。

◎：全員が教育の対象者（関連する業務内容に応じて教育内容に濃淡有り）。
×：教育の対象外
※1：各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。

記載の適正化（表現の統一を図る）

変更前	変更後	理由
	<p style="text-align: center;">第2編 廃止措置段階の原子炉施設編 （1号炉に係る保安措置）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p><u>廃止措置段階とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の3第2項の規定に基づき認可を受け、廃止措置を実施する段階をいう。</u></p> <p><u>また、廃止措置段階にある女川原子力発電所1号炉に係る発電用原子炉施設（廃止措置対象施設）を廃止措置段階の発電用原子炉施設という。</u></p> </div>	<p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 （1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定する）</p>

変更前	変更後	理由
	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p><u>(目的)</u> <u>第201条</u> この規定第2編は、原子炉等規制法第43条の3の24第1項の規定に基づき、原子炉等規制法第43条の3の34第2項の規定に基づき認可を受けた廃止措置に関する計画（以下、本編において「廃止措置計画」という。）に定める4つの廃止措置期間のうちの「解体工事準備期間」にある女川原子力発電所1号炉原子炉施設（以下、本編において「原子炉施設」という。）の保安のために必要な措置（以下、本編において「保安活動」という。）を定め、核燃料物質等または原子炉による災害の防止を図ることを目的とする。</p> <p><u>(基本方針)</u> <u>第202条</u> 発電所における保安活動は、安全文化を基礎とし、放射線および放射性物質の放出による従業員および公衆の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つとともに、災害の防止のために、適切な品質保証活動に基づき実施する。</p> <p><u>(関係法令および保安規定の遵守)</u> <u>第202条の2</u> 社長は、第202条に係る保安活動を実施するにあたり、関係法令および保安規定の遵守が確実に行われるようにするための方針を定めるとともに、必要に応じ方針を改定する。 2. 原子力本部長は、関係法令および保安規定の遵守が確実に行われるようにするため「原子力QMS 安全文化醸成および関係法令等遵守に係る実施要領」を定める。 3. 原子力本部長および原子力考査室長は、第2項に定める要領に基づき、次の事項を実施する。 (1) 第1項の社長の方針に基づき、関係法令および保安規定の遵守の意識を定着させるための活動計画を、年度毎に策定する。 (2) 関係法令および保安規定の遵守の意識を定着させるための活動状況を評価し、その結果を、社長に報告し、指示を受ける。 (3) (2)の評価結果および指示を、関係法令および保安規定の遵守の意識を定着させるための活動計画に反映する。 4. 第204条の保安に関する組織は、第3項(1)の活動計画に基づき、関係法令および保安規定の遵守の意識定着に係る活動を実施する。</p> <p><u>(安全文化の醸成)</u> <u>第202条の3</u> 社長は、第202条に係る保安活動を実施するにあたり、保安の確保を最優先する価値観が組織の中で形成され、維持され、強化される文化（安全文化）が醸成されるよう方針を定めるとともに、必要に応じ方針を改定する。 2. 原子力本部長は、安全文化が醸成されるようにするため「原子力QMS 安全文化醸成および関係法令等遵守に係る実施要領」を定める。 3. 原子力本部長および原子力考査室長は、第2項に定める要領に基づき、次の事項を実施する。 (1) 第1項の社長の方針に基づき、安全文化の醸成のための活動計画を、年度毎に策定する。 (2) 安全文化の醸成のための活動状況を評価し、その結果を、社長に報告し、指示を受ける。 (3) (2)の評価結果および指示を、安全文化の醸成のための活動計画に反映する。 4. 第204条の保安に関する組織は、第3項(1)の活動計画に基づき、安全文化の醸成のための活動を実施する。</p>	<p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 （1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定する）</p>

変更前	変更後	理由
	<p style="text-align: center;">第2章 品質保証</p> <p><u>(品質保証計画)</u> <u>第203条 第202条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下のとおり品質保証計画を定める。</u></p> <p><u>1. 目的</u> <u>本品質保証計画は、発電所の安全を達成・維持・向上させるため、JEAC4111に従った品質マネジメントシステムに、安全文化を醸成するための活動を行う仕組みを含めた発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステム（以下、本編において「品質マネジメントシステム」という。）を確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。</u></p> <p><u>2. 適用範囲</u> <u>本品質保証計画は、発電所の保安活動に適用する。</u></p> <p><u>3. 定義</u> <u>(1) 本品質保証計画における用語の定義は、JEAC4111の定義に従うものとする。</u> <u>(2) 原子力施設情報公開ライブラリー</u> <u>原子力施設の事故または故障等の情報ならびに信頼性に関する情報を共有し活用することにより、事故および故障等の未然防止を図ることを目的として、一般社団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベースのことをいう。（以下、本編において「ニューシア」という。）</u> <u>(3) BWR事業者協議会</u> <u>国内BWRプラントの安全性および信頼性を向上させるために、電力会社とプラントメーカーとの間で情報を共有し、必要な技術的検討を行う協議会のことをいう。（以下、本条および第308条において同じ。）</u></p> <p><u>4. 品質マネジメントシステム</u> <u>4.1 一般事項</u> <u>(1) 第204条に定める発電所の保安に関する組織（以下、本編において「組織」という。）は、本品質保証計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、文書化し、実施し、維持する。また、その品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。</u> <u>(2) 組織は、次の事項を実施する。</u> <u>a. 品質マネジメントシステムに必要なプロセスおよびそれらの組織への適用を表203-1に記載の「原子力QMS プロセス適用要領」に定める。</u> <u>b. これらのプロセスの順序および相互関係は図203-1のとおり。</u> <u>c. これらのプロセスの運用および管理のいずれもが効果的であることを確実にするために必要な判断基準および方法は、各プロセスの項および関連する要領などによる。</u> <u>d. これらのプロセスの運用および監視を支援するために必要な資源および情報を利用できることを確実にする。</u> <u>e. これらのプロセスを監視し、適用可能な場合には測定し、分析する。</u> <u>f. これらのプロセスについて、計画どおりの結果を得るため、かつ、継続的改善を達成するために必要な処置をとる。</u> <u>g. これらのプロセスおよび組織を品質マネジメントシステムとの整合をとれたものにする。</u> <u>h. 社会科学および行動科学の知見を踏まえて、品質マネジメントシステムの運用を促進する。</u></p>	<p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 （1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定する）</p>

変更前	変更後	理由
	<p>(3) 組織は、品質マネジメントシステムの運用において、重要度分類指針を参考として、品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度について表203-1に記載の「原子力QMS 品質に係る重要度分類要領」に基づき、グレード分けを行う。また、これに基づき資源の適切な配分を行う。なお、グレード分けの決定に際しては、重要度分類指針を参考とした重要性に加えて以下の事項を考慮することがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. プロセスおよび原子力施設の複雑性、独自性、または斬新性の程度 b. プロセスおよび原子力施設の標準化の程度や記録のトレーサビリティの程度 c. 検査または試験による原子力安全に対する要求事項への適合性の検証可能性の程度 d. 作業または製造プロセス、要員、要領、および装置等に対する特別な管理や検査の必要性の程度 e. 原子力施設に対する保守、検査および取替えの難易度 <p>(4) 組織は、これらのプロセスを、本品質保証計画に従って運営管理する。</p> <p>(5) 原子力安全の達成に影響を与えるプロセスをアウトソースすることを組織が決めた場合には、組織は「7.4 調達」に従ってアウトソースしたプロセスの管理を確実にする。これらのアウトソースしたプロセスに適用される管理の方式および程度は、組織の品質マネジメントシステムの中で定める。</p> <p>4.2 文書化に関する一般事項</p> <p>4.2.1 一般</p> <p>品質マネジメントシステムの文書は、次の事項を含める。文書の階層を図203-2に示す。また、一次・二次文書と保安規定の関連条文を表203-1に示す。なお、記録は適正に作成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 文書化した、品質方針および品質目標 (2) 本品質保証計画および「原子力品質保証規程」 (3) 表203-1に示す JEAC4111 の要求事項を満たす文書 (4) JEAC4111 の要求事項を満たす次の記録 <ul style="list-style-type: none"> a. マネジメントレビューの結果の記録 b. 教育、訓練、技能および経験について該当する記録 c. 業務のプロセスおよびその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録 d. 業務に対する要求事項のレビューの結果の記録、およびそのレビューを受けてとられた処置の記録 e. 原子力施設の要求事項に関連する設計・開発へのインプットの記録 f. 設計・開発のレビューの結果の記録、および必要な処置があればその記録 g. 設計・開発の検証の結果の記録、および必要な処置があればその記録 h. 設計・開発の妥当性確認の結果の記録、および必要な処置があればその記録 i. 設計・開発の変更の記録 j. 設計・開発の変更のレビューの結果の記録、および必要な処置があればその記録 k. 供給者の評価の結果の記録、および評価によって必要とされた処置があればその記録 l. プロセスの妥当性確認で組織が記録が必要とされた活動の記録 m. 業務に関するトレーサビリティの記録 n. 組織外の所有物に関して、組織が必要と判断した場合の記録 o. 校正または検証に用いた基準の記録 p. 測定機器が要求事項に適合していないと判明した場合の、過去の測定結果の妥当性評価の記録 q. 校正および検証の結果の記録 r. 内部監査の結果の記録 s. 検査および試験の合否判定基準への適合の記録 	<p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 （1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定する）</p>

変更前	変更後	理由
	<p>t. <u>リリース（次工程への引渡し）を正式に許可した人の記録</u></p> <p>u. <u>不適合の性質および不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録</u></p> <p>v. <u>是正処置の結果の記録</u></p> <p>w. <u>予防処置の結果の記録</u></p> <p>(5) <u>組織内のプロセスの効果的な計画、運用および管理を確実に実施するために組織が必要と決定した記録を含む文書</u></p> <p>4.2.2 品質マニュアル</p> <p>(1) <u>組織は、次の事項を含む品質マニュアルとして、本品質保証計画および「原子力品質保証規程」を作成し、維持する。</u></p> <p>a. <u>品質マネジメントシステムの適用範囲</u></p> <p>b. <u>品質マネジメントシステムについて確立された社内規程またはそれらを参照できる情報</u></p> <p>c. <u>品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係に関する記述は、図203-1のとおりとする</u></p> <p>(2) <u>本品質保証計画</u> <u>社長は、本品質保証計画を原子力部長に作成させ、管理責任者の確認後、これを承認する。</u></p> <p>(3) <u>原子力品質保証規程</u> <u>社長は、「原子力品質保証規程」を原子力品質保証室長に作成させ、管理責任者の確認後、これを承認する。作成にあたっては本品質保証計画との整合をとる。</u></p> <p>4.2.3 文書管理</p> <p>(1) <u>品質マネジメントシステムで必要とされる文書を遵守するために、表203-1に記載の「原子力QMS 文書管理・記録管理要領」に基づき、保安規定上の位置づけを明確にするとともに、保安活動の重要度に応じて管理する。ただし、記録は文書の一種ではあるが、4.2.4に規定する要求事項に従って管理する。</u></p> <p>(2) <u>次の活動に必要な管理を規定する表203-1に記載の「原子力QMS 文書管理・記録管理要領」に基づき管理を行う。</u></p> <p>a. <u>発行前に、適切かどうかの観点から文書をレビューし、承認する。</u></p> <p>b. <u>文書をレビューする。また、必要に応じて更新し、再承認する。</u></p> <p>c. <u>文書の変更の識別および現在有効な版の識別を確実にする。</u></p> <p>d. <u>該当する文書の適切な版が、必要なときに、必要なところで使用可能な状態にあることを確実にする。</u></p> <p>e. <u>文書は、読みやすくかつ容易に識別可能な状態であることを確実にする。</u></p> <p>f. <u>品質マネジメントシステムの計画および運用のために組織が必要と決定した外部からの文書を明確にし、その配付が管理されていることを確実にする。</u></p> <p>g. <u>廃止文書が誤って使用されないようにする。また、これらを何らかの目的で保持する場合には、適切な識別をする。</u></p> <p>4.2.4 記録の管理</p> <p>(1) <u>要求事項への適合および品質マネジメントシステムの効果的運用の証拠を示すために作成する記録の対象を明確にし、管理する。</u></p> <p>(2) <u>組織は、記録の識別、保管、保護、検索、保管期間および廃棄に関して必要な管理を規定する表203-1に記載の「原子力QMS 文書管理・記録管理要領」に基づき管理を行う。</u></p> <p>(3) <u>記録は、読みやすく、容易に識別可能かつ検索可能にする。</u></p>	<p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 （1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定する）</p>

変更前	変更後	理由
	<p><u>5. 経営者の責任</u></p> <p><u>5.1 経営者のコミットメント</u> 社長は、品質マネジメントシステムの構築および実施，ならびにその有効性を継続的に改善することに対するコミットメントの証拠を，次の事項によって示す。</p> <p>(1) <u>法令・規制要求事項を満たすことは当然のこととして，原子力安全の重要性を組織内に周知する。</u></p> <p>(2) <u>品質方針を設定する。</u></p> <p>(3) <u>品質目標が設定されることを確実にする。</u></p> <p>(4) <u>マネジメントレビューを実施する。</u></p> <p>(5) <u>資源が使用できることを確実にする。</u></p> <p>(6) <u>安全文化を醸成するための活動を促進する。</u></p> <p><u>5.2 原子力安全の重視</u> 社長は，原子力安全を最優先に位置付け，組織が業務・原子力施設に対する要求事項を決定し，満たしていることを確実にする(7.2.1および8.2.1参照)。</p> <p><u>5.3 品質方針</u></p> <p>(1) <u>社長は，品質方針について，次の事項を確実にする。</u></p> <p>a. <u>組織の目的に対して適切である。</u></p> <p>b. <u>要求事項への適合および品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善に対するコミットメントを含む。</u></p> <p>c. <u>品質目標の設定およびレビューのための枠組みを与える。</u></p> <p>d. <u>組織全体に伝達し，理解させる。</u></p> <p>e. <u>適切性の持続のためにレビューする。</u></p> <p>f. <u>組織運営に関する方針と整合がとれている。</u></p> <p>(2) <u>組織が行う品質方針の管理は，表203-1に記載の「原子力QMS 品質方針管理要領」に基づき実施する。</u></p> <p><u>5.4 計画</u></p> <p><u>5.4.1 品質目標</u></p> <p>(1) <u>社長は，組織内のしかるべき部門および階層で，業務・原子力施設に対する要求事項を満たすために必要なものを含む品質目標(7.1 (3)a. 参照)が設定されていることを確実にさせる。</u></p> <p>(2) <u>品質目標は，その達成度が判定可能で，品質方針との整合をとる。</u></p> <p>(3) <u>組織が行う品質目標の管理は，表203-1に記載の「原子力QMS 品質目標管理要領」に基づき実施する。</u></p> <p><u>5.4.2 品質マネジメントシステムの計画</u> 社長は，次の事項を確実にする。</p> <p>(1) <u>品質目標に加えて4.1に規定する一般事項を満たすために，品質マネジメントシステムの構築と維持についての計画を策定する。</u></p> <p>(2) <u>品質マネジメントシステムの変更を計画し，実施する場合には，その変更が品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく，整合性が取れるよう管理する。</u></p>	<p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 （1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定する）</p>

変更前	変更後	理由
	<p><u>5.5 責任、権限およびコミュニケーション</u></p> <p><u>5.5.1 責任および権限</u> 社長は、会社規程である「組織規程」、「職務権限規程」を踏まえ、保安活動を実施するための責任および権限が第205条、第209条に定められ、組織全体に周知されていることを確実にする。 なお、組織の要員は、自らの職務の範囲において、その活動の内容について説明する責任を有する。</p> <p><u>5.5.2 管理責任者</u> (1) 社長は、原子力本部長および原子力考査室長を管理責任者として任命する。 (2) 管理責任者は与えられている他の責任とかかわりなく、次に示す責任および権限をもつ。 a. 品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施および維持を確実にする。 b. 品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況および改善の必要性の有無について、社長に報告する。 c. 組織全体にわたって、関係法令の遵守および原子力安全についての認識を高めることを確実にする。</p> <p><u>5.5.3 プロセス責任者</u> 社長は、プロセス責任者に対し、所掌する業務に関して、次に示す責任および権限を与えることを確実にする。 (1) プロセスが確立され、実施されるとともに、有効性を継続的に改善する。 (2) 業務に従事する要員の業務・原子力施設に対する要求事項についての認識を高める。 (3) 業務の成果を含む実施状況について評価する（5.4.1 および8.2.3 参照）。 (4) 安全文化を醸成するための活動を促進する。</p> <p><u>5.5.4 内部コミュニケーション</u> (1) 社長は、組織内にコミュニケーションのための適切なプロセスが確立されることを確実にする。また、品質マネジメントシステムの有効性に関する情報交換が行われることを確実にする。 (2) 組織は、内部コミュニケーションを行うため、表203-1に記載の「原子力QMS 内部コミュニケーション要領」に基づき、品質マネジメントシステムの有効性に関する情報交換を行う。</p> <p><u>5.6 マネジメントレビュー</u></p> <p><u>5.6.1 一般</u> (1) 社長は、組織の品質マネジメントシステムが、引き続き、適切、妥当かつ有効であることを確実にするために、表203-1に記載の「原子力QMS マネジメントレビュー要領」に基づき、原子力安全推進会議の場で年2回以上品質マネジメントシステムをレビューする。 (2) このレビューでは、品質マネジメントシステムの改善の機会の評価、ならびに品質方針および品質目標を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性の評価も行う。 (3) マネジメントレビューの結果の記録を維持する（4.2.4 参照）。</p> <p><u>5.6.2 マネジメントレビューへのインプット</u> マネジメントレビューへのインプットには、次の情報を含む。 (1) 監査の結果。 (2) 原子力安全の達成に関する外部の受け止め方。 (3) プロセスの成果を含む実施状況（品質目標の達成状況を含む。）ならびに検査および試験の結果。 (4) 安全文化を醸成するための活動の実施状況。 (5) 関係法令の遵守状況。 (6) 予防処置および是正処置の状況。 (7) 前回までのマネジメントレビューの結果に対するフォローアップ。</p>	<p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 （1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定する）</p>

変更前	変更後	理由
	<p><u>(8) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更。</u> <u>(9) 改善のための提案。</u></p> <p><u>5.6.3 マネジメントレビューからのアウトプット</u> <u>マネジメントレビューからのアウトプットには、次の事項に関する決定および処置すべてを含む。</u></p> <p><u>(1) 品質マネジメントシステムおよびそのプロセスの有効性の改善。</u> <u>(2) 業務の計画および実施にかかわる改善。</u> <u>(3) 資源の必要性。</u></p> <p><u>6. 資源の運用管理</u> <u>6.1 資源の提供</u> <u>組織は、原子力安全に必要な資源を明確にし、提供する。</u></p> <p><u>6.2 人的資源</u> <u>6.2.1 一般</u> <u>原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員には、適切な教育・訓練、技能および経験を判断の根拠として力量がある者を充てる。</u></p> <p><u>6.2.2 力量、教育・訓練および認識</u> <u>組織は、4.2.1 一般(2) 「原子力品質保証規程」ならびに表203-1に記載の「原子力QMS 力量、教育・訓練および認識要領」または「原子力QMS 内部監査員の力量、教育・訓練および認識要領」に基づき、次の事項を実施する。</u> <u>(1) 原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員に必要な力量を明確にする。</u> <u>(2) 該当する場合には（必要な力量が不足している場合には）、その必要な力量に到達することができるように教育・訓練を行うか、または他の処置をとる。</u> <u>(3) 教育・訓練または他の処置の有効性を評価する。</u> <u>(4) 組織の要員が、自らの活動のもつ意味および重要性を認識し、品質目標の達成に向けて自らがどのように貢献できるかを認識することを確実にする。</u> <u>(5) 教育・訓練、技能および経験について該当する記録を維持する(4.2.4 参照)。</u></p> <p><u>6.3 原子力施設およびインフラストラクチャー</u> <u>組織は、原子力安全の達成のために必要な原子力施設を明確にし、維持管理する。</u> <u>また、原子力安全の達成のために必要なインフラストラクチャーを「7.1 業務の計画」で明確にし、維持する。</u></p> <p><u>6.4 作業環境</u> <u>組織は、表203-1に記載の「原子力QMS 業務の計画および実施要領」に基づき、原子力安全の達成のために必要な作業環境を明確にし、運営管理する。</u></p> <p><u>7. 業務の計画および実施</u> <u>7.1 業務の計画</u> <u>組織は、表203-1に記載の「原子力QMS 業務の計画および実施要領」に基づき、次の事項を実施する。</u> <u>(1) 組織は、業務に必要なプロセスを計画し、構築する。</u> <u>(2) 業務の計画は、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合をとる(4.1 参照)。</u></p>	<p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 （1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定する）</p>

変更前	変更後	理由
	<p><u>(3) 組織は、業務の計画に当たって、次の各事項について適切に明確化する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> a. <u>業務・原子力施設に対する品質目標および要求事項</u> b. <u>業務・原子力施設に特有な、プロセスおよび文書の確立の必要性、ならびに資源の提供の必要性</u> c. <u>その業務・原子力施設のための検証、妥当性確認、監視、測定、検査および試験活動、ならびにこれらの合否判定基準</u> d. <u>業務・原子力施設に係るプロセスおよびその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録(4.2.4参照)</u> <p><u>(4) この計画のアウトプットは、組織の運営方法に適した形式にする。</u></p> <p><u>7.2 業務・原子力施設に対する要求事項に関するプロセス</u></p> <p><u>7.2.1 業務・原子力施設に対する要求事項の明確化</u></p> <p><u>組織は、表203-1に記載の「原子力QMS 業務の計画および実施要領」に基づき、次の事項を明確にする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> (1) <u>業務・原子力施設に適用される法令・規制要求事項。</u> (2) <u>明示されていないが、業務・原子力施設に不可欠な要求事項。</u> (3) <u>組織が必要と判断する追加要求事項すべて。</u> <p><u>7.2.2 業務・原子力施設に対する要求事項のレビュー</u></p> <ul style="list-style-type: none"> (1) <u>組織は、表203-1に記載の「原子力QMS 業務の計画および実施要領」に基づき、業務・原子力施設に対する要求事項をレビューする。このレビューは、その要求事項を適用する前に実施する。</u> (2) <u>レビューでは、次の事項を確実にする。</u> <ul style="list-style-type: none"> a. <u>業務・原子力施設に対する要求事項が定められている。</u> b. <u>業務・原子力施設に対する要求事項が以前に提示されたものと異なる場合には、それについて解決されている。</u> c. <u>組織が、定められた要求事項を満たす能力をもっている。</u> (3) <u>このレビューの結果の記録、およびそのレビューを受けてとられた処置の記録を維持する(4.2.4参照)。</u> (4) <u>業務・原子力施設に対する要求事項が書面で示されない場合には、組織は、その要求事項を適用する前に確認する。</u> (5) <u>業務・原子力施設に対する要求事項が変更された場合には、組織は、関連する文書を修正する。また、変更後の要求事項が、関連する要員に理解されていることを確実にする。</u> <p><u>7.2.3 外部とのコミュニケーション</u></p> <p><u>組織は、原子力安全に関して外部とのコミュニケーションを図るための効果的な方法を表203-1に記載の「原子力QMS 外部コミュニケーション要領」に定め、実施する。</u></p> <p><u>7.3 設計・開発</u></p> <p><u>組織は、以下の事項を含む表203-1に記載の「原子力QMS 設計・開発要領」に基づき、設計・開発を実施する。</u></p> <p><u>7.3.1 設計・開発の計画</u></p> <ul style="list-style-type: none"> (1) <u>組織は、原子力施設の設計・開発の計画を策定し、管理する。</u> (2) <u>設計・開発の計画において、組織は、次の事項を明確にする。</u> <ul style="list-style-type: none"> a. <u>設計・開発の段階。</u> b. <u>設計・開発の各段階に適したレビュー、検証および妥当性確認。</u> c. <u>設計・開発に関する責任（保安活動の内容について説明する責任を含む。）および権限。</u> (3) <u>組織は、効果的なコミュニケーションならびに責任および権限の明確な割当てを確実にするために、設計・開発に関与するグループ間のインタフェースを運営管理する。</u> (4) <u>設計・開発の進行に応じて、策定した計画を適切に更新する。</u> 	<p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 （1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定する）</p>

変更前	変更後	理由
	<p><u>7.3.2 設計・開発へのインプット</u></p> <p>(1) <u>原子力施設の要求事項に関連するインプットを明確にし、記録を維持する(4.2.4参照)。インプットには、次の事項を含める。</u></p> <p>a. <u>機能および性能に関する要求事項。</u></p> <p>b. <u>適用される法令・規制要求事項。</u></p> <p>c. <u>適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報。</u></p> <p>d. <u>設計・開発に不可欠なその他の要求事項。</u></p> <p>(2) <u>原子力施設の要求事項に関連するインプットについては、その適切性をレビューし、承認する。要求事項は、漏れがなく、あいまい（曖昧）でなく、相反することがないこと。</u></p> <p><u>7.3.3 設計・開発からのアウトプット</u></p> <p>(1) <u>設計・開発からのアウトプットは、設計・開発へのインプットと対比した検証を行うのに適した形式とする。また、リリース前に、承認を受ける。</u></p> <p>(2) <u>設計・開発からのアウトプットを次の状態とする。</u></p> <p>a. <u>設計・開発へのインプットで与えられた要求事項を満たす。</u></p> <p>b. <u>調達、業務の実施（原子力施設の使用を含む。）に対して適切な情報を提供する。</u></p> <p>c. <u>関係する検査および試験の合否判定基準を含むか、またはそれを参照している。</u></p> <p>d. <u>安全な使用および適正な使用に不可欠な原子力施設の特性を明確にする。</u></p> <p><u>7.3.4 設計・開発のレビュー</u></p> <p>(1) <u>設計・開発の適切な段階において、次の事項を目的として、計画されたとおりに(7.3.1参照)体系的なレビューを行う。</u></p> <p>a. <u>設計・開発の結果が、要求事項を満たせるかどうかを評価する。</u></p> <p>b. <u>問題を明確にし、必要な処置を提案する。</u></p> <p>(2) <u>レビューへの参加者には、レビューの対象となっている設計・開発段階に関連する部門を代表する者および当該設計・開発に係る専門家を含める。このレビューの結果の記録、および必要な処置があればその記録を維持する(4.2.4参照)。</u></p> <p><u>7.3.5 設計・開発の検証</u></p> <p>(1) <u>設計・開発からのアウトプットが、設計・開発へのインプットで与えられている要求事項を満たしていることを確実にするため、計画されたとおりに(7.3.1参照)検証を実施する。この検証の結果の記録、および必要な処置があればその記録を維持する(4.2.4参照)。</u></p> <p>(2) <u>設計・開発の検証は、原設計者以外の者またはグループが実施する。</u></p> <p><u>7.3.6 設計・開発の妥当性確認</u></p> <p>(1) <u>結果として得られる原子力施設が、指定された用途または意図された用途に応じた要求事項を満たし得ることを確実にするために、計画した方法(7.3.1参照)に従って、設計・開発の妥当性確認を実施する。</u></p> <p>(2) <u>実行可能な場合にはいつでも、原子力施設の使用前に、妥当性確認を完了する。</u></p> <p>(3) <u>妥当性確認の結果の記録、および必要な処置があればその記録を維持する(4.2.4参照)。</u></p> <p><u>7.3.7 設計・開発の変更管理</u></p> <p>(1) <u>設計・開発の変更を明確にし、記録を維持する(4.2.4参照)。</u></p> <p>(2) <u>変更に対して、レビュー、検証および妥当性確認を適切に行い、その変更を実施する前に承認する。</u></p> <p>(3) <u>設計・開発の変更のレビューには、その変更が、当該の原子力施設を構成する要素および関連する原子力施設に及ぼす影響の評価を含める。</u></p> <p>(4) <u>変更のレビューの結果の記録、および必要な処置があればその記録を維持する(4.2.4参照)。</u></p>	<p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 （1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定する）</p>

変更前	変更後	理由
	<p><u>7.4 調達</u> 組織は、以下の事項を含む表203-1に記載の「原子力QMS 調達管理要領」に基づき、調達を実施する。</p> <p><u>7.4.1 調達プロセス</u></p> <p>(1) 組織は、規定された調達要求事項に、調達製品が適合することを確実にする。 (2) 供給者および調達製品に対する管理の方式および程度は、調達製品が原子力安全に及ぼす影響に応じて定める。 (3) 組織は、供給者が組織の要求事項に従って調達製品を供給する能力を判断の根拠として、供給者を評価し、選定する。選定、評価および再評価の基準を定める。 (4) 評価の結果の記録、および評価によって必要とされた処置があればその記録を維持する(4.2.4 参照)。 (5) 組織は、物品または役務の調達後における、これらの維持または運用に必要な技術情報（保安に係るものに限る。）を取得するための方法およびそれらを他の原子炉設置者と共有する場合に必要な措置に関する方法を定める。</p> <p><u>7.4.2 調達要求事項</u></p> <p>(1) 調達要求事項では調達製品に関する要求事項を明確にし、次の事項のうち該当する事項を含める。 a. 製品、手順、プロセスおよび設備の承認に関する要求事項。 b. 要員の適格性確認に関する要求事項。 c. 品質マネジメントシステムに関する要求事項。 d. 不適合の報告および処理に関する要求事項。 e. 安全文化を醸成するための活動に関する必要な事項。 (2) 組織は、供給者に伝達する前に、規定した調達要求事項が妥当であることを確実にする。 (3) 組織は、調達製品を受領する場合には、調達製品の供給者に対し、調達要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。</p> <p><u>7.4.3 調達製品の検証</u></p> <p>(1) 組織は、調達製品が、規定した調達要求事項を満たしていることを確実にするために、必要な検査またはその他の活動を定めて、実施する。 (2) 組織が、供給者先で検証を実施することにした場合には、組織は、その検証の要領および調達製品のリリースの方法を調達要求事項の中に明確にする。</p> <p><u>7.5 業務の実施</u> 組織は、以下の事項を含む表203-1に記載の「原子力QMS 業務の計画および実施要領」に基づき、業務を実施する。</p> <p><u>7.5.1 業務の管理</u> 組織は、業務を管理された状態で実施する。管理された状態には、次の事項のうち該当するものを含む。 (1) 原子力安全との係わりを述べた情報が利用できる。 (2) 必要に応じて、作業手順が利用できる。 (3) 適切な設備を使用している。 (4) 監視機器および測定機器が利用でき、使用している。 (5) 監視および測定が実施されている。 (6) 業務のリリースが実施されている。</p>	<p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 （1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定する）</p>

変更前	変更後	理由
	<p><u>7.5.2 業務の実施に関するプロセスの妥当性確認</u> (1) <u>業務の実施の過程で結果として生じるアウトプットが、それ以降の監視または測定で検証することが不可能で、その結果、業務が実施された後でしか不具合が顕在化しない場合には、組織は、その業務の該当するプロセスの妥当性確認を行う。</u> (2) <u>妥当性確認によって、これらのプロセスが計画どおりの結果を出せることを実証する。</u> (3) <u>組織は、これらのプロセスについて、次の事項のうち該当するものを含んだ手続きを確立する。</u> a. <u>プロセスのレビューおよび承認のための明確な基準</u> b. <u>設備の承認および要員の適格性確認</u> c. <u>所定の方法および手順の適用</u> d. <u>記録に関する要求事項(4.2.4 参照)</u> e. <u>妥当性の再確認</u></p> <p><u>7.5.3 識別およびトレーサビリティ</u> (1) <u>必要な場合には、組織は、業務の計画および実施の全過程において適切な手段で業務・原子力施設を識別する。</u> (2) <u>組織は、業務の計画および実施の全過程において、監視および測定の要求事項に関連して、業務・原子力施設の状態を識別する。</u> (3) <u>トレーサビリティが要求事項となっている場合には、組織は業務・原子力施設について一意の識別を管理し、記録を維持する(4.2.4 参照)。</u></p> <p><u>7.5.4 組織外の所有物</u> <u>組織は、組織外の所有物について、それが組織の管理下にある間、注意を払い、必要に応じて記録を維持する(4.2.4 参照)。</u></p> <p><u>7.5.5 調達製品の保存</u> <u>組織は、調達製品の検証後、受入から据付(使用)までの間、要求事項への適合を維持するように調達製品を保存する。この保存には、該当する場合、識別、取扱い、包装、保管および保護を含める。保存は、取替品、予備品にも適用する。</u></p> <p><u>7.6 監視機器および測定機器の管理</u> (1) <u>業務・原子力施設に対する要求事項への適合性を実証するために、組織は、実施すべき監視および測定ならびに、そのために必要な監視機器および測定機器を業務の計画(7.1 参照)に明確にする。</u> (2) <u>組織は、監視および測定の要求事項との整合性を確保できる方法で監視および測定が実施できることを確実にするプロセスを確立し、表203-1に記載の「原子力QMS 監視機器および測定機器の管理要領」に基づき管理する。</u> (3) <u>測定値の正当性が保証されなければならない場合には、測定機器に関し、次の事項を満たす。</u> a. <u>定められた間隔または使用前に、国際または国家計量標準にトレーサブルな計量標準に照らして校正もしくは検証、またはその両方を行う。そのような標準が存在しない場合には、校正または検証に用いた基準を記録する(4.2.4 参照)。</u> b. <u>機器の調整をする、または必要に応じて再調整する。</u> c. <u>校正の状態を明確にするために識別を行う。</u> d. <u>測定した結果が無効になるような操作ができないようにする。</u> e. <u>取扱い、保守および保管において、損傷および劣化しないように保護する。</u></p> <p><u>さらに、測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合には、組織は、その測定機器でそれまでに測定した結果の妥当性を評価し、記録する(4.2.4 参照)。組織は、その機器および影響を受けた業務・原子力施設すべてに対して、適切な処置をとる。校正および検証の結果の記録を維持する(4.2.4 参照)。</u></p>	<p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 (1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定する)</p>

変更前	変更後	理由
	<p>(4) <u>規定要求事項にかかわる監視および測定にコンピュータソフトウェアを使う場合には、そのコンピュータソフトウェアによって意図した監視および測定ができることを確認する。この確認は、最初に使用するのに先立って実施する。また、必要に応じて再確認する。</u></p> <p>8. 評価および改善</p> <p>8.1 一般</p> <p>(1) <u>組織は、次の事項のために必要となる監視、測定、分析および改善のプロセスを計画し、実施する。</u></p> <p>a. <u>業務・原子力施設に対する要求事項への適合を実証する。</u></p> <p>b. <u>品質マネジメントシステムの適合性を確実にする。</u></p> <p>c. <u>品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。</u></p> <p>(2) <u>これには、統計的手法を含め、適用可能な方法、およびその使用の程度を決定することを含める。</u></p> <p>8.2 監視および測定</p> <p>8.2.1 原子力安全の達成</p> <p><u>組織は、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況の測定の一つとして、原子力安全を達成しているかどうかに関して外部がどのように受けとめているかについての情報を監視し、その情報の入手および使用の方法を表203-1に記載の「原子力QMS 原子力安全達成状況に係る外部の評価情報監視要領」に定め、実施する。</u></p> <p>8.2.2 内部監査</p> <p>(1) <u>原子力考査室長は、客観的な評価を行う組織の長として、表203-1に記載の「原子力QMS 内部監査要領」を定め、次の事項を実施する。</u></p> <p>a. <u>品質マネジメントシステムの次の事項が満たされているか否かを明確にするために、あらかじめ定められた間隔で内部監査を実施する。</u></p> <p>(a) <u>品質マネジメントシステムが、業務の計画(7.1 参照)に適合しているか、JEAC4111の要求事項に適合しているか、および組織が決めた品質マネジメントシステム要求事項に適合しているか。</u></p> <p>(b) <u>品質マネジメントシステムが効果的に実施され、維持されているか。</u></p> <p>b. <u>監査の対象となるプロセスおよび領域の状態および重要性、ならびにこれまでの監査結果を考慮して、監査プログラムを策定する。監査の基準、範囲、頻度および方法を規定する。監査員の選定および監査の実施においては、監査プロセスの客観性および公平性を確保する。監査員は、自らの業務を監査しない。</u></p> <p>c. <u>監査の計画および実施、記録の作成および結果の報告に関する責任および権限、ならびに要求事項を規定する。</u></p> <p>(2) <u>監査およびその結果の記録を維持する(4.2.4 参照)。</u></p> <p>(3) <u>監査された領域に責任をもつ管理者は、検出された不適合およびその原因を除去するために遅滞なく、必要な修正および是正処置すべてがとられることを確実にする。フォローアップには、とられた処置の検証および検証結果の報告を含める(8.5.2 参照)。</u></p> <p>8.2.3 プロセスの監視および測定</p> <p>(1) <u>組織は、表203-1に記載の「原子力QMS プロセスの監視および測定要領」に基づき、品質マネジメントシステムのプロセスの監視、および適用可能な場合に行う測定には、適切な方法を適用する。</u></p> <p>(2) <u>これらの方法は、プロセスが計画どおりの結果を達成する能力があることを実証するものとする。</u></p> <p>(3) <u>計画どおりの結果が達成できない場合には、適切に、修正および是正処置をとる。</u></p>	<p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 (1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定する)</p>

変更前	変更後	理由
	<p><u>8.2.4 検査および試験</u></p> <p>(1) 組織は、原子力施設の要求事項が満たされていることを検証するために、表203-1に記載の「原子力QMS 検査および試験要領」に基づき、原子力施設を検査および試験する。検査および試験は、業務の計画(7.1参照)に従って、適切な段階で実施する。検査および試験の可否判定基準への適合の証拠を維持する(4.2.4参照)。</p> <p>(2) 検査および試験要員の独立の程度を定める。</p> <p>(3) リリース（次工程への引渡し）を正式に許可した者の氏名を記録する(4.2.4参照)。</p> <p>(4) 業務の計画(7.1参照)で決めた検査および試験が完了するまでは、当該原子力施設を据え付けたり、運転したりしない。ただし、当該の権限をもつ者が承認したときは、この限りではない。</p> <p><u>8.3 不適合管理</u></p> <p>(1) 組織は、業務・原子力施設に対する要求事項に適合しない状況が放置されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。</p> <p>(2) 不適合の処理に関する管理およびそれに関連する責任および権限を表203-1に記載の「原子力QMS 不適合管理・是正処置・予防処置要領」に規定する。</p> <p>(3) 該当する場合には、組織は、次の一つまたはそれ以上の方法で、不適合を処理する。</p> <p>a. 検出された不適合を除去するための処置をとる。</p> <p>b. 当該の権限をもつ者が、特別採用によって、その使用、リリース、または合格と判定することを正式に許可する。</p> <p>c. 本来の意図された使用または適用ができないような処置をとる。</p> <p>d. 外部への引渡し後または業務の実施後に不適合が検出された場合には、その不適合による影響または起こり得る影響に対して適切な処置をとる。</p> <p>(4) 不適合に修正を施した場合には、要求事項への適合を実証するための再検証を行う。</p> <p>(5) 不適合の性質の記録、および不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を維持する(4.2.4参照)。</p> <p>(6) 組織は、原子炉施設の保安の向上を図る観点から、公開基準（「ニューシア登録管理要領」）に従い、不適合事象の内容をニューシアへ登録するなどにより、情報の公開を行う。</p> <p><u>8.4 データの分析</u></p> <p>(1) 組織は、品質マネジメントシステムの適切性および有効性を実証するため、また、品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善の可能性を評価するために表203-1に記載の「原子力QMS データの分析要領」を定め、適切なデータを明確にし、それらのデータを収集し、分析する。この中には、監視および測定の結果から得られたデータならびにそれ以外の該当する情報源からのデータを含める。</p> <p>(2) データの分析によって、次の事項に関連する情報を提供する。</p> <p>a. 原子力安全の達成に関する外部の受けとめ方(8.2.1参照)</p> <p>b. 業務・原子力施設に対する要求事項への適合(8.2.3および8.2.4参照)</p> <p>c. 予防処置の機会を得ることを含む、プロセスおよび原子力施設の、特性および傾向(8.2.3および8.2.4参照)</p> <p>d. 供給者の能力(7.4参照)</p> <p><u>8.5 改善</u></p> <p><u>8.5.1 継続的改善</u></p> <p>組織は、品質方針、品質目標、監査結果、データの分析、是正処置、予防処置およびマネジメントレビューを通じて、品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。</p>	<p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 （1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定する）</p>

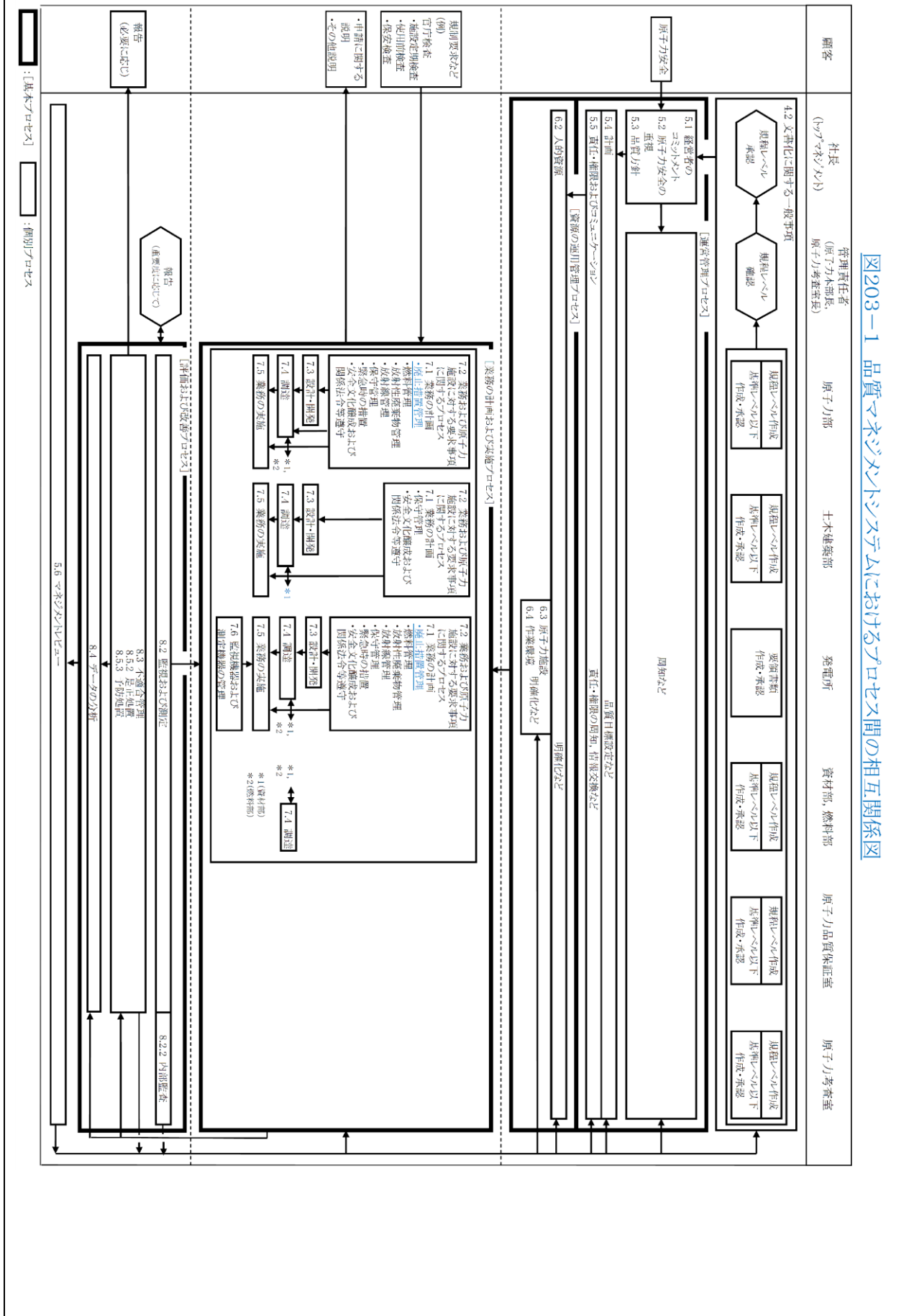
変更前	変更後	理由
	<p><u>8.5.2 是正処置</u> <u>組織は、表203-1に記載の「原子力QMS 不適合管理・是正処置・予防処置要領」に次の事項を定め、実施する。</u></p> <p>(1) <u>組織は、再発防止のため、不適合の原因を除去する処置をとる。</u> (2) <u>是正処置は、検出された不適合のもつ影響に応じたものとする。</u> (3) <u>次の事項に関する要求事項（JEAC4111 附属書「根本原因分析に関する要求事項」を含む。）を規定する。</u></p> <p>a. <u>不適合のレビュー</u> b. <u>不適合の原因の特定</u> c. <u>不適合の再発防止を確実にするための処置の必要性の評価</u> d. <u>必要な処置の決定および実施</u> e. <u>とった処置の結果の記録(4.2.4 参照)</u> f. <u>とった是正処置の有効性のレビュー</u></p> <p><u>8.5.3 予防処置</u> <u>組織は、表203-1に記載の「原子力QMS 不適合管理・是正処置・予防処置要領」に次の事項を定め、実施する。</u></p> <p>(1) <u>組織は、起こり得る不適合が発生することを防止するために、保安活動の実施によって得られた知見（良好事例を含む。）および他の施設から得られた知見（BWR事業者協議会で取り扱う技術情報およびニューシア登録情報を含む。）の活用を含め、その原因を除去する処置を決める。この活用には、原子力安全に係る業務の実施によって得られた知見を他の原子炉設置者と共有することも含む。</u> (2) <u>予防処置は、起こり得る問題の影響に応じたものとする。</u> (3) <u>次の事項に関する要求事項（JEAC4111 附属書「根本原因分析に関する要求事項」を含む。）を規定する。</u></p> <p>a. <u>起こり得る不適合およびその原因の特定</u> b. <u>不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価</u> c. <u>必要な処置の決定および実施</u> d. <u>とった処置の結果の記録(4.2.4 参照)</u> e. <u>とった予防処置の有効性のレビュー</u></p>	<p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 （1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定する）</p>

変更前

変更後

理由

女川1号炉廃止措置に伴う変更
（1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定する）



変更前	変更後	理由
	<p style="text-align: center;">図203-2 品質マネジメントシステム文書階層図</p>	<p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 （1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定する）</p>

変更前	変更後					理由	
	表203-1 一次・二次文書一覧表						
	保安規定第203条の記載項目	一次文書名	承認者(管理箇所)	文書番号	第203条以外の関連条文		
	4.2.2	原子力品質保証規程	社長 (原子力品質保証室)	原品-1	-	女川1号炉廃止措置に伴う変更 (1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定する)	
	保安規定第203条の記載項目	二次文書名	承認者(管理箇所)	文書番号	第203条以外の関連条文		
	4.1 6.3	原子力QMS 品質に係る重要度分類要領	原子力部長 (原子力部)	原4-1	-		
	4.1	原子力QMS プロセス適用要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品4-1	-		
	4.2.1 4.2.3 4.2.4	原子力QMS 文書管理・記録管理要領*1	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品4-2	第321条		
	5.3	原子力QMS 品質方針管理要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品5-1	-		
	5.4.1	原子力QMS 品質目標管理要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品5-2	-		
	5.5.1	原子力QMS 責任および権限要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品5-3	第205条, 第208条, 第209条		
	5.5.2	原子力QMS 情報取扱要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品5-4	-		
	5.5.4	原子力QMS 内部コミュニケーション要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品5-5	第206条, 第207条		
	5.6	原子力QMS マネジメントレビュー要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品5-6	-		
	6.2.2	原子力QMS 力量, 教育・訓練および認識要領	原子力部長 (原子力部)	原6-1	第319条, 第320条		
		原子力QMS 内部監査員の力量, 教育・訓練および認識要領	原子力考査室長 (原子力考査室)	原考6-1	-		
	6.4 7.1 7.2.1 7.2.2 7.5	原子力QMS 業務の計画および 実施要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品7-1	-		
	7.1 7.5	原子力QMS 運転業務要領	原子力部長 (原子力部)	原7-1	第212条 ~第217条の2, 第256条, 第273条~第274条, 第276条, 第288条, 第289条~第290条		
		原子力QMS 燃料管理要領	原子力部長 (原子力部)	原7-2	第216条, 第280条, 第281条, 第286条, 第287条		
		原子力QMS 放射性廃棄物管理要領	原子力部長 (原子力部)	原7-3	第288条~第292条		
		原子力QMS 放射線管理要領	原子力部長 (原子力部)	原7-4	第293条~第307条		

変更前	変更後					理由
	保安規定第203条の記載項目 7.1 7.5	二次文書名 原子力QMS 保修業務運用要領	承認者(管理箇所) 原子力部長 (原子力部)	文書番号 原7-5	第203条以外の関連条文 第273条, 第274条, 第291条, 第303条, 第308条, 第308条の3	女川1号炉廃止措置に伴う変更 （1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定する）
	原子力QMS 原子力災害対策実施要領	原子力部長 (原子力部)	原7-6	第309条～第318条, 第322条		
	原子力QMS 廃止措置管理要領	原子力部長 (原子力部)	原7-12	第218条～第220条		
	原子力QMS 安全文化醸成および関係法令等遵守に係る実施要領	実施部門の管理責任者	原品 7-12	第202条の2, 第202条の3		
	7.2.3 原子力QMS 外部コミュニケーション要領	原子力部長 (原子力部)	原7-8	〃		
	7.3 原子力QMS 設計・開発要領	原子力部長 (原子力部)	原7-9	〃		
	7.4 原子力QMS 調達管理要領	原子力部長 (原子力部)	原7-10	〃		
	7.6 原子力QMS 監視機器および測定機器の管理要領	原子力部長 (原子力部)	原7-11	〃		
	8.2.1 原子力QMS 原子力安全達成状況に係る外部の評価情報監視要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品8-1	〃		
	8.2.2 原子力QMS 内部監査要領^{*1}	原子力考査室長 (原子力考査室)	原考8-1	〃		
	8.2.3 原子力QMS プロセスの監視および測定要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品8-2	〃		
	8.2.4 原子力QMS 検査および試験要領	原子力部長 (原子力部)	原8-1	〃		
	8.3 8.5.2 8.5.3 原子力QMS 不適合管理・是正処置・予防処置要領^{*1}	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品8-3	〃		
	8.4 原子力QMS データの分析要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品8-4	〃		
※1：JEAC4111 4.2.1 c)の対象文書を表す。						

変更前	変更後	理由
	<p style="text-align: center;">第3章 保安管理体制</p> <p><u>（保安に関する組織）</u> 第204条 発電所の保安に関する組織は、図204のとおりとする。 図204 発電所の保安に関する組織図</p> <p>（本店）</p> <ul style="list-style-type: none"> 社長 <ul style="list-style-type: none"> 管理責任者（原子力考査室長） <ul style="list-style-type: none"> 資材部長 土木建築部長 燃料部長 管理責任者（原子力本部長） <ul style="list-style-type: none"> 原子力部長 ※1 <ul style="list-style-type: none"> 原子炉施設保安委員会 ※2 <ul style="list-style-type: none"> 原子力品質保証室長 <ul style="list-style-type: none"> ※1 原子力技術訓練センター所長 <p>（女川原子力発電所）</p> <ul style="list-style-type: none"> ※2 所長 <ul style="list-style-type: none"> 原子炉施設保安運営委員会 廃止措置主任者 <ul style="list-style-type: none"> 品質保証部長 <ul style="list-style-type: none"> 品質保証総括課長 検査課長 総務部長 <ul style="list-style-type: none"> 総務課長 警備課長 技術統括部長 <ul style="list-style-type: none"> 技術課長 計画管理課長 防災課長 環境・燃料部長 <ul style="list-style-type: none"> 放射線管理課長 輸送・固体廃棄物管理課長 原子燃料課長 廃止措置管理課長 保全部長 <ul style="list-style-type: none"> 保全計画課長 工程管理課長 電気課長 計測制御課長 原子炉課長 タービン課長 土木建築部長 <ul style="list-style-type: none"> 土木課長 建築課長 発電部長 <ul style="list-style-type: none"> 発電管理課長 <ul style="list-style-type: none"> 発電課長 	<p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 （1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定する）</p>

変更前	変更後	理由
	<p><u>（保安に関する職務）</u> <u>第205条 保安に関する職務は次のとおりとする。</u> <u>1. 保安に関する職務のうち、本店組織は次のとおり。</u> <u>（1）社長は、発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステムの構築および実施を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守ならびに安全文化の醸成が行われることを確実にする。</u> <u>（2）原子力考査室長は、内部監査に係る管理責任者として、監査業務を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守ならびに安全文化の醸成に係る活動（内部監査部門に限る。）を統括する。</u> <u>（3）原子力本部長は、発電所の保安に関する組織が実施する品質保証活動（内部監査業務を除く。）の実施に係る管理責任者として、品質マネジメントシステムの具体的活動を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守ならびに安全文化の醸成に係る活動（内部監査部門を除く。）を統括する。</u> <u>（4）原子力品質保証室長は、発電所の保安に関する組織が実施する品質保証活動（内部監査業務を除く。）について指導・助言および総括に関する業務を行う。</u> <u>（5）資材部長は、供給者の選定に関する業務（燃料部長所管業務を除く。）を統括する。</u> <u>（6）土木建築部長は、土木建築部が実施する発電所の保守に関する業務を統括する。</u> <u>（7）燃料部長は、燃料体等の供給者の選定に関する業務を統括する。</u> <u>（8）原子力部長は、原子力部が実施する発電所の保安に関する業務を統括する。</u> <u>（9）原子力技術訓練センター所長は、教育・訓練（保安教育を除く。）の総括に関する業務を行う。</u></p> <p><u>2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。</u> <u>（1）所長は、発電所における保安に関する業務を統括する。</u> <u>（2）品質保証部長は、品質保証総括課長および検査課長の所管する業務を統括する。</u> <u>（3）総務部長は、総務課長および警備課長の所管する業務を統括する。</u> <u>（4）技術統括部長は、技術課長、計画管理課長および防災課長の所管する業務を統括する。</u> <u>（5）環境・燃料部長は、放射線管理課長、輸送・固体廃棄物管理課長、原子燃料課長および廃止措置管理課長の所管する業務を統括する。</u> <u>（6）保全部長は、保全計画課長、工程管理課長、電気課長、計測制御課長、原子炉課長およびタービン課長の所管する業務を統括する。</u> <u>（7）土木建築部長は、土木課長および建築課長の所管する業務を統括する。</u> <u>（8）発電部長は、発電管理課長の所管する業務を統括する。</u> <u>（9）品質保証総括課長は、品質保証活動の指導・助言および品質保証の総括に関する業務を行う。</u> <u>（10）検査課長は、原子炉施設に関する検査の総括に関する業務を行う。</u> <u>（11）総務課長は、供給者の選定に関する業務を行う。</u> <u>（12）警備課長は、保全区域および周辺監視区域の管理に関する業務を行う。</u> <u>（13）技術課長は、原子炉施設の保安管理の総括に関する業務を行う。</u> <u>（14）計画管理課長は、原子炉施設の運営計画の総括に関する業務を行う。</u> <u>（15）防災課長は、初期消火活動のための体制の整備および緊急時の措置の総括に関する業務を行う。</u> <u>（16）放射線管理課長は、放射線管理、化学管理、放射性廃棄物（液体・気体）の管理および環境放射線モニタリングに関する業務を行う。</u> <u>（17）輸送・固体廃棄物管理課長は、燃料の運搬および放射性廃棄物（固体）の管理に関する業務を行う。</u> <u>（18）原子燃料課長は、燃料の管理に関する業務を行う。</u> <u>（19）廃止措置管理課長は、廃止措置管理の総括および廃止措置工事^{*1}に関する業務を行う。</u> <u>（20）保全計画課長は、原子炉施設の保守の総括に関する業務を行う。</u> <u>（21）工程管理課長は、原子炉施設の保守に関する業務のうち工程管理に関する業務を行う。</u> <u>（22）電気課長は、原子炉施設のうち電気設備の保守および廃止措置工事^{*1}に関する業務を行う。</u> <u>（23）計測制御課長は、原子炉施設のうち計測制御設備の保守および廃止措置工事^{*1}に関する業</u></p>	<p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 （1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定する）</p>

変更前	変更後	理由
	<p><u>務を行う。</u></p> <p><u>(24) 原子炉課長は、原子炉施設のうち機械設備（原子炉設備）の保守および廃止措置工事^{※1}に関する業務を行う。</u></p> <p><u>(25) タービン課長は、原子炉施設のうち機械設備（原子炉設備を除く）の保守および廃止措置工事^{※1}に関する業務を行う。</u></p> <p><u>(26) 土木課長は、原子炉施設のうち土木設備の保守および廃止措置工事^{※1}に関する業務を行う。</u></p> <p><u>(27) 建築課長は、原子炉施設のうち建築設備の保守および廃止措置工事^{※1}に関する業務を行う。</u></p> <p><u>(28) 発電管理課長は、原子炉施設の運用管理に関する業務を行う。</u></p> <p><u>(29) 発電課長は、原子炉施設の運転および燃料取扱い（輸送・固体廃棄物管理課長および原子燃料課長所管業務を除く。）に関する当直業務を行う。</u></p> <p><u>(30) 第1項(9)および第2項(9)から(29)に定める職位は、所管業務に基づき緊急時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う。</u></p> <p><u>(31) 第1項(9)および第2項(9)から(29)に定める職位は、第1項(9)および第2項(9)から(30)に定める業務の遂行にあたって、所属員を指示・指導し、遂行に係る品質保証活動を行う。また、所属員は課長の指示・指導に従い業務を実施する。</u></p> <p><u>3. その他発電所の保安に間接的に関係する組織の長は、別途定められた「組織規程」に基づき所管業務を遂行する。</u></p> <p><u>※1：廃止措置計画に基づく核燃料物質による汚染の除去・汚染状況の調査およびその他第308条に定める保全対象範囲以外の設備の解体撤去工事（以下、本編において「廃止措置工事」という。）をいう。</u></p>	<p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 （1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定する）</p>

変更前	変更後	理由
	<p><u>(原子炉施設保安委員会)</u> <u>第206条 本店に原子炉施設保安委員会（以下、本編においては「保安委員会」という。）を設置する。</u> 2. 保安委員会は、原子炉施設の保安に関する次の事項を審議し、確認する。 <u>(1) 原子炉設置許可申請書本文に記載の構築物、系統および機器の変更</u> <u>(2) 保安規定の変更</u> <u>(3) 廃止措置計画の変更</u> <u>(4) その他保安委員会で定めた審議事項</u> 3. 原子力部長を委員長とする。 4. 保安委員会は、委員長、廃止措置主任者に加え、課長以上の職位の者から委員長が指名した者で構成する。</p> <p><u>(原子炉施設保安運営委員会)</u> <u>第207条 発電所に原子炉施設保安運営委員会（以下、本編においては「運営委員会」という。）を設置する。</u> 2. 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。 <u>ただし、あらかじめ運営委員会にて定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</u> <u>(1) 廃止措置管理に関するマニュアルの制定および改定</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運転員の構成人員に関する事項 ・ 当直の引継方法に関する事項 ・ 巡視に関する事項 ・ 警報発生時の措置に関する事項 ・ 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項 ・ 定期的実施するサーベランスに関する事項 ・ 廃止措置工事に係る工事計画（以下、本編において「廃止措置工事計画」という。）に関する事項 <u>(2) 燃料管理に関するマニュアルの制定および改定</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新燃料および使用済燃料の運搬に関する事項 ・ 新燃料および使用済燃料の貯蔵に関する事項 <u>(3) 放射性廃棄物管理に関するマニュアルの制定および改定</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ 放射性固体廃棄物の保管および運搬に関する事項 ・ 放射性液体廃棄物の放出管理に関する事項 ・ 放射性気体廃棄物の放出管理に関する事項 ・ 放出管理用計測器の点検・校正に関する事項 <u>(4) 放射線管理に関するマニュアルの制定および改定</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ 管理区域の設定、区域区分、特別措置を要する区域に関する事項 ・ 管理区域の出入管理および遵守事項に関する事項 ・ 保全区域に関する事項 ・ 周辺監視区域に関する事項 ・ 線量の評価に関する事項 ・ 除染に関する事項 ・ 外部放射線に係る線量当量率等の測定に関する事項 ・ 放射線計測器類の点検・校正に関する事項 ・ 管理区域内で使用した物品の搬出および運搬に関する事項 <u>(5) 保守管理に関するマニュアルの制定および改定</u> <u>(6) 改造の実施に関する事項</u> <u>(7) 緊急時における運転操作に関するマニュアルの制定および改定（第311条）</u> <u>(8) 保安教育実施計画の策定（第319条）に関する事項</u> <u>(9) 事故・故障の水平展開の実施状況に関する事項</u> 3. 所長を委員長とする。 4. 運営委員会は、委員長、廃止措置主任者、第205条第2項（2）から（8）の各部長の職位にある者に加え委員長が指名した者で構成する。</p>	<p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 （1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定する）</p>

変更前	変更後	理由								
	<p><u>（廃止措置主任者の選任）</u> <u>第208条 廃止措置主任者を、保安活動を監督するにあたり必要な知識を有する者であつて、以下の（1）から（5）のいずれかの業務に従事した期間が通算して3年以上の者の中から選任する。なお、廃止措置主任者は社長が選任する。</u> <u>（1）原子炉施設の工事または保守管理に関する業務</u> <u>（2）原子炉施設の運転に関する業務</u> <u>（3）原子炉施設の設計に係る安全性の解析および評価に関する業務</u> <u>（4）原子炉に使用する燃料体の設計または管理に関する業務</u> <u>（5）原子炉施設の放射性廃棄物管理に関する業務</u> <u>2. 廃止措置主任者は、課長以上の者から選任する。</u> <u>3. 廃止措置主任者には代行者を置くことができる。</u> <u>4. 廃止措置主任者が職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は、第1項および第2項に基づき、あらためて廃止措置主任者を選任する。</u></p> <p><u>（廃止措置主任者の職務等）</u> <u>第209条 廃止措置主任者は、原子炉施設の廃止措置に関する保安の監督を誠実にを行うことを任務とし、次の職務を遂行する。</u> <u>（1）原子炉施設の廃止措置に関し、保安上必要な場合は、所長へ意見を具申する。</u> <u>（2）原子炉施設の廃止措置に関し、保安上必要な場合は、廃止措置に従事する者へ指導・助言を行う。</u> <u>（3）表209-1に定める事項について、所長の承認に先立ち確認する。</u> <u>（4）表209-2に定める各職位からの報告内容等を確認する。</u> <u>（5）表209-3に示す記録の内容を確認する。</u> <u>（6）第322条第1項の報告について、精査し、必要な指導・助言を行う。</u> <u>（7）その他、原子炉施設の廃止措置に関する保安の監督に必要な職務を行う。</u> <u>2. 所長は、廃止措置主任者が原子炉施設の廃止措置に関する保安のためにする意見を尊重する。</u> <u>3. 原子炉施設の廃止措置に従事する者は、廃止措置主任者が原子炉施設の廃止措置に関する保安のためにする指導・助言を尊重する。</u></p> <p>表209-1</p> <table border="1" data-bbox="1341 1270 2466 1514"> <thead> <tr> <th data-bbox="1341 1270 1902 1310">条 文</th> <th data-bbox="1902 1270 2466 1310">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1341 1310 1902 1423">第293条（管理区域の設定および解除）</td> <td data-bbox="1902 1310 2466 1423">第5項に定める一時的な管理区域の設定および解除 第7項に定める管理区域の設定および解除</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1341 1423 1902 1463">第319条（所員への保安教育）</td> <td data-bbox="1902 1423 2466 1463">所員の保安教育実施計画</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1341 1463 1902 1514">第320条（協力企業従業員への保安教育）</td> <td data-bbox="1902 1463 2466 1514">協力企業従業員の保安教育実施計画</td> </tr> </tbody> </table>	条 文	内 容	第293条（管理区域の設定および解除）	第5項に定める一時的な管理区域の設定および解除 第7項に定める管理区域の設定および解除	第319条（所員への保安教育）	所員の保安教育実施計画	第320条（協力企業従業員への保安教育）	協力企業従業員の保安教育実施計画	<p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 （1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定する）</p>
条 文	内 容									
第293条（管理区域の設定および解除）	第5項に定める一時的な管理区域の設定および解除 第7項に定める管理区域の設定および解除									
第319条（所員への保安教育）	所員の保安教育実施計画									
第320条（協力企業従業員への保安教育）	協力企業従業員の保安教育実施計画									

変更前	変更後	理由										
	<p>表209-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1347 226 1908 264">条 文</th> <th data-bbox="1908 226 2469 264">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1347 264 1908 331">第217条（地震・火災等発生時の対応）</td> <td data-bbox="1908 264 2469 331">地震・火災が発生した場合に講じた措置の結果</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1347 331 1908 369">第220条（工事完了の報告）</td> <td data-bbox="1908 331 2469 369">廃止措置工事計画に基づく工事の結果</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1347 369 1908 512">第274条（施設運用上の基準を満足しない場合）</td> <td data-bbox="1908 369 2469 512">施設運用上の基準を満足していないと判断した場合 施設運用上の基準を満足していると判断した場合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1347 512 1908 852">第322条（報告）</td> <td data-bbox="1908 512 2469 852">施設運用上の基準を満足していないと判断した場合 放射性液体廃棄物または放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合 外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合 実用炉規則第134条第3号^{※1}、第4号^{※1}、第6号から第12号および第14号に定める報告事象が生じた場合</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：新燃料貯蔵設備，使用済燃料貯蔵設備および燃料取扱設備に限る。</p>	条 文	内 容	第217条（地震・火災等発生時の対応）	地震・火災が発生した場合に講じた措置の結果	第220条（工事完了の報告）	廃止措置工事計画に基づく工事の結果	第274条（施設運用上の基準を満足しない場合）	施設運用上の基準を満足していないと判断した場合 施設運用上の基準を満足していると判断した場合	第322条（報告）	施設運用上の基準を満足していないと判断した場合 放射性液体廃棄物または放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合 外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合 実用炉規則第134条第3号 ^{※1} 、第4号 ^{※1} 、第6号から第12号および第14号に定める報告事象が生じた場合	<p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 （1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定する）</p>
条 文	内 容											
第217条（地震・火災等発生時の対応）	地震・火災が発生した場合に講じた措置の結果											
第220条（工事完了の報告）	廃止措置工事計画に基づく工事の結果											
第274条（施設運用上の基準を満足しない場合）	施設運用上の基準を満足していないと判断した場合 施設運用上の基準を満足していると判断した場合											
第322条（報告）	施設運用上の基準を満足していないと判断した場合 放射性液体廃棄物または放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合 外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合 実用炉規則第134条第3号 ^{※1} 、第4号 ^{※1} 、第6号から第12号および第14号に定める報告事象が生じた場合											

変更前	変更後	理由																
	<p>表209-3</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">記 録 項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 燃料に係る記録</td> </tr> <tr> <td>・ 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置</td> </tr> <tr> <td>・ 使用済燃料の払出し時における放射能の量</td> </tr> <tr> <td>2. 放射線管理に係る記録</td> </tr> <tr> <td>・ 使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線しゃへい物の側壁における線量当量率</td> </tr> <tr> <td>・ 管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当量、空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度および放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度</td> </tr> <tr> <td>・ 放射性物質による汚染の広がりの防止および除去を行った場合には、その状況および担当者の氏名</td> </tr> <tr> <td>3. 放射性廃棄物管理に係る記録</td> </tr> <tr> <td>・ 放射性廃棄物の排気口または排気監視設備および排水口または排水監視設備における放射性物質の1日間および3月間についての平均濃度</td> </tr> <tr> <td>・ 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、または容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量および比重ならびにその廃棄の場所および方法</td> </tr> <tr> <td>・ 放射性廃棄物を容器に封入し、または容器に固型化した場合には、その方法</td> </tr> <tr> <td>・ 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類ならびにその運搬の日時および経路</td> </tr> <tr> <td>4. 原子炉施設の巡視の結果</td> </tr> <tr> <td>5. 保安教育の実施報告書</td> </tr> <tr> <td>6. 廃止措置に係る工事の方法、時期および対象となる原子炉施設の設備の名称</td> </tr> </tbody> </table>	記 録 項 目	1. 燃料に係る記録	・ 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置	・ 使用済燃料の払出し時における放射能の量	2. 放射線管理に係る記録	・ 使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線しゃへい物の側壁における線量当量率	・ 管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当量、空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度および放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	・ 放射性物質による汚染の広がりの防止および除去を行った場合には、その状況および担当者の氏名	3. 放射性廃棄物管理に係る記録	・ 放射性廃棄物の排気口または排気監視設備および排水口または排水監視設備における放射性物質の1日間および3月間についての平均濃度	・ 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、または容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量および比重ならびにその廃棄の場所および方法	・ 放射性廃棄物を容器に封入し、または容器に固型化した場合には、その方法	・ 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類ならびにその運搬の日時および経路	4. 原子炉施設の巡視の結果	5. 保安教育の実施報告書	6. 廃止措置に係る工事の方法、時期および対象となる原子炉施設の設備の名称	<p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 （1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定する）</p>
記 録 項 目																		
1. 燃料に係る記録																		
・ 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置																		
・ 使用済燃料の払出し時における放射能の量																		
2. 放射線管理に係る記録																		
・ 使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線しゃへい物の側壁における線量当量率																		
・ 管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当量、空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度および放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度																		
・ 放射性物質による汚染の広がりの防止および除去を行った場合には、その状況および担当者の氏名																		
3. 放射性廃棄物管理に係る記録																		
・ 放射性廃棄物の排気口または排気監視設備および排水口または排水監視設備における放射性物質の1日間および3月間についての平均濃度																		
・ 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、または容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量および比重ならびにその廃棄の場所および方法																		
・ 放射性廃棄物を容器に封入し、または容器に固型化した場合には、その方法																		
・ 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類ならびにその運搬の日時および経路																		
4. 原子炉施設の巡視の結果																		
5. 保安教育の実施報告書																		
6. 廃止措置に係る工事の方法、時期および対象となる原子炉施設の設備の名称																		

変更前	変更後	理由				
	<p style="text-align: center;">第4章 廃止措置管理</p> <p style="text-align: center;">第1節 通則</p> <p><u>(構成および定義)</u></p> <p><u>第211条 本章第3節（第273条～第274条、第276条を除く。）における条文の基本的な構成は次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 第1項：施設運用上の基準</u></p> <p><u>(2) 第2項：施設運用上の基準を満足していることを確認するために行う事項</u></p> <p><u>(3) 第3項：施設運用上の基準を満足していないと判断した場合^{※1}に要求される措置</u></p> <p><u>※1：施設運用上の基準を満足していないと判断した場合とは、次のいずれかをいう。</u></p> <p><u>(1) 第2項の確認を行ったところ、施設運用上の基準を満足していないと発電課長が判断した場合</u></p> <p><u>(2) 第2項の確認を行うことが出来なかった場合</u></p> <p><u>(3) 第2項にかかわらず施設運用上の基準を満足していないと発電課長が判断した場合</u></p> <p><u>2. 用語の定義は、各条に特に定めがない場合は、次のとおりとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1389 961 2469 1339"> <tr> <td data-bbox="1389 961 1638 1100"><u>原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業</u></td> <td data-bbox="1638 961 2469 1100"><u>原子炉建屋内で照射された燃料の移動作業および新燃料または制御棒の移動の際に照射された燃料上を通過する作業をいう。なお、照射された燃料に係る作業の中止の措置が要求された場合であって、進行中の作業を安全な状態で終了させる場合を除く。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1389 1100 1638 1339"><u>速やかに</u></td> <td data-bbox="1638 1100 2469 1339"><u>可能な限り短時間で実施するものであるが、一義的に時間を決められないものであり、意図的に遅延させることなく行うことを意味する。なお、要求される措置を実施する場合には、上記趣旨を踏まえた上で、組織的に実施する^{※2}準備が整い次第行う活動を意味する。また、複数の「速やかに」実施することが要求される措置に規定されている場合は、いずれか一つの要求される措置を「速やかに」実施し、引き続き遅滞なく、残りの要求される措置を実施する。</u></td> </tr> </table> <p><u>※2：関係者への連絡、各運転員への指示、手順の準備・確認等を行うこと。</u></p>	<u>原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業</u>	<u>原子炉建屋内で照射された燃料の移動作業および新燃料または制御棒の移動の際に照射された燃料上を通過する作業をいう。なお、照射された燃料に係る作業の中止の措置が要求された場合であって、進行中の作業を安全な状態で終了させる場合を除く。</u>	<u>速やかに</u>	<u>可能な限り短時間で実施するものであるが、一義的に時間を決められないものであり、意図的に遅延させることなく行うことを意味する。なお、要求される措置を実施する場合には、上記趣旨を踏まえた上で、組織的に実施する^{※2}準備が整い次第行う活動を意味する。また、複数の「速やかに」実施することが要求される措置に規定されている場合は、いずれか一つの要求される措置を「速やかに」実施し、引き続き遅滞なく、残りの要求される措置を実施する。</u>	<p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 (1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定する)</p>
<u>原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業</u>	<u>原子炉建屋内で照射された燃料の移動作業および新燃料または制御棒の移動の際に照射された燃料上を通過する作業をいう。なお、照射された燃料に係る作業の中止の措置が要求された場合であって、進行中の作業を安全な状態で終了させる場合を除く。</u>					
<u>速やかに</u>	<u>可能な限り短時間で実施するものであるが、一義的に時間を決められないものであり、意図的に遅延させることなく行うことを意味する。なお、要求される措置を実施する場合には、上記趣旨を踏まえた上で、組織的に実施する^{※2}準備が整い次第行う活動を意味する。また、複数の「速やかに」実施することが要求される措置に規定されている場合は、いずれか一つの要求される措置を「速やかに」実施し、引き続き遅滞なく、残りの要求される措置を実施する。</u>					

変更前	変更後	理由						
	<p><u>（原子炉施設の運転員の確保）</u> <u>第212条 発電管理課長は、原子炉施設の運転に必要な知識を有する者を確保する。なお、原子炉施設の運転に必要な知識を有する者とは、原子炉施設の運転に関する実務の研修を受けた者をいう。</u> 2. 発電管理課長は、原子炉施設の運転にあたって第1項で定める者の中から、2名以上をそろえ、5班以上編成した上で交替勤務を行わせる。なお、特別な事情がある場合を除き、運転員は連続して24時間を超える勤務を行ってはならない。また、2名以上のうち、1名は発電課長とする。 3. 発電管理課長は、2項に定める人数のうち、主機運転員以上の職位にある運転員の中から1名以上を常時中央制御室に確保する。</p> <p><u>（巡視）</u> <u>第213条 発電課長は、毎日1回以上、原子炉施設（第295条第1項で定める区域を除く）を巡視する。</u> 2. 発電課長は、「パトロール要領書」に基づき、第295条第1項で定める区域の計器等による監視または巡視をする。</p> <p><u>（マニュアルの作成）</u> <u>第214条 発電管理課長は、次の各号に掲げる発電課長が実施する原子炉施設の運転管理に関する事項のマニュアルを作成し、制定・改定にあたっては、第207条第2項に基づき運営委員会の確認を得る。</u> （1）巡視に関する事項 （2）警報発生時の措置に関する事項 （3）原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項 （4）定期的実施するサーベランスに関する事項</p> <p><u>（引継）</u> <u>第215条 発電課長は、その業務を次の発電課長に引き継ぐにあたり、運転日誌および引継日誌を引き渡し、運転状況を申し送る。</u></p> <p><u>（原子炉の運転停止に関する恒久的な措置）</u> <u>第216条 発電課長は、次の事項を遵守する。</u> （1）原子炉内に燃料を装荷しないこと （2）原子炉モードスイッチを「停止」位置から他の位置に切り替えないこと 2. 原子燃料課長は、燃料を譲り渡す場合は、表216に定める譲渡し先に譲り渡す。</p> <p style="text-align: center;"><u>表216</u></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>譲渡し先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用済燃料</td> <td>再処理事業者</td> </tr> <tr> <td>新燃料</td> <td>加工事業者</td> </tr> </tbody> </table>	種別	譲渡し先	使用済燃料	再処理事業者	新燃料	加工事業者	<p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 （1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定する）</p>
種別	譲渡し先							
使用済燃料	再処理事業者							
新燃料	加工事業者							

変更前	変更後	理由						
	<p><u>(地震・火災等発生時の対応)</u> <u>第217条 各課長は、地震・火災発生時は次の措置を講じるとともに、その結果を所長および廃止措置主任者に報告する。</u> <u>(1) 震度5弱以上の地震が観測^{※1}された場合は、地震終了後、維持すべき原子炉施設の損傷の有無を確認する。</u> <u>(2) 原子炉施設の火災発生時は、早期消火および延焼の防止に努め、鎮火後、維持すべき原子炉施設の損傷の有無を確認する。</u> <u>2. 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の措置を講じる。</u> <u>(1) 防災課長は、発電所から消防機関へ通報するため、専用回線を使用した通報設備を中央制御室に設置する^{※2}。</u> <u>(2) 防災課長は、初期消火活動を行う要員として、10名以上（発電所合計数）を常駐させるとともに、この要員に対する火災発生時の通報連絡体制を定める。</u> <u>(3) 防災課長は、初期消火活動を行うため、表217に示す化学消防自動車および泡消火薬剤を配備する。また、初期消火活動に必要なその他資機材を定め、配備する。</u> <u>(4) 防災課長は、発電所における可燃性の持込物の管理方法を定める。</u> <u>(5) 発電課長は、第213条に定める巡視により、火災発生の有無を確認する。</u> <u>(6) 各課長は、震度5弱以上の地震が観測^{※1}された場合は、地震終了後、維持すべき原子炉施設の火災発生の有無を確認するとともに、その結果を所長および廃止措置主任者に報告する。</u> <u>(7) 防災課長は、前各号に定める初期消火活動のための体制について、総合的な訓練および初期消火活動の結果を1年に1回以上評価するとともに、評価結果に基づき、より適切な体制となるよう必要な見直しを行う。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>表217</u></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">設備</th> <th style="text-align: center;">数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">化学消防自動車^{※3}</td> <td style="text-align: center;">1台^{※4※5}</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">泡消火薬剤 (化学消防自動車保有分を含む)</td> <td style="text-align: center;">1500リットル以上^{※5}</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>3. 発電課長は、山火事、台風、津波等の影響により、原子炉施設に重大な影響を及ぼす可能性がある</u> <u>であると判断した場合は、発電管理課長に報告する。発電管理課長は、所長、廃止措置主任者および各課長に連絡するとともに、必要な措置について協議する。</u> <u>※1：観測された震度は発電所周辺のあらかじめ定めた測候所等の震度をいう。</u> <u>※2：専用回線、通報設備が点検または故障により使用不能となった場合を除く。ただし、点検後または修復後は遅滞なく復旧させる。</u> <u>※3：400リットル毎分の泡放射を同時に2口行うことが可能な能力を有すること。</u> <u>※4：化学消防自動車が、点検または故障の場合には、※3に示す能力を有する水槽付消防ポンプ自動車等をもって代用することができる。</u> <u>※5：発電所合計数</u></p>	設備	数量	化学消防自動車 ^{※3}	1台 ^{※4※5}	泡消火薬剤 (化学消防自動車保有分を含む)	1500リットル以上 ^{※5}	<p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 （1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定する）</p>
設備	数量							
化学消防自動車 ^{※3}	1台 ^{※4※5}							
泡消火薬剤 (化学消防自動車保有分を含む)	1500リットル以上 ^{※5}							

変更前	変更後	理由
	<p><u>（電源機能喪失時等の体制の整備）</u> <u>第217条の2 防災課長は、交流電源を供給する全ての設備の機能が喪失した場合、原子炉施設内において溢水が発生した場合、重大事故^{※1}に至るおそれがある事故もしくは重大事故が発生した場合（以下、本編において「重大事故等発生時」という。）または大規模な自然災害若しくは故意による大型航空機の衝突その他テロリズムにより原子炉施設に大規模な損壊が生じた場合（以下、本編において「大規模損壊発生時」という。）で、使用済燃料プールを冷却する全ての設備の機能が喪失した場合等（以下、これらの事象を本編において「電源機能喪失時等」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、以下の各号に掲げる事項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。</u> <u>（1）電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置</u> <u>（2）電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する1年に1回以上の教育訓練</u> <u>（3）電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備</u> <u>2. 各課長は、前項の計画に基づき電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として必要な手順を定める。</u> <u>3. 各課長は、第1項の計画に基づき、電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を実施するとともに、第1項（1）の要員に第2項の手順を遵守させる。</u> <u>4. 各課長は、第3項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、防災課長に報告する。防災課長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</u> <u>※1：本条における重大事故とは、実用炉規則第4条に掲げる「核燃料物質貯蔵設備に貯蔵する燃料体または使用済燃料の著しい損傷」をいう。</u></p>	<p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 （1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定する）</p>

変更前	変更後	理由
	<p style="text-align: center;"><u>第2節 廃止措置管理</u></p> <p><u>(安全貯蔵)</u> <u>第218条 廃止措置管理課長は、安全貯蔵^{※1}の対象範囲および期間を定める。</u> <u>※1：安全貯蔵とは、放射能レベルが比較的高い原子炉容器および原子炉容器の外側のしゃへい壁を含む領域（以下「原子炉領域」という。）の解体撤去工事を実施する前に、放射線業務従事者の被ばく線量を合理的に達成可能な限り低減するため、残存放射能の時間的減衰を図ることをいう。</u></p> <p><u>(工事の計画および実施)</u> <u>第219条 各課長は、廃止措置工事を行う場合、以下の必要なプロセスを実施する。</u> <u>(1) 廃止措置工事計画</u> <u>(2) 設計管理</u> <u>(3) 調達管理</u> <u>(4) 工事管理</u> <u>2. 各課長は、廃止措置工事計画を策定するに当たり、廃止措置工事の内容が、2号炉および3号炉の保安のために必要な施設の機能に影響を及ぼさないことを確認する。</u> <u>3. 各課長は、廃止措置工事を実施するに当たり、廃止措置計画を踏まえ、次の各号に掲げる安全確保対策のために必要な措置を講じる。</u> <u>(1) 放射性物質の拡散および漏えい防止対策</u> <u>(2) 被ばく低減対策</u> <u>(3) 事故防止対策</u> <u>4. 各課長は、廃止措置工事の結果について記録する。</u></p> <p><u>(工事完了の報告)</u> <u>第220条 各課長は、第219条に基づく廃止措置工事が完了した場合には、廃止措置管理課長に報告する。</u> <u>2. 廃止措置管理課長は第219条第4項で記録した廃止措置工事の結果を、環境・燃料部長、廃止措置主任者および所長に報告するとともに、関係する各課長に通知する。</u></p>	<p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 （1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定する）</p>

変更前	変更後	理由														
	<p style="text-align: center;"><u>第3節 施設運用上の基準</u></p> <p><u>(使用済燃料プールの水位・水温)</u></p> <p><u>第256条 使用済燃料プールに使用済燃料が貯蔵されている期間において、使用済燃料プールの水位および水温は、表256-1で定める事項を施設運用上の基準とする。</u></p> <p><u>2. 使用済燃料プールの水位および水温が前項で定める施設運用上の基準を満足していることを確認するため、次号を実施する。</u></p> <p><u>(1) 発電課長は、使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあることおよび使用済燃料プールの水温が65℃以下であることを毎日1回確認する。</u></p> <p><u>3. 発電課長は、使用済燃料プールの水位または水温が第1項で定める施設運用上の基準を満足していないと判断した場合、表256-2の措置を講じる。</u></p> <p><u>表256-1</u></p> <table border="1" data-bbox="1341 632 2466 768"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>施設運用上の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用済燃料プールの水位</td> <td>オーバーフロー水位付近にあること※1</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料プールの水温</td> <td>65℃以下</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>表256-2</u></p> <table border="1" data-bbox="1341 835 2466 1087"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">A. 施設運用上の基準を満足していないと判断した場合</td> <td>A1. 使用済燃料プールの水位を維持するための注水手段が確保されていることを確認する。</td> <td>速やかにその後毎日1回</td> </tr> <tr> <td>A2. 使用済燃料プール内での照射された燃料に係る作業を中止する。ただし、移動中の燃料は所定の場所に移動する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：照射された燃料に係る作業を行っていない場合は、施設運用上の基準を適用しない。</p>	項目	施設運用上の基準	使用済燃料プールの水位	オーバーフロー水位付近にあること※1	使用済燃料プールの水温	65℃以下	条件	要求される措置	完了時間	A. 施設運用上の基準を満足していないと判断した場合	A1. 使用済燃料プールの水位を維持するための注水手段が確保されていることを確認する。	速やかにその後毎日1回	A2. 使用済燃料プール内での照射された燃料に係る作業を中止する。ただし、移動中の燃料は所定の場所に移動する。	速やかに	<p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 (1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定する)</p>
項目	施設運用上の基準															
使用済燃料プールの水位	オーバーフロー水位付近にあること※1															
使用済燃料プールの水温	65℃以下															
条件	要求される措置	完了時間														
A. 施設運用上の基準を満足していないと判断した場合	A1. 使用済燃料プールの水位を維持するための注水手段が確保されていることを確認する。	速やかにその後毎日1回														
	A2. 使用済燃料プール内での照射された燃料に係る作業を中止する。ただし、移動中の燃料は所定の場所に移動する。	速やかに														

変更前	変更後	理由
	<p><u>（施設運用上の基準の確認）</u> 第273条 発電課長は、施設運用上の基準を第256条第2項で定める事項で確認する。 2. 発電課長は、第256条第2項で定める事項を行うことができなかつた場合、施設運用上の基準を満足していないと判断するが、この場合は判断した時点から第256条第3項の要求される措置を開始するのではなく、判断した時点から速やかに当該事項を実施し、施設運用上の基準を満足していることを確認することができる。この結果、施設運用上の基準を満足していないと判断した場合は、この時点から第256条第3項の要求される措置を開始する。 3. 第256条第2項で定める事項が実施され、かつその結果が施設運用上の基準を満足していれば、第256条第2項で定める事項が実施されていない期間は、施設運用上の基準が満足していないと判断しない。ただし、第274条第2項で施設運用上の基準を満足していないと判断した場合を除く。</p> <p><u>（施設運用上の基準を満足しない場合）</u> 第274条 施設運用上の基準を満足しない場合とは、発電課長が第256条第1項で定める施設運用上の基準を満足していないと判断した場合をいう。なお、発電課長は、この判断を速やかに行う。 2. 発電課長は、第256条第2項で定める事項が実施されていない期間においても、施設運用上の基準に係る事象が発見された場合は、施設運用上の基準を満足しているかどうかの判断を速やかに行う。 3. 発電課長は、施設運用上の基準を満足していないと判断した場合、発電管理課長に報告し、発電管理課長は所長および廃止措置主任者に報告する。 4. 発電課長は、施設運用上の基準を満足していないと判断した時点から要求される措置を開始する。 5. 発電課長は、当該施設運用上の基準を満足していると判断した場合は、発電管理課長に報告し、発電管理課長は廃止措置主任者に報告する。 6. 発電課長は、次の各号を適用することができる。 （1）施設運用上の基準を満足していないと判断している期間中は、要求される措置に定めがある場合を除き、第256条第2項で定められた事項を実施しなくてもよい。ただし、第256条第2項で定める頻度で実施しなかつた事項については、施設運用上の基準を満足していると判断した後、速やかに実施する。 （2）施設運用上の基準を満足していると判断した場合は、それ以後要求される措置を実施しなくてもよい。 （3）要求される措置を実施した場合、その内容が第256条第2項で定める事項と同じである場合は、当該事項を実施したとみなすことができる。 （4）当該施設運用上の基準を満足していると判断するにあたり、その内容が第256条第2項で定める事項と同じである場合は、当該事項を実施したとみなすことができる。</p> <p><u>（施設運用上の基準に関する記録）</u> 第276条 発電課長は、施設運用上の基準を満足していないと判断した場合、次の各号を引継日誌に記録する。 （1）施設運用上の基準を満足していないと判断した場合は、施設運用上の基準および満足していないと判断した時刻 （2）要求される措置を実施した場合は、当該措置の実施結果（保守作業を含む） （3）施設運用上の基準を満足していると判断した場合は、満足していると判断した時刻</p>	<p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 （1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定する）</p>

変更前	変更後	理由
	<p style="text-align: center;">第5章 燃料管理</p> <p><u>(新燃料の運搬)</u> <u>第280条 輸送・固体廃棄物管理課長は、新燃料輸送容器から新燃料を取り出す場合および新燃料を新燃料輸送容器に収納する場合は、原子炉建屋クレーンを使用する。</u> 2. <u>輸送・固体廃棄物管理課長は、管理区域内において、新燃料を運搬する場合は、次の事項を遵守する。</u> <u>(1) 車両への積付けは、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること。</u> <u>(2) 法令に定める危険物と混載しないこと。</u> <u>(3) 新燃料が臨界に達しない措置を講じること。</u> 3. <u>輸送・固体廃棄物管理課長は、管理区域外において、新燃料を運搬する場合は、第2項(1)から(3)に加え、次の事項を遵守する。</u> <u>(1) 法令に適合する容器に封入すること。</u> <u>(2) 容器および車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。</u> 4. <u>放射線管理課長は、第3項の運搬において、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第294条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。</u> 5. <u>放射線管理課長は、輸送・固体廃棄物管理課長が管理区域内で第294条第1項(1)に定める区域に新燃料を収納した新燃料輸送容器を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</u> 6. <u>輸送・固体廃棄物管理課長は、新燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</u> 7. <u>実用炉規則第88条第4項を適用している間は、本条は適用としない。</u></p> <p><u>(新燃料の貯蔵)</u> <u>第281条 原子燃料課長は、新燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</u> <u>(1) 貯蔵施設に貯蔵すること。</u> <u>(2) 貯蔵施設の目につきやすい場所に貯蔵上の注意事項を掲示すること。</u> <u>(3) 原子炉建屋クレーンまたは燃料交換機を使用すること。</u> <u>(4) 貯蔵施設において新燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。</u> 2. <u>原子燃料課長は、使用済燃料プールに貯蔵している新燃料を新燃料貯蔵庫に貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</u> <u>(1) 使用済燃料プールに貯蔵している新燃料を気中に取り出した後、専用の作業台を使用し、新燃料から燃料棒を引き抜き、燃料棒表面を除染し、再度燃料集合体の形状に組み立てること。</u> <u>(2) 専用の作業台で取り扱う新燃料は、1体のみかつその1体分の燃料棒のみに限定すること。</u> <u>(3) 再度燃料集合体の形状に組み立てた新燃料は、新燃料貯蔵庫に貯蔵すること。</u></p>	<p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 （1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定する）</p>

変更前	変更後	理由				
	<p><u>（使用済燃料の貯蔵）</u> 第286条 原子燃料課長は、使用済燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。 （1）各号炉の使用済燃料を表286に定める使用済燃料プールに貯蔵すること。 （2）使用済燃料プールの目につきやすい場所に貯蔵上の注意事項を掲示すること。 （3）燃料交換機を使用すること。 （4）使用済燃料プールにおいて燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。</p> <p>表286</p> <table border="1" data-bbox="1344 499 2475 583"> <thead> <tr> <th>各号炉の使用済燃料</th> <th>貯蔵可能な使用済燃料プール</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号炉</td> <td>1号炉，2号炉^{※1}，3号炉^{※1}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1号炉の使用済燃料プールで42ヶ月以上冷却した燃料を貯蔵する。</p> <p><u>（使用済燃料の運搬）</u> 第287条 原子燃料課長は、使用済燃料輸送容器から使用済燃料を取り出す場合は、使用済燃料プールにおいて、燃料交換機を使用する。 2. 原子燃料課長は、発電所内において使用済燃料を運搬する場合は、次の事項を遵守し、使用済燃料プールにおいて、使用済燃料輸送容器に収納する。 （1）法令に適合する容器を使用すること。 （2）燃料交換機を使用すること。 （3）使用済燃料が臨界に達しない措置を講じること。 （4）収納する使用済燃料のタイプおよび冷却期間が、容器の収納条件に適合していること。 3. 輸送・固体廃棄物管理課長は、発電所内において、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、次の事項を遵守する。 （1）容器の車両への積付けは、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること。 （2）法令に定める危険物と混載しないこと。 （3）運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張り人を配置すること。 （4）車両を徐行させること。 （5）核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。 （6）容器および車両の適当な箇所に法令に定める標識をつけること。 4. 放射線管理課長は、第3項の運搬において、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第294条第1項（1）に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。 5. 放射線管理課長は、輸送・固体廃棄物管理課長が管理区域内で第294条第1項（1）に定める区域に使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。 6. 輸送・固体廃棄物管理課長は、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p>	各号炉の使用済燃料	貯蔵可能な使用済燃料プール	1号炉	1号炉，2号炉 ^{※1} ，3号炉 ^{※1}	<p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 （1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定する）</p>
各号炉の使用済燃料	貯蔵可能な使用済燃料プール					
1号炉	1号炉，2号炉 ^{※1} ，3号炉 ^{※1}					

変更前	変更後	理由
	<p style="text-align: center;">第6章 放射性廃棄物管理</p> <p><u>(放射性固体廃棄物の管理)</u></p> <p><u>第288条 各課長は、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施した上で、当該の廃棄施設等に貯蔵^{*1}または保管する。</u></p> <p><u>(1) 濃縮廃液は、発電管理課長が固化装置でドラム缶等の容器に固型化し、輸送・固体廃棄物管理課長が固体廃棄物貯蔵所（以下、本条において「貯蔵所」という。）に保管する。</u></p> <p><u>(2) 原子炉内で照射された使用済制御棒、チャンネルボックス等は、原子燃料課長が使用済燃料プールに貯蔵するかまたは輸送・固体廃棄物管理課長がサイトバンカに保管する。ただし、封入またはしゃへい等の措置により輸送・固体廃棄物管理課長が貯蔵所に保管することができる。</u></p> <p><u>(3) 使用済樹脂およびフィルタスラッジ等は、発電管理課長が使用済樹脂貯蔵タンク等に貯蔵、もしくはドラム缶等の容器に封入または固化装置でドラム缶等の容器に固型化し、輸送・固体廃棄物管理課長が貯蔵所に保管する。</u> <u>または発電管理課長が固体廃棄物焼却設備（以下、本条において「焼却炉」という。）で焼却し、焼却灰をドラム缶等の容器に封入した上で、輸送・固体廃棄物管理課長が貯蔵所に保管する。</u></p> <p><u>(4) その他の雑固体廃棄物は、各課長がドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置を講じ、輸送・固体廃棄物管理課長が貯蔵所または雑固体廃棄物保管室（以下、本条において「保管室」という。）に保管する。なお、ドラム缶等の容器に封入するにあたっては、以下の処理を行うことができる。</u> <u>イ. 焼却する場合は、発電管理課長が焼却炉で焼却する。</u> <u>ロ. 圧縮減容する場合は、発電管理課長が減容装置で圧縮減容する。</u></p> <p><u>2. 各課長は、放射性固体廃棄物を封入または固型化したドラム缶等の容器には、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ表321-1の放射性固体廃棄物に係る記録と照合できる整理番号をつける。</u></p> <p><u>3. 各課長は、次の事項を確認するとともに、その結果異常が認められた場合には必要な措置を講じる。</u> <u>(1) 輸送・固体廃棄物管理課長は、貯蔵所における放射性固体廃棄物の保管状況を確認するために、1週間に1回貯蔵所を巡視するとともに、3ヶ月に1回保管量を確認する。</u> <u>(2) 発電管理課長は、使用済樹脂貯蔵タンク等における使用済樹脂およびフィルタスラッジ等の貯蔵状況を監視し、3ヶ月に1回貯蔵量を確認する。</u> <u>(3) 輸送・固体廃棄物管理課長は、サイトバンカにおける原子炉内で照射された使用済制御棒、チャンネルボックス等の保管状況および保管室における放射性固体廃棄物の保管状況を確認するために、1ヶ月に1回サイトバンカおよび保管室を巡視するとともに、3ヶ月に1回保管量を確認する。また、原子燃料課長は使用済燃料プールにおける原子炉内で照射された使用済制御棒、チャンネルボックス等について、3ヶ月に1回貯蔵量を確認する。</u></p> <p><u>4. 輸送・固体廃棄物管理課長は貯蔵所、サイトバンカおよび保管室の目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。</u></p> <p><u>5. 各課長は管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の事項を遵守する。</u> <u>(1) 法令に適合する容器に封入して運搬すること。ただし、放射性固体廃棄物の放射能濃度が法令に定める限度を超えない場合であって、法令に定める障害防止の措置を講じた場合は、この限りでない。</u> <u>(2) 容器等の車両への積付けは、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること。</u> <u>(3) 法令に定める危険物と混載しないこと。</u> <u>(4) 容器等の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。</u></p>	<p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 （1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定する）</p>

変更前	変更後	理由
	<p>6. 放射線管理課長は、第5項の運搬において、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第294条第1項（1）に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>7. 放射線管理課長は、各課長が管理区域内で第294条第1項（1）に定める区域に放射性固体廃棄物を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>8. 輸送・固体廃棄物管理課長は、放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>※1：貯蔵とは、保管の前段階のもので、廃棄とは異なるものをいう。</p> <p><u>（放射性廃棄物でない廃棄物の管理）</u></p> <p>第288条の2 放射性廃棄物でない廃棄物の判断をしようとする対象物の範囲は、管理区域内において設置された金属、コンクリート類、ガラスくず、廃油、プラスチック等（以下、本条において「資材等」という。）および管理区域内において使用された工具類等（以下、本条において「物品」という。）とする。</p> <p>2. 放射線管理課長は、第293条第1項で定める区域内において設置された資材等または使用された物品を「放射性廃棄物でない廃棄物」と判断する場合は、次の各号に基づき実施する。</p> <p>（1）第294条第1項（1）の区域において設置された資材等については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないことを判断する。</p> <p>（2）第294条第1項（2）の区域において設置された資材等については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないことを判断する。</p> <p>なお、汚染された資材等について、汚染部位の特定・分離を行った場合には、残った汚染されていない部位は「放射性廃棄物でない廃棄物」とすることができる。</p> <p>また、適切な測定方法により念のための放射線測定評価を行い、測定結果が理論検出限界曲線の検出限界値未満であることを確認する。</p> <p>（3）第294条第1項（1）の区域で使用された物品については、適切に管理された使用履歴の記録等により汚染がないことを判断する。</p> <p>（4）第294条第1項（2）の区域で使用された物品については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴の記録等により汚染がないことを判断する。</p> <p>なお、使用履歴の記録等が適切に管理されていない物品について、適切な測定方法により放射線測定評価を行い、汚染がないことを確認した上で、それ以後に適切な汚染防止対策、使用履歴の記録等の管理が行われている場合には、「放射性廃棄物でない廃棄物」と判断することができる。</p> <p>また、適切な測定方法により念のための放射線測定評価を行い、測定結果が理論検出限界曲線の検出限界値未満であることを確認する。</p> <p>3. 各課長は、「放射性廃棄物でない廃棄物」と判断されたものについては、第293条第1項で定める区域から搬出するまでの間、汚染されたものとの混在防止措置を講じる等、所要の管理を行う。</p>	<p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 （1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定する）</p>

変更前	変更後	理由
	<p><u>（事故由来放射性物質の降下物の影響確認および所外搬出等の管理）</u> <u>第288条の3 放射線管理課長は、原子炉等規制法または電気事業法に基づく工事計画（変更）認可申請書に記載されている設備・機器等（以下、本条において「設備・機器等」という。）について、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故由来の放射性物質の降下物（以下、本条において「降下物」という。）の影響の有無を確認する場合は、適切な測定方法により、降下物の分布調査を行う。</u> <u>2. 各課長は、第1項の確認の結果、理論検出限界曲線の検出限界値未満でなかった場合、設備・機器等を廃棄または資源として有効利用しようとする際には、降下物の影響の評価を放射線管理課長に依頼する。</u> <u>3. 放射線管理課長は、第2項の依頼を受けた場合は、降下物の影響を評価し、その結果を影響の評価を依頼した課長に通知する。</u> <u>4. 各課長は、第3項の評価の結果、降下物の影響が年間10マイクロシーベルト^{※1}を超えると評価される場合は、以下に定める事項を実施する。</u> <u>（1）管理区域内の設備・機器等は、降下物により汚染されたものとして管理区域内で適切に管理する。</u> <u>（2）管理区域外の設備・機器等は、降下物により汚染されたものとして発電所内で適切に管理する。</u> <u>5. 各課長は、第3項の評価の結果、降下物の影響が年間10マイクロシーベルト^{※1}以下と評価される場合は、以下に定める事項を実施する。</u> <u>（1）管理区域内の設備・機器等は、第288条の2（放射性廃棄物でない廃棄物の管理）に基づき放射性廃棄物でない廃棄物と判断された場合は、発電所外に搬出することができる。なお、第3項の評価実施から搬出するまでの間、当該設備・機器等は、発電所内で適切に管理する。</u> <u>（2）管理区域外の設備・機器等は、発電所外に搬出することができる。なお、第3項の評価実施から搬出するまでの間、当該設備・機器等は、発電所内で適切に管理する。</u></p> <p><u>※1：「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に係るフォールアウトによる原子力施設における資材等の安全規制上の取扱いについて」（NISA-197c-12-1（平成24・03・26原院第10号）経済産業省原子力安全・保安院）に定める判断基準</u></p>	<p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 （1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定する）</p>

変更前	変更後	理由																						
	<p><u>（放射性液体廃棄物の管理）</u> 第289条 発電課長は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、復水器冷却水放水口より放出するとともに、次の事項を管理する。 （1）放射性液体廃棄物の放出による復水器冷却水放水口排水中の放射性物質濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないこと。 （2）復水器冷却水放水口排水中の放射性物質（トリチウムを除く）の放出量が、表289-1に定める放出管理目標値を超えないように努めること。 2. 発電課長は、復水器冷却水放水口排水中のトリチウムの放出量が、表289-2に定める放出管理の基準値を超えないように努める。 3. 放射線管理課長は、表289-3に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、発電課長にその結果を通知する。</p> <p>表289-1</p> <table border="1" data-bbox="1344 636 2475 751"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理目標値^{※1}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性液体廃棄物 （トリチウムを除く）</td> <td>7.4×10⁹ Bq/年</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1号炉，2号炉および3号炉の合計</p> <p>表289-2</p> <table border="1" data-bbox="1344 856 2475 951"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理の基準値^{※1}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トリチウム</td> <td>7.4×10¹² Bq/年</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1号炉，2号炉および3号炉の合計</p> <p>表289-3</p> <table border="1" data-bbox="1344 1050 2475 1241"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>測定項目</th> <th>計測器種類</th> <th>測定頻度</th> <th>試料採取箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射性 液体廃棄物</td> <td>放射性物質の濃度 （主要ガンマ線 放出核種）</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>放出の都度</td> <td>・サンプルタンク ・再生純水タンク</td> </tr> <tr> <td>トリチウム濃度</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	放出管理目標値 ^{※1}	放射性液体廃棄物 （トリチウムを除く）	7.4×10 ⁹ Bq/年	項目	放出管理の基準値 ^{※1}	トリチウム	7.4×10 ¹² Bq/年	分類	測定項目	計測器種類	測定頻度	試料採取箇所	放射性 液体廃棄物	放射性物質の濃度 （主要ガンマ線 放出核種）	試料放射能測定装置	放出の都度	・サンプルタンク ・再生純水タンク	トリチウム濃度	試料放射能測定装置	1ヶ月に1回		<p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 （1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定する）</p>
項目	放出管理目標値 ^{※1}																							
放射性液体廃棄物 （トリチウムを除く）	7.4×10 ⁹ Bq/年																							
項目	放出管理の基準値 ^{※1}																							
トリチウム	7.4×10 ¹² Bq/年																							
分類	測定項目	計測器種類	測定頻度	試料採取箇所																				
放射性 液体廃棄物	放射性物質の濃度 （主要ガンマ線 放出核種）	試料放射能測定装置	放出の都度	・サンプルタンク ・再生純水タンク																				
	トリチウム濃度	試料放射能測定装置	1ヶ月に1回																					

変更前	変更後	理由																																						
	<p><u>(放射性気体廃棄物の管理)</u> 第290条 発電課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、表290-2に示す排気筒等より放出するとともに、次の事項を管理する。 (1) 排気筒からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないこと。 (2) 排気筒からの放射性物質（希ガス，よう素131）の放出量が、表290-1に定める放出管理目標値を超えないように努めること。 2. 放射線管理課長は、表290-2に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、発電課長にその結果を通知する。 3. 表290-2に示す排気筒等以外の場所において換気を行う場合は、次の事項を行う。ただし、第294条第1項(1)に定める区域等における換気は、この限りでない。 (1) 各課長は、フィルター付局所排気装置等により法令に定める管理区域に係る値を超えないよう拡散防止措置を行う。 (2) 放射線管理課長は、表290-3に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。ただし、換気によって放出される空気中放射性物質の濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれがない場合は、この限りでない。</p> <p>表290-1</p> <table border="1" data-bbox="1341 835 2478 989"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理目標値^{※1}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性気体廃棄物</td> <td></td> </tr> <tr> <td>希ガス</td> <td>2.3×10¹⁵ Bq/年</td> </tr> <tr> <td>よう素 131</td> <td>4.1×10¹⁰ Bq/年</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1号炉，2号炉および3号炉の合計</p> <p>表290-2</p> <table border="1" data-bbox="1341 1087 2478 1459"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>排気筒等</th> <th>測定項目</th> <th>計測器種類</th> <th>測定頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">放射性気体 廃棄物</td> <td rowspan="2">・排気筒</td> <td>希ガス濃度</td> <td>スタック放射線モニタ</td> <td>常時</td> </tr> <tr> <td>よう素 131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>1週間に1回</td> </tr> <tr> <td>・焼却炉建屋 排気口</td> <td>よう素 131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>1週間に1回 (設備稼働中のみ)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・サイトバンカ 建屋排気口</td> <td>粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>1週間に1回</td> </tr> </tbody> </table> <p>表290-3</p> <table border="1" data-bbox="1341 1528 2478 1644"> <thead> <tr> <th>排気筒等以外の 排気出口</th> <th>測定項目</th> <th>計測器種類</th> <th>測定頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>作業の都度^{※1}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：作業が1週間を超える場合は1週間に1回測定する。</p>	項目	放出管理目標値 ^{※1}	放射性気体廃棄物		希ガス	2.3×10 ¹⁵ Bq/年	よう素 131	4.1×10 ¹⁰ Bq/年	分類	排気筒等	測定項目	計測器種類	測定頻度	放射性気体 廃棄物	・排気筒	希ガス濃度	スタック放射線モニタ	常時	よう素 131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1週間に1回	・焼却炉建屋 排気口	よう素 131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1週間に1回 (設備稼働中のみ)		・サイトバンカ 建屋排気口	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1週間に1回	排気筒等以外の 排気出口	測定項目	計測器種類	測定頻度		粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	作業の都度 ^{※1}	<p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 (1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定する)</p>
項目	放出管理目標値 ^{※1}																																							
放射性気体廃棄物																																								
希ガス	2.3×10 ¹⁵ Bq/年																																							
よう素 131	4.1×10 ¹⁰ Bq/年																																							
分類	排気筒等	測定項目	計測器種類	測定頻度																																				
放射性気体 廃棄物	・排気筒	希ガス濃度	スタック放射線モニタ	常時																																				
		よう素 131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1週間に1回																																				
	・焼却炉建屋 排気口	よう素 131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1週間に1回 (設備稼働中のみ)																																				
	・サイトバンカ 建屋排気口	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1週間に1回																																				
排気筒等以外の 排気出口	測定項目	計測器種類	測定頻度																																					
	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	作業の都度 ^{※1}																																					

変更前	変更後	理由																													
	<p><u>(放出管理用計測器の管理)</u> 第291条 放射線管理課長および計測制御課長は、表291に定める放出管理用計測器について、同表に定める数量を確保する。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。</p> <p>表291</p> <table border="1" data-bbox="1341 394 2475 667"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>計測器種類</th> <th>所管課長</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.a. 放射性液体廃棄物 放出監視用計測器</td> <td>放出水モニタ</td> <td>計測制御課長</td> <td>2台^{*1}</td> </tr> <tr> <td>b. 放射性液体廃棄物 放出管理用計測器</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>放射線管理課長</td> <td>2台^{*2}</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2. 放射性気体廃棄物 放出管理用計測器</td> <td>スタック放射線モニタ</td> <td>計測制御課長</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>試料放射能測定装置</td> <td>放射線管理課長</td> <td>1台^{*2*3}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1号炉および2号炉共用 ※2：1号炉，2号炉および3号炉共用 ※3：放射性液体廃棄物放出管理用と共用</p> <p><u>(頻度の定義)</u> 第292条 本章でいう測定頻度に関する考え方は、表292のとおりとする。</p> <p>表292</p> <table border="1" data-bbox="1341 976 2475 1249"> <thead> <tr> <th>頻度</th> <th>考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1週間に1回</td> <td>月曜日を始期とする1週間に1回実施</td> </tr> <tr> <td>1ヶ月に1回</td> <td>毎月1日を始期とする1ヶ月間に1回実施</td> </tr> <tr> <td>3ヶ月に1回</td> <td>4月1日，7月1日，10月1日および1月1日を始期とする各3ヶ月間に1回実施。</td> </tr> <tr> <td>常時</td> <td>測定可能な状態において常に測定することを意味しており，点検時等の測定不能な期間を除く</td> </tr> </tbody> </table>	分類	計測器種類	所管課長	数量	1.a. 放射性液体廃棄物 放出監視用計測器	放出水モニタ	計測制御課長	2台 ^{*1}	b. 放射性液体廃棄物 放出管理用計測器	試料放射能測定装置	放射線管理課長	2台 ^{*2}	2. 放射性気体廃棄物 放出管理用計測器	スタック放射線モニタ	計測制御課長	1台	試料放射能測定装置	放射線管理課長	1台 ^{*2*3}	頻度	考え方	1週間に1回	月曜日を始期とする1週間に1回実施	1ヶ月に1回	毎月1日を始期とする1ヶ月間に1回実施	3ヶ月に1回	4月1日，7月1日，10月1日および1月1日を始期とする各3ヶ月間に1回実施。	常時	測定可能な状態において常に測定することを意味しており，点検時等の測定不能な期間を除く	<p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 （1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定する）</p>
分類	計測器種類	所管課長	数量																												
1.a. 放射性液体廃棄物 放出監視用計測器	放出水モニタ	計測制御課長	2台 ^{*1}																												
b. 放射性液体廃棄物 放出管理用計測器	試料放射能測定装置	放射線管理課長	2台 ^{*2}																												
2. 放射性気体廃棄物 放出管理用計測器	スタック放射線モニタ	計測制御課長	1台																												
	試料放射能測定装置	放射線管理課長	1台 ^{*2*3}																												
頻度	考え方																														
1週間に1回	月曜日を始期とする1週間に1回実施																														
1ヶ月に1回	毎月1日を始期とする1ヶ月間に1回実施																														
3ヶ月に1回	4月1日，7月1日，10月1日および1月1日を始期とする各3ヶ月間に1回実施。																														
常時	測定可能な状態において常に測定することを意味しており，点検時等の測定不能な期間を除く																														

変更前	変更後	理由														
	<p style="text-align: center;">第7章 放射線管理</p> <p><u>(管理区域の設定および解除)</u> <u>第293条 管理区域は、添付2-2に示す区域とする。</u> 2. 放射線管理課長は、管理区域を壁、柵等の区画物によって区画する他、標識を設けることによって明らかに他の場所と区別する。 3. 放射線管理課長は、管理区域の解除を行う場合は、法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。 4. 放射線管理課長は、添付2-2における管理区域境界付近または管理区域設定・解除予定エリアにおいて、表293に示す作業を行う場合は、3ヶ月以内に限り管理区域を設定または解除することができる。設定または解除にあたって、放射線管理課長は目的、期間および場所を明らかにするとともに、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、放射線管理課長はあらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。 5. 放射線管理課長は、第4項以外で、一時的に管理区域を設定または解除する場合は、廃止措置主任者の確認を得て、所長の承認を得て行うことができる。設定または解除にあたって、放射線管理課長は目的、期間および場所を明らかにするとともに、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、放射線管理課長はあらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認し、廃止措置主任者の確認を得て、所長の承認を得る。 6. 放射線管理課長は、第5項にかかわらず、緊急を要する場合は管理区域を設定することができる。設定にあたって、放射線管理課長は法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。 7. 放射線管理課長は、第6項における管理区域を設定した場合は、設定後において、目的、期間および場所を明らかにし、廃止措置主任者の確認を得て、所長の承認を得る。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを放射線管理課長が確認し、廃止措置主任者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>表293</p> <table border="1" data-bbox="1341 1192 2478 1507"> <tr> <td>タンク点検等</td> <td>監視カメラ点検等</td> </tr> <tr> <td>ポンプ点検等</td> <td>扉・シャッター修理他作業</td> </tr> <tr> <td>バルブ点検等</td> <td>清掃作業</td> </tr> <tr> <td>配管点検等</td> <td>建物補修</td> </tr> <tr> <td>ケーブル点検等</td> <td>搬出入作業</td> </tr> <tr> <td>空調点検等</td> <td>物品の仮置</td> </tr> <tr> <td>計測器類点検等</td> <td></td> </tr> </table>	タンク点検等	監視カメラ点検等	ポンプ点検等	扉・シャッター修理他作業	バルブ点検等	清掃作業	配管点検等	建物補修	ケーブル点検等	搬出入作業	空調点検等	物品の仮置	計測器類点検等		<p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 （1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定する）</p>
タンク点検等	監視カメラ点検等															
ポンプ点検等	扉・シャッター修理他作業															
バルブ点検等	清掃作業															
配管点検等	建物補修															
ケーブル点検等	搬出入作業															
空調点検等	物品の仮置															
計測器類点検等																

変更前	変更後	理由
	<p><u>（管理区域内における区域区分）</u> 第294条 放射線管理課長は、管理区域を次のとおり区分することができる。 （1）<u>汚染のおそれのない管理区域</u> （2）<u>表面汚染密度または空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超える区域または超えるおそれのある区域</u> 2. <u>汚染のおそれのない管理区域は、添付2-2に示す区域とする。</u> 3. <u>放射線管理課長は、一時的に第1項に係る区域区分を変更する場合は、目的、期間および場所を明らかにするとともに、あらかじめ区域区分に係る条件を満足できることを確認する。なお、当該エリアを元の区域区分に戻す場合についても、放射線管理課長はあらかじめ区域区分に係る条件を満足できることを確認する。</u> 4. <u>放射線管理課長は、汚染のおそれのない管理区域と第1項（2）で定める区域が隣接する場合は、第1項（2）で定める区域への入口付近に標識を設ける。</u></p> <p><u>（管理区域内における特別措置）</u> 第295条 放射線管理課長は、管理区域のうち次の基準を超える場合または超えるおそれがある場合は、標識を設けて他の場所と区別する他、区画、施錠等の措置を講じる。ただし、放射線等の危険性が低い場合は、この限りでない。 （1）<u>外部放射線に係る線量当量率が1時間につき1ミリシーベルト</u> （2）<u>空気中の放射性物質濃度または床、壁、その他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度が、法令に定める管理区域に係る値の10倍</u> 2. <u>各課長は、第1項の区域内で作業を行う場合、作業による線量および作業環境に応じた放射線防護上の措置を立案し、放射線管理課長の承認を得る。ただし、巡視・点検その他定型化され、別に所長の承認を得た業務を行うために立入る場合は、この限りでない。</u> 3. <u>各課長は、汚染の広がりを防止するため、第1項（2）の区域から退出する場合および物品等を持ち出す場合は、更衣および持ち出す物の養生等の措置を講じる。</u></p> <p><u>（管理区域への出入管理）</u> 第296条 放射線管理課長は、次に示す立入者の区分により、管理区域への立入許可に係る事項を定め、所長の承認を得る。 （1）<u>放射線業務従事者：業務上管理区域に立入る者</u> （2）<u>一時立入者：放射線業務従事者以外の者であって、放射線業務従事者の随行により管理区域に一時的に立入る者</u> 2. <u>放射線管理課長は、第1項に基づき管理区域に立入る者に対して許可を与える。</u> 3. <u>放射線管理課長は、第2項にて許可していない者を管理区域に立入らせない措置を講じる。</u> 4. <u>放射線管理課長は、管理区域の出入管理エリアにおいて、人の出入り等を監視する。</u> 5. <u>放射線管理課長は、第4項以外の出入口には、施錠等の人がみだりに立入りできない措置を講じる。</u> 6. <u>放射線管理課長は、管理区域から退出する者または管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に移動する者の身体および身体に着用している物の表面汚染密度が、法令に定める表面密度限度の10分の1を超えないような措置を講じる。ただし、汚染のおそれのない管理区域から退出する場合は、この限りでない。</u></p>	<p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 （1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定する）</p>

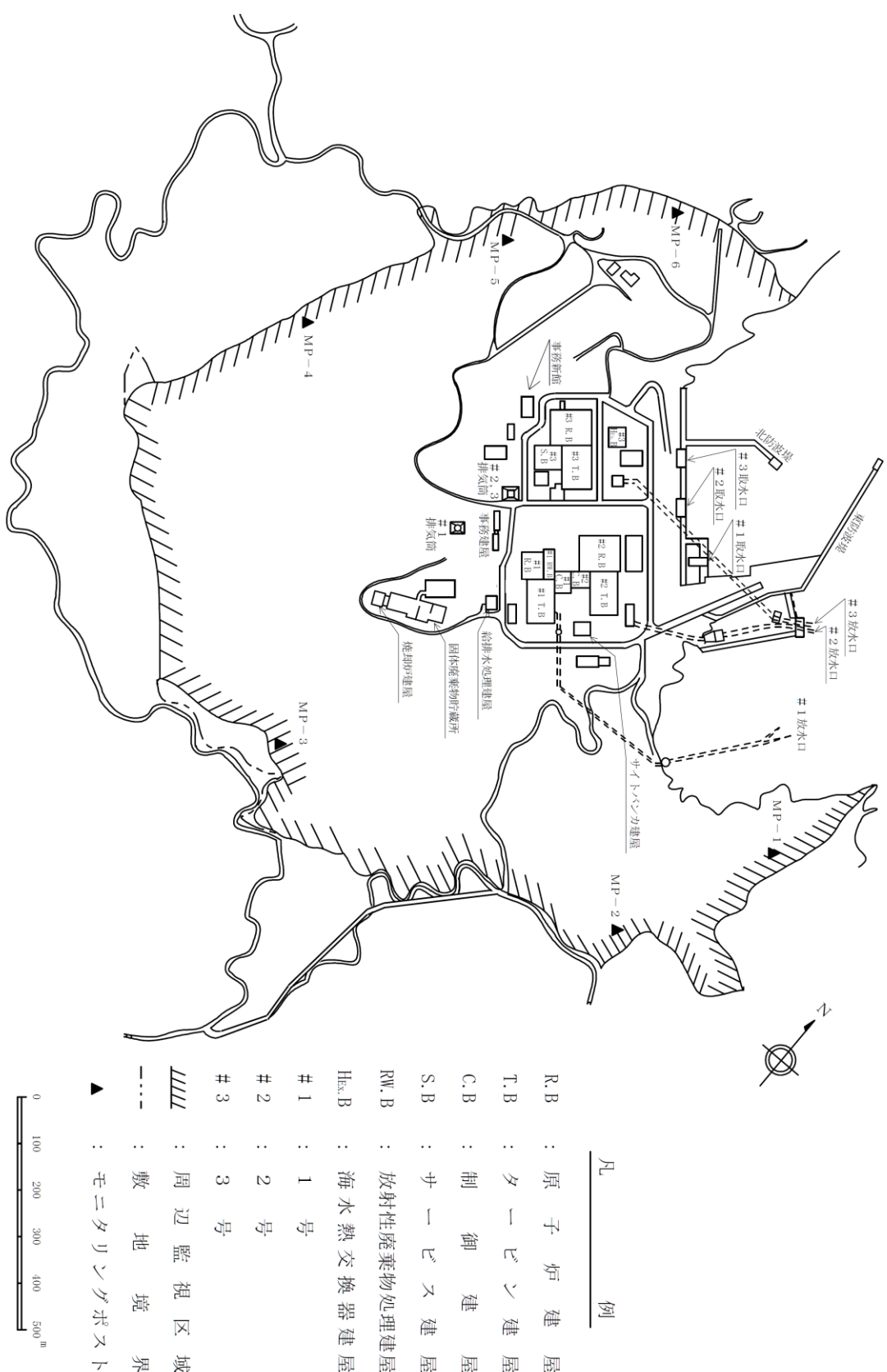
変更前	変更後	理由
	<p><u>(管理区域出入者の遵守事項)</u> 第297条 放射線管理課長は、管理区域に出入りする所員に、次の事項を遵守させる措置を講じる。 (1) 出入管理エリアを経由すること。ただし、放射線管理課長の承認を得て、その指示に従う場合は、この限りでない。 (2) 管理区域に立入る場合は、個人線量計を着用すること。ただし、一時立入者であつて放射線管理課長の指示に従う場合は、この限りでない。 (3) 管理区域に立入る場合は、保護衣を着用すること。ただし、汚染のおそれのない管理区域に立入る場合または放射線管理課長の承認を得て、その指示に従う場合は、この限りでない。 (4) 第295条第1項(2)に係る区域から退出する場合および物品等を持ち出す場合は、更衣および持ち出す物の養生等を行うこと。 (5) 管理区域から退出する場合または管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に移動する場合は、身体および身体に着用している物の表面汚染密度を確認すること。ただし、汚染のおそれのない管理区域から退出する場合、または第296条第6項に基づく放射線管理課長の指示に従う場合は、この限りでない。 (6) 放射性物質を経口摂取するおそれのある場所での飲食および喫煙をしないこと。</p> <p><u>(保全区域)</u> 第298条 保全区域は、添付2-3に示す区域とする。 2. 警備課長は、保全区域を標識等により区別する他、必要に応じて立入制限等の措置を講じる。</p> <p><u>(周辺監視区域)</u> 第299条 周辺監視区域は、図299に示す区域とする。 2. 警備課長は、第1項の周辺監視区域境界に、柵を設けるかまたは標識を掲げることにより、業務上立入る者以外の立入りを制限する。ただし、当該区域に立入るおそれのないことが明らかな場合は、この限りでない。</p>	<p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 (1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定する)</p>

変更前

変更後

理由

図299



女川1号炉廃止措置に伴う変更
（1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定する）

変更前	変更後	理由						
	<p><u>(線量の評価)</u> 第300条 放射線管理課長は、所員の放射線業務従事者の実効線量および等価線量を表300に定める項目および頻度に基づき評価し、法令に定める線量限度を超えていないことを確認する。</p> <p>表300</p> <table border="1" data-bbox="1341 394 2478 529"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外部被ばくによる線量</td> <td>3ヶ月に1回※1</td> </tr> <tr> <td>内部被ばくによる線量</td> <td>3ヶ月に1回※1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：女子（妊娠不能と診断された者および妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。）にあつては、1ヶ月に1回とする。</p> <p><u>(床、壁等の除染)</u> 第301条 各課長は、法令に定める表面密度限度を超えるような予期しない汚染を床、壁等に発生させた場合または発見した場合は、放射線管理課長に連絡するとともに、汚染拡大防止のため区画等の応急措置を講じる。 2. 第1項の汚染箇所に係る作業の所管課長は、汚染状況等について放射線管理課長の確認を受けた上で、その協力を得ながら汚染の除去等、放射線防護上の必要な措置を講じる。 3. 第2項の所管課長は、その措置結果について、放射線管理課長の確認を得る。</p> <p><u>(外部放射線に係る線量当量率等の測定)</u> 第302条 放射線管理課長は、表302-1および表302-2（第294条第1項（2）の区域内に設定した汚染のおそれのない管理区域内に限る）に定める管理区域内における測定項目について、同表に定める頻度で測定する。ただし、人の立ち入れない措置を講じた管理区域については、この限りでない。 2. 放射線管理課長は、表302-1に定める周辺監視区域境界付近（測定場所は図302に定める）における測定項目について、同表に定める頻度で測定する。 3. 放射線管理課長は、第1項または第2項の測定により、異常が認められた場合は、直ちにその原因を調査し、必要な措置を講じる。</p>	項目	頻度	外部被ばくによる線量	3ヶ月に1回※1	内部被ばくによる線量	3ヶ月に1回※1	<p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 （1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定する）</p>
項目	頻度							
外部被ばくによる線量	3ヶ月に1回※1							
内部被ばくによる線量	3ヶ月に1回※1							

変更前	変更後	理由																											
	<p>表302-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1344 226 1703 264">場 所</th> <th data-bbox="1703 226 2234 264">測定項目</th> <th data-bbox="2234 226 2466 264">測定頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1344 264 1703 489" rowspan="5">1. 管理区域内^{※1}</td> <td data-bbox="1703 264 2234 302">外部放射線に係る線量当量率^{※2}</td> <td data-bbox="2234 264 2466 302">毎日1回</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1703 302 2234 340">外部放射線に係る線量当量率^{※3}</td> <td data-bbox="2234 302 2466 340">1週間に1回</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1703 340 2234 378">外部放射線に係る線量当量</td> <td data-bbox="2234 340 2466 378">1週間に1回</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1703 378 2234 415">空気中の放射性物質濃度^{※4}</td> <td data-bbox="2234 378 2466 415">1週間に1回</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1703 415 2234 453">表面汚染密度^{※4}</td> <td data-bbox="2234 415 2466 453">1週間に1回</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1344 453 1703 621" rowspan="3">2. 周辺監視区域境界付近</td> <td data-bbox="1703 453 2234 491">空気吸収線量</td> <td data-bbox="2234 453 2466 491">3ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1703 491 2234 529">空気吸収線量率^{※5}</td> <td data-bbox="2234 491 2466 529">常時</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1703 529 2234 621">空気中の粒子状放射性物質濃度</td> <td data-bbox="2234 529 2466 621">3ヶ月に1回</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：人の立入頻度等を考慮して、被ばく管理上重要な項目について測定 ※2：エリア放射線モニタにおいて測定する項目（使用済燃料の貯蔵施設） ※3：エリア放射線モニタにおいて測定する項目（使用済燃料の貯蔵施設以外の施設） ※4：汚染のおそれのない管理区域は、測定を省略することができる。 ※5：モニタリングポストにおいて測定する項目</p> <p>表302-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1344 867 1792 905">場 所</th> <th data-bbox="1792 867 2039 905">測定項目</th> <th data-bbox="2039 867 2466 905">測定頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1344 905 1792 1010">汚染のおそれのない管理区域内</td> <td data-bbox="1792 905 2039 1010">表面汚染密度</td> <td data-bbox="2039 905 2466 1010">1週間に1回 (汚染のおそれのない管理区域が 設定されている期間)</td> </tr> </tbody> </table>	場 所	測定項目	測定頻度	1. 管理区域内 ^{※1}	外部放射線に係る線量当量率 ^{※2}	毎日1回	外部放射線に係る線量当量率 ^{※3}	1週間に1回	外部放射線に係る線量当量	1週間に1回	空気中の放射性物質濃度 ^{※4}	1週間に1回	表面汚染密度 ^{※4}	1週間に1回	2. 周辺監視区域境界付近	空気吸収線量	3ヶ月に1回	空気吸収線量率 ^{※5}	常時	空気中の粒子状放射性物質濃度	3ヶ月に1回	場 所	測定項目	測定頻度	汚染のおそれのない管理区域内	表面汚染密度	1週間に1回 (汚染のおそれのない管理区域が 設定されている期間)	<p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 （1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定する）</p>
場 所	測定項目	測定頻度																											
1. 管理区域内 ^{※1}	外部放射線に係る線量当量率 ^{※2}	毎日1回																											
	外部放射線に係る線量当量率 ^{※3}	1週間に1回																											
	外部放射線に係る線量当量	1週間に1回																											
	空気中の放射性物質濃度 ^{※4}	1週間に1回																											
	表面汚染密度 ^{※4}	1週間に1回																											
2. 周辺監視区域境界付近	空気吸収線量	3ヶ月に1回																											
	空気吸収線量率 ^{※5}	常時																											
	空気中の粒子状放射性物質濃度	3ヶ月に1回																											
場 所	測定項目	測定頻度																											
汚染のおそれのない管理区域内	表面汚染密度	1週間に1回 (汚染のおそれのない管理区域が 設定されている期間)																											

変更前	変更後	理由
	<p data-bbox="1380 247 1484 283">図302</p>  <p data-bbox="2062 1333 2240 1627"> 凡例 ⊗ : 空気吸収線量 ○ : 空気吸収線量率 ⊙ : 空気中の粒子状放射性物質濃度 ○ : 周辺監視区域 </p>	<p data-bbox="2516 199 2819 367"> 女川1号炉廃止措置に伴う変更 （1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定する） </p>

変更前	変更後	理由																																						
	<p><u>(放射線計測器類の管理)</u> 第303条 放射線管理課長および計測制御課長は、表303に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。</p> <p>表303</p> <table border="1" data-bbox="1341 394 2478 886"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>計測器種類</th> <th>所管課長</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 被ばく管理用計測器</td> <td>ホールボディカウンタ</td> <td>放射線管理課長</td> <td>1台^{※1}</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">2. 放射線管理用計測器</td> <td>線量当量率測定用サーベイメータ</td> <td>放射線管理課長</td> <td>4台^{※1}</td> </tr> <tr> <td>汚染密度測定用サーベイメータ</td> <td>放射線管理課長</td> <td>4台^{※1}</td> </tr> <tr> <td>体表面ゲートモニタ</td> <td>放射線管理課長</td> <td>3台^{※2※3}</td> </tr> <tr> <td>試料放射能測定装置</td> <td>放射線管理課長</td> <td>1台^{※1※4}</td> </tr> <tr> <td>積算線量計</td> <td>放射線管理課長</td> <td>1式^{※1}</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3. 放射線監視用計測器</td> <td>モニタリングポスト</td> <td>計測制御課長</td> <td>6台^{※1}</td> </tr> <tr> <td>エリアモニタ</td> <td>計測制御課長</td> <td>18台^{※5}</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4. 環境放射能用計測器</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>放射線管理課長</td> <td>1台^{※1}</td> </tr> <tr> <td>積算線量測定装置</td> <td>放射線管理課長</td> <td>1台^{※1}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1号炉，2号炉および3号炉共用 ※2：1号炉，2号炉および3号炉共用の1台を含む。 ※3：1号炉および2号炉共用の2台を含む。 ※4：表291の試料放射能測定装置と共用 ※5：1号炉，2号炉および3号炉共用の5台を含む。</p> <p><u>(管理区域外等への搬出および運搬)</u> 第304条 放射線管理課長は、各課長が管理区域外に搬出する物品または管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に移動する物品の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から搬出される場合は、この限りでない。</p> <p>2. 各課長は管理区域外に核燃料物質等（第280条，第287条および第288条に定めるものを除く。以下，本条において同様。）を運搬する場合，または船舶輸送に伴い車両によって運搬する場合は，第288条第5項を準用する。</p> <p>3. 放射線管理課長は，第2項の運搬において，容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし，汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は，表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>4. 放射線管理課長は，各課長が管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に核燃料物質等を移動する場合は，容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p><u>(発電所外への運搬)</u> 第305条 各課長は，核燃料物質等（第280条，第287条および第288条を除く。）を発電所外に運搬する場合は，所長の承認を得る。</p>	分類	計測器種類	所管課長	数量	1. 被ばく管理用計測器	ホールボディカウンタ	放射線管理課長	1台 ^{※1}	2. 放射線管理用計測器	線量当量率測定用サーベイメータ	放射線管理課長	4台 ^{※1}	汚染密度測定用サーベイメータ	放射線管理課長	4台 ^{※1}	体表面ゲートモニタ	放射線管理課長	3台 ^{※2※3}	試料放射能測定装置	放射線管理課長	1台 ^{※1※4}	積算線量計	放射線管理課長	1式 ^{※1}	3. 放射線監視用計測器	モニタリングポスト	計測制御課長	6台 ^{※1}	エリアモニタ	計測制御課長	18台 ^{※5}	4. 環境放射能用計測器	試料放射能測定装置	放射線管理課長	1台 ^{※1}	積算線量測定装置	放射線管理課長	1台 ^{※1}	<p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 （1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定する）</p>
分類	計測器種類	所管課長	数量																																					
1. 被ばく管理用計測器	ホールボディカウンタ	放射線管理課長	1台 ^{※1}																																					
2. 放射線管理用計測器	線量当量率測定用サーベイメータ	放射線管理課長	4台 ^{※1}																																					
	汚染密度測定用サーベイメータ	放射線管理課長	4台 ^{※1}																																					
	体表面ゲートモニタ	放射線管理課長	3台 ^{※2※3}																																					
	試料放射能測定装置	放射線管理課長	1台 ^{※1※4}																																					
	積算線量計	放射線管理課長	1式 ^{※1}																																					
3. 放射線監視用計測器	モニタリングポスト	計測制御課長	6台 ^{※1}																																					
	エリアモニタ	計測制御課長	18台 ^{※5}																																					
4. 環境放射能用計測器	試料放射能測定装置	放射線管理課長	1台 ^{※1}																																					
	積算線量測定装置	放射線管理課長	1台 ^{※1}																																					

変更前	変更後	理由												
	<p><u>（協力企業の放射線防護）</u> <u>第306条</u> 放射線管理課長は、管理区域内で作業を行う協力企業に対して、以下に示す放射線防護上の必要な事項を定め、所長の承認を得る。 <u>（1）管理区域出入者の遵守事項</u> <u>イ．出入方法に関する事</u> <u>ロ．個人線量計の着用に関する事</u> <u>ハ．保護衣の着用に関する事</u> <u>ニ．汚染拡大防止措置に関する事</u> <u>ホ．管理区域内での飲食および喫煙に関する事</u> <u>（2）線量評価の項目および頻度に関する事</u> <u>（3）床、壁等の汚染発見時の措置に関する事</u> 2. 各課長は、管理区域内で作業を行う協力企業に対して、第1項に定めた必要事項を遵守させる措置を講じる。</p> <p><u>（頻度の定義）</u> <u>第307条</u> 本章でいう測定頻度に関する考え方は、表307のとおりとする。</p> <p>表307</p> <table border="1" data-bbox="1341 835 2475 1182"> <thead> <tr> <th>頻度</th> <th>考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>毎日1回</td> <td>午前0時を始期とする1日の間に1回実施し、連続して実施（測定等）している場合も含む。</td> </tr> <tr> <td>1週間に1回</td> <td>月曜日を始期とする1週間に1回実施。</td> </tr> <tr> <td>1ヶ月に1回</td> <td>毎月1日を始期とする1ヶ月間に1回実施。</td> </tr> <tr> <td>3ヶ月に1回</td> <td>4月1日、7月1日、10月1日および1月1日を始期とする各3ヶ月間に1回実施。</td> </tr> <tr> <td>常時</td> <td>測定可能な状態において常に測定することを意味しており、点検時等の測定不能な期間を除く。</td> </tr> </tbody> </table>	頻度	考え方	毎日1回	午前0時を始期とする1日の間に1回実施し、連続して実施（測定等）している場合も含む。	1週間に1回	月曜日を始期とする1週間に1回実施。	1ヶ月に1回	毎月1日を始期とする1ヶ月間に1回実施。	3ヶ月に1回	4月1日、7月1日、10月1日および1月1日を始期とする各3ヶ月間に1回実施。	常時	測定可能な状態において常に測定することを意味しており、点検時等の測定不能な期間を除く。	<p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 （1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定する）</p>
頻度	考え方													
毎日1回	午前0時を始期とする1日の間に1回実施し、連続して実施（測定等）している場合も含む。													
1週間に1回	月曜日を始期とする1週間に1回実施。													
1ヶ月に1回	毎月1日を始期とする1ヶ月間に1回実施。													
3ヶ月に1回	4月1日、7月1日、10月1日および1月1日を始期とする各3ヶ月間に1回実施。													
常時	測定可能な状態において常に測定することを意味しており、点検時等の測定不能な期間を除く。													

変更前	変更後	理由
	<p style="text-align: center;">第8章 保守管理</p> <p><u>(保守管理計画)</u> <u>第308条 保守管理を実施するにあたり、以下の保守管理計画を定める。</u></p> <p><u>1. 定義</u> <u>本保守管理計画における用語の定義は、「原子力発電所の保守管理規程（JEAC4209-2007）」に従うものとする。</u></p> <p><u>2. 保守管理の実施方針および保守管理目標</u> <u>(1) 社長は、原子炉施設の安全確保を最優先として、保守管理の継続的な改善を図るため、保守管理の現状等を踏まえ、保守管理の実施方針を定める。また、12.の保守管理の有効性評価の結果、および保守管理を行う観点から特別な状態（7.3参照）を踏まえ保守管理の実施方針の見直しを行う。</u> <u>(2) 組織は、保守管理の実施方針に基づき、保守管理の改善を図るための保守管理目標を設定する。また、12.の保守管理の有効性評価の結果、および保守管理を行う観点から特別な状態（7.3参照）を踏まえ保守管理目標の見直しを行う。</u></p> <p><u>3. 保全プログラムの策定</u> <u>組織は、2.の保守管理目標を達成するため4.より11.からなる保全プログラムを策定する。また、12.の保守管理の有効性評価の結果、および保守管理を行う観点から特別な状態（7.3参照）を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。</u></p> <p><u>4. 保全対象範囲の策定</u> <u>組織は、原子力発電施設の中から、保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定する。</u> <u>(1) 廃止措置計画で定める廃止措置期間中に機能を維持すべき設備</u> <u>(2) その他自ら定める設備</u></p> <p><u>5. 保全重要度の設定</u> <u>組織は、4.の保全対象範囲について系統毎の範囲と機能を明確にした上で、構築物、系統および機器の保全重要度を設定する。</u> <u>(1) 系統の保全重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため重要度分類指針の重要度を参考に、廃止措置期間中における安全機能要求を考慮して設定する。</u> <u>(2) 機器の保全重要度は、当該機器が属する系統の保全重要度と整合するよう設定する。なお、この際、機器が故障した場合の系統機能への影響を考慮することができる。</u> <u>(3) 構築物の保全重要度は、(1)または(2)に基づき設定する。</u></p>	<p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 （1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定する）</p>

変更前	変更後	理由
	<p><u>6. 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定および監視</u></p> <p>(1) 組織は、保全の有効性を監視、評価するために5.の保全重要度を踏まえ、系統レベルの保全活動管理指標を設定する。</p> <p>a. 系統レベルの保全活動管理指標</p> <p>系統レベルの保全活動管理指標として、5.(1)の保全重要度の高い系統に対して以下のものを設定する。</p> <p>① 予防可能故障（MPFF）回数</p> <p>(2) 組織は、以下に基づき保全活動管理指標の目標値を設定する。また、11.の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。</p> <p>a. 系統レベルの保全活動管理指標</p> <p>① 予防可能故障（MPFF）回数の目標値は、運転実績および重要度分類指針の重要度を考慮して設定する。</p> <p>(3) 組織は、系統の供用開始までに、保全活動管理指標の監視項目、監視方法および算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。なお、監視計画には、計画の始期および期間に関することを含める。</p> <p>(4) 組織は、監視計画に従い保全活動管理指標に関する情報の採取および監視を実施し、その結果を記録する。</p> <p><u>7. 保全計画の策定</u></p> <p>(1) 組織は、4.の保全対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。なお、保全計画には、計画の始期および期間に関することを含める。</p> <p>a. 点検計画（7.1参照）</p> <p>b. 補修、取替えおよび改造計画（7.2参照）</p> <p>c. 特別な保全計画（7.3参照）</p> <p>(2) 組織は、保全計画の策定にあたって、5.の保全重要度を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮する。また、11.の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全計画の見直しを行う。</p> <p>a. 運転実績、事故および故障事例などの運転経験</p> <p>b. 使用環境および設置環境</p> <p>c. 劣化、故障モード</p> <p>d. 機器の構造等の設計的知見</p> <p>e. 科学的知見</p> <p>(3) 組織は、保全の実施段階において維持すべき原子炉施設の安全機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、保全計画を策定する。</p> <p><u>7.1 点検計画の策定</u></p> <p>(1) 組織は、点検を実施する場合は、あらかじめ保全方式を選定し、点検の方法ならびにそれらの実施頻度および実施時期を定めた点検計画を策定する。</p> <p>(2) 組織は、構築物、系統および機器の適切な単位ごとに、以下に示す保全方式から適切な方式を選定する。</p> <p>a. 予防保全</p> <p>① 時間基準保全</p> <p>② 状態基準保全</p> <p>b. 事後保全</p>	<p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 （1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定する）</p>

変更前	変更後	理由
	<p><u>(3) 組織は、選定した保全方式の種類に応じて、次の事項を定める。</u></p> <p><u>a. 時間基準保全</u> <u>点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</u> ①点検の具体的方法 ②構築物、系統および機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法および管理基準 ③実施頻度 ④実施時期</p> <p><u>なお、時間基準保全を選定した機器に対して、運転中に設備診断技術を使った状態監視データ採取、巡視点検または定例試験の状態監視を実施する場合は、状態監視の内容に応じて、状態基準保全を選定した場合に準じて必要な事項を定める。</u></p> <p><u>b. 状態基準保全</u> <u>(a) 設備診断技術を使い状態監視データを採取する時期までに、次の事項を定める。</u> ①状態監視データの具体的採取方法 ②機器の故障の兆候を検知するために必要な状態監視データ項目、評価方法および必要な対応を適切に判断するための管理基準 ③状態監視データ採取頻度 ④実施時期 ⑤機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法 <u>(b) 巡視点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</u> ①巡視点検の具体的方法 ②構築物、系統および機器の状態を監視するために必要なデータ項目、評価方法および管理基準 ③実施頻度 ④実施時期 ⑤機器の状態が管理基準に達するかまたは故障の兆候を発見した場合の対応方法 <u>(c) 定例試験を実施する時期までに、次の事項を定める。</u> ①定例試験の具体的方法 ②構築物、系統および機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法および管理基準 ③実施頻度 ④実施時期 ⑤機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p><u>c. 事後保全</u> <u>事後保全を選定した場合は、機能喪失の発見後、修復を実施する前に、修復方法、修復後に所定の機能を発揮することの確認方法および修復時期を定める。</u></p>	<p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 （1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定する）</p>

変更前	変更後	理由
	<p><u>7.2 補修、取替えおよび改造計画の策定</u></p> <p>(1) 組織は、補修、取替えおよび改造を実施する場合は、あらかじめその方法および実施時期を定めた計画を策定する。また、安全上重要な機器等^{*1}の補修、取替えおよび改造を実施する場合は、その計画段階において、法令に基づく必要な手続き^{*2}の要否について確認を行い、その結果を記録する。</p> <p>(2) 組織は、補修、取替えおよび改造を実施する構築物、系統および機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを検査および試験により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 検査および試験の具体的方法</p> <p>b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な検査および試験の項目、評価方法および管理基準</p> <p>c. 検査および試験の実施時期</p> <p>※1：安全上重要な機器等とは、安全上重要な機器等を定める告示に定める機器および構築物のうち、新燃料貯蔵設備、使用済燃料貯蔵設備および燃料取扱設備をいう。(以下、本条および第321条において同じ。)</p> <p>※2：法令に基づく必要な手続きとは、原子炉等規制法第43条の3の8（変更の許可及び届出等）、第43条の3の9（工事の計画の認可）、第43条の3の10（工事の計画の届出）、第43条の3の11（使用前検査）および第43条の3の13（溶接安全管理検査）、ならびに電気事業法第47条・第48条（工事計画）および第49条・第50条（使用前検査）に係る手続きをいう。(以下、本条および第321条において同じ。)</p> <p><u>7.3 特別な保全計画の策定</u></p> <p>(1) 組織は、地震、事故等により特別な保全を実施する場合などは、特別な措置として、あらかじめ当該原子炉施設の状態に応じた保全方法および実施時期を定めた計画を策定する。</p> <p>(2) 組織は、特別な保全計画に基づき保全を実施する構築物、系統および機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを点検により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 点検の具体的方法</p> <p>b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目、評価方法および管理基準</p> <p>c. 点検の実施時期</p> <p><u>8. 保全の実施</u></p> <p>(1) 組織は、7. で定めた保全計画に従って点検・補修等の保全を実施する。</p> <p>(2) 組織は、保全の実施にあたって、以下の必要なプロセスを実施する。</p> <p>a. 工事計画</p> <p>b. 設計管理</p> <p>c. 調達管理</p> <p>d. 工事管理</p> <p>(3) 組織は、点検・補修等の結果について記録する。</p> <p><u>9. 点検・補修等の結果の確認・評価</u></p> <p>(1) 組織は、あらかじめ定めた方法で、保全の実施段階で採取した構築物、系統および機器の点検・補修等の結果から所定の機能を発揮しうる状態にあることを、所定の時期^{*3}までに確認・評価し、記録する。</p> <p>(2) 組織は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、定めたプロセスに基づき、点検・補修等が実施されていることを、所定の時期^{*3}までに確認・評価し、記録する。</p> <p>※3：所定の時期とは、所定の機能が要求される時またはあらかじめ計画された保全の完了時をいう。</p>	<p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 （1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定する）</p>

変更前	変更後	理由
	<p><u>10. 点検・補修等の不適合管理，是正処置および予防処置</u> (1) 組織は，以下の a. および b. の場合には，不適合管理を行った上で，9. の確認・評価の結果を踏まえて実施すべき原子炉施設の点検等の方法，実施頻度および時期の是正処置ならびに予防処置を講じる。 a. 点検・補修等を実施した構築物，系統および機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合 b. 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合にあつて，定めたプロセスに基づき，点検・補修等が実施されていることが確認・評価できない場合 (2) 組織は，(1) a. および b. の場合の不適合管理，是正処置および予防処置について記録する。</p> <p><u>11. 保全の有効性評価</u> 組織は，保全活動から得られた情報等から，保全の有効性を評価し，保全が有効に機能していることを確認するとともに，継続的な改善につなげる。 (1) 組織は，あらかじめ定めた時期および内容に基づき，保全の有効性を評価する。 なお，保全の有効性評価は，以下の情報を適切に組み合わせて行う。 a. 保全活動管理指標の監視結果 b. 保全データの推移および経年劣化の長期的な傾向監視の実績 c. トラブルなど運転経験 d. 他プラントのトラブルおよび経年劣化傾向に係るデータ e. リスク情報，科学的知見 (2) 組織は，保全の有効性評価の結果を踏まえ，構築物，系統および機器の保全方式を変更する場合には，7.1 に基づき保全方式を選定する。また，構築物，系統および機器の点検間隔を変更する場合には，保全重要度を踏まえた上で，以下の評価方法を活用して評価する。 a. 点検および取替結果の評価 b. 劣化トレンドによる評価 c. 類似機器等のベンチマークによる評価 d. 研究成果等による評価 (3) 組織は，保全の有効性評価の結果とその根拠および必要となる改善内容について記録する。</p> <p><u>12. 保守管理の有効性評価</u> (1) 組織は，11. の保全の有効性評価の結果および2. の保守管理目標の達成度から，定期的に保守管理の有効性を評価し，保守管理が有効に機能していることを確認するとともに，継続的な改善につなげる。 (2) 組織は，保守管理の有効性評価の結果とその根拠および改善内容について記録する。</p> <p><u>13. 情報共有</u> 組織は，保守点検を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報を，BWR事業者協議会を通じて他の原子炉設置者と情報共有を行う。</p> <p><u>(溶接事業者検査の実施)</u> 第308条の3 所長は，溶接事業者検査を統括する。 2. 検査課長は，関係箇所と十分な連絡協力を図りながら溶接事業者検査を実施するとともに所管する検査員の職務の遂行に関して適切な指示，管理を行う。</p>	<p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 （1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定する）</p>

変更前	変更後	理由													
	<p style="text-align: center;">第9章 緊急時の措置</p> <p><u>（原子力防災組織）</u> <u>第309条 防災課長は、緊急事態が発生した場合に、原子力災害対策活動を行えるよう、原子力防災組織を定めるにあたり、所長の承認を得る。</u> 2. <u>緊急時対策本部の本部長は、所長とする。ただし、防災課長は、所長が不在の場合に備えて代行者を定めるにあたり、所長の承認を得る。</u> 3. <u>原子力災害対策特別措置法に基づく措置が必要な場合は、本規定にかかわらず当該措置を優先する。（以下、本章において同じ。）</u></p> <p><u>（原子力防災組織の要員）</u> <u>第310条 防災課長は、原子力防災組織の要員を定めるにあたり、所長の承認を得る。</u></p> <p><u>（緊急作業従事者の選定）</u> <u>第310条の2 防災課長は、次の各号全ての要件に該当する所員および協力企業従業員等の放射線業務従事者（女子については、妊娠不能と診断された者および妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者に限る。）から、緊急作業従事者を選定し、所長の承認を得る。</u> （1）<u>表310の2の緊急作業についての教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を、社長に書面で申し出た者。</u> （2）<u>表310の2の緊急作業についての訓練を受けた者。</u> （3）<u>実効線量について250ミリシーベルトを線量限度とする緊急作業に従事する者にあつては、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者または同法同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。</u></p> <p><u>表310の2</u></p> <table border="1" data-bbox="1350 1165 2478 1606"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>項目</th> <th>時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">教育</td> <td>緊急作業の方法に関する知識（放射線測定の方法、身体等の汚染の状態の検査、保護具の性能および使用方法等）</td> <td>3時間以上</td> </tr> <tr> <td>電離放射線の生体に与える影響、健康管理の方法および被ばく線量の管理の方法に関する知識</td> <td>1時間以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">訓練</td> <td>緊急作業の方法</td> <td>3時間以上</td> </tr> <tr> <td>緊急作業で使用する施設および設備の取扱い※1</td> <td>3時間以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：兼用できる訓練 ・ <u>第217条の2第1項、第313条、第319条および第1編の第17条の2第1項、第113条、第119条のうち、緊急作業で使用する施設および設備の取扱いに関する訓練</u></p>	分類	項目	時間	教育	緊急作業の方法に関する知識（放射線測定の方法、身体等の汚染の状態の検査、保護具の性能および使用方法等）	3時間以上	電離放射線の生体に与える影響、健康管理の方法および被ばく線量の管理の方法に関する知識	1時間以上	訓練	緊急作業の方法	3時間以上	緊急作業で使用する施設および設備の取扱い※1	3時間以上	<p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 （1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定する）</p>
分類	項目	時間													
教育	緊急作業の方法に関する知識（放射線測定の方法、身体等の汚染の状態の検査、保護具の性能および使用方法等）	3時間以上													
	電離放射線の生体に与える影響、健康管理の方法および被ばく線量の管理の方法に関する知識	1時間以上													
訓練	緊急作業の方法	3時間以上													
	緊急作業で使用する施設および設備の取扱い※1	3時間以上													

変更前	変更後	理由
	<p><u>(原子力防災資機材の整備)</u> <u>第311条 各課長は、原子力防災組織の活動に必要な放射線障害防護用器具、非常用通信機器等を定めるにあたり、所長の承認を得る。</u> <u>2. 防災課長および発電管理課長は、緊急時における運転操作に関するマニュアルを作成し、制定および改定にあたっては、第207条第2項に基づき、運営委員会の確認を得る。</u></p> <p><u>(通報経路)</u> <u>第312条 防災課長は、緊急事態が発生した場合の社内および国、県、市、町等の社外関係機関との通報経路を定めるにあたり、所長の承認を得る。</u></p> <p><u>(緊急時演習)</u> <u>第313条 防災課長は、原子力防災組織の要員に対して緊急事態に対処するための総合的な訓練を1年に1回以上実施し、所長に報告する。</u></p> <p><u>(通報)</u> <u>第314条 発電課長等は、原子炉施設に異常が発生し、その状況が緊急事態である場合は、第312条に定める通報経路にしたがって、所長に通報する。</u> <u>2. 所長は、緊急事態の発生について通報を受け、または自ら発見した場合は、第312条に定める通報経路にしたがって、社内および社外関係機関に通報する。</u></p> <p><u>(緊急時体制の発令)</u> <u>第315条 所長は、緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令して、原子力防災組織の要員を召集し、発電所に緊急時対策本部を設置する。</u></p> <p><u>(応急措置)</u> <u>第316条 本部長は、原子力防災組織を統括し、緊急事態において次の応急措置を実施する。</u> <u>(1) 警備および避難誘導</u> <u>(2) 放射能影響範囲の推定</u> <u>(3) 医療活動</u> <u>(4) 消火活動</u> <u>(5) 汚染拡大の防止</u> <u>(6) 線量評価</u> <u>(7) 応急復旧</u> <u>(8) 原子力災害の発生または拡大防止を図るための措置</u></p> <p><u>(緊急時における活動)</u> <u>第317条 原子力緊急事態宣言発令後、本部長は、第316条で定める応急措置を継続実施する。</u></p>	<p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 （1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定する）</p>

変更前	変更後	理由						
	<p><u>（緊急作業従事者の線量管理等）</u> <u>第317条の2 本部長は、緊急作業従事者が緊急作業期間中に受ける線量を可能な限り低減するため、次の事項を実施する。</u> <u>（1）緊急作業従事者が緊急作業に従事する期間中の実効線量および等価線量を表317の2に定める項目および頻度に基づき評価するとともに、法令に定める線量限度を超えないように被ばく線量の管理を実施する。</u> <u>（2）原子炉施設の状況および作業内容を考慮し、放射線防護マスクの着用等の放射線防護措置を講じる。</u> <u>2. 本部長は、緊急作業従事者に対し、緊急作業期間中および緊急作業に係る業務から離れる際、医師による健康診断を実施する。</u></p> <p><u>表317の2</u></p> <table border="1" data-bbox="1350 619 2190 835"> <thead> <tr> <th data-bbox="1350 619 1819 688">項 目</th> <th data-bbox="1819 619 2190 688">頻 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1350 688 1819 762">外部被ばくによる線量</td> <td data-bbox="1819 688 2190 762">1ヶ月^{*1}に1回</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1350 762 1819 835">内部被ばくによる線量</td> <td data-bbox="1819 762 2190 835">1ヶ月^{*1}に1回</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>※1：毎月1日を始期とする。</u></p> <p><u>（緊急時体制の解除）</u> <u>第318条 本部長は、事象が収束し、緊急時体制を継続する必要がなくなった場合は、緊急時体制を解除し、その旨を社内および社外関係機関に連絡する。</u></p>	項 目	頻 度	外部被ばくによる線量	1ヶ月 ^{*1} に1回	内部被ばくによる線量	1ヶ月 ^{*1} に1回	<p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 （1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定する）</p>
項 目	頻 度							
外部被ばくによる線量	1ヶ月 ^{*1} に1回							
内部被ばくによる線量	1ヶ月 ^{*1} に1回							

変更前	変更後	理由
	<p style="text-align: center;">第10章 保安教育</p> <p><u>(所員への保安教育)</u></p> <p><u>第319条 原子炉施設の廃止措置を行う所員への保安教育を実施するにあたり、具体的な保安教育の内容とその見直し頻度等を定めた「保安教育実施要領書」に基づき、次の各号を実施する。</u></p> <p><u>(1) 技術課長は、毎年度、原子炉施設の廃止措置を行う所員への保安教育実施計画を表319-1, 2, 3の実施方針に基づいて作成し、廃止措置主任者の確認を得て所長の承認を得る。</u></p> <p><u>(2) 技術課長は、(1)の保安教育実施計画の策定にあたり、第207条第2項に基づき運営委員会の確認を得る。</u></p> <p><u>(3) 各課長は、(1)の保安教育実施計画に基づき、保安教育を実施する。技術課長は、年度毎に実施結果を所長へ報告する。</u></p> <p><u>ただし、各課長が、定められた基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有しているものと認めた者については、該当する教育について省略することができる。</u></p> <p><u>(4) 各課長は、保安教育の具体的な内容について、定められた頻度に基づき見直しを行う。</u></p>	<p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 (1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定する)</p>

変更前

変更後

理由

表319-1

所員への保安教育実施方針（総括表）

保安教育の内容				対象者と教育時間②							
大分類	中分類 [運用規則第92条の 内容]	小分類 [項目]	内 容	実施時期	運転員						
					発電所長 発電副所長③	主操運転員	補機運転員	放射性廃棄物取 扱設備の業務に 関わる者	燃料の取扱いの 業務に関わる者	運転員以外の技 術系所員	事務系所員
入所時に要 求する教育 ※1	関係法令および保安規 定の遵守に関すること	原子炉等規制法	原子炉等規制法に關連する法令の概要な らびに関係法令および保安規定の遵守に 関すること	入所時(新規 配属時)	○	○	○	○	○	○	○
		原子炉のしくみ	○		○	○	○	○	○		
		設備概要、主要系統 の機能	原子炉容器等主要機器の構造に關するこ と 原子炉冷却系統等主要系統の機能・性能 に關すること		○	○	○	○	○	○	×
		原子炉施設の廃止措置 に關すること	○		○	○	○	○	○	○	
		非常の場合に講ずべき処置に關すること	○		○	○	○	○	○	○	○
放射線取扱 従事者教育 ※1	関係法令および保安規定の遵守に關すること	放射線管理に關すること	法、令、労働安全衛生規則および電離放射 線障害防止規則中の関係事項	1回/10年毎 以上	対象者と教育時間は、別表319-2参照						
		放射線管理に關すること	管理区域内 において 放射性物質 の取扱い の方法		対象者と教育時間は、別表319-2参照						
		放射線管理に關すること	管理区域への立ち入りおよび退去の手順		対象者と教育時間は、別表319-2参照						
		放射線管理に關すること	放射性廃棄物の取扱いの方法		対象者と教育時間は、別表319-2参照						
		放射線管理に關すること	放射性廃棄物の取扱いの方法		対象者と教育時間は、別表319-2参照						
その他 反復教育	関係法令および保安規 定の遵守に關すること	原子炉施設保安規定	総則、品質保証・体制および評価、保安教 育、記録および報告に關すること並びに 関係法令および保安規定の遵守に關する こと	1回/10年毎 以上	対象者、教育実施時期、教育時間については、別表319-3参照						
		原子炉施設の廃止措置 に關すること	遠隔、施設運用上の基準に關すること 監視に關すること 定期試験に關すること 異常時対応(現場機器対応) 異常時対応(中央制御室内対応) 異常時対応(指揮、状況判断)		対象者、教育実施時期、教育時間については、別表319-3参照						
		放射線管理に關すること	保守管理 保守管理計画に關すること		対象者、教育実施時期、教育時間については、別表319-3参照						
		放射線管理に關すること	放射線管理 放射線測定値の取扱い 管理区域への出入り管理等、区域管理に 關すること 経量測定等、狭域管理に關すること 外部放射線に係る経量当量率等の測定に 關すること 管理区域外への移動等物品移動の管理に 關すること 協力企業等の放射線防護に關すること		○	○	○	○	○	○	×
		放射線管理に關すること	放射線管理 放射線管理に關すること		対象者、教育実施時期、教育時間については、別表319-3参照						
放射線取扱 従事者教育 ※1	関係法令および保安規 定の遵守に關すること	放射線管理に關すること	放射線管理 放射線測定値の取扱い 管理区域への出入り管理等、区域管理に 關すること 経量測定等、狭域管理に關すること 外部放射線に係る経量当量率等の測定に 關すること 管理区域外への移動等物品移動の管理に 關すること 協力企業等の放射線防護に關すること	1回/10年毎 以上	○	○	○	○	○	○	○
		放射線管理に關すること	放射線管理 放射線測定値の取扱い 管理区域への出入り管理等、区域管理に 關すること 経量測定等、狭域管理に關すること 外部放射線に係る経量当量率等の測定に 關すること 管理区域外への移動等物品移動の管理に 關すること 協力企業等の放射線防護に關すること		○	○	○	○	○	○	○
		放射線管理に關すること	放射線管理 放射線測定値の取扱い 管理区域への出入り管理等、区域管理に 關すること 経量測定等、狭域管理に關すること 外部放射線に係る経量当量率等の測定に 關すること 管理区域外への移動等物品移動の管理に 關すること 協力企業等の放射線防護に關すること		○	○	○	○	○	○	○
		放射線管理に關すること	放射線管理 放射線測定値の取扱い 管理区域への出入り管理等、区域管理に 關すること 経量測定等、狭域管理に關すること 外部放射線に係る経量当量率等の測定に 關すること 管理区域外への移動等物品移動の管理に 關すること 協力企業等の放射線防護に關すること		○	○	○	○	○	○	○
		放射線管理に關すること	放射線管理 放射線測定値の取扱い 管理区域への出入り管理等、区域管理に 關すること 経量測定等、狭域管理に關すること 外部放射線に係る経量当量率等の測定に 關すること 管理区域外への移動等物品移動の管理に 關すること 協力企業等の放射線防護に關すること		○	○	○	○	○	○	○

女川1号炉廃止措置に伴う変更
(1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定する)

※1:各課長が、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分の知識および技能を有しているものと認められた者については、該当する教育について省略することができる。
 ※2:も対象者に含まれている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。
 ※3:発電所長の代務を行う発電所管理副長を含む。
 ※4:アクシデントマネジメント対応については支援組織職員を対象とする。

○:全員が教育の対象者(関連する業務内容に応じ教育内容に濃淡はあり)。
 ○:業務に關連する者が教育の対象(関連する業務内容に応じ教育内容に濃淡はあり)。
 ×:教育の対象者。
 ():会社の教育時間

理由
 女川1号炉廃止措置に伴う変更
 （1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定する）

変更後

変更前

表319-2

所員への保安教育実施方針(放射線業務従事者教育)

総括表中分類の対応	内 容	放射線業務従事者教育							電離放射線防護停止措置の分類
		管理部長 委員長等	主任運転員	種別運転員	放射線業務従事者 運転員等	燃料の取扱いの 業務に従事する者	運転員以外の 技術系職員	業務系職員	
核燃料物質および核燃料物質の廃棄物に関する事項	①核燃料物質または使用済燃料の性状および性状 ②核燃料物質または使用済燃料によって汚染された物の性状および性状	② (10.5時間以上)	② (10.5時間以上)	② (10.5時間以上)	② (10.5時間以上)	② (10.5時間以上)	② (10.5時間以上)	② (10.5時間以上)	核燃料物質または使用済燃料またはこれらに汚染された物に関する知識
放射線管理に関する事項	①管理区域に関する事項	② (10.5時間以上)	② (10.5時間以上)	② (10.5時間以上)	② (10.5時間以上)	② (10.5時間以上)	② (10.5時間以上)	② (10.5時間以上)	原子炉施設における作業の方法に 関する知識
核燃料物質および核燃料物質の性状に関する事項	①核燃料物質または使用済燃料またはこれらに汚染された物の性状 ②核燃料物質または使用済燃料によって汚染された物の性状	② (10.5時間以上)	② (10.5時間以上)	② (10.5時間以上)	② (10.5時間以上)	② (10.5時間以上)	② (10.5時間以上)	② (10.5時間以上)	原子炉施設に係る保護の構造および 取扱いの方法に関する知識
放射線管理に関する事項	①管理区域に関する事項	② (10.5時間以上)	② (10.5時間以上)	② (10.5時間以上)	② (10.5時間以上)	② (10.5時間以上)	② (10.5時間以上)	② (10.5時間以上)	電離放射線の生体に対する影響
非常時の場合に関する事項	⑤異常な事が発生した場合における対応の措置	② (10.5時間以上)	② (10.5時間以上)	② (10.5時間以上)	② (10.5時間以上)	② (10.5時間以上)	② (10.5時間以上)	② (10.5時間以上)	原子炉施設に係る保護の構造および 取扱いの方法に関する知識
放射線管理に関する事項	①管理区域への入りおよび退去の手順	② (10.5時間以上)	② (10.5時間以上)	② (10.5時間以上)	② (10.5時間以上)	② (10.5時間以上)	② (10.5時間以上)	② (10.5時間以上)	保護法
核燃料物質および核燃料物質の性状に関する事項	①核燃料物質または使用済燃料またはこれらに汚染された物の性状 ②核燃料物質または使用済燃料によって汚染された物の性状	② (10.5時間以上)	② (10.5時間以上)	② (10.5時間以上)	② (10.5時間以上)	② (10.5時間以上)	② (10.5時間以上)	② (10.5時間以上)	原子炉施設における作業の方法および 取扱いの方法に関する知識
放射線管理に関する事項	①管理区域に関する事項	② (10.5時間以上)	② (10.5時間以上)	② (10.5時間以上)	② (10.5時間以上)	② (10.5時間以上)	② (10.5時間以上)	② (10.5時間以上)	電離放射線の生体に対する影響
非常時の場合に関する事項	⑤異常な事が発生した場合における対応の措置	② (10.5時間以上)	② (10.5時間以上)	② (10.5時間以上)	② (10.5時間以上)	② (10.5時間以上)	② (10.5時間以上)	② (10.5時間以上)	原子炉施設に係る保護の構造および 取扱いの方法に関する知識

※1.各項目が、所員に1回以上実施され、基礎に即し、各項目の全部または一部について
 十分知識および技能を有している状態にあることについて、申請する教育について
 承認することである。
 ※2.各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。
 ※3.各対象者の代表者を行う教育管理部長を意味する。

◎:全員が対象の対象者
 ○:業務に関連する者が対象
 ():会社の教育時間

変更前

変更後

理由

表319-3

所員への保安教育実施方針（運転員）

保安教育の内容			具体的教育内容	対象者※1					実施年度および時間
中分類	小分類 (項目)	細目		運転員					
			発電課長 発電副課長※2	主機運転員	補機運転員	放射性廃棄物処理 設備の業務に 関わる者	燃料の取扱いの業務 に関わる者		
関係法令および保安規定の遵守に関すること	原子炉施設保安規定	原則、品質保証、体制および評価、保安教育、記録および報告に関する規則の概要並びに関係法令および保安規定の遵守に関すること	◎	◎	◎	◎	◎		
		保安に関する組織および各職務の具体的な役割と責任すべき記録	◎	×	×	×	×		
原子炉施設の廃止措置に関すること	廃止措置管理	廃止措置管理Ⅰ	廃止措置の原則、施設運用上の基準についての概要	◎	◎	◎	◎	◎	
		監視・定期的試験Ⅰ	監視の範囲と確認項目	◎	◎	◎	◎	◎	
			定期的に実施する試験の内容と概要	◎	◎	◎	◎	◎	
		異常時対応 (現場機器対応)	各設備の運転操作の概要(現場操作)	◎	◎	◎	◎	◎	
			異常発生時の対応(現場操作)	◎	◎	◎	◎	◎	
		廃止措置管理Ⅱ	廃止措置の原則の適用と確認	◎	◎	×	×	×	
			施設運用上の基準の具体的な値と基準を超えた場合の措置	◎	◎	×	×	×	
		監視・定期的試験Ⅱ	監視の確認項目の概要	◎	◎	×	×	×	
			定期的に実施する試験の操作と基準値	◎	◎	×	×	×	
		異常時対応 (中央制御室内対応)	各設備の運転操作と監視項目	◎	◎	×	×	×	
			異常発生時の対応操作(中央制御室内)	◎	◎	×	×	×	
		廃止措置管理Ⅲ	基準および基準を超えた場合の措置の概要と運用	◎	×	×	×	×	
			異常発生時の監視項目	◎	×	×	×	×	
		保守管理	保守管理計画に関することⅠ	定期検査時の管理項目概要	◎	◎	◎	×	×
保守管理計画に関することⅡ	定期検査時の管理項目の概要		◎	×	×	×	×		
放射性廃棄物管理	放射性廃棄物管理	放射性液体・気体・固体廃棄物の管理に関すること	◎	◎	◎	◎	×		
	燃料管理	燃料の積累管理に関すること	◎	◎	◎	×	◎		
		燃料の運搬および貯蔵に関すること	◎	◎	◎	×	◎		

女川1号炉廃止措置に伴う変更
(1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定する)

◎: 全員が教育の対象者(関連する業務内容に応じて教育内容に濃淡有り)。
 ×: 教育の対象外。
 ※1: 各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。
 ※2: 発電副課長の代務を行う発電管理副課長を含む。
 ※3: 記載するにあたっての考えは、以下のとおり。
 ・本教育は、同一細目であっても対象者の職位に応じて理解の範囲、深さに差がある。(ある教育で、複数の細目をカバーする場合もある)
 ・この〇年間で〇〇時間以上とは、運転員が行う一連の教育の時間であり、上表はこの教育時間の中に含まれている。
 (上述の表の細目の時間を累積した時間ではない)。
 ・各細目の内容が密接に関わっていることから細目毎の時間の区別は行わない。

変更前	変更後	理由
	<p><u>（協力企業従業員への保安教育）</u></p> <p><u>第320条 総務課長は、原子炉施設に関する作業を協力企業が行う場合、当該協力企業従業員の発電所入所時に安全上必要な教育が表320の実施方針に基づいて実施されていることを確認する。なお、各課長は、教育の実施状況を確認するため、教育現場に適宜立ち会い、その結果を総務課長に報告する。</u></p> <p><u>ただし、総務課長が、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有しているものと認められた者については、該当する教育について省略することができる。</u></p> <p><u>2. 放射線管理課長は、原子炉施設に関する作業のうち、管理区域内における業務を協力企業が行う場合、当該協力企業従業員に対し、安全上必要な教育が表320の実施方針に基づいて実施されていることを確認する。なお、各課長は、教育の実施状況を確認するため教育現場に適宜立ち会い、その結果を放射線管理課長に報告する。</u></p> <p><u>ただし、放射線管理課長が、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有しているものと認められた者については、該当する教育について省略することができる。</u></p> <p><u>3. 発電管理課長は、放射性廃棄物処理設備に関する業務の補助を協力企業が行う場合、毎年度、当該業務に従事する従業員に対し、表319-1, 2, 3の実施方針のうち、「放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者」に準じる保安教育実施計画を定めていることを確認し、その内容を廃止措置主任者の確認を得て所長の承認を得る。</u></p> <p><u>4. 発電管理課長は、第3項の保安教育実施計画に基づき保安教育が実施されていることを確認し、その実施結果を年度毎に所長に報告する。なお、教育の実施状況を確認するため教育現場に適宜立ち会う。</u></p> <p><u>ただし、発電管理課長が、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有しているものと認められた者については、該当する教育について省略することができる。</u></p> <p><u>5. 原子燃料課長は、燃料の取扱いに関する業務の補助を協力会社が行う場合、毎年度、当該業務に従事する従業員に対し、表319-1, 2, 3の実施方針のうち、「燃料の取扱いの業務に関わる者」に準じる保安教育実施計画を定めていることを確認し、その内容を廃止措置主任者の確認を得て所長の承認を得る。</u></p> <p><u>6. 原子燃料課長は、第5項の保安教育実施計画に基づき保安教育が実施されていることを確認し、その実施結果を年度毎に所長に報告する。なお、教育の実施状況を確認するため教育現場に適宜立ち会う。</u></p> <p><u>ただし、原子燃料課長が、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有しているものと認められた者については、該当する教育について省略することができる。</u></p>	<p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 （1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定する）</p>

変更前	変更後	理由																
	<p style="text-align: center;">第11章 記録および報告</p> <p>(記録)</p> <p><u>第321条</u> 各課長は、表321-1に定める保安に関する記録のうち、1. および2. の記録を保存し、3. から28. の記録を適正に作成し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>2. 各課長は、表321-2に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>3. 組織は、表321-3に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>4. 各課長は、表321-4に定める保安に関する記録を保存する。</p> <p><u>表321-1</u></p> <table border="1" data-bbox="1341 604 2478 1459"> <thead> <tr> <th>記録（実用炉規則第67条に基づく記録）</th> <th>記録すべき場合^{*1}</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 使用前検査の結果</td> <td rowspan="2">検査の都度</td> <td rowspan="2">同一事項に関する次の検査の時までの期間</td> </tr> <tr> <td>2. 定期検査の結果</td> </tr> <tr> <td>3. 原子炉施設の巡視の状況ならびにその担当者の名前</td> <td>毎日1回</td> <td>巡視を実施した施設または設備を廃棄した後5年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td>4. 保守管理の実施状況およびその担当者の氏名 (1) 保全活動管理指標の監視結果およびその担当者の氏名 (2) 点検・補修等の結果（安全上重要な機器等の補修、取替えおよび改造については、法令に基づく必要な手続きの要否の確認結果を含む。）およびその担当者の氏名 (3) 点検・補修等の結果の確認・評価およびその担当者の氏名 (4) 点検・補修等の不適合管理、是正処置、予防処置およびその担当者の氏名</td> <td>保守管理の実施の都度</td> <td>保守管理を実施した原子炉施設を解体または廃棄した後5年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td>5. 保守管理に関する方針、保守管理の目標および保守管理の実施に関する計画の評価の結果およびその評価の担当者の氏名 (1) 保全の有効性評価およびその担当者の氏名 (2) 保守管理の有効性評価およびその担当者の氏名</td> <td>評価の都度</td> <td>評価を実施した原子炉施設の保守管理に関する方針、保守管理の目標または保守管理の実施に関する計画の改定までの期間</td> </tr> </tbody> </table>	記録（実用炉規則第67条に基づく記録）	記録すべき場合 ^{*1}	保存期間	1. 使用前検査の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査の時までの期間	2. 定期検査の結果	3. 原子炉施設の巡視の状況ならびにその担当者の名前	毎日1回	巡視を実施した施設または設備を廃棄した後5年が経過するまでの期間	4. 保守管理の実施状況およびその担当者の氏名 (1) 保全活動管理指標の監視結果およびその担当者の氏名 (2) 点検・補修等の結果（安全上重要な機器等の補修、取替えおよび改造については、法令に基づく必要な手続きの要否の確認結果を含む。）およびその担当者の氏名 (3) 点検・補修等の結果の確認・評価およびその担当者の氏名 (4) 点検・補修等の不適合管理、是正処置、予防処置およびその担当者の氏名	保守管理の実施の都度	保守管理を実施した原子炉施設を解体または廃棄した後5年が経過するまでの期間	5. 保守管理に関する方針、保守管理の目標および保守管理の実施に関する計画の評価の結果およびその評価の担当者の氏名 (1) 保全の有効性評価およびその担当者の氏名 (2) 保守管理の有効性評価およびその担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した原子炉施設の保守管理に関する方針、保守管理の目標または保守管理の実施に関する計画の改定までの期間	<p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 (1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定する)</p>
記録（実用炉規則第67条に基づく記録）	記録すべき場合 ^{*1}	保存期間																
1. 使用前検査の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査の時までの期間																
2. 定期検査の結果																		
3. 原子炉施設の巡視の状況ならびにその担当者の名前	毎日1回	巡視を実施した施設または設備を廃棄した後5年が経過するまでの期間																
4. 保守管理の実施状況およびその担当者の氏名 (1) 保全活動管理指標の監視結果およびその担当者の氏名 (2) 点検・補修等の結果（安全上重要な機器等の補修、取替えおよび改造については、法令に基づく必要な手続きの要否の確認結果を含む。）およびその担当者の氏名 (3) 点検・補修等の結果の確認・評価およびその担当者の氏名 (4) 点検・補修等の不適合管理、是正処置、予防処置およびその担当者の氏名	保守管理の実施の都度	保守管理を実施した原子炉施設を解体または廃棄した後5年が経過するまでの期間																
5. 保守管理に関する方針、保守管理の目標および保守管理の実施に関する計画の評価の結果およびその評価の担当者の氏名 (1) 保全の有効性評価およびその担当者の氏名 (2) 保守管理の有効性評価およびその担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した原子炉施設の保守管理に関する方針、保守管理の目標または保守管理の実施に関する計画の改定までの期間																

変更前	変更後			理由
	記録（実用炉規則第67条に基づく記録）	記録すべき場合※1	保存期間	女川1号炉廃止措置に伴う変更 （1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定する）
	6. 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置	配置または配置替えの都度	5年間	
	7. 使用済燃料の払出し時における放射能の量	払出しの都度	10年間	
	8. 使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線しゃへい物の側壁における線量当量率	毎日1回	10年間	
	9. 放射性廃棄物の排気口または排気監視設備および排水口または排水監視設備における放射性物質の1日間および3月間についての平均濃度	1日間の平均濃度にあつては毎日1回、3月間の平均濃度にあつては3月ごとに1回	10年間	
	10. 管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当量、空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度および放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週1回	10年間	

変更前	変更後			理由
	<u>記録（実用炉規則第67条に基づく記録）</u>	<u>記録すべき場合※1</u>	<u>保存期間</u>	女川1号炉廃止措置に伴う変更 （1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定する）
11. <u>放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量，女子※2の放射線業務従事者の4月1日，7月1日，10月1日および1月1日を始期とする各3月間の線量ならびに本人の申出等により妊娠の事実を知ることになった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量</u>	1年間の線量にあつては毎年度1回，3月間の線量にあつては3月ごとに1回，1月間の線量にあつては1月ごとに1回	※3		
12. <u>4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量</u>	原子力規制委員会が定める5年間に於いて毎年度1回	※3		
13. <u>放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期および終期ならびに放射線業務従事者の当該期間の線量</u>	その都度	※3		
14. <u>放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴および原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴</u>	そのものが当該業務に就く時	※3		
15. <u>発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量，その運搬に使用した容器の種類ならびにその運搬の日時および経路</u>	運搬の都度	1年間		
16. <u>廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類，当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量，当該放射性廃棄物を容器に封入し，または容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量および比重ならびにその廃棄の日，場所および方法</u>	廃棄の都度	※4		
17. <u>放射性廃棄物を容器に封入し，または容器に固型化した場合には，その方法</u>	封入または固型化の都度	※4		
18. <u>放射性物質による汚染の広がりの防止および除去を行った場合には，その状況および担当者の氏名</u>	広がりの防止および除去の都度	1年間		
19. <u>事故の発生および復旧の日時</u>	その都度	※4		
20. <u>事故の状況および事故に際して採った処置</u>	同上	※4		
21. <u>事故の原因</u>	同上	※4		
22. <u>事故後の処置</u>	同上	※4		
23. <u>風向および風速</u>	連続して	10年間		
24. <u>降雨量</u>	同上	10年間		
25. <u>大気温度</u>	同上	10年間		
26. <u>保安教育の実施計画</u>	策定の都度	3年間		
27. <u>保安教育の実施日時，項目および受け手者の氏名</u>	実施の都度	3年間		

変更前	変更後			理由
	記録（実用炉規則第67条に基づく記録）	記録すべき場合※1	保存期間	女川1号炉廃止措置に伴う変更 （1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定する）
28. 廃止措置に係る工事方法，時期および対象となる原子炉施設の設備の名称	廃止措置計画に記載された工事工程の終了の都度	※4		
※1：記録可能な状態において常に記録することを意味しており，点検・故障または消耗品の交換により記録不能な期間を除く。 ※2：妊娠不能と診断された者および妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。 ※3：その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合またはその記録を保存している期間が5年を超えた場合において，その記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間。 ※4：廃止措置が終了し，その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて，原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間。				
表321-2				
記録（実用炉規則第37条に基づく記録）		保存期間		
1. 溶接事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは，その内容		当該溶接事業者検査に係る原子炉容器等の存続する期間		
(7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において協力した事業者がある場合には，当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項		当該溶接事業者検査を行った後最初の法第43条の3の13第6項の通知を受け取るまでの期間		

変更前	変更後			理由
	表321-3*5			
	記録（実用炉規則第67条に基づく記録）	記録すべき場合	保存期間	
1. 文書化した、品質方針および品質目標		変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間	女川1号炉廃止措置に伴う変更 （1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定する）
2. 第203条 4.2.1（2）に示す文書		変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間	
3. 第203条 表203-1に示す二次文書		変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間	
4. 品質保証計画が要求する次の記録				
(1) マネジメントレビューの結果の記録		作成の都度	5年	
(2) 教育、訓練、技能および経験について該当する記録				
(3) 業務のプロセスおよびその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録				
(4) 業務に対する要求事項のレビューの結果の記録、およびそのレビューを受けてとられた処置の記録				
(5) 原子力施設の要求事項に関連する設計・開発へのインプットの記録				
(6) 設計・開発のレビューの結果の記録、および必要な処置があればその記録				
(7) 設計・開発の検証の結果の記録、および必要な処置があればその記録				
(8) 設計・開発の妥当性確認の結果の記録、および必要な処置があればその記録				
(9) 設計・開発の変更の記録				
(10) 設計・開発の変更のレビューの結果の記録、および必要な処置があればその記録				
(11) 供給者の評価の結果の記録、および評価によって必要とされた処置があればその記録				
(12) プロセスの妥当性確認で組織が記録が必要とされた活動の記録				
(13) 業務に関するトレーサビリティの記録				
(14) 組織外の所有物に関して、組織が必要と判断した場合の記録				
(15) 校正または検証に用いた基準の記録				
(16) 測定機器が要求事項に適合していないと判明した場合の、過去の測定結果の妥当性評価の記録				
(17) 校正および検証の結果の記録				
(18) 内部監査の結果の記録				
(19) 検査および試験の合否判定基準への適合の記録				
(20) リリース（次工程への引渡し）を正式に許可した人の記録				
(21) 不適合の性質および不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録				

変更前	変更後			理由																
	記録（実用炉規則第67条に基づく記録）	記録すべき場合	保存期間	女川1号炉廃止措置に伴う変更 （1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定する）																
	(22) 是正処置の結果の記録	作成の都度	5年																	
	(23) 予防処置の結果の記録		5年																	
	※5：表321-1および表321-2を適用する場合は、本表を適用しない。																			
	表321-4																			
	記録項目								保存期間											
	1. 熱出力								10年間											
	2. 炉心の中性子束密度								10年間											
	3. 炉心の温度								10年間											
	4. 冷却材入口温度								10年間											
	5. 冷却材出口温度								10年間											
	6. 冷却材圧力								10年間											
	7. 冷却材流量								10年間											
	8. 制御棒位置								1年間											
	9. 再結合装置内の温度								1年間											
	10. 原子炉に使用している冷却材および減速材の純度ならびにこれらの毎日の補給量								1年間											
	11. 原子炉内における燃料体の配置								取出後10年間											
12. 警報装置から発せられた警報の内容 ^{※6}			1年間																	
13. 運転責任者の氏名および運転員の氏名ならびに、これらの者の交代の日時および交代時の引継事項			1年間																	
14. 燃料体の形状または性状に関する検査の結果			取出後10年間																	
15. 原子炉本体，使用済燃料の貯蔵施設，放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線しゃへい物の側壁における線量当量率			10年間																	
16. 原子炉施設における保安活動の実施の状況の評価の結果			※7																	
17. 原子炉施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価の結果			※7																	

変更前	変更後	理由				
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%; text-align: center;">記録項目</th> <th style="width: 20%; text-align: center;">保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>18. 定期事業者検査の結果</p> <p>(1) 検査年月日</p> <p>(2) 検査の対象</p> <p>(3) 検査の方法</p> <p>(4) 検査の結果</p> <p>(5) 検査を行った者の氏名</p> <p>(6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容</p> <p>(7) 検査の実施に係る組織</p> <p>(8) 検査の実施に係る工程管理</p> <p>(9) 検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項</p> <p>(10) 検査記録の管理に関する事項</p> <p>(11) 検査に係る教育訓練に関する事項</p> </td> <td style="vertical-align: middle; text-align: center;">※8</td> </tr> </tbody> </table> <p>※6：「警報装置から発せられた警報」とは、「<u>「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」第47条第1項および第2項に規定する範囲の警報をいう。</u></p> <p>※7：<u>廃止措置が終了し、その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて、原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間</u></p> <p>※8：<u>その特定発電用原子炉施設が廃棄された後5年が経過するまでの期間</u></p> <p><u>(報告)</u></p> <p><u>第322条 各課長は、次に定める事項について直ちに所長および廃止措置主任者に報告する。</u></p> <p><u>(1) 施設運用上の基準を満足していないと判断した場合（第274条）。</u></p> <p><u>(2) 放射性液体廃棄物または放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合（第289条、第290条）。</u></p> <p><u>(3) 外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合（第302条）。</u></p> <p><u>(4) 実用炉規則第134条第3号^{*1}、第4号^{*1}、第6号から第12号および第14号に定める報告事象が生じた場合。</u></p> <p><u>2. 所長および廃止措置主任者は、前項に定める事項が発生した場合、「故障・トラブル時等の対応手順書」（不在時および休日・夜間における報告方法を含む。）に基づき、原子力部長に報告する。</u></p> <p><u>3. 原子力部長は、第2項の連絡を受けた場合、「原子力発電所故障・トラブル時の情報連絡・対応の手引き」（不在時および休日・夜間における報告方法を含む。）に基づき、社長に報告する。</u></p> <p>※1：<u>新燃料貯蔵設備、使用済燃料貯蔵設備および燃料取扱設備に限る。</u></p>	記録項目	保存期間	<p>18. 定期事業者検査の結果</p> <p>(1) 検査年月日</p> <p>(2) 検査の対象</p> <p>(3) 検査の方法</p> <p>(4) 検査の結果</p> <p>(5) 検査を行った者の氏名</p> <p>(6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容</p> <p>(7) 検査の実施に係る組織</p> <p>(8) 検査の実施に係る工程管理</p> <p>(9) 検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項</p> <p>(10) 検査記録の管理に関する事項</p> <p>(11) 検査に係る教育訓練に関する事項</p>	※8	<p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 （1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定する）</p>
記録項目	保存期間					
<p>18. 定期事業者検査の結果</p> <p>(1) 検査年月日</p> <p>(2) 検査の対象</p> <p>(3) 検査の方法</p> <p>(4) 検査の結果</p> <p>(5) 検査を行った者の氏名</p> <p>(6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容</p> <p>(7) 検査の実施に係る組織</p> <p>(8) 検査の実施に係る工程管理</p> <p>(9) 検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項</p> <p>(10) 検査記録の管理に関する事項</p> <p>(11) 検査に係る教育訓練に関する事項</p>	※8					

女川原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表（令和元年度 東北電原運第27号）

東北電力株式会社

変更前	変更後	理由
<p>附 則（平成26年6月24日 原規規発第1406241号）</p> <p>（施行期日）</p> <p>第1条 本規定は，原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。ただし，原子力規制委員会の認可を受けた後，第4条および第5条については，第4条 図4の組織への改正を行う日から，また添付2の管理区域図のうち固体廃棄物貯蔵所については，固体廃棄物貯蔵所（固体廃棄物貯蔵所増設工事）に係る使用前検査合格証の受領日から，それぞれ施行する。</p> <p>2. 第62条において，非常用発電機の運用を開始するまでは，必要な電力供給が可能な場合，他号炉の非常用ディーゼル発電機または大容量電源装置を非常用発電機とみなすことができる。</p> <p>（中略）</p>	<p>附 則（平成26年6月24日 原規規発第1406241号）</p> <p>（施行期日）</p> <p>第1条 本規定は，原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。ただし，原子力規制委員会の認可を受けた後，第4条および第5条については，第4条 図4の組織への改正を行う日から，また添付2の管理区域図のうち固体廃棄物貯蔵所については，固体廃棄物貯蔵所（固体廃棄物貯蔵所増設工事）に係る使用前検査合格証の受領日から，それぞれ施行する。</p> <p>2. 第62条において，非常用発電機の運用を開始するまでは，必要な電力供給が可能な場合，他号炉の非常用ディーゼル発電機または大容量電源装置を非常用発電機とみなすことができる。</p> <p>（中略）</p>	
<p>附 則（平成30年2月6日 原規規発第1802067号）</p> <p>（施行期日）</p> <p>第1条 本規定は，原子力規制委員会の認可を受けた後，第4条 図4の発電所の保安に関する組織への変更を行う日から施行する。</p>	<p>附 則（平成30年2月6日 原規規発第1802067号）</p> <p>（施行期日）</p> <p>第1条 本規定は，原子力規制委員会の認可を受けた後，第4条 図4の発電所の保安に関する組織への変更を行う日から施行する。</p>	
<p>附 則（平成31年2月15日 原規規発第1902153号）</p> <p>（施行期日）</p> <p>第1条 本規定は，原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。</p>	<p>附 則（平成31年2月15日 原規規発第1902153号）</p> <p>（施行期日）</p> <p>第1条 本規定は，原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。</p>	
<p>附 則（令和元年6月3日 原規規発第19060310号）</p> <p>（施行期日）</p> <p>第1条 本規定は，原子力規制委員会の認可を受けた後，第4条 図4の発電所の保安に関する組織への変更を行う日から施行する。</p>	<p>附 則（令和元年6月3日 原規規発第19060310号）</p> <p>（施行期日）</p> <p>第1条 本規定は，原子力規制委員会の認可を受けた後，第4条 図4の発電所の保安に関する組織への変更を行う日から施行する。</p>	
	<p><u>附 則（令和 年 月 日 原規規発第 号）</u></p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p><u>第1条 本規定は，原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。</u> <u>ただし，女川1号炉廃止措置に伴う変更については，第4条 図4 発電所の保安に関する組織および，第204条 図204 発電所の保安に関する組織への変更を行う日から施行する。</u></p>	<p>変更に伴う附則の追加</p>

変更前	変更後	理由
<p>添付 1 原子炉がスクラムした場合の運転操作手順 （第78条関連）</p>	<p>添付 <u>1-1</u> 原子炉がスクラムした場合の運転操作手順 （第78条関連）</p>	<p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 （1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定することから、運転段階の保安活動を第1編の規定とし、1号炉に係る記載を削除する）</p>

変更前	変更後	理由
<p>表1</p> <p>1. 原子炉制御 (1) スクラム</p> <p>①目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉を停止する。 十分な炉心冷却状態を維持する。 原子炉を冷温停止状態まで冷却する。 格納容器制御への導入条件を監視する。（原子炉がスクラムしない場合を含む） <p>②導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉スクラム信号が発生した場合 手動スクラムした場合 各制御の脱出条件が成立した場合 <p>③脱出条件</p> <p>④基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉スクラム要求時にはスクラム成功の有無の確認を確実に行う。 単一故障による原子炉スクラム時の復旧操作を全て原子炉制御「スクラム」で収束させ、通常停止操作に移行する。 各計器を並行監視し、徴候に応じた制御を行う。 原子炉制御「スクラム」から要求される操作は、格納容器制御より優先される。ただし、格納容器が損傷する恐れがある場合には原子炉制御「スクラム」と格納容器制御を並行して行う。 原子炉制御「スクラム」においては、最初に「原子炉出力」の制御棒全挿入を確認し、「原子炉水位」、「原子炉圧力」、「タービン・電源」の各制御を並行して行う。 多重故障により他の制御への移行条件が成立した場合には、移行先の制御を優先し、残りの制御は原子炉制御「スクラム」での制御を並行して行う。 <p>⑤主な監視操作内容</p> <p>A. 原子炉出力</p> <ul style="list-style-type: none"> 「原子炉自動スクラム」警報の発信を確認する。 全制御棒挿入状態を確認する。 平均出力領域モニタの指示を確認する。 スクラム排出容器ドレン弁、ベント弁の閉鎖を確認する。 自動スクラムが失敗した場合には、手動スクラムを行う。 原子炉モードスイッチを「停止」位置にする。 全制御棒が全挿入位置または最大未臨界引抜位置まで挿入されていることを確認し、確認できない場合は「反応度制御」へ移行する。また、「反応度制御」に移行した場合には、原子炉水位制御も「反応度制御」で行う。 原子炉水位、原子炉圧力、原子炉再循環ポンプ速度を確認する。 <u>中性子源領域モニタ検出器および中間領域モニタ検出器を炉心内に挿入する。（1号炉のみ）</u> 平均出力領域モニタ、<u>中性子源領域モニタおよび中間領域モニタ</u>により原子炉未臨界を確認する。 	<p>表1</p> <p>1. 原子炉制御 (1) スクラム</p> <p>①目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉を停止する。 十分な炉心冷却状態を維持する。 原子炉を冷温停止状態まで冷却する。 格納容器制御への導入条件を監視する。（原子炉がスクラムしない場合を含む） <p>②導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉スクラム信号が発生した場合 手動スクラムした場合 各制御の脱出条件が成立した場合 <p>③脱出条件</p> <p>④基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉スクラム要求時にはスクラム成功の有無の確認を確実に行う。 単一故障による原子炉スクラム時の復旧操作を全て原子炉制御「スクラム」で収束させ、通常停止操作に移行する。 各計器を並行監視し、徴候に応じた制御を行う。 原子炉制御「スクラム」から要求される操作は、格納容器制御より優先される。ただし、格納容器が損傷する恐れがある場合には原子炉制御「スクラム」と格納容器制御を並行して行う。 原子炉制御「スクラム」においては、最初に「原子炉出力」の制御棒全挿入を確認し、「原子炉水位」、「原子炉圧力」、「タービン・電源」の各制御を並行して行う。 多重故障により他の制御への移行条件が成立した場合には、移行先の制御を優先し、残りの制御は原子炉制御「スクラム」での制御を並行して行う。 <p>⑤主な監視操作内容</p> <p>A. 原子炉出力</p> <ul style="list-style-type: none"> 「原子炉自動スクラム」警報の発信を確認する。 全制御棒挿入状態を確認する。 平均出力領域モニタの指示を確認する。 スクラム排出容器ドレン弁、ベント弁の閉鎖を確認する。 自動スクラムが失敗した場合には、手動スクラムを行う。 原子炉モードスイッチを「停止」位置にする。 全制御棒が全挿入位置または最大未臨界引抜位置まで挿入されていることを確認し、確認できない場合は「反応度制御」へ移行する。また、「反応度制御」に移行した場合には、原子炉水位制御も「反応度制御」で行う。 原子炉水位、原子炉圧力、原子炉再循環ポンプ速度を確認する。 平均出力領域モニタ、<u>起動領域モニタ</u>により原子炉未臨界を確認する。 	<p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 （1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定することから、運転段階の保安活動を第1編の規定とし、1号炉に係る記載を削除する）</p>

変更前	変更後	理由
<p>B. 原子炉水位</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉水位を確認する。 原子炉水位が原子炉水位低スクラム設定値まで低下した場合、格納容器隔離弁の開閉状態を確認する。 タービン駆動給水ポンプを停止し※、電動駆動給水ポンプおよび給水制御系（単要素）で原子炉水位を原子炉水位低スクラム設定値から原子炉水位高タービントリップ設定値の間を目標として維持する。 給復水系（復水器を含む）が正常でない場合、原子炉隔離時冷却系<u>または高圧注水系（1号炉のみ）</u>を手動作動する。（原子炉隔離時冷却系、<u>高圧注水系（1号炉のみ）</u>が自動作動した場合は不要） 原子炉水位が非常用炉心冷却系作動水位まで低下した場合には、非常用炉心冷却系の運転状態を確認し、給復水系および原子炉隔離時冷却系と合わせて原子炉水位を原子炉水位低スクラム設定値から原子炉水位高タービントリップ設定値の間を目標として維持する。 原子炉水位が原子炉水位低スクラム設定値以上に維持できない場合は、原子炉制御「水位確保」に移行する。 原子炉水位が不明になった場合には、不測事態「水位不明」および「格納容器水素濃度制御」へ移行する。 原子炉水位が有効燃料頂部以上に維持できない場合は、不測事態「水位回復」および「格納容器水素濃度制御」へ移行する。 原子炉水位を連続的に監視する。 ※：タービン駆動給水ポンプは、原子炉水位高タービントリップ設定値で自動停止する。 <p>C. 原子炉圧力</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉スクラム後、原子炉圧力を確認する。 主蒸気隔離弁が開の場合、原子炉圧力制御が正常であることを確認する。また、主復水器が使用可能であることを確認する。 原子炉圧力制御が正常でない場合または主復水器が使用不能である場合は、主蒸気隔離弁を閉鎖し原子炉を隔離する。 主蒸気逃がし安全弁が開固着した場合、「サプレッションプール水温制御」へ移行する。 主蒸気隔離弁が閉の場合、主蒸気逃がし安全弁を開して、原子炉圧力を調整する。また、主蒸気逃がし安全弁の開閉によって原子炉圧力の調整ができない場合、原子炉制御「減圧冷却」へ移行する。なお、復水器が使用可能である場合は主蒸気管ドレン弁により調整してもよい。 主蒸気逃がし安全弁の開閉によってサプレッションプールの水温が上昇するため、残留熱除去系によるサプレッションプール冷却を行う。 原子炉圧力がタービンバイパス弁または主蒸気逃がし安全弁により制御されていることを連続的に監視する。 主蒸気逃がし安全弁の開閉状態を連続的に監視する。 	<p>B. 原子炉水位</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉水位を確認する。 原子炉水位が原子炉水位低スクラム設定値まで低下した場合、格納容器隔離弁の開閉状態を確認する。 タービン駆動給水ポンプを停止し※、電動駆動給水ポンプおよび給水制御系（単要素）で原子炉水位を原子炉水位低スクラム設定値から原子炉水位高タービントリップ設定値の間を目標として維持する。 給復水系（復水器を含む）が正常でない場合、原子炉隔離時冷却系を手動作動する。（原子炉隔離時冷却系が自動作動した場合は不要） 原子炉水位が非常用炉心冷却系作動水位まで低下した場合には、非常用炉心冷却系の運転状態を確認し、給復水系および原子炉隔離時冷却系と合わせて原子炉水位を原子炉水位低スクラム設定値から原子炉水位高タービントリップ設定値の間を目標として維持する。 原子炉水位が原子炉水位低スクラム設定値以上に維持できない場合は、原子炉制御「水位確保」に移行する。 原子炉水位が不明になった場合には、不測事態「水位不明」および「格納容器水素濃度制御」へ移行する。 原子炉水位が有効燃料頂部以上に維持できない場合は、不測事態「水位回復」および「格納容器水素濃度制御」へ移行する。 原子炉水位を連続的に監視する。 ※：タービン駆動給水ポンプは、原子炉水位高タービントリップ設定値で自動停止する。 <p>C. 原子炉圧力</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉スクラム後、原子炉圧力を確認する。 主蒸気隔離弁が開の場合、原子炉圧力制御が正常であることを確認する。また、主復水器が使用可能であることを確認する。 原子炉圧力制御が正常でない場合または主復水器が使用不能である場合は、主蒸気隔離弁を閉鎖し原子炉を隔離する。 主蒸気逃がし安全弁が開固着した場合、「サプレッションプール水温制御」へ移行する。 主蒸気隔離弁が閉の場合、主蒸気逃がし安全弁を開して、原子炉圧力を調整する。また、主蒸気逃がし安全弁の開閉によって原子炉圧力の調整ができない場合、原子炉制御「減圧冷却」へ移行する。なお、復水器が使用可能である場合は主蒸気管ドレン弁により調整してもよい。 主蒸気逃がし安全弁の開閉によってサプレッションプールの水温が上昇するため、残留熱除去系によるサプレッションプール冷却を行う。 原子炉圧力がタービンバイパス弁または主蒸気逃がし安全弁により制御されていることを連続的に監視する。 主蒸気逃がし安全弁の開閉状態を連続的に監視する。 	<p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 （1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定することから、運転段階の保安活動を第1編の規定とし、1号炉に係る記載を削除する）</p>

変更前	変更後	理由
<p>表2</p> <p>1. 原子炉制御 (2) 反応度制御</p> <p>①目的 ・スクラム不能異常過渡事象発生時に、原子炉を安全に停止させる。</p> <p>②導入条件 ・原子炉制御「スクラム」により全制御棒が全挿入位置または最大未臨界引抜位置まで挿入されない場合</p> <p>③脱出条件 ・全制御棒が全挿入位置または最大未臨界引抜位置まで挿入された場合 ・ほう酸水注入系が全量注入完了した場合</p> <p>④基本的な考え方 ・短期的には原子炉の健全性を維持し、長期的には非常用炉心冷却系の水源であるサブプレッションプールの健全性を維持する。 ・「ほう酸水注入系」、「水位」、「制御棒」を並行操作する。なお、同時に実行することが不可能な場合は、「ほう酸水注入系」、「水位」、「制御棒」の順に優先させる。</p> <p>⑤主な監視操作内容</p> <p>A. 原子炉出力 ・原子炉出力がスクラム不能異常過渡事象発生時原子炉出力低判定値未満の場合には「反応度制御」の制御棒操作を行いつつ、原子炉制御「水位確保」を並行操作する。 ・原子炉出力がスクラム不能異常過渡事象発生時原子炉出力低判定値以上でタービンが運転中の場合は、原子炉再循環ポンプをランバック後停止する。また、タービンが停止中の場合は、原子炉再循環ポンプを停止する。</p> <p>B. ほう酸水注入系 ・サブプレッションプール水温がサブプレッションプールへ放出される蒸気量・サブプレッションプール水温相関曲線のほう酸水注入系起動領域に入った場合には、ほう酸水注入系を起動する。 ・原子炉冷却材浄化系が隔離したことを確認する。 ・ほう酸水注入系を起動した場合には、全量注入完了までほう酸水を注入する。ただし、全制御棒が全挿入位置または最大未臨界引抜位置まで挿入された場合には、ほう酸水注入系を停止する。</p> <p>C. 水位 ・原子炉水位が不明となった場合、「反応度制御」水位不明および「格納容器水素濃度制御」に移行する。 ・原子炉が隔離状態かつ原子炉出力がスクラム不能異常過渡事象発生時原子炉出力低判定値以上の場合、「水位低下」操作に移行する。 ・原子炉出力がスクラム不能異常過渡事象発生時原子炉出力高判定値以上の場合、「水位低下」操作に移行する。 ・「水位低下」操作として、原子炉給水流量を原子炉出力がスクラム不能異常過渡事象発生時原子炉出力低判定値以下になるまで低下させる。（原子炉水位の下限値はスクラム不能異常過渡事象発生時原子炉水位低下制限値（<u>2号炉および3号炉においては</u>高圧で注水可能な非常用炉心冷却系作動水位）とする。）ただし、原子炉水位がスクラム不能異常過渡事象発生時原子炉水位低下制限値（<u>2号炉および3号炉においては</u>高圧で注水可能な非常用炉心冷却系作動水位）以上に維持できない場合は、原子炉水位をスクラム不能異常過渡事象発生時原子炉水位低下下限値以上に維持する。 ・原子炉出力がスクラム不能異常過渡事象発生時原子炉出力低判定値以上、スクラム不能異常過渡事象発生時原子炉出力高判定値未満の場合で、かつ原子炉が隔離状態でない場合、「水位維持」操作を行う。 ・「水位維持」操作として、給復水系、制御棒駆動水圧系、原子炉隔離時冷却系、非常用炉心冷却系により原子炉水位を原子炉水位低スクラム設定値から原子炉水位高タービントリッ</p>	<p>表2</p> <p>1. 原子炉制御 (2) 反応度制御</p> <p>①目的 ・スクラム不能異常過渡事象発生時に、原子炉を安全に停止させる。</p> <p>②導入条件 ・原子炉制御「スクラム」により全制御棒が全挿入位置または最大未臨界引抜位置まで挿入されない場合</p> <p>③脱出条件 ・全制御棒が全挿入位置または最大未臨界引抜位置まで挿入された場合 ・ほう酸水注入系が全量注入完了した場合</p> <p>④基本的な考え方 ・短期的には原子炉の健全性を維持し、長期的には非常用炉心冷却系の水源であるサブプレッションプールの健全性を維持する。 ・「ほう酸水注入系」、「水位」、「制御棒」を並行操作する。なお、同時に実行することが不可能な場合は、「ほう酸水注入系」、「水位」、「制御棒」の順に優先させる。</p> <p>⑤主な監視操作内容</p> <p>A. 原子炉出力 ・原子炉出力がスクラム不能異常過渡事象発生時原子炉出力低判定値未満の場合には「反応度制御」の制御棒操作を行いつつ、原子炉制御「水位確保」を並行操作する。 ・原子炉出力がスクラム不能異常過渡事象発生時原子炉出力低判定値以上でタービンが運転中の場合は、原子炉再循環ポンプをランバック後停止する。また、タービンが停止中の場合は、原子炉再循環ポンプを停止する。</p> <p>B. ほう酸水注入系 ・サブプレッションプール水温がサブプレッションプールへ放出される蒸気量・サブプレッションプール水温相関曲線のほう酸水注入系起動領域に入った場合には、ほう酸水注入系を起動する。 ・原子炉冷却材浄化系が隔離したことを確認する。 ・ほう酸水注入系を起動した場合には、全量注入完了までほう酸水を注入する。ただし、全制御棒が全挿入位置または最大未臨界引抜位置まで挿入された場合には、ほう酸水注入系を停止する。</p> <p>C. 水位 ・原子炉水位が不明となった場合、「反応度制御」水位不明および「格納容器水素濃度制御」に移行する。 ・原子炉が隔離状態かつ原子炉出力がスクラム不能異常過渡事象発生時原子炉出力低判定値以上の場合、「水位低下」操作に移行する。 ・原子炉出力がスクラム不能異常過渡事象発生時原子炉出力高判定値以上の場合、「水位低下」操作に移行する。 ・「水位低下」操作として、原子炉給水流量を原子炉出力がスクラム不能異常過渡事象発生時原子炉出力低判定値以下になるまで低下させる。（原子炉水位の下限値はスクラム不能異常過渡事象発生時原子炉水位低下制限値（高圧で注水可能な非常用炉心冷却系作動水位）とする。）ただし、原子炉水位がスクラム不能異常過渡事象発生時原子炉水位低下制限値（高圧で注水可能な非常用炉心冷却系作動水位）以上に維持できない場合は、原子炉水位をスクラム不能異常過渡事象発生時原子炉水位低下下限値以上に維持する。 ・原子炉出力がスクラム不能異常過渡事象発生時原子炉出力低判定値以上、スクラム不能異常過渡事象発生時原子炉出力高判定値未満の場合で、かつ原子炉が隔離状態でない場合、「水位維持」操作を行う。 ・「水位維持」操作として、給復水系、制御棒駆動水圧系、原子炉隔離時冷却系、非常用炉心冷却系により原子炉水位を原子炉水位低スクラム設定値から原子炉水位高タービントリッ</p>	<p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 （1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定することから、運転段階の保安活動を第1編の規定とし、1号炉に係る記載を削除する）</p>

変更前	変更後	理由
<p>プ設定値の間で維持する。ただし、原子炉水位が原子炉水位低スクラム設定値以上に維持できない場合は、原子炉水位をスクラム不能異常過渡事象発生時原子炉水位低下限值以上に維持する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉水位をスクラム不能異常過渡事象発生時原子炉水位低下限值以上に維持できない場合は、自動減圧機能を有する主蒸気逃がし安全弁を「反応度制御」原子炉水位操作時必要弁数開して、原子炉を減圧し給復水系、制御棒駆動水圧系、原子炉隔離時冷却系、非常用炉心冷却系により原子炉水位をスクラム不能異常過渡事象発生時原子炉水位低下限值以上に維持する。 自動減圧機能を有する主蒸気逃がし安全弁を「反応度制御」原子炉水位操作時必要弁数開しても、原子炉水位をスクラム不能異常過渡事象発生時原子炉水位低下限值以上に維持できない場合には、自動減圧機能を有する主蒸気逃がし安全弁を優先して主蒸気逃がし安全弁を順次開放する。 主蒸気逃がし安全弁を順次開放しても、原子炉水位をスクラム不能異常過渡事象発生時原子炉水位低下限值以上に維持できない場合には、復水補給水系、ろ過水系、残留熱除去冷却海水系（1号炉のみ）を起動して原子炉への注水を開始し、原子炉水位をスクラム不能異常過渡事象発生時原子炉水位低下限值以上に維持する。 原子炉水位が自動減圧系作動水位を下回った場合には、自動減圧系始動タイマをリセットし、自動減圧系の作動を阻止する。 <p>D. 「反応度制御」水位不明</p> <ul style="list-style-type: none"> 「反応度制御」水位不明を実行中に全制御棒が全挿入位置または最大未臨界引抜位置まで挿入された場合には、不測事態「水位不明」に移行する。 主蒸気隔離弁、格納容器隔離弁および主蒸気ドレン弁、高圧注水系（1号炉のみ）ならびに原子炉隔離時冷却系および原子炉冷却材浄化系の隔離弁を閉鎖する。 水位不明の場合、自動減圧機能を有する主蒸気逃がし安全弁を「反応度制御」原子炉水位不明操作時必要弁数開して、原子炉を減圧し、給復水系、制御棒駆動水圧系、高圧炉心スプレイ系（2号炉および3号炉のみ）を使用して原子炉圧力が炉心冠水最低圧力以上で、かつできる限り低くなるように注水する。 給復水系、制御棒駆動水圧系、高圧炉心スプレイ系（2号炉および3号炉のみ）で注水できない場合、自動減圧機能を有する主蒸気逃がし安全弁を順次開し、炉心スプレイ系（1号炉のみ）、低圧炉心スプレイ系（2号炉および3号炉のみ）、低圧注水系を使用して原子炉圧力が炉心冠水最低圧力以上で、かつできる限り低くなるように注水する。 <p>E. 制御棒</p> <ul style="list-style-type: none"> スクラム弁が閉の場合、代替制御棒挿入機能の動作、スクラムパイロット弁電磁弁の電源切または制御用空気の排気を行う。 スクラム弁が開の場合、スクラムリセットし、スクラム排出容器水位高リセットを確認し、再度手動スクラムを行う。 制御棒駆動水圧系の水圧を確保し、制御棒を手動挿入する。 制御棒駆動水圧系の引抜配管ベント弁から排水し制御棒を挿入する。 	<p>プ設定値の間で維持する。ただし、原子炉水位が原子炉水位低スクラム設定値以上に維持できない場合は、原子炉水位をスクラム不能異常過渡事象発生時原子炉水位低下限值以上に維持する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉水位をスクラム不能異常過渡事象発生時原子炉水位低下限值以上に維持できない場合は、自動減圧機能を有する主蒸気逃がし安全弁を「反応度制御」原子炉水位操作時必要弁数開して、原子炉を減圧し給復水系、制御棒駆動水圧系、原子炉隔離時冷却系、非常用炉心冷却系により原子炉水位をスクラム不能異常過渡事象発生時原子炉水位低下限值以上に維持する。 自動減圧機能を有する主蒸気逃がし安全弁を「反応度制御」原子炉水位操作時必要弁数開しても、原子炉水位をスクラム不能異常過渡事象発生時原子炉水位低下限值以上に維持できない場合には、自動減圧機能を有する主蒸気逃がし安全弁を優先して主蒸気逃がし安全弁を順次開放する。 主蒸気逃がし安全弁を順次開放しても、原子炉水位をスクラム不能異常過渡事象発生時原子炉水位低下限值以上に維持できない場合には、復水補給水系、ろ過水系を起動して原子炉への注水を開始し、原子炉水位をスクラム不能異常過渡事象発生時原子炉水位低下限值以上に維持する。 原子炉水位が自動減圧系作動水位を下回った場合には、自動減圧系始動タイマをリセットし、自動減圧系の作動を阻止する。 <p>D. 「反応度制御」水位不明</p> <ul style="list-style-type: none"> 「反応度制御」水位不明を実行中に全制御棒が全挿入位置または最大未臨界引抜位置まで挿入された場合には、不測事態「水位不明」に移行する。 主蒸気隔離弁、格納容器隔離弁および主蒸気ドレン弁、原子炉隔離時冷却系および原子炉冷却材浄化系の隔離弁を閉鎖する。 水位不明の場合、自動減圧機能を有する主蒸気逃がし安全弁を「反応度制御」原子炉水位不明操作時必要弁数開して、原子炉を減圧し、給復水系、制御棒駆動水圧系、高圧炉心スプレイ系を使用して原子炉圧力が炉心冠水最低圧力以上で、かつできる限り低くなるように注水する。 給復水系、制御棒駆動水圧系、高圧炉心スプレイ系で注水できない場合、自動減圧機能を有する主蒸気逃がし安全弁を順次開し、低圧炉心スプレイ系、低圧注水系を使用して原子炉圧力が炉心冠水最低圧力以上で、かつできる限り低くなるように注水する。 <p>E. 制御棒</p> <ul style="list-style-type: none"> スクラム弁が閉の場合、代替制御棒挿入機能の動作、スクラムパイロット弁電磁弁の電源切または制御用空気の排気を行う。 スクラム弁が開の場合、スクラムリセットし、スクラム排出容器水位高リセットを確認し、再度手動スクラムを行う。 制御棒駆動水圧系の水圧を確保し、制御棒を手動挿入する。 制御棒駆動水圧系の引抜配管ベント弁から排水し制御棒を挿入する。 	<p>理由</p> <p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 （1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定することから、運転段階の保安活動を第1編の規定とし、1号炉に係る記載を削除する）</p>

変更前	変更後	理由				
<p>表5</p> <p>1. 格納容器制御 (1) 格納容器圧力制御</p> <p>①目的 ・格納容器圧力を監視し、制御する。</p> <table border="1" data-bbox="163 367 1291 567"> <tr> <td data-bbox="163 367 727 567"> ②導入条件 ・ドライウエル圧力が非常用炉心冷却系作動圧力以上の場合 </td> <td data-bbox="727 367 1291 567"> ③脱出条件 ・ドライウエル圧力の上昇の原因が、窒素ガスまたは空気の漏えいであり、かつドライウエルベントを実施した場合 ・24時間以内にドライウエル圧力が非常用炉心冷却系作動圧力未満に復帰した場合 </td> </tr> </table> <p>④基本的な考え方 ・ドライウエル圧力を設計基準事故時最高圧力以下に維持できない場合は、格納容器の健全性を維持して、できる限り放射能放出を抑える目的で、格納容器設計圧力に達する前に原子炉を急速減圧し、格納容器設計圧力以下に維持できない場合は、原子炉を満水にし、格納容器最高使用圧力を超える場合は格納容器ベントを行う。 ・格納容器内で原子炉冷却材圧力バウンダリの大破断が発生した場合、ドライウエルスプレイおよびサプレッションプールのスプレイは安全解析上の要求時間以内に完了する必要がある、炉心再冠水後速やかにドライウエルスプレイおよびサプレッションプールのスプレイを起動する。</p> <p>⑤主な監視操作内容 A. 格納容器圧力制御 ・ドライウエル圧力高スクラム設定値で原子炉スクラムしたことを確認する。 ・ドライウエル圧力の上昇の原因が、窒素ガスまたは空気の漏えいであることが判明した場合は、非常用ガス処理系を使用してドライウエルベントを行う。 ・ドライウエル圧力が非常用炉心冷却系作動圧力以上で、かつ原子炉水位が低圧で注水可能な非常用炉心冷却系作動水位以下を経験した場合には、原子炉水位が有効炉心長の3分の2に相当する水位以上で安定し、<u>高圧注水系、炉心スプレイ系、低圧注水系（2号炉および3号炉においては高圧炉心スプレイ系、低圧炉心スプレイ系、低圧注水系C系）</u>の継続的作動を確認した後に、ドライウエルスプレイおよびサプレッションプールのスプレイを起動する。また、「格納容器水素濃度制御」を並行して行う。 ・原子炉水位が不明な場合は、不測事態「水位不明」および「格納容器水素濃度制御」を行う。 ・ドライウエル圧力が非常用炉心冷却系作動圧力以上で、かつドライウエルスプレイ起動圧力以下の状態が24時間継続した場合は、サプレッションプールのスプレイを起動する。 ・サプレッションプール圧力がドライウエルスプレイ起動圧力以上の状態が24時間継続した場合、またはサプレッションプール圧力が設計基準事故時最高圧力に達した場合は、原子炉再循環ポンプおよびドライウエル空調機を停止し、ドライウエルスプレイおよびサプレッションプールのスプレイを起動する。 ・サプレッションプール圧力が設計基準事故時最高圧力を超え、格納容器最高使用圧力未満の場合は、不測事態「急速減圧」へ移行する。 ・サプレッションプール圧力が格納容器設計圧力以下に維持できない場合は、低圧注水系を一時ドライウエルスプレイおよびサプレッションプールのスプレイとして起動し、格納容器を減圧するとともに原子炉満水操作を行う。</p>	②導入条件 ・ドライウエル圧力が非常用炉心冷却系作動圧力以上の場合	③脱出条件 ・ドライウエル圧力の上昇の原因が、窒素ガスまたは空気の漏えいであり、かつドライウエルベントを実施した場合 ・24時間以内にドライウエル圧力が非常用炉心冷却系作動圧力未満に復帰した場合	<p>表5</p> <p>1. 格納容器制御 (1) 格納容器圧力制御</p> <p>①目的 ・格納容器圧力を監視し、制御する。</p> <table border="1" data-bbox="1341 367 2469 567"> <tr> <td data-bbox="1341 367 1905 567"> ②導入条件 ・ドライウエル圧力が非常用炉心冷却系作動圧力以上の場合 </td> <td data-bbox="1905 367 2469 567"> ③脱出条件 ・ドライウエル圧力の上昇の原因が、窒素ガスまたは空気の漏えいであり、かつドライウエルベントを実施した場合 ・24時間以内にドライウエル圧力が非常用炉心冷却系作動圧力未満に復帰した場合 </td> </tr> </table> <p>④基本的な考え方 ・ドライウエル圧力を設計基準事故時最高圧力以下に維持できない場合は、格納容器の健全性を維持して、できる限り放射能放出を抑える目的で、格納容器設計圧力に達する前に原子炉を急速減圧し、格納容器設計圧力以下に維持できない場合は、原子炉を満水にし、格納容器最高使用圧力を超える場合は格納容器ベントを行う。 ・格納容器内で原子炉冷却材圧力バウンダリの大破断が発生した場合、ドライウエルスプレイおよびサプレッションプールのスプレイは安全解析上の要求時間以内に完了する必要がある、炉心再冠水後速やかにドライウエルスプレイおよびサプレッションプールのスプレイを起動する。</p> <p>⑤主な監視操作内容 A. 格納容器圧力制御 ・ドライウエル圧力高スクラム設定値で原子炉スクラムしたことを確認する。 ・ドライウエル圧力の上昇の原因が、窒素ガスまたは空気の漏えいであることが判明した場合は、非常用ガス処理系を使用してドライウエルベントを行う。 ・ドライウエル圧力が非常用炉心冷却系作動圧力以上で、かつ原子炉水位が低圧で注水可能な非常用炉心冷却系作動水位以下を経験した場合には、原子炉水位が有効炉心長の3分の2に相当する水位以上で安定し、<u>高圧炉心スプレイ系、低圧炉心スプレイ系、低圧注水系C系</u>の継続的作動を確認した後に、ドライウエルスプレイおよびサプレッションプールのスプレイを起動する。また、「格納容器水素濃度制御」を並行して行う。 ・原子炉水位が不明な場合は、不測事態「水位不明」および「格納容器水素濃度制御」を行う。 ・ドライウエル圧力が非常用炉心冷却系作動圧力以上で、かつドライウエルスプレイ起動圧力以下の状態が24時間継続した場合は、サプレッションプールのスプレイを起動する。 ・サプレッションプール圧力がドライウエルスプレイ起動圧力以上の状態が24時間継続した場合、またはサプレッションプール圧力が設計基準事故時最高圧力に達した場合は、原子炉再循環ポンプおよびドライウエル空調機を停止し、ドライウエルスプレイおよびサプレッションプールのスプレイを起動する。 ・サプレッションプール圧力が設計基準事故時最高圧力を超え、格納容器最高使用圧力未満の場合は、不測事態「急速減圧」へ移行する。 ・サプレッションプール圧力が格納容器設計圧力以下に維持できない場合は、低圧注水系を一時ドライウエルスプレイおよびサプレッションプールのスプレイとして起動し、格納容器を減圧するとともに原子炉満水操作を行う。</p>	②導入条件 ・ドライウエル圧力が非常用炉心冷却系作動圧力以上の場合	③脱出条件 ・ドライウエル圧力の上昇の原因が、窒素ガスまたは空気の漏えいであり、かつドライウエルベントを実施した場合 ・24時間以内にドライウエル圧力が非常用炉心冷却系作動圧力未満に復帰した場合	<p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 (1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定することから、運転段階の保安活動を第1編の規定とし、1号炉に係る記載を削除する)</p>
②導入条件 ・ドライウエル圧力が非常用炉心冷却系作動圧力以上の場合	③脱出条件 ・ドライウエル圧力の上昇の原因が、窒素ガスまたは空気の漏えいであり、かつドライウエルベントを実施した場合 ・24時間以内にドライウエル圧力が非常用炉心冷却系作動圧力未満に復帰した場合					
②導入条件 ・ドライウエル圧力が非常用炉心冷却系作動圧力以上の場合	③脱出条件 ・ドライウエル圧力の上昇の原因が、窒素ガスまたは空気の漏えいであり、かつドライウエルベントを実施した場合 ・24時間以内にドライウエル圧力が非常用炉心冷却系作動圧力未満に復帰した場合					

変更前	変更後	理由
<p>B. 原子炉満水</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉水位が有効燃料頂部以下になった場合は、不測事態「水位回復」との並行操作を行う。 「急速減圧」時必要最小弁数以上の主蒸気逃がし安全弁を開し、主蒸気隔離弁、主蒸気ドレン弁、<u>高圧注水系（1号炉のみ）</u>、原子炉隔離時冷却系および原子炉冷却材浄化系の隔離弁を閉鎖する。 給復水系、制御棒駆動水压系、非常用炉心冷却系を使用して原子炉へ注水し、注水量を増して、原子炉水位をできるだけ高く維持する。また、必要に応じて、復水補給水系、ほう酸水注入系[*]、ろ過水系、<u>残留熱除去冷却海水系（1号炉のみ）</u>による原子炉注水を行う。 サブプレッションプール圧力が格納容器設計圧力以下に維持される場合は、原子炉制御「水位確保」に移行する。 サブプレッションプール圧力が格納容器設計圧力以下に維持できない場合は、格納容器ベント準備を行う。 <p>※：ほう酸水注入系を原子炉注水機能として使用する場合は、純水補給水系を水源とする。以下、各表において同じ。</p> <p>C. 格納容器ベント</p> <ul style="list-style-type: none"> サブプレッションプール圧力が格納容器最高使用圧力を超える場合は、炉心損傷がないことを確認して、格納容器ベントを実施する。 格納容器ベントは、原子炉格納容器調気系または非常用ガス処理系のサブプレッションプール側ベントラインを優先して使用し、サブプレッションプール水位が高い場合は、原子炉格納容器調気系または非常用ガス処理系のドライウェル側ベントラインを使用する。 	<p>B. 原子炉満水</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉水位が有効燃料頂部以下になった場合は、不測事態「水位回復」との並行操作を行う。 「急速減圧」時必要最小弁数以上の主蒸気逃がし安全弁を開し、主蒸気隔離弁、主蒸気ドレン弁、原子炉隔離時冷却系および原子炉冷却材浄化系の隔離弁を閉鎖する。 <p>給復水系、制御棒駆動水压系、非常用炉心冷却系を使用して原子炉へ注水し、注水量を増して、原子炉水位をできるだけ高く維持する。また、必要に応じて、復水補給水系、ほう酸水注入系[*]、ろ過水系による原子炉注水を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> サブプレッションプール圧力が格納容器設計圧力以下に維持される場合は、原子炉制御「水位確保」に移行する。 サブプレッションプール圧力が格納容器設計圧力以下に維持できない場合は、格納容器ベント準備を行う。 <p>※：ほう酸水注入系を原子炉注水機能として使用する場合は、純水補給水系を水源とする。以下、各表において同じ。</p> <p>C. 格納容器ベント</p> <ul style="list-style-type: none"> サブプレッションプール圧力が格納容器最高使用圧力を超える場合は、炉心損傷がないことを確認して、格納容器ベントを実施する。 格納容器ベントは、原子炉格納容器調気系または非常用ガス処理系のサブプレッションプール側ベントラインを優先して使用し、サブプレッションプール水位が高い場合は、原子炉格納容器調気系または非常用ガス処理系のドライウェル側ベントラインを使用する。 	<p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 （1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定することから、運転段階の保安活動を第1編の規定とし、1号炉に係る記載を削除する）</p>

変更前	変更後	理由				
<p>表7</p> <p>2. 格納容器制御 (3) サプレッションプール温度制御</p> <p>①目的 ・サプレッションプールの水温および空間部温度を監視し、制御する。</p> <table border="1" data-bbox="172 367 1291 672"> <tr> <td data-bbox="172 367 727 672"> <p>②導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉制御「スクラム」において、主蒸気逃がし安全弁が開固着の場合 サプレッションプールのバルク水温が通常運転時制限温度を超えた場合 サプレッションプール空間部の局所温度が温度高警報設定点以上の場合 </td> <td data-bbox="727 367 1291 672"> <p>③脱出条件</p> <ul style="list-style-type: none"> サプレッションプールのバルク水温が24時間以内に通常運転時制限温度以下となった場合 サプレッションプールのバルク水温がスクラム制限温度以上で、手動スクラムした場合 サプレッションプール空間部の局所温度が温度高警報設定点未満となった場合 </td> </tr> </table> <p>④基本的な考え方 ・サプレッションプール水温がスクラム制限温度に到達したら、直ちに手動スクラムし、原子炉を減圧する。</p> <p>⑤主な監視操作内容</p> <p>A. サプレッションプール水温</p> <ul style="list-style-type: none"> サプレッションプール水温が通常運転時制限温度まで上昇したら、サプレッションプールの冷却を開始する。 サプレッションプールの水温が24時間以内に通常運転時制限温度以下に下がらない場合、原子炉を通常停止する。 サプレッションプール水温がスクラム制限温度に到達したら、手動スクラムし、原子炉を減圧するとともに、サプレッションプール水温を確認する。サプレッションプール熱容量制限図の運転禁止範囲外の場合は原子炉制御「減圧冷却」へ移行し、サプレッションプール熱容量制限図の運転禁止範囲に入った場合は不測事態「急速減圧」へ移行する。 <p>B. サプレッションプール空間部温度</p> <ul style="list-style-type: none"> サプレッションプール空間部温度が温度高警報設定点まで上昇したらサプレッションプール冷却を実施するとともに、サプレッションプール空間部温度上昇の原因（高圧注水系（1号炉のみ）、原子炉隔離時冷却系の運転、主蒸気逃がし安全弁排気管の異常、サプレッションプール・ドライウェル間真空破壊弁の異常等）を復旧する。 サプレッションプール空間部温度が温度高警報設定点以下に下がらない場合は、サプレッションプール空間部温度がサプレッションプール設計温度に到達する前に、サプレッションプールスプレイを作動させる。 サプレッションプール水温がスクラム制限温度未満の場合は、原子炉を通常停止し、スクラム制限温度以上の場合は手動スクラムする。 	<p>②導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉制御「スクラム」において、主蒸気逃がし安全弁が開固着の場合 サプレッションプールのバルク水温が通常運転時制限温度を超えた場合 サプレッションプール空間部の局所温度が温度高警報設定点以上の場合 	<p>③脱出条件</p> <ul style="list-style-type: none"> サプレッションプールのバルク水温が24時間以内に通常運転時制限温度以下となった場合 サプレッションプールのバルク水温がスクラム制限温度以上で、手動スクラムした場合 サプレッションプール空間部の局所温度が温度高警報設定点未満となった場合 	<p>表7</p> <p>2. 格納容器制御 (3) サプレッションプール温度制御</p> <p>①目的 ・サプレッションプールの水温および空間部温度を監視し、制御する。</p> <table border="1" data-bbox="1350 367 2469 672"> <tr> <td data-bbox="1350 367 1905 672"> <p>②導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉制御「スクラム」において、主蒸気逃がし安全弁が開固着の場合 サプレッションプールのバルク水温が通常運転時制限温度を超えた場合 サプレッションプール空間部の局所温度が温度高警報設定点以上の場合 </td> <td data-bbox="1905 367 2469 672"> <p>③脱出条件</p> <ul style="list-style-type: none"> サプレッションプールのバルク水温が24時間以内に通常運転時制限温度以下となった場合 サプレッションプールのバルク水温がスクラム制限温度以上で、手動スクラムした場合 サプレッションプール空間部の局所温度が温度高警報設定点未満となった場合 </td> </tr> </table> <p>④基本的な考え方 ・サプレッションプール水温がスクラム制限温度に到達したら、直ちに手動スクラムし、原子炉を減圧する。</p> <p>⑤主な監視操作内容</p> <p>A. サプレッションプール水温</p> <ul style="list-style-type: none"> サプレッションプール水温が通常運転時制限温度まで上昇したら、サプレッションプールの冷却を開始する。 サプレッションプールの水温が24時間以内に通常運転時制限温度以下に下がらない場合、原子炉を通常停止する。 サプレッションプール水温がスクラム制限温度に到達したら、手動スクラムし、原子炉を減圧するとともに、サプレッションプール水温を確認する。サプレッションプール熱容量制限図の運転禁止範囲外の場合は原子炉制御「減圧冷却」へ移行し、サプレッションプール熱容量制限図の運転禁止範囲に入った場合は不測事態「急速減圧」へ移行する。 <p>B. サプレッションプール空間部温度</p> <ul style="list-style-type: none"> サプレッションプール空間部温度が温度高警報設定点まで上昇したらサプレッションプール冷却を実施するとともに、サプレッションプール空間部温度上昇の原因（原子炉隔離時冷却系の運転、主蒸気逃がし安全弁排気管の異常、サプレッションプール・ドライウェル間真空破壊弁の異常等）を復旧する。 サプレッションプール空間部温度が温度高警報設定点以下に下がらない場合は、サプレッションプール空間部温度がサプレッションプール設計温度に到達する前に、サプレッションプールスプレイを作動させる。 サプレッションプール水温がスクラム制限温度未満の場合は、原子炉を通常停止し、スクラム制限温度以上の場合は手動スクラムする。 	<p>②導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉制御「スクラム」において、主蒸気逃がし安全弁が開固着の場合 サプレッションプールのバルク水温が通常運転時制限温度を超えた場合 サプレッションプール空間部の局所温度が温度高警報設定点以上の場合 	<p>③脱出条件</p> <ul style="list-style-type: none"> サプレッションプールのバルク水温が24時間以内に通常運転時制限温度以下となった場合 サプレッションプールのバルク水温がスクラム制限温度以上で、手動スクラムした場合 サプレッションプール空間部の局所温度が温度高警報設定点未満となった場合 	<p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 (1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定することから、運転段階の保安活動を第1編の規定とし、1号炉に係る記載を削除する)</p>
<p>②導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉制御「スクラム」において、主蒸気逃がし安全弁が開固着の場合 サプレッションプールのバルク水温が通常運転時制限温度を超えた場合 サプレッションプール空間部の局所温度が温度高警報設定点以上の場合 	<p>③脱出条件</p> <ul style="list-style-type: none"> サプレッションプールのバルク水温が24時間以内に通常運転時制限温度以下となった場合 サプレッションプールのバルク水温がスクラム制限温度以上で、手動スクラムした場合 サプレッションプール空間部の局所温度が温度高警報設定点未満となった場合 					
<p>②導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉制御「スクラム」において、主蒸気逃がし安全弁が開固着の場合 サプレッションプールのバルク水温が通常運転時制限温度を超えた場合 サプレッションプール空間部の局所温度が温度高警報設定点以上の場合 	<p>③脱出条件</p> <ul style="list-style-type: none"> サプレッションプールのバルク水温が24時間以内に通常運転時制限温度以下となった場合 サプレッションプールのバルク水温がスクラム制限温度以上で、手動スクラムした場合 サプレッションプール空間部の局所温度が温度高警報設定点未満となった場合 					

変更前	変更後	理由				
<p>表8</p> <p>2. 格納容器制御 (4) サプレッションプール水位制御</p> <p>①目的 ・サプレッションプール水位を監視し、制御する。</p> <table border="1" data-bbox="172 367 1291 571"> <tr> <td data-bbox="172 367 727 571"> <p>②導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> サプレッションプール水位が通常運転時高水位制限値以上の場合 サプレッションプール水位が通常運転時低水位制限値以下の場合 </td> <td data-bbox="727 367 1291 571"> <p>③脱出条件</p> <ul style="list-style-type: none"> サプレッションプール水位が24時間以内に通常運転時制限値以内に復旧した場合 サプレッションプール水位が通常運転時高水位限界値または通常運転時低水位限界値を超えて手動スクラムした場合 </td> </tr> </table> <p>④基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> サプレッションプール高水位は、冷却材喪失事故時の空間部体積を確保する観点から通常運転時高水位限界値以上では原子炉を手動スクラムし、減圧を開始する。さらに、それ以上の水位では主蒸気逃がし安全弁の動荷重制限および真空破壊弁機能喪失防止の観点からサプレッションプール水位計測定上限を超えた場合には、真空破壊弁位置から作動差圧相当分の水位を引いた水位に到達前にドライウェルスプレイを実施するとともに、不測事態「急速減圧」に移行する。最終的には、格納容器ベント最高水位になる前に格納容器外部からの原子炉への注水を停止する。 サプレッションプール低水位は、冷却材喪失事故時の除熱源を確保する観点から通常運転時低水位限界値以下では、原子炉を手動スクラムし、減圧を開始する。また、サプレッションプール水位計測定下限（2号炉および3号炉においては、急速減圧へ移行するサプレッションプール水位）以下になった場合には、不測事態「急速減圧」へ移行する。 <p>⑤主な監視操作内容</p> <p>A. サプレッションプール水位制御（高水位）</p> <ul style="list-style-type: none"> サプレッションプール水位が24時間以内に通常運転時高水位制限値以内に復旧しない場合は、原子炉を通常停止する。 サプレッションプール水位が通常運転時高水位限界値に到達した場合には、原子炉を手動スクラムし、原子炉制御「スクラム」および原子炉制御「減圧冷却」へ移行する。 サプレッションプール水位がサプレッションプール水位計測定上限を超えた場合には、真空破壊弁位置から作動差圧相当分の水位を引いた水位に到達前に原子炉再循環ポンプおよびドライウェル空調機を停止し、ドライウェルスプレイを実施するとともに、不測事態「急速減圧」に移行する。なお、サプレッションプール水位の上昇が補給水系等の漏えいによることが判明している場合には、ドライウェルスプレイを作動させない。 サプレッションプール水位が、格納容器ベント最高水位になる前に格納容器外部からの原子炉への注水を停止する。 <p>B. サプレッションプール水位制御（低水位）</p> <ul style="list-style-type: none"> サプレッションプール水位が24時間以内に通常運転時低水位制限値以上に復旧しない場合は、原子炉を通常停止する。 サプレッションプール水位が通常運転時低水位限界値以下に到達した場合は、原子炉を手動スクラムし、原子炉制御「スクラム」および原子炉制御「減圧冷却」へ移行する。 サプレッションプール水位が、サプレッションプール水位計測定下限（2号炉および3号炉においては、急速減圧へ移行するサプレッションプール水位）以下になった場合、不測事態「急速減圧」へ移行する。 	<p>②導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> サプレッションプール水位が通常運転時高水位制限値以上の場合 サプレッションプール水位が通常運転時低水位制限値以下の場合 	<p>③脱出条件</p> <ul style="list-style-type: none"> サプレッションプール水位が24時間以内に通常運転時制限値以内に復旧した場合 サプレッションプール水位が通常運転時高水位限界値または通常運転時低水位限界値を超えて手動スクラムした場合 	<p>表8</p> <p>2. 格納容器制御 (4) サプレッションプール水位制御</p> <p>①目的 ・サプレッションプール水位を監視し、制御する。</p> <table border="1" data-bbox="1350 367 2469 571"> <tr> <td data-bbox="1350 367 1905 571"> <p>②導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> サプレッションプール水位が通常運転時高水位制限値以上の場合 サプレッションプール水位が通常運転時低水位制限値以下の場合 </td> <td data-bbox="1905 367 2469 571"> <p>③脱出条件</p> <ul style="list-style-type: none"> サプレッションプール水位が24時間以内に通常運転時制限値以内に復旧した場合 サプレッションプール水位が通常運転時高水位限界値または通常運転時低水位限界値を超えて手動スクラムした場合 </td> </tr> </table> <p>④基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> サプレッションプール高水位は、冷却材喪失事故時の空間部体積を確保する観点から通常運転時高水位限界値以上では原子炉を手動スクラムし、減圧を開始する。さらに、それ以上の水位では主蒸気逃がし安全弁の動荷重制限および真空破壊弁機能喪失防止の観点からサプレッションプール水位計測定上限を超えた場合には、真空破壊弁位置から作動差圧相当分の水位を引いた水位に到達前にドライウェルスプレイを実施するとともに、不測事態「急速減圧」に移行する。最終的には、格納容器ベント最高水位になる前に格納容器外部からの原子炉への注水を停止する。 サプレッションプール低水位は、冷却材喪失事故時の除熱源を確保する観点から通常運転時低水位限界値以下では、原子炉を手動スクラムし、減圧を開始する。また、急速減圧へ移行するサプレッションプール水位以下になった場合には、不測事態「急速減圧」へ移行する。 <p>⑤主な監視操作内容</p> <p>A. サプレッションプール水位制御（高水位）</p> <ul style="list-style-type: none"> サプレッションプール水位が24時間以内に通常運転時高水位制限値以内に復旧しない場合は、原子炉を通常停止する。 サプレッションプール水位が通常運転時高水位限界値に到達した場合には、原子炉を手動スクラムし、原子炉制御「スクラム」および原子炉制御「減圧冷却」へ移行する。 サプレッションプール水位がサプレッションプール水位計測定上限を超えた場合には、真空破壊弁位置から作動差圧相当分の水位を引いた水位に到達前に原子炉再循環ポンプおよびドライウェル空調機を停止し、ドライウェルスプレイを実施するとともに、不測事態「急速減圧」に移行する。なお、サプレッションプール水位の上昇が補給水系等の漏えいによることが判明している場合には、ドライウェルスプレイを作動させない。 サプレッションプール水位が、格納容器ベント最高水位になる前に格納容器外部からの原子炉への注水を停止する。 <p>B. サプレッションプール水位制御（低水位）</p> <ul style="list-style-type: none"> サプレッションプール水位が24時間以内に通常運転時低水位制限値以上に復旧しない場合は、原子炉を通常停止する。 サプレッションプール水位が通常運転時低水位限界値以下に到達した場合は、原子炉を手動スクラムし、原子炉制御「スクラム」および原子炉制御「減圧冷却」へ移行する。 サプレッションプール水位が、急速減圧へ移行するサプレッションプール水位以下になった場合、不測事態「急速減圧」へ移行する。 	<p>②導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> サプレッションプール水位が通常運転時高水位制限値以上の場合 サプレッションプール水位が通常運転時低水位制限値以下の場合 	<p>③脱出条件</p> <ul style="list-style-type: none"> サプレッションプール水位が24時間以内に通常運転時制限値以内に復旧した場合 サプレッションプール水位が通常運転時高水位限界値または通常運転時低水位限界値を超えて手動スクラムした場合 	<p>理由</p> <p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 (1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定することから、運転段階の保安活動を第1編の規定とし、1号炉に係る記載を削除する)</p>
<p>②導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> サプレッションプール水位が通常運転時高水位制限値以上の場合 サプレッションプール水位が通常運転時低水位制限値以下の場合 	<p>③脱出条件</p> <ul style="list-style-type: none"> サプレッションプール水位が24時間以内に通常運転時制限値以内に復旧した場合 サプレッションプール水位が通常運転時高水位限界値または通常運転時低水位限界値を超えて手動スクラムした場合 					
<p>②導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> サプレッションプール水位が通常運転時高水位制限値以上の場合 サプレッションプール水位が通常運転時低水位制限値以下の場合 	<p>③脱出条件</p> <ul style="list-style-type: none"> サプレッションプール水位が24時間以内に通常運転時制限値以内に復旧した場合 サプレッションプール水位が通常運転時高水位限界値または通常運転時低水位限界値を超えて手動スクラムした場合 					

変更前	変更後	理由
<p>表10</p> <p>3. 不測事態 (1) 水位回復</p> <p>①目的 ・原子炉水位を回復する。</p> <p>②導入条件 ・原子炉制御「スクラム」において、原子炉水位が有効燃料頂部まで低下した場合 ・原子炉制御「水位確保」において、原子炉水位が有効燃料頂部以上を維持できない場合 ・原子炉制御「減圧冷却」において、原子炉水位が有効燃料頂部まで低下した場合 ・不測事態「急速減圧」において、減圧が完了し、水位が判明しており、かつドライウエル空間部温度が水位不明判断曲線の水位不明領域外である場合</p> <p>④基本的な考え方 ・原子炉水位の徴候に応じて、非常用炉心冷却系の再起動や代替注水系の起動を行う。 ・原子炉停止後何らかの理由により炉心が露出した場合、炉心の健全性が保たれている間に何らかの方法により原子炉水位を確保しなければならない。そのために、原子炉停止後、燃料被覆管温度が1,200℃または燃料被覆管酸化割合が15%に達するまでの時間内に原子炉水位を確保する。よって、炉心が露出した時刻を記録し、前述の時間以内に原子炉水位を有効燃料頂部以上に回復するように非常用炉心冷却系および復水補給水系等を起動する。</p> <p>⑤主な監視操作内容</p> <p>A. 水位回復</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉水位が不明の場合、不測事態「水位不明」へ移行する。 ・原子炉水位が有効燃料頂部より低下した時刻を記録する。 ・原子炉隔離時冷却系または高圧注水系（1号炉のみ）を起動する。 ・低圧で原子炉へ注水可能な系統*のうち、少なくとも2つの系統の起動を試みる。 ・低圧で原子炉へ注水可能な系統のうち、2系統以上の起動ができない場合、復水補給水系、制御棒駆動水圧系、ほう酸水注入系、ろ過水系、残留熱除去冷却海水系（1号炉のみ）による注水準備を行う。 ・原子炉水位が有効燃料頂部以上に回復したら、原子炉制御「水位確保」へ移行する。 <p>※：低圧で原子炉へ注水可能な系統とは、<u>1号炉においては、復水ポンプ、炉心スプレイ系A系、炉心スプレイ系B系、低圧注水系A系、低圧注水系B系をいう。2号炉および3号炉においては、高圧復水ポンプ、低圧復水ポンプ、高圧炉心スプレイ系、低圧炉心スプレイ系、低圧注水系A系、低圧注水系B系、低圧注水系C系をいう。</u>以下、各表において同じ。</p> <p>B. 水位上昇中</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉隔離時冷却系および高圧注水系（1号炉のみ）が作動していない場合は、非常用炉心冷却系1台以上の作動を確認して、不測事態「急速減圧」へ移行する。 ・原子炉隔離時冷却系または高圧注水系（1号炉のみ）が作動している場合で、かつ最長許容炉心露出時間以内に原子炉水位が有効燃料頂部を回復できない場合は、低圧で注水可能な非常用炉心冷却系1台以上の作動を確認して、不測事態「急速減圧」へ移行する。 ・原子炉隔離時冷却系または高圧注水系（1号炉のみ）が作動している場合で、かつ最長許容炉心露出時間以内に原子炉水位が有効燃料頂部を回復できる場合は、原子炉制御「水位確保」へ移行する。 <p>C. 水位下降中</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉圧力が原子炉隔離時冷却系定格流量維持最低圧力以上の場合は、原子炉隔離時冷却系または高圧注水系（1号炉のみ）を作動させる。 ・原子炉圧力が原子炉隔離時冷却系定格流量維持最低圧力以下の場合、または原子炉隔離時冷却系または高圧注水系（1号炉のみ）が作動したにもかかわらず原子炉水位が上昇しない場合は、低圧で原子炉へ注水可能な系統のうち、1台以上運転状態とし、不測事態「急速減圧」 	<p>表10</p> <p>3. 不測事態 (1) 水位回復</p> <p>①目的 ・原子炉水位を回復する。</p> <p>②導入条件 ・原子炉制御「スクラム」において、原子炉水位が有効燃料頂部まで低下した場合 ・原子炉制御「水位確保」において、原子炉水位が有効燃料頂部以上を維持できない場合 ・原子炉制御「減圧冷却」において、原子炉水位が有効燃料頂部まで低下した場合 ・不測事態「急速減圧」において、減圧が完了し、水位が判明しており、かつドライウエル空間部温度が水位不明判断曲線の水位不明領域外である場合</p> <p>④基本的な考え方 ・原子炉水位の徴候に応じて、非常用炉心冷却系の再起動や代替注水系の起動を行う。 ・原子炉停止後何らかの理由により炉心が露出した場合、炉心の健全性が保たれている間に何らかの方法により原子炉水位を確保しなければならない。そのために、原子炉停止後、燃料被覆管温度が1,200℃または燃料被覆管酸化割合が15%に達するまでの時間内に原子炉水位を確保する。よって、炉心が露出した時刻を記録し、前述の時間以内に原子炉水位を有効燃料頂部以上に回復するように非常用炉心冷却系および復水補給水系等を起動する。</p> <p>⑤主な監視操作内容</p> <p>A. 水位回復</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉水位が不明の場合、不測事態「水位不明」へ移行する。 ・原子炉水位が有効燃料頂部より低下した時刻を記録する。 ・原子炉隔離時冷却系を起動する。 ・低圧で原子炉へ注水可能な系統*のうち、少なくとも2つの系統の起動を試みる。 ・低圧で原子炉へ注水可能な系統のうち、2系統以上の起動ができない場合、復水補給水系、制御棒駆動水圧系、ほう酸水注入系、ろ過水系による注水準備を行う。 ・原子炉水位が有効燃料頂部以上に回復したら、原子炉制御「水位確保」へ移行する。 <p>※：低圧で原子炉へ注水可能な系統とは、高圧復水ポンプ、低圧復水ポンプ、高圧炉心スプレイ系、低圧炉心スプレイ系、低圧注水系A系、低圧注水系B系、低圧注水系C系をいう。以下、各表において同じ。</p> <p>B. 水位上昇中</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉隔離時冷却系が作動していない場合は、非常用炉心冷却系1台以上の作動を確認して、不測事態「急速減圧」へ移行する。 ・原子炉隔離時冷却系が作動している場合で、かつ最長許容炉心露出時間以内に原子炉水位が有効燃料頂部を回復できない場合は、低圧で注水可能な非常用炉心冷却系1台以上の作動を確認して、不測事態「急速減圧」へ移行する。 ・原子炉隔離時冷却系が作動している場合で、かつ最長許容炉心露出時間以内に原子炉水位が有効燃料頂部を回復できる場合は、原子炉制御「水位確保」へ移行する。 <p>C. 水位下降中</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉圧力が原子炉隔離時冷却系定格流量維持最低圧力以上の場合は、原子炉隔離時冷却系を作動させる。 ・原子炉圧力が原子炉隔離時冷却系定格流量維持最低圧力以下の場合、または原子炉隔離時冷却系が作動したにもかかわらず原子炉水位が上昇しない場合は、低圧で原子炉へ注水可能な系統のうち、1台以上運転状態とし、不測事態「急速減圧」へ移行する。低圧で原子炉へ注 	<p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 (1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定することから、運転段階の保安活動を第1編の規定とし、1号炉に係る記載を削除する)</p>

女川原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表（令和元年度 東北電原運第27号）

東北電力株式会社

変更前	変更後	理由
<p>へ移行する。低圧で原子炉へ注水可能な系統が1台も運転状態とすることができない場合は、復水補給水系，制御棒駆動水圧系，ほう酸水注入系，ろ過水系，残留熱除去冷却海水系（1号炉のみ）を起動し，不測事態「急速減圧」へ移行する。</p>	<p>水可能な系統が1台も運転状態とすることができない場合は，復水補給水系，制御棒駆動水圧系，ほう酸水注入系，ろ過水系を起動し，不測事態「急速減圧」へ移行する。</p>	<p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 （1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定することから，運転段階の保安活動を第1編の規定とし，1号炉に係る記載を削除する）</p>

変更前	変更後	理由
<p>表1-1</p> <p>3. 不測事態 (2) 急速減圧</p> <p>①目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉を速やかに減圧する。 <p>②導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉制御「減圧冷却」において、サブプレッションプール水温がサブプレッションプール熱容量制限図の運転禁止領域に入った場合 「格納容器圧力制御」において、サブプレッションプール圧力が設計基準事故時最高圧力以上となった場合 ドライウェル温度制御においてドライウェル空間部局所温度がドライウェル設計温度を超えた場合 不測事態「水位回復」において、原子炉水位が有効燃料頂部以下で原子炉水位が下降中で原子炉圧力が原子炉隔離時冷却系定格流量維持最低圧力以下の時、低圧で原子炉へ注水可能な系統、代替注水系が起動できた場合 不測事態「水位回復」において、原子炉水位が上昇中で原子炉隔離時冷却系および高圧注水系（1号炉のみ）が作動できない時、非常用炉心冷却系が1台以上作動している場合 不測事態「水位回復」において、原子炉水位が上昇中で原子炉隔離時冷却系または高圧注水系（1号炉のみ）が作動しているが、最長許容炉心露出時間以内に原子炉水位が有効燃料頂部を回復できず、非常用炉心冷却系1台以上が作動している場合 不測事態「水位不明」において、低圧で原子炉へ注水可能な系統、代替注水系が起動できた場合 「サブプレッションプール水位制御」において、サブプレッションプール水位がサブプレッションプール水位計測定上限以上になり真空破壊弁位置から作動差圧相当分の水位以下に維持できない場合 「サブプレッションプール水位制御」において、サブプレッションプール水位がサブプレッションプール水位計測定下限（2号炉および3号炉においては、急速減圧へ移行するサブプレッションプール水位）以下になった場合 「サブプレッションプール温度制御」において、サブプレッションプール水温がサブプレッションプール熱容量制限図の運転禁止領域に入った場合 <p>④基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉圧力低下必要時に自動減圧機能を有する主蒸気逃がし安全弁全弁を順次開放して急速減圧する。または、自動減圧機能を有する主蒸気逃がし安全弁全弁が開放できなければ、自動減圧機能を有する主蒸気逃がし安全弁とそれ以外の主蒸気逃がし安全弁を合わせて「急速減圧」時必要弁数開放する。 主蒸気逃がし安全弁が使用できない場合は、高圧注水系（1号炉のみ）、原子炉隔離時冷却系等を使用して減圧する。 原子炉減圧の結果、原子炉水位が不明になった場合は、不測事態「水位不明」へ移行する。 原子炉減圧時の原子炉冷却材温度変化率は原子炉冷却材温度変化率制限値を遵守する必要はない。 <p>⑤主な監視操作内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 低圧で原子炉へ注水可能な系統が1台以上、または復水補給水系、制御棒駆動水压系、ほう酸水注入系、ろ過水系が起動していることを確認する。 自動減圧機能を有する主蒸気逃がし安全弁全弁を順次開放する。 自動減圧機能を有する主蒸気逃がし安全弁全弁が開放できなければ、自動減圧機能を有する主蒸気逃がし安全弁とそれ以外の主蒸気逃がし安全弁を合わせて「急速減圧」時必要弁数開放する。 自動減圧機能を有する主蒸気逃がし安全弁とそれ以外の主蒸気逃がし安全弁を合わせて「急速減圧」時必要弁数開放できなければ、自動減圧機能を有する主蒸気逃がし安全弁とそれ以外の主蒸気逃がし安全弁を合わせて「急速減圧」時必要最小弁数以上開放する。 	<p>表1-1</p> <p>3. 不測事態 (2) 急速減圧</p> <p>①目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉を速やかに減圧する。 <p>②導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉制御「減圧冷却」において、サブプレッションプール水温がサブプレッションプール熱容量制限図の運転禁止領域に入った場合 「格納容器圧力制御」において、サブプレッションプール圧力が設計基準事故時最高圧力以上となった場合 ドライウェル温度制御においてドライウェル空間部局所温度がドライウェル設計温度を超えた場合 不測事態「水位回復」において、原子炉水位が有効燃料頂部以下で原子炉水位が下降中で原子炉圧力が原子炉隔離時冷却系定格流量維持最低圧力以下の時、低圧で原子炉へ注水可能な系統、代替注水系が起動できた場合 不測事態「水位回復」において、原子炉水位が上昇中で原子炉隔離時冷却系が作動できない時、非常用炉心冷却系が1台以上作動している場合 不測事態「水位回復」において、原子炉水位が上昇中で原子炉隔離時冷却系が作動しているが、最長許容炉心露出時間以内に原子炉水位が有効燃料頂部を回復できず、非常用炉心冷却系1台以上が作動している場合 不測事態「水位不明」において、低圧で原子炉へ注水可能な系統、代替注水系が起動できた場合 「サブプレッションプール水位制御」において、サブプレッションプール水位がサブプレッションプール水位計測定上限以上になり真空破壊弁位置から作動差圧相当分の水位以下に維持できない場合 「サブプレッションプール水位制御」において、サブプレッションプール水位が急速減圧へ移行するサブプレッションプール水位以下になった場合 「サブプレッションプール温度制御」において、サブプレッションプール水温がサブプレッションプール熱容量制限図の運転禁止領域に入った場合 <p>④基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉圧力低下必要時に自動減圧機能を有する主蒸気逃がし安全弁全弁を順次開放して急速減圧する。または、自動減圧機能を有する主蒸気逃がし安全弁全弁が開放できなければ、自動減圧機能を有する主蒸気逃がし安全弁とそれ以外の主蒸気逃がし安全弁を合わせて「急速減圧」時必要弁数開放する。 主蒸気逃がし安全弁が使用できない場合は、原子炉隔離時冷却系等を使用して減圧する。 原子炉減圧の結果、原子炉水位が不明になった場合は、不測事態「水位不明」へ移行する。 原子炉減圧時の原子炉冷却材温度変化率は原子炉冷却材温度変化率制限値を遵守する必要はない。 <p>⑤主な監視操作内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 低圧で原子炉へ注水可能な系統が1台以上、または復水補給水系、制御棒駆動水压系、ほう酸水注入系、ろ過水系が起動していることを確認する。 自動減圧機能を有する主蒸気逃がし安全弁全弁を順次開放する。 自動減圧機能を有する主蒸気逃がし安全弁全弁が開放できなければ、自動減圧機能を有する主蒸気逃がし安全弁とそれ以外の主蒸気逃がし安全弁を合わせて「急速減圧」時必要弁数開放する。 自動減圧機能を有する主蒸気逃がし安全弁とそれ以外の主蒸気逃がし安全弁を合わせて「急速減圧」時必要弁数開放できなければ、自動減圧機能を有する主蒸気逃がし安全弁とそれ以外の主蒸気逃がし安全弁を合わせて「急速減圧」時必要最小弁数以上開放する。 	<p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 （1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定することから、運転段階の保安活動を第1編の規定とし、1号炉に係る記載を削除する）</p>

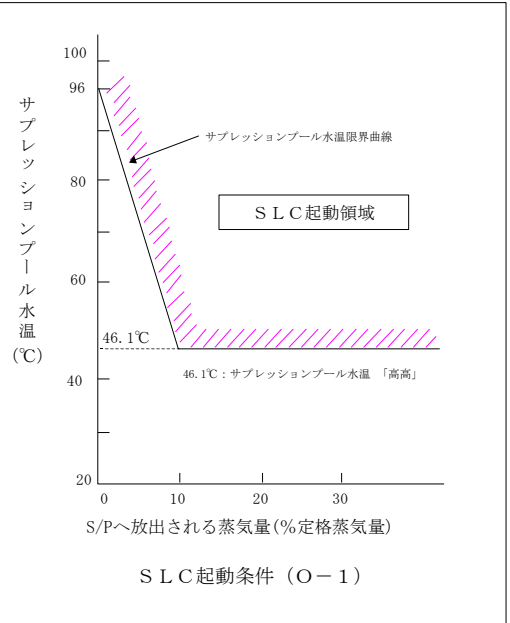
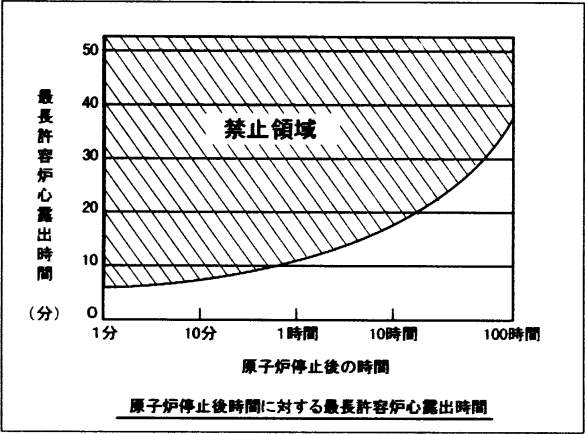
女川原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表（令和元年度 東北電原運第27号）

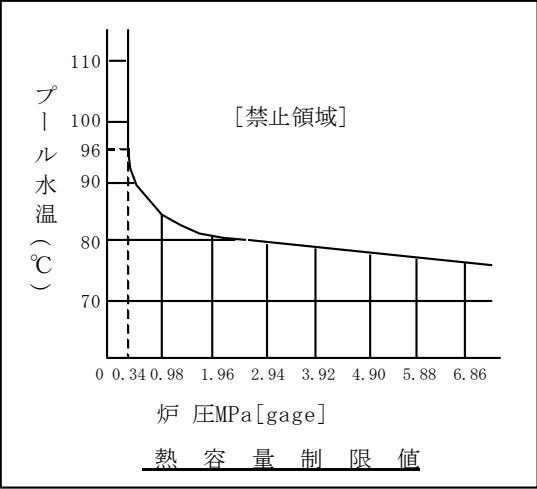
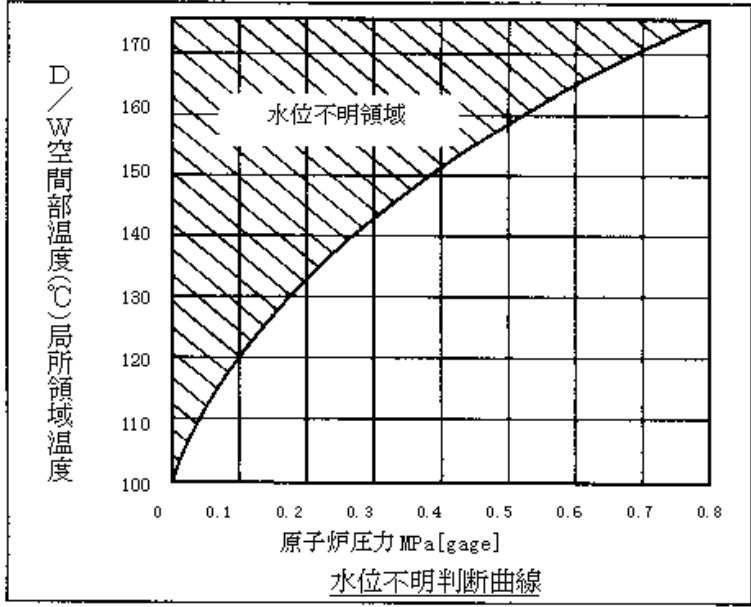
東北電力株式会社

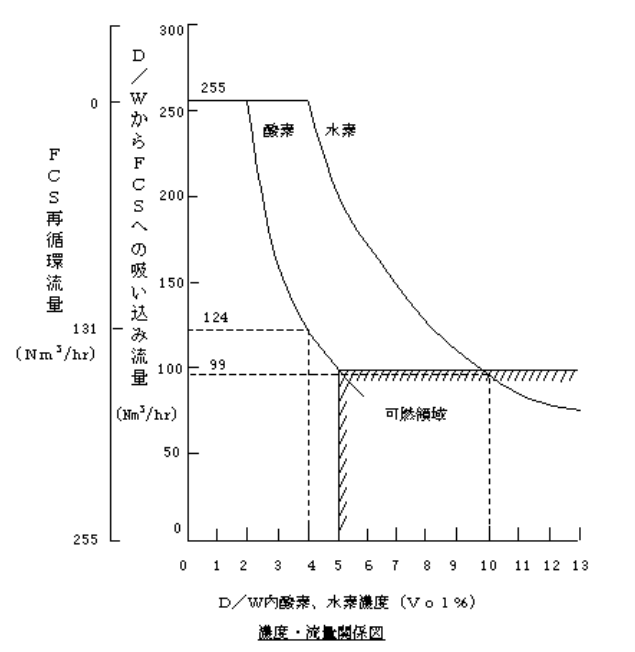
変更前	変更後	理由
<ul style="list-style-type: none"> ・自動減圧機能を有する主蒸気逃がし安全弁とそれ以外の主蒸気逃がし安全弁を合わせて1弁も開放できなければ、高圧注水系（1号炉のみ），原子炉隔離時冷却系を使用して減圧する。 ・原子炉減圧が不十分である場合，主蒸気隔離弁を開し，タービンバイパス弁と復水器により減圧する。 ・原子炉水位が判明している場合は，不測事態「急速減圧」の導入前の制御へ移行する。 ・原子炉水位が不明な場合は，不測事態「水位不明」の「満水注入」および「格納容器水素濃度制御」へ移行する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自動減圧機能を有する主蒸気逃がし安全弁とそれ以外の主蒸気逃がし安全弁を合わせて1弁も開放できなければ，原子炉隔離時冷却系を使用して減圧する。 ・原子炉減圧が不十分である場合，主蒸気隔離弁を開し，タービンバイパス弁と復水器により減圧する。 ・原子炉水位が判明している場合は，不測事態「急速減圧」の導入前の制御へ移行する。 ・原子炉水位が不明な場合は，不測事態「水位不明」の「満水注入」および「格納容器水素濃度制御」へ移行する。 	<p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 （1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定することから，運転段階の保安活動を第1編の規定とし，1号炉に係る記載を削除する）</p>

変更前	変更後	理由
<p>表12</p> <p>3. 不測事態 (3) 水位不明</p> <p>①目的 ・原子炉水位が不明な場合に原子炉の冷却を確保する。</p> <p>②導入条件 ・「反応度制御」を除き、原子炉制御「スクラム」の他全ての制御において、原子炉水位が不明になった場合 ・「反応度制御」の「水位不明」を実施中に、全ての制御棒が全挿入位置または最大未臨界引抜位置まで挿入された場合 ・「ドライウエル温度制御」において、ドライウエル空間部温度が水位不明判断曲線の水位不明領域に入った場合 ・不測事態「急速減圧」において、原子炉水位が判明しない場合、またはドライウエル空間部温度が水位不明判断曲線の水位不明領域に入った場合</p> <p>④基本的な考え方 ・原子炉水位不明時に、<u>給復水系、炉心スプレイ系、低圧注水系（2号炉および3号炉においては給復水系、高圧炉心スプレイ系、低圧炉心スプレイ系、低圧注水系）</u>または、代替注水系を使用した原子炉注水操作を行い、さらに原子炉圧力を目安にした原子炉満水操作を行う。 ・原子炉注水操作は、使用可能な全ての注水系のうち、1系統以上を作動させ、原子炉圧力とサプレッションプール圧力の差圧を原子炉圧力容器満水確認最低圧力以上になるように注水操作を行う。 ・原子炉水位が判明した場合は、原子炉制御「水位確保」へ移行する。</p> <p>⑤主な監視操作内容 A. 注水確保 ・低圧で原子炉へ注水可能な系統が1台以上作動した場合は、不測事態「急速減圧」へ移行する。 ・低圧で原子炉へ注水可能な系統が1台も作動しない場合は、原子炉隔離時冷却系<u>または高圧注水系（1号炉のみ）</u>を作動させる。 ・低圧で原子炉へ注水可能な系統、原子炉隔離時冷却系<u>および高圧注水系（1号炉のみ）</u>が作動しない場合は、復水補給水系、制御棒駆動水圧系、ほう酸水注入系、ろ過水系、<u>残留熱除去冷却海水系（1号炉のみ）</u>を作動させ、復水補給水系、制御棒駆動水圧系、ほう酸水注入系、ろ過水系、<u>残留熱除去冷却海水系（1号炉のみ）</u>が作動した場合には、不測事態「急速減圧」へ移行する。 ・原子炉隔離時冷却系<u>または高圧注水系（1号炉のみ）</u>が作動し、かつ低圧で原子炉へ注水可能な系統、復水補給水系、制御棒駆動水圧系、ほう酸水注入系、ろ過水系、<u>残留熱除去冷却海水系（1号炉のみ）</u>の全部が作動しない場合は、低圧で原子炉へ注水可能な系統、復水補給水系、制御棒駆動水圧系、ほう酸水注入系、ろ過水系、<u>残留熱除去冷却海水系（1号炉のみ）</u>の復旧を行い、これらの系統が復旧した場合には不測事態「急速減圧」へ移行する。</p> <p>B. 満水注入 ・不測事態「急速減圧」から移行してきた場合において、主蒸気逃がし安全弁が1弁以上開放可能な場合、「水位計復旧」において最長許容炉心露出時間内に原子炉水位が判明しない場合、主蒸気隔離弁、主蒸気管ドレン弁、<u>高圧注水系（1号炉のみ）</u>、原子炉隔離時冷却系および原子炉冷却材浄化系の隔離弁を閉鎖し、「満水注入」を行う。 ・不測事態「急速減圧」から移行してきた場合、主蒸気逃がし安全弁が1弁も開放できないときは、<u>給復水系、炉心スプレイ系、低圧注水系（2号炉および3号炉においては給復水系、高圧炉心スプレイ系、低圧炉心スプレイ系、低圧注水系）</u>または復水補給水系、制御棒駆動水圧系、ほう酸水注入系、ろ過水系を使用して原子炉への注水維持を行うとともに、主蒸気隔離弁、主蒸気管ドレン弁、<u>高圧注水系（1号炉のみ）</u>、原子炉隔離時冷却系および原子炉冷却材浄化系の隔離弁を開けて原子炉の減圧を継続する。</p>	<p>表12</p> <p>3. 不測事態 (3) 水位不明</p> <p>①目的 ・原子炉水位が不明な場合に原子炉の冷却を確保する。</p> <p>②導入条件 ・「反応度制御」を除き、原子炉制御「スクラム」の他全ての制御において、原子炉水位が不明になった場合 ・「反応度制御」の「水位不明」を実施中に、全ての制御棒が全挿入位置または最大未臨界引抜位置まで挿入された場合 ・「ドライウエル温度制御」において、ドライウエル空間部温度が水位不明判断曲線の水位不明領域に入った場合 ・不測事態「急速減圧」において、原子炉水位が判明しない場合、またはドライウエル空間部温度が水位不明判断曲線の水位不明領域に入った場合</p> <p>④基本的な考え方 ・原子炉水位不明時に、給復水系、高圧炉心スプレイ系、低圧炉心スプレイ系、低圧注水系または、代替注水系を使用した原子炉注水操作を行い、さらに原子炉圧力を目安にした原子炉満水操作を行う。 ・原子炉注水操作は、使用可能な全ての注水系のうち、1系統以上を作動させ、原子炉圧力とサプレッションプール圧力の差圧を原子炉圧力容器満水確認最低圧力以上になるように注水操作を行う。 ・原子炉水位が判明した場合は、原子炉制御「水位確保」へ移行する。</p> <p>⑤主な監視操作内容 A. 注水確保 ・低圧で原子炉へ注水可能な系統が1台以上作動した場合は、不測事態「急速減圧」へ移行する。 ・低圧で原子炉へ注水可能な系統が1台も作動しない場合は、原子炉隔離時冷却系を作動させる。 ・低圧で原子炉へ注水可能な系統、原子炉隔離時冷却系が作動しない場合は、復水補給水系、制御棒駆動水圧系、ほう酸水注入系、ろ過水系を作動させ、復水補給水系、制御棒駆動水圧系、ほう酸水注入系、ろ過水系が作動した場合には、不測事態「急速減圧」へ移行する。 ・原子炉隔離時冷却系が作動し、かつ低圧で原子炉へ注水可能な系統、復水補給水系、制御棒駆動水圧系、ほう酸水注入系、ろ過水系の全部が作動しない場合は、低圧で原子炉へ注水可能な系統、復水補給水系、制御棒駆動水圧系、ほう酸水注入系、ろ過水系の復旧を行い、これらの系統が復旧した場合には不測事態「急速減圧」へ移行する。</p> <p>B. 満水注入 ・不測事態「急速減圧」から移行してきた場合において、主蒸気逃がし安全弁が1弁以上開放可能な場合、「水位計復旧」において最長許容炉心露出時間内に原子炉水位が判明しない場合、主蒸気隔離弁、主蒸気管ドレン弁、原子炉隔離時冷却系および原子炉冷却材浄化系の隔離弁を閉鎖し、「満水注入」を行う。 ・不測事態「急速減圧」から移行してきた場合、主蒸気逃がし安全弁が1弁も開放できないときは、給復水系、高圧炉心スプレイ系、低圧炉心スプレイ系、低圧注水系または復水補給水系、制御棒駆動水圧系、ほう酸水注入系、ろ過水系を使用して原子炉への注水維持を行うとともに、主蒸気隔離弁、主蒸気管ドレン弁、原子炉隔離時冷却系および原子炉冷却材浄化系の隔離弁を開けて原子炉の減圧を継続する。</p>	<p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 （1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定することから、運転段階の保安活動を第1編の規定とし、1号炉に係る記載を削除する）</p>

変更前	変更後	理由
<p>・低圧で原子炉へ注水可能な系統のうち、いずれか1系統を使用して原子炉へ注水し、注水流量を増加して原子炉を加圧し、原子炉圧力容器満水確認用適正弁数以下の主蒸気逃がし安全弁を開放して原子炉圧力をサブプレッションプール圧力より原子炉圧力容器満水確認最低圧力以上に維持する。</p> <p>・原子炉圧力がサブプレッションプール圧力より原子炉圧力容器満水確認最低圧力以上に維持できない場合は、低圧で原子炉へ注水可能な系統を1系統ずつ順次起動して、原子炉への注水流量を増加させて、原子炉圧力をサブプレッションプール圧力より原子炉圧力容器満水確認最低圧力以上に維持する。</p> <p>・低圧で原子炉へ注水可能な系統を全て起動しても、原子炉圧力をサブプレッションプール圧力より原子炉圧力容器満水確認最低圧力以上に維持できない場合は、主蒸気逃がし安全弁の開数を原子炉圧力容器満水確認用最小必要弁数まで減らし、原子炉圧力をサブプレッションプール圧力より原子炉圧力容器満水確認最低圧力以上に維持する。</p> <p>・低圧で原子炉へ注水可能な系統を全て起動し、主蒸気逃がし安全弁を原子炉圧力容器満水確認用最小必要弁数のみ開としても原子炉圧力をサブプレッションプール圧力より原子炉圧力容器満水確認最低圧力以上に維持できない場合は、復水補給水系、制御棒駆動水压系、ほう酸水注入系、ろ過水系を起動し、原子炉圧力をサブプレッションプール圧力より原子炉圧力容器満水確認最低圧力以上に維持する。</p> <p>・<u>主蒸気逃がし安全弁を原子炉圧力容器満水確認用最小必要弁数のみ開とし、復水補給水系、制御棒駆動水压系、ほう酸水注入系、ろ過水系を全て起動しても、原子炉圧力をサブプレッションプール圧力より原子炉圧力容器満水確認最低圧力以上に維持できない場合は、残留熱除去冷却海水系を起動し原子炉への注水を行う（1号炉のみ）。</u></p> <p>C. 水位計復旧</p> <p>・原子炉圧力がサブプレッションプール圧力より原子炉圧力容器満水確認最低圧力以上に維持できていれば、炉心の健全性は確保されているため、「水位計復旧」操作は対応する余裕がある場合のみ試みればよい。</p> <p>・原子炉水位計の基準水柱に水を満たす。</p> <p>・原子炉への注水を継続し、基準水柱の周囲温度を100℃以下にし、原子炉水位計を使用可能とする。</p> <p>・原子炉水位を読み取るため、原子炉注水を停止し、原子炉水位を下げる。</p> <p>・最長許容炉心露出時間以内に原子炉水位が判明した場合には、原子炉制御「水位確保」へ移行する。原子炉水位が判明しない場合には、「満水注入」へ移行する。</p>	<p>・低圧で原子炉へ注水可能な系統のうち、いずれか1系統を使用して原子炉へ注水し、注水流量を増加して原子炉を加圧し、原子炉圧力容器満水確認用適正弁数以下の主蒸気逃がし安全弁を開放して原子炉圧力をサブプレッションプール圧力より原子炉圧力容器満水確認最低圧力以上に維持する。</p> <p>・原子炉圧力がサブプレッションプール圧力より原子炉圧力容器満水確認最低圧力以上に維持できない場合は、低圧で原子炉へ注水可能な系統を1系統ずつ順次起動して、原子炉への注水流量を増加させて、原子炉圧力をサブプレッションプール圧力より原子炉圧力容器満水確認最低圧力以上に維持する。</p> <p>・低圧で原子炉へ注水可能な系統を全て起動しても、原子炉圧力をサブプレッションプール圧力より原子炉圧力容器満水確認最低圧力以上に維持できない場合は、主蒸気逃がし安全弁の開数を原子炉圧力容器満水確認用最小必要弁数まで減らし、原子炉圧力をサブプレッションプール圧力より原子炉圧力容器満水確認最低圧力以上に維持する。</p> <p>・低圧で原子炉へ注水可能な系統を全て起動し、主蒸気逃がし安全弁を原子炉圧力容器満水確認用最小必要弁数のみ開としても原子炉圧力をサブプレッションプール圧力より原子炉圧力容器満水確認最低圧力以上に維持できない場合は、復水補給水系、制御棒駆動水压系、ほう酸水注入系、ろ過水系を起動し、原子炉圧力をサブプレッションプール圧力より原子炉圧力容器満水確認最低圧力以上に維持する。</p> <p>C. 水位計復旧</p> <p>・原子炉圧力がサブプレッションプール圧力より原子炉圧力容器満水確認最低圧力以上に維持できていれば、炉心の健全性は確保されているため、「水位計復旧」操作は対応する余裕がある場合のみ試みればよい。</p> <p>・原子炉水位計の基準水柱に水を満たす。</p> <p>・原子炉への注水を継続し、基準水柱の周囲温度を100℃以下にし、原子炉水位計を使用可能とする。</p> <p>・原子炉水位を読み取るため、原子炉注水を停止し、原子炉水位を下げる。</p> <p>・最長許容炉心露出時間以内に原子炉水位が判明した場合には、原子炉制御「水位確保」へ移行する。原子炉水位が判明しない場合には、「満水注入」へ移行する。</p>	<p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 （1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定することから、運転段階の保安活動を第1編の規定とし、1号炉に係る記載を削除する）</p>

変更前	変更後	理由												
<p>1号炉 参考</p> <p>(1) 最大未臨界引抜位置：0.2位置</p> <p>(2) スクラム不能異常過渡事象発生時原子炉出力低判定値：3%（平均出力領域モニタ）</p> <p>(3) サプレッションプールへ放出される蒸気量・サプレッションプール水温相関曲線：下図のとおり</p>  <p>(4) スクラム不能異常過渡事象発生時原子炉出力高判定値：30%（平均出力領域モニタ）</p> <p>(5) スクラム不能異常過渡事象発生時原子炉水位低下制限値：レベル2-1,000mm</p> <p>(6) スクラム不能異常過渡事象発生時原子炉水位低下限值：レベル1+1,000mm</p> <p>(7) 「反応度制御」原子炉水位操作時必要弁数：2弁</p> <p>(8) 「反応度制御」原子炉水位不明操作時必要弁数：2弁</p> <p>(9) 炉心冠水最低圧力：下表のとおり</p> <table border="1" data-bbox="430 1180 973 1428"> <thead> <tr> <th>開いている主蒸気逃がし安全弁の数</th> <th>炉心冠水最低圧力 MPa[gage]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2</td> <td>4.1</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>2.7</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>2.1</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>1.7</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>1.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>(10) 最長許容炉心露出時間：下図のとおり</p> 	開いている主蒸気逃がし安全弁の数	炉心冠水最低圧力 MPa[gage]	2	4.1	3	2.7	4	2.1	5	1.7	6	1.4	<p><削除></p>	<p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 （1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定することから、運転段階の保安活動を第1編の規定とし、1号炉に係る記載を削除する）</p>
開いている主蒸気逃がし安全弁の数	炉心冠水最低圧力 MPa[gage]													
2	4.1													
3	2.7													
4	2.1													
5	1.7													
6	1.4													

変更前	変更後	理由
<p>(11) サプレッションプール熱容量制限図：下図のとおり</p>  <p>(12) 残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）の使用可能圧力：0.52MPa[gage]以下</p> <p>(13) ドライウェルスプレイ起動圧力：0.10MPa[gage]</p> <p>(14) 「急速減圧」時必要最小弁数：1弁</p> <p>(15) 温度高警報設定点（ドライウェル局所温度）：65℃</p> <p>(16) 主蒸気隔離弁用弁位置検出器許容温度：90℃</p> <p>(17) 水位不明判断曲線：下図のとおり</p>  <p>(18) スクラム制限温度：46.1℃</p> <p>(19) 温度高警報設定点（サプレッションプール空間部温度）：43.3℃</p> <p>(20) サプレッションプール水位計測定上限：+50cm</p> <p>(21) 真空破壊弁位置から作動差圧相当分の水位を引いた水位：サプレッションプール底部より+4.1m</p> <p>(22) 格納容器ベント最高水位：サプレッションプール底部より+28.8m</p> <p>(23) サプレッションプール水位計測定下限：-50cm</p> <p>(24) 可燃性限界に対し可燃性ガス濃度制御系の起動に要する時間，格納容器雰囲気測定系の応答時間および計測誤差の余裕を見込んだ濃度：3.1%</p>	<p>変更後</p> <p><削除></p>	<p>理由</p> <p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 （1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定することから，運転段階の保安活動を第1編の規定とし，1号炉に係る記載を削除する）</p>

変更前	変更後	理由
<p>(25) ドライウェル酸素・水素濃度と可燃性ガス濃度制御系再循環流量関係図：下図のとおり</p>  <p>(26) 可燃性ガス濃度制御系運転時の制限圧力：0.106MPa[gage]</p> <p>(27) 「急速減圧」時必要弁数：3弁</p> <p>(28) 原子炉圧力容器満水確認最低圧力：0.7MPa[gage]</p> <p>(29) 原子炉圧力容器満水確認用適正弁数：2弁</p> <p>(30) 原子炉圧力容器満水確認用必要最小弁数：1弁</p>	<p><削除></p>	<p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 (1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定することから、運転段階の保安活動を第1編の規定とし、1号炉に係る記載を削除する)</p>

女川原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表（令和元年度 東北電原運第27号）

東北電力株式会社

変更前	変更後	理由
<p style="text-align: right;">参考</p> <p>2号炉および3号炉</p> <p>(1) 最大未臨界引抜位置：0.2位置 (2) スクラム不能異常過渡事象発生時原子炉出力低判定値：3%（平均出力領域モニタ）</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p>	<p style="text-align: right;">参考</p> <p>(1) 最大未臨界引抜位置：0.2位置 (2) スクラム不能異常過渡事象発生時原子炉出力低判定値：3%（平均出力領域モニタ）</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p>	<p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 （1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定することから、運転段階の保安活動を第1編の規定とし、1号炉に係る記載を削除する）</p>

変更前	変更後	理由
<p style="text-align: center;">添付2 管理区域図 (第93条および第94条関連)</p> <p>管理区域表示凡例</p> <p> 管理区域※1</p> <p> 汚染のおそれのない管理区域</p> <p> 管理区域設定・解除予定エリア</p> <p>※1：第94条第1項（2）に該当する管理区域を示す。ただし、管理区域全体図については、汚染のおそれのない管理区域が含まれている場合がある。</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p>	<p style="text-align: center;">添付1-2 管理区域図 (第93条および第94条関連)</p> <p>管理区域表示凡例</p> <p> 管理区域※1</p> <p> 汚染のおそれのない管理区域</p> <p> 管理区域設定・解除予定エリア</p> <p>※1：第94条第1項（2）に該当する管理区域を示す。ただし、管理区域全体図については、汚染のおそれのない管理区域が含まれている場合がある。</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p>	<p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 (1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定することから、運転段階の保安活動を第1編の規定とし、1号炉に係る記載を削除する)</p>

変更前	変更後	理由
<p style="text-align: center;">添付3 保全区域図 (第98条関連) (省略)</p>	<p style="text-align: center;">添付1-3 保全区域図 (第98条関連) (省略)</p>	<p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 (1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定することから、運転段階の保安活動を第1編の規定とし、1号炉に係る記載を削除する)</p>

変更前	変更後	理由
<p style="text-align: center;"> 添付4 長期保守管理方針 (第108条の2関連) </p>		<p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 （1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定することから、運転段階の保安活動を第1編の規定とし、1号炉に係る記載を削除する）</p>

変更前		変更後	理由
(1) 1号炉 長期保守管理方針 ^{※1} （始期：平成26年6月1日，適用期間10年間）			女川1号炉廃止措置に伴う変更 （1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定することから，運転段階の保安活動を第1編の規定とし，1号炉に係る記載を削除する）
No.	保守管理の項目	実施時期 ^{※2}	
1	<u>原子炉冷却材浄化系再生熱交換器等*の腐食については，代表部位の肉厚測定を実施する。</u> *：原子炉冷却材浄化系再生熱交換器（胴，水室・ダイヤフラム） 原子炉冷却材浄化系非再生熱交換器（水室・ダイヤフラム） 残留熱除去系熱交換器（胴）	短期	
2	<u>シュラウドサポートの疲労割れについては，発電用原子力設備規格維持規格に基づく目視点検を実施する。</u>	中長期	
3	<u>炉内構造物*の粒界型応力腐食割れについては，発電用原子力設備規格維持規格に基づく目視点検を実施する。</u> *：炉内構造物（シュラウドサポート，上部格子板，炉心支持板，ジェットポンプ，燃料支持金具，炉心スプレイ配管（原子炉圧力容器内部），差圧検出・ほう酸水注入系配管（原子炉圧力容器内部），中性子束モニタ案内管）	中長期	
4	<u>炉内構造物*の照射誘起型応力腐食割れについては，発電用原子力設備規格維持規格に基づく目視点検を実施する。</u> *：炉内構造物（上部格子板，炉心支持板，燃料支持金具）	中長期	
5	<u>炉内構造物*の中性子照射による靱性低下については，発電用原子力設備規格維持規格に基づく目視点検を実施する。</u> *：炉内構造物（上部格子板，炉心支持板，燃料支持金具）	中長期	
^{※1} ：冷温停止状態が維持されることを前提とした評価から抽出したもの。 ^{※2} ：実施時期における短期とは，平成26年6月1日からの5年間，中長期とは，平成26年6月1日からの10年間をいう。			

変更前	変更後	理由
	<p style="text-align: center;"><u>添付2-2 管理区域図</u> <u>(第293条および第294条関連)</u></p> <p><u>管理区域表示凡例</u></p> <p> <u>管理区域※1</u></p> <p> <u>汚染のおそれのない管理区域</u></p> <p> <u>管理区域設定・解除予定エリア</u></p> <p>※1：<u>第294条第1項（2）に該当する管理区域を示す。ただし、管理区域全体図については、汚染のおそれのない管理区域が含まれている場合がある。</u></p>	<p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 （1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定する）</p>

女川原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表（令和元年度 東北電原運第27号）

東北電力株式会社

変更前	変更後	理由
	<div data-bbox="1792 222 2036 260" style="border: 1px solid blue; padding: 2px;">添付1-2に同じ</div>	女川1号炉廃止措置に伴う変更 （1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定する）

変更前	変更後	理由
	<p><u>添付2-3 保全区域図</u> <u>(第298条関連)</u></p>	<p>女川1号炉廃止措置に伴う変更 (1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定する)</p>

女川原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表（令和元年度 東北電原運第27号）

東北電力株式会社

変更前	変更後	理由
	<div data-bbox="1792 222 2036 260" style="border: 1px solid blue; padding: 2px;">添付1-3に同じ</div>	女川1号炉廃止措置に伴う変更 （1号炉の廃止措置段階の保安活動を第2編に規定する）